

第11回 川薩地区法定合併協議会

資 料

日時 平成15年12月11日(木) 午後2時から

場所 川内市 ホテル太陽パレス

川薩地区法定合併協議会

第11回川薩地区法定合併協議会

日時：平成15年12月11日(木)
午後2時から
場所：ホテル太陽パレス(川内市)

会 次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

(1) 議案審議

議案第46号	交通関係事業について	P 5
議案第47号	商工・観光関係事業について	P 18
議案第48号	建設関係事業について	P 32
議案第49号	学校教育事業について	P 43
議案第50号	コミュニティ施策について	P 58
議案第51号	社会教育事業について	P 65
議案第52号	一般職の職員の身分の取扱いについて	P 124
議案第53号	特別職の身分の取扱いについて	P 143
議案第54号	生活保護事業について	P 166
議案第55号	その他の福祉事業について	P 170
議案第56号	その他事業(選挙事務関係)について	P 181
議案第57号	その他事業(個人情報保護制度)について	P 186
議案第58号	その他事業(地籍調査事業)について	P 191
議案第59号	その他事業(会計事務関係)について	P 195
議案第60号	その他事業(契約事務関係)について	P 198
議案第61号	その他事業(企画関係)について	P 202
議案第62号	新市地域情報化計画案について	P 208

(2) 報告事項

合併協定項目H群(一部)の協議状況について	P 210
各市町村住民説明会日程(予定)について	P 211
事務の進捗状況について	P 213
9専門部会の進捗状況について	P 214
一部事務組合について	P 215

(3) その他

次回協議会の開催等について	P 218
合併協定項目 市町村協議スケジュール(全体)	P 219
合併協定項目(46項目)の協議状況	P 220

4. 閉 会

名簿

1 協議会会長及び委員

市町村名	区分	職名	氏名	摘要
川内市	行政	市長	森 卓朗	会長
		助役	岩切 秀雄	
	議会	議長	今別府 哲矢	副会長
		市町村合併対策特別委員会委員長	岩下 早人	
	学識経験者		田中 憲夫	
			今村 妙子	
樋脇町	行政	町長	黒瀬 一郎	副会長
		助役	宮脇 秀隆	
	議会	議長	帯田 博美	
		副議長	田島 春良	
	学識経験者		中島 増夫	
			宮元 泰子	
入来町	行政	町長	福元 忠一	
		助役	石塚 政揮	
	議会	議長	山本 佐敏	
		副議長	上野 一誠	
	学識経験者		田島 忠志	
			吹田 紘男	
東郷町	行政	町長	森園 正堂	
		助役	和田 国昭	
	議会	議長	北迫 茂	
		副議長	古里 貞義	
	学識経験者		山元 温治	
			田原 ハルエ	
祁答院町	行政	町長	今村 松男	
		助役	村原 政和	
	議会	議長	里永 十藏	
		合併問題対策特別委員会委員長	肥後 耕作	
	学識経験者		川畑 禮二	
			平林 徳子	

市町村名	区分	職名	氏名	摘要
里 村	行政	村 長	塩田 至	
		助 役	鷲山 和平	
	議 会	議 長	平嶺 道夫	
		副議長	外園 加一	
	学識経験者		純浦 勝志	
			山下 廣江	
上 甌 村	行政	村 長	藏元欽一郎	
		助 役	長濱 秀徳	
	議 会	議 長	中能 重行	
		副議長	大良 影夫	
	学識経験者		西 仙可	
			石原 弘子	
下 甌 村	行政	村 長	町 弘道	
		助 役(総務課長)	西手 正孝	
	議 会	議 長	中川 三継	
		副議長	宮 和勇	
	学識経験者		日笠山直宏	
			宮野イネ子	
鹿 島 村	行政	村 長	尾崎 嗣徳	
		助 役	中野 捷	
	議 会	議 長	塩釜 三郎	
		副議長	橋野 利邦	
	学識経験者		小村 庄昌	
			塩釜 悦子	

2 顧問

鹿児島県	総務部地方課長	肥後 和紀	
	総務部地方課市町村合併推進室長	西中須浩一	
	川内総務事務所長	馬場 英俊	

事務局

事務局職名	氏名	所属市町村名
事務局長	田中 良二	川内市
事務局次長	川野 眞司	川内市(鹿児島県派遣)
総務広報班長	森園 一春	入来町
総務広報班員	村岡 斎哲	里 村
総務広報班員	橋口 堅	川内市
調整班長	奥平 幸己	東郷町
調整班員	上須田 敏秋	鹿島村
調整班員	大毛 昭徳	下甕村
調整班員	井手上和洋	祁答院町
調整班員	平 利朗	樋脇町
調整班員	久米 道秋	祁答院町
調整班員	堀切 良一	入来町
調整班員	田代 健一	川内市
調整班員	古川 太司	樋脇町
計画班長	古川 英利	川内市
計画班員	江口 洋	上甕村
計画班員	山内 拓也	下甕村
計画班員	堀之内孝充	東郷町

(1) 議案審議

議案第 4 6 号

交通関係事業について

合併協定項目 2 3 - 6 号「交通関係事業」について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 2 月 1 1 日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針 (案) 】

交通関係事業について

- 1 . 1 市 4 町で実施している巡回バス・乗合タクシー運行事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 2 . 川内市で実施している均一運賃バス運行事業については、新市に移行後、新たな制度等を検討する。
- 3 . 甑島で実施している自動車運送事業については、新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、鹿島村送迎事業を含め、下甑村自動車運送事業及び上甑島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。

平成 年 月 日 確認

協定項目 23 - 6号 資料

交通関係事業について

1. 協議項目の要旨・留意点

交通関係事業について検討する。
関連資料については、別紙のとおり。

2. 提案の理由

巡回バス等の交通関係対策については、地域全体の均衡を考慮し、新市全体の住民の利便性の向上が図れるよう、新たな交通体系を総合的かつ計画的に推進するものとして提案する。

3. 協定（協議）先進事例

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日 新設合併）

交通対策事業については、市民生活の安全確保の観点から引き続き推進するものとする。放置自動車対策等については、合併後速やかに統一を図る。

岐阜県山県市（平成15年4月1日 新設合併）

高富町及び美山町の自主運行バス（道路運送法第21条に基づくもの）については、当面、現行の制度を新市に引き継ぐものとする。

- （1）新市において、高富町の自主運行バス梅原線については、伊自良村長滝まで延長し、日祝日も運行する。
- （2）料金体系については、3区間を設定し、移動区間に応じて、100円・200円・300円の3種類とする。
- （3）回数券は100円券の11枚綴りとし、金額は1,000円とする。

三重県員弁地区町合併協議会（平成15年12月1日目標 新設合併）

交通関係事業については、市民生活の利便性、移動手段の確保の観点から、新市の交通体系の整備を図るものとする。また、放置自動車及び自転車対策等については、合併後速やかに統一を図るものとする。

岐阜県飛騨4町村合併協議会（平成16年2月1日目標 新設合併）

事業の実施については、現行のとおり新市に引継ぐものとし、運営方法等については、新市において調整する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-6 交通関係事業		[巡回バス・乗合タクシー - 運行事業]		産業経済部会 商工業・運輸分科会	
調整方針(案)	1市4町で実施している巡回バス・乗合タクシー運行事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。					
種類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	その他村
(1) 事業名	「くるくるバス」運行事業	町内循環バス運行事業(ゆうゆうバス)	入来町乗合タクシー	東郷町内循環バス運行委託事業(ゆったりバス)	祁答院バス導入対策事業	該当なし
(2) 目的	高齢者の社会参加促進、総合運動公園へのアクセス改善、商業振興、観光振興等を目的。	樋脇町内のバス路線としては、年々減少傾向にあり、また未路線地域もある。このため、高齢者や児童生徒の交通弱者に対する、住民福祉サービスの向上を図るために、また、遠距離通学者の安全確保及び観光客への基盤整備として、町主体による、バスの運行を計画したものである。	町内におけるバス廃止路線及び町長がこれと同等と認めた地区における高齢者等の交通手段の確保のため、祁答院町地域一部乗り入れ部分については、祁答院町から負担金の納付あり。	バスの路線が廃止になった地区があり、その地区の交通弱者の救済のためのバス事業者への委託事業。	町内における交通手段を確保し、もって地域の福祉向上を図る。	
(3) 運行開始日	平成12年8月1日運行開始。	平成13年9月1日運行開始。	平成7年4月1日運行開始。	平成14年4月1日運行開始。	平成9年2月1日運行開始。	
(4) 事業主体	林田バス株式会社、南国交通株式会社(企画設定は川内市)	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
(5) 委託事業者	林田バス株式会社(東回り) 南国交通株式会社(西回り)	林田バス株式会社	入来タクシー	林田バス株式会社	南国交通株式会社	
(6) 運行契約方法	委託契約	委託契約	契約(運行事業に関する契約)	委託契約	委託契約	課題・問題点
(7) 路線・系統	・運転系統 東・西回り各1ルート ・営業路線 19.8km	・運転系統 2本 ・営業路線 19.09km	・運転系統 2本 ・営業路線 20.6km。(柴垣湯前～長野 8.8Km、柴垣湯前～いむた温泉 11.8Km)	・運転系統 3本 ・営業路線 57.0km	・運転系統 3本 ・営業路線 52km	・巡回バス ・各自自治体で運行体系が違ふ。 ・住民生活の利便性の向上のため継続する必要がある。
(8) 運行本数	・平日便数 東・西回り各11便 合計22便 (8の字コースを1周1時間以内で回る循環路線) ・日曜祝日便数 平日と同一	・平日便数 22便 ・日曜祝日便数 連休	・平日便数 1日4便(柴垣湯前～長野) 1日6便(柴垣湯前～いむた温泉) ・日曜祝日便数 1日4便(柴垣湯前～長野) 1日6便(柴垣湯前～いむた温泉) 時期によって異なる	・平日便数 12便 ・日曜祝日便数 連休	・平日便数 3便 ・日曜祝日便数 連休 (バス一台による巡回コース・曜日により3コース)	・合併後は、広域運行を検討する必要がある。 ・バス会社との調整が必要。 ・合併前に概ねの方向性を調整し、新市に移行後事務手続きを進める。 ・路線の見直しが必要。 ・料金の統一性について調整が必要。
(9) 停留所数	停留所数 延37箇所。	停留所数 延64箇所。	停留所数 延30箇所。	停留所数 延104箇所。	停留所数 延 86箇所。	
(10) 走行距離	1日走行距離 約436キロ	1日走行距離 約399キロ	1日走行距離 約106キロ	1日走行距離 約233.1キロ	1日走行距離 約 200キロ	
(11) 運賃	・運賃100円(子供(小学生以下)等半額)。	運賃を一律100円(子供(小学生以下)及び身体障害者50円)	4才以上小学生以下 70円～180円 大人130円～360円	1回100円 子供(小学生以下)無料 (平成15年度から、65歳以上と障害者は無料)	・大人100円 子供(小学生以下)50円 ・60歳以上の方・身体障害者(手帳を有する者)・生活保護世帯・母子世帯・寡婦世帯の方は役場福祉係で発行される無料乗車証	・入来町乗合タクシー ・住民生活の利便性の向上のため継続する必要がある。 ・路線の見直しが必要。 ・バス会社との調整が必要。
(12) 利用者数	・年間利用者数(平成13年度)92,496人 ・1日1台平均利用者数(平成13年度)12.7人	・年間利用者数(平成13年度) 11,204人 ・1日1台平均利用者数(平成13年度) 32.7人	・年間利用者数 8,064人 ・1日1台平均利用者数 3人	・年間利用者数(平成14年度) 9,600人 ・1日1台平均利用者数(平成14年度)2.6人	・年間利用者数(平成13年度) 9,608人 ・1日1台平均利用者数(平成13年度) 40人	
(13) 車両	専用車両 中型バス(約60人乗) 各1台、計2台	中型バス(39人乗) 2台	タクシー(10人乗) 2台	大型バス(52人乗) 2台。	小型バス(29人乗) 1台。	
(14) 経費	・13年度委託料15,958,950円(2社) ・林田バス8,190,000円 ・南国交通7,768,950円 (うち県補助:0円、うち一般単独費:15,958,950円)	・13年度委託料 5,818,050 円(1社) (うち県補助: 0円、うち一般単独費:5,818,050円)	・13年度補助金 7,200,000円(1社) 月額600,000円。 (うち一般単独費: 5,739,000円) (うち県補助金 1,285,000円) (うちその他財源176,000円) 祁答院町よ	・14年度委託料6,941,917円(1社) (うち県補助:0円、うち一般単独費:6,941,917円)	・13年度委託料 7,345,750 円(1社) (うち県補助:0円、うち一般単独費:7,345,750円)	
(15) 公有財産					小型バス(町所有) 1台 購入価格 7,000,000円	
(16) 根拠法令			・入来町乗合タクシー導入対策事業要綱 ・鹿児島県地方バス路線維持費補助金交付要綱 ・地方公共交通特別対策費補助制度		祁答院バス導入対策事業条例	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-6 交通関係事業	[均一運賃バス運行事業]	産業経済部会 商工業・運輸分科会
調整方針(案)	川内市で実施している均一運賃バス運行事業については、新市に移行後、新たな制度等を検討する。		
種類	川内市	その他町村	課題・問題点
(1) 事業名	均一運賃バス運行事業	該当なし	・均一運賃バス運行事業 川内市が、くるくるバスとの不均衡を解消するために実施。 民間の路線バス会社に運賃差額の補助を交付している事業である。川内市以外の市町村は、同事業を行っていない。新市になった場合、全域にこの事業を適用すれば経費も莫大な額(川内市実績 6千万)になる事や、民間バスが運行していない区域もあるため、検討が必要である。
(2) 目的	高齢者の経済的負担の軽減、地域住民に必要なバス路線の維持、利便性の向上等を図ることを目的。		
(3) 運行開始日	平成14年4月24日事業開始。		
(4) 事業主体	林田バス株式会社、南国交通株式会社		
(5) 委託事業者	林田バス株式会社、南国交通株式会社		
(6) 運行契約方法	補助金(運賃差額補助)		
(7) 路線・系統	・運転系統 林田バス 31系統 南国交通 27系統 合計 58系統(事業開始日現在) ・営業路線 930.4km (系統含運賃分を含む)		
(8) 運行本数	・平日便数 林田バス 171便 南国交通 77便 合計 248便 ・日曜祝日便数 林田バス 112便 南国交通 46便 合計 158便		
(9) 停留所数	停留所数 延240箇所。		
(10) 走行距離	1日走行距離 約3,285キロ		
(11) 運賃	川内市内相互間の乗降客を対象に、認可運賃200円以下の区間を100円に、同200円を超える区間を200円(子供(小学生以下)、障害者手帳保持者等半額)。		
(12) 利用者数	・年間利用者数(平成13年度) -人 (14年度 546,510人) ・1日1台平均利用者数(平成13年度) -人 (14年度 7.3人)		
(13) 車両	中型・大型バス。		
(14) 経費	・13年度委託料 -円(2社) ・林田バス -円 ・南国交通 -円 (うち県補助: -円、うち一般単独費: -円) ・14年度補助金 59,805,029円(全額一般単独費) ・林田バス 31,088,973円		
(15) 根拠法令	・川内市補助金等交付規則 ・川内市補助金等の種類、補助率等に関する要綱		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-6 交通関係事業		[送迎事業]	産業経済部会 商工業・運輸分科会
調整方針(案)	鹿島村送迎事業については、運営方法等について下飯村自動車運送事業及び上飯島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。			
種類	鹿島村	その他市町村	課題・問題点	
(1) 事業名	送迎事業	該当なし	新市の交通体系で調整する必要がある。	
(2) 目的	飯島商船フェリーニューこしきの就航に伴い、最終便が鹿島港に寄港しないことから長浜港・鹿島間の送迎を行う。			
(3) 運行開始日	平成14年10月1日運行開始。			
(4) 事業主体	鹿島村 総務課			
(5) 委託事業者	なし			
(6) 運行契約方法	役場総務課対応			
(7) 路線・系統	・運転系統1本 ・路線15km			
(8) 運行本数	・平日便数 19:10分の寄港に併せて毎日運行。ただし、欠航の場合は、運休。 ・日曜祝日便数 19:10分の寄港に併せて毎日運行。ただし、欠航の場合は、運休。			
(9) 停留所数	停留所数 延2箇所。			
(10) 走行距離	1日走行距離 約30キロ			
(11) 運賃	無料			
(12) 利用者数	・年間利用者数(平成14年度) 517人 ・1日1台平均利用者数(平成14年度) 3.6人			
(13) 車両	マイクロバス(10人乗) 1台、軽自動車 1台			
(14) 経費	・14年度 720,000円 (うち一般単独費:720,000円) 毎月6万円で個人と契約			
(15) 根拠法令				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目 23-6 交通関係事業 [下甕村自動車運送事業] 専門部会・分科会名 産業経済部会 商工業・運輸分科会

調整方針(案) 下甕村自動車運送事業については、新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、鹿島村送迎事業を含め、上甕島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。

1. 収益費用明細書 (単位:円)

項目		下甕村	上甕島バス企業団	計
営業収益	14年度決算	32,601,648	11,979,270	44,580,918
	13年度決算	34,376,979	12,528,540	46,905,519
営業外収益	14年度決算	34,510,917	26,574,000	61,084,917
	13年度決算	34,371,413	30,138,291	64,509,704
収益合計	14年度決算	67,112,565	38,553,270	105,665,835
	13年度決算	68,748,392	42,666,831	111,415,223
営業費用	14年度決算	66,597,633	38,355,574	104,953,207
	13年度決算	66,941,048	42,644,198	109,585,246
営業外費用	14年度決算	915,172	0	915,172
	13年度決算	226,954	0	226,954
予備費	14年度決算	0	0	0
	13年度決算	0	0	0
小計	14年度決算	67,512,805	38,355,574	105,868,379
	13年度決算	67,168,002	42,644,198	109,812,200

3. 企業債(平成14年度)

下甕村 (単位:円)

種類	発行年月日	発行総額	償還額		未償還残高	終期
			当年度償還高	償還高累計		
簡保資金	H10.5.28	2,000,000	515,023	2,000,000	0	H15.3.31
公庫資金	H13.3.22	2,200,000	536,115	536,115	2,200,000	H18.3.20
公庫資金	H14.3.22	2,000,000	0	0	2,000,000	H19.3.20
計		6,200,000	1,051,138	2,536,115	4,200,000	

上甕島バス企業団 (単位:円)

種類	発行年月日	発行総額	償還額		未償還残高	終期
			当年度償還高	償還高累計		
なし						
計		0	0	0	0	

2. 資本的收入及び支出 (単位:円)

項目		下甕村	上甕島バス企業団	計
企業債	14年度決算	0	0	0
	13年度決算	2,000,000	0	2,000,000
他会計補助金	14年度決算	642,569	1,132,698	1,775,267
	13年度決算	7,371,517	0	7,371,517
他会計補助金	14年度決算	146,000	104,000	250,000
	13年度決算	140,000	100,000	240,000
収益合計	14年度決算	788,569	1,236,698	2,025,267
	13年度決算	9,511,517	100,000	9,611,517
建設改良費	14年度決算	263,000	1,236,698	1,499,698
	13年度決算	8,175,850	108,000	8,283,850
企業債償還金	14年度決算	1,051,138	0	1,051,138
	13年度決算	2,671,334	0	2,671,334
費用合計	14年度決算	1,314,138	1,236,698	2,550,836
	13年度決算	10,847,184	108,000	10,955,184

4. 一時借入金(平成14年度)

下甕村 (単位:円)

種類	発行年月日	発行総額	償還額		未償還残高	終期
			当年度償還高	償還高累計		
財政調整基金	H13.4.1	24,000,000	24,000,000	24,000,000	0	H14.6.14
財政調整基金	H13.9.27	2,000,000	2,000,000	2,000,000	0	H15.3.31
財政調整基金	H14.12.6	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	H15.3.31
財政調整基金	H15.1.17	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0	H15.3.31
財政調整基金	H15.2.19	2,000,000	2,000,000	2,000,000	0	H15.3.31
財政調整基金	H15.3.18	4,000,000	4,000,000	4,000,000	0	H15.3.31
財政調整基金	H15.3.31	23,000,000	0	0	23,000,000	H15.6.30
計		70,000,000	47,000,000	47,000,000	23,000,000	

上甕島バス企業団 (単位:円)

種類	発行年月日	発行総額	償還額		未償還残高	終期
			当年度償還高	償還高累計		
なし						
計		0	0	0	0	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-6 交通関係事業	[下甌村自動車運送事業]	専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会
------	-------------	--------------	-----------	------------------

調整方針(案) 下甌村自動車運送事業については、新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、鹿島村送迎事業を含め、上甌島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。

		下甌村				上甌島バス企業団						
5. 財産について	自動車運送事業貸借対照表(平成14年度末現在)				自動車運送事業貸借対照表(平成14年度末現在)							
	(単位:千円)				(単位:千円)							
固定資産	資産の部		負債の部		資産の部		負債の部					
	有形固定資産	土地	2,993	固定負債	退職給与引当金	0	有形固定資産	土地	0	固定負債	退職給与引当金	0
		建物	36,001		修繕引当金	0		建物	3,640		修繕引当金	0
		構築物	1,492		計	0			構築物		0	計
		機械装置	1,659	流動負債	未払金	1,095	機械装置	0	流動負債	未払金	0	
		配水管	0		前受金	0	配水管	0		前受金	0	
		量水器	0		預り金	0	量水器	0		預り金	0	
		車両運搬具	25,963		その他	23,779	車両運搬具	15,871		その他	0	
		工具器具備品	1,048		計	24,874	工具器具備品	2,140		計	0	
		建設仮勘定	0	合計	24,874	建設仮勘定	0	合計	0			
	計	69,156	資本の部		無形固定資産	電話加入件	150	資本の部				
	無形固定資産	電話加入件	84	自己資本金		15,283	施設利用権	0	自己資本金	72,073		
施設利用権		0	借入資本金	企業債		3,664	その他	0	借入資本金	企業債	0	
その他		0		他会計借入金		0	計	150	他会計借入金	0		
計	84	合計	18,947	合計	21,801	合計	72,073					
流動資産	現金預金	2,030	剰余金	資本剰余金	57,008	流動資産	現金預金	44,252	剰余金	資本剰余金	0	
	未収金	3,425		利益剰余金	26,134		未収金	9,519		利益剰余金	3,622	
	貯蔵品	0		合計	30,874		貯蔵品	0		合計	3,622	
	その他(保有有価証券)	0	合計	49,821	その他(保有有価証券)	123	合計	75,695				
	繰延勘定	0	負債・資本合計	74,695	繰延勘定	0	負債・資本合計	75,695				
	合計	5,455	資産合計		74,695	合計	53,894	資産合計		75,695		
資産合計		74,695	負債・資本合計		74,695	資産合計		75,695	負債・資本合計		75,695	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-6 交通関係事業	[下飯村自動車運送事業]	専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会
------	-------------	--------------	-----------	------------------

調整方針(案) 下飯村自動車運送事業については、新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、鹿島村送迎事業を含め、上飯島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。

	下飯村	上飯島バス企業団
--	-----	----------

6. 職員の状況について

(単位:人)

職名	平成14年3月31日			平成13年3月31日			年間増額		
	吏員	雇員	計	吏員	雇員	計	吏員	雇員	計
課長	併1	0	1	併1	0	1	0	0	0
課長補佐	1	0	1	1	0	1	0	0	0
係長	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主事	1	0	1	0	0	0	1	0	1
主事補	0	0	0	1	0	1	1	0	1
運転手	0	6	6	0	6	6	0	0	0
計	3	6	9	3	6	9	0	0	0

(単位:人)

職名	平成14年3月31日			平成13年3月31日			年間増額		
	吏員	雇員	計	吏員	雇員	計	吏員	雇員	計
課長	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課長補佐	0	0	0	0	0	0	0	0	0
係長	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主事	1	0	1	1	0	1	0	0	0
主事補	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運転手	0	5	5	0	5	5	0	0	0
計	1	5	6	1	5	6	0	0	0

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-6 交通関係事業	【下飯村自動車運送事業】	専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会
------	-------------	--------------	-----------	------------------

調整方針(案) 下飯村自動車運送事業については、新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、鹿島村送迎事業を含め、上飯島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。

	下飯村	上飯島バス企業団
--	-----	----------

7. バス利用状況

平成14年度月別利用状況 (単位:円:人)

収入 月別	乗合収入			貸切収入	定観収入	合計収入	利用人員
	定期券	定期券外	計				
4	34,650	1,030,280	1,064,930	183,000		1,247,930	2,547
5	34,650	1,108,060	1,142,710	447,000		1,589,710	2,838
6	34,650	854,500	889,150	461,000		1,350,150	2,874
7	34,650	999,590	1,034,240	235,000	30,600	1,299,840	2,791
8	76,950	1,310,290	1,387,240	126,000	145,800	1,659,040	3,356
9	47,610	949,060	996,670	67,000		1,063,670	2,304
10	0	772,590	772,590	375,000		1,147,590	2,446
11	0	736,800	736,800	745,000		1,481,800	2,444
12	0	598,530	598,530	112,000		710,530	1,509
1	0	746,310	746,310	257,000		1,003,310	2,088
2	0	544,190	544,190	243,000		787,190	1,592
3	0	658,000	658,000	43,000		701,000	1,656
合計	263,160	10,308,200	10,571,360	3,294,000	176,400	14,041,760	28,445
平均	21,930	859,017	880,947	274,500	88,200	1,170,147	2,370

過去3年間利用状況 (単位:円:人)

年度	定期券	定期券外	計	貸切収入	定観収入	合計収入	利用人員
12	374,400	12,510,510	12,884,910	2,705,000	62,100	15,652,010	32,498
13	415,800	12,235,130	12,650,930	3,092,000	182,700	15,925,630	32,897
14	263,160	10,308,200	10,571,360	3,294,000	176,400	14,041,760	28,445
合計	1,053,360	35,053,840	36,107,200	9,091,000	421,200	45,619,400	93,840
平均	351,120	11,684,613	12,035,733	3,030,333	140,400	15,206,467	31,280

路線別利用人員 (単位:人)

区 間	利用人員			区 間	利用人員
	平成12年度	平成13年度	平成14年度		
1 片野浦浜田～瀬尾～長浜港	2,698	2,777	1,477	手打港～瀬尾～芦浜	1,396
2 長浜港～青瀬～手打港	7,862	8,611	4,562	長浜港～青瀬～手打港	1,460
3 手打港～本町～片野浦浜田	3,887	3,590	1,979	手打港～本町～片野浦浜田	2,199
4 手打港～西部線～瀬々野浦	1,225	1,270	676	手打港～西部線～瀬々野浦	38 (連休)
5 長浜港～内川内～瀬々野浦	3,950	3,293	1,844	長浜港～内川内～瀬々野浦	1,059
6 手打港～本町～瀬々野浦	6,115	5,500	2,436	手打港～長浜～瀬々野浦	3,596
7 手打港～内川内～瀬々野浦	2,234	2,538	1,666		
8 長浜港～敬老園～芦浜	1,413	1,243	235		
9 貸切	3,078	3,970	3,720		
10 定期観光	36	105	102		
合計	32,498	32,897	18,697		

平成14年度月別利用状況 (単位:円:人)

収入 月別	乗合収入			貸切収入	定観収入	合計収入	利用人員
	定期券	定期券外	計				
4	362,340	924,990	1,287,330		3,150	1,290,480	3,928
5	29,700	805,550	835,250		3,150	838,400	3,967
6	29,700	713,140	742,840		3,150	745,990	3,047
7	29,700	885,360	915,060		3,150	918,210	4,311
8	39,150	1,098,500	1,137,650		3,150	1,140,800	4,460
9	371,790	970,800	1,342,590		3,150	1,345,740	4,404
10	52,200	986,670	1,038,870		3,150	1,042,020	5,115
11	52,200	1,156,720	1,208,920		3,150	1,212,070	4,771
12	24,300	709,810	734,110		3,150	737,260	3,225
1	288,630	831,300	1,119,930		3,150	1,123,080	3,451
2	39,150	689,540	728,690		3,150	731,840	3,338
3	14,850	835,380	850,230		3,150	853,380	3,783
合計	1,333,710	10,607,760	11,941,470	0	37,800	11,979,270	47,800
平均	111,143	883,980	995,123	0	3,150	998,273	3,983

過去3年間利用状況 (単位:円:人)

年度	定期券	定期券外	計	貸切収入	定観収入	合計収入	利用人員
12	426,600	11,705,770	12,132,370		37,800	12,170,170	44,190
13	1,496,340	10,994,400	12,490,740		37,800	12,528,540	48,438
14	1,333,710	10,607,760	11,941,470		37,800	11,979,270	47,800
合計	3,256,650	33,307,930	36,564,580	0	113,400	36,677,980	140,428
平均	1,085,550	11,102,643	12,188,193	0	37,800	12,225,993	46,809

路線別利用人員 (単位:人)

区 間	利用人員		
	平成12年度	平成13年度	平成14年度
1 中飯～中野～里	7,720	7,974	7,848
2 中飯～小島～瀬上	9,524	9,776	8,319
3 中飯～江石	6,875	8,406	7,973
4 中飯～浦内～桑之浦	7,774	7,693	8,720
5 中飯～飯大明神橋～平良	11,475	13,900	14,546
6 中飯～里港～市之浦	201	393	168
7 中飯～中飯港～中川原	621	296	226
8 貸切	なし		
9 定期観光	なし		
合計	44,190	48,438	47,800

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	2.3 - 6 交通関係事業	[下甌村自動車運送事業]	専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会
------	----------------	--------------	-----------	------------------

調整方針(案) 下甌村自動車運送事業については、新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、鹿島村送迎事業を含め、上甌島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。

下甌村	上甌島バス企業団
-----	----------

8. 路線・運転系統

路線・運転系統

下甌村 平成14年9月まで		
区 間	キロ	系統(回)
1 片野浦浜田～瀬尾～長浜港	15.5	1,0
2 長浜港～青瀬～手打港	16.9	2,0
3 手打港～本町～片野浦浜田	9.8	3,0
4 手打港～西部線～瀬々野浦	16.5	0,5
5 長浜港～内川内～瀬々野浦	18.1	2,0
6 手打港～本町～瀬々野浦	34.8	2,0
7 手打港～内川内～瀬々野浦	35.0	0,5
8 長浜港～敬老園～芦浜	2.8	2,0
9 定期観光	64.5	0,5
合計	213.9	13.5

貸切		156
----	--	-----

路線・運転系統

下甌村 H14年10月から		
区 間	キロ	系統(平日)
1 手打港～長浜～芦浜	20.5	1,0
2 長浜港～青瀬～手打港	16.9	1,0
3 手打港～本町～片野浦浜田	9.8	5,0
4 手打港～西部線～瀬々野浦	16.5	1,0
5 長浜港～内川内～瀬々野浦	18.1	1,0
6 手打港～長浜～瀬々野浦	35.0	3,0
合計	116.8	11,0

路線・運転系統

上甌島バス企業団			
区 間	キロ	系統(平日)	系統(日曜祝日)
	片道	運行回数	備 考
1 中甌～中野～里	8.8	5	
2 中甌～小島～瀬上	5.8	4	
3 中甌～江石	3.0	7	
4 中甌～浦内～桑之浦	12.0	4	
5 中甌～甌大明神橋～平良	7.2	7	
6 中甌～里港～市之浦	4.2	4	夏期路線
7 中甌～中甌港～中川原	6.2	4	夏期路線
8 定期観光	なし		
合計	47.2	35.0	

貸切	なし		
----	----	--	--

区 分	単位	下甌村			上甌島バス企業団		
		平成14年度	平成13年度	比較	平成14年度	平成13年度	比較
営業キロ数(キロ)	乗合	63.4	63.4	0	47.2	46.9	0.3
	貸切			0			
年間走行キロ(キロ)	乗合	156,117	157,570	1,453	149,142.6	135,613	13,529.6
	貸切	4,200	5,606	1,406			
年間輸送人員(人)	乗合	24,623	28,822	4,199	47,800	48,438	638.0
	貸切	3,720	4,075	355			
1日平均輸送人員(人)	乗合	67	79	12	131	133	2.0
	貸切	10	11	1			
1日平均走行キロ(キロ)	乗合	427.7	431.7	4	408.6	371.5	37.1
	貸切	11.5	15.3	4			
1日平均旅客収入(円)	乗合	28,963	34,660	5,697	32,819	34,326	1,507.0
	貸切	9,025	8,471	554			
在籍車両(両)	乗合	6	6	0	5	5	0.0
	貸切	1	1	0			
年間延在籍車両数(両)	乗合	2,190	2,190	0	5	5	0.0
	貸切	365	365	0			
延車齢数(年)	乗合	38	32	6	10.6	9.6	1.0
	貸切	8	7	1			
乗車定員総数(人)	乗合	182	182	0	28.8	28.8	0.0
	貸切	28	28	0			

協定項目	23-6 交通関係事業											【下飯村自動車運送事業】			専門部会・分科会名			産業経済部会 商工業・運輸分科会		
調整方針(案)	下飯村自動車運送事業については、新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、鹿島村送迎事業を含め、上飯島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。																			
下飯村																				
9. 料金等	村営バス普通旅客運賃表 手打(長浜経由)瀬々野浦間 区間設定バス停内のバス停間は、150円 小学生以下の小児運賃は、大人の半額とする。																			
	平之上 法雲寺前	150	150	240	310	480	580	620	650	670	700	730	770	770	820	870	890	980		
	濱上 漁協前	150	150	180	250	450	530	580	620	650	670	700	730	770	770	820	870	940		
	向本町 本町公民館前	150	180	250	340	450	530	580	620	650	670	700	730	770	770	820	870	940		
	白木 畑大原 小学校前	150	180	250	340	450	530	580	620	650	670	700	730	770	770	820	870	940		
	城之峰	150	200	300	410	490	530	590	620	650	670	700	730	770	770	820	870	910		
	西部線 入口	230	340	390	450	470	490	530	580	620	650	670	700	730	770	770	820	910		
	青瀬郵便 局前	150	160	230	250	290	340	390	420	450	490	510	570	600	620	680	700	730		
	海星中 学校前	150	160	230	250	290	340	390	420	450	490	510	570	600	620	680	700	730		
	処理場前	150	160	230	250	290	340	390	420	450	490	510	570	600	620	680	700	730		
	長浜港 長浜橋 診療所前	150	160	230	250	290	340	390	420	450	490	510	570	600	620	680	700	730		
	敬老園 金井川	150	160	230	250	290	340	390	420	450	490	510	570	600	620	680	700	730		
	長浜浄 水場	150	160	230	250	290	340	390	420	450	490	510	570	600	620	680	700	730		
	パイバス 入口	150	160	230	250	290	340	390	420	450	490	510	570	600	620	680	700	730		
	自衛隊前	150	160	230	250	290	340	390	420	450	490	510	570	600	620	680	700	730		
小屋床線 入口	150	160	230	250	290	340	390	420	450	490	510	570	600	620	680	700	730			
内川内 国地前	150	160	230	250	290	340	390	420	450	490	510	570	600	620	680	700	730			
内川内 入口	150	160	230	250	290	340	390	420	450	490	510	570	600	620	680	700	730			
遊歩道 入口	150	160	230	250	290	340	390	420	450	490	510	570	600	620	680	700	730			
ゆずの木	150	160	230	250	290	340	390	420	450	490	510	570	600	620	680	700	730			
赤落とし	150	160	230	250	290	340	390	420	450	490	510	570	600	620	680	700	730			
たまご石	150	160	230	250	290	340	390	420	450	490	510	570	600	620	680	700	730			
瀬々野浦 前ノ平	150	160	230	250	290	340	390	420	450	490	510	570	600	620	680	700	730			

協定項目	23 - 6 交通関係事業	[下飯村自動車運送事業]	専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会
------	---------------	--------------	-----------	------------------

調整方針(案) 下飯村自動車運送事業については、新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、鹿島村送迎事業を含め、上飯島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。

下飯村

9. 料金等

片野浦(瀬尾経由)長浜港間

区間設定バス停内のバス停間は、150円
小学生以下の小児運賃は、大人の半額とする。

				処理場前	長浜港 長浜橋 診療所前 分駐所前		
				150	150		
			海星中 学校前	150	150		
			青瀬郵便 局前 瀬尾入口	150	160	230	
			西部線 入口	230	340	390	450
		県道三 叉路	150	300	410	450	470
一里橋 片野浦岡 福祉館前 前の田橋 浜田	150	170	400	460	500	500	

手打(本町経由)片野浦浜田間

区間設定バス停内のバス停間は、150円
小学生以下の小児運賃は、大人の半額とする。

			県道三 叉路	150	濱田 前の田橋 福祉館前 片野浦岡 一里橋
			150	230	
		城之峰	150	230	
		向 本町 本町公民 館前 白木 田畑 大原 小学校前 役場前	150	180	340
平之上 法雲寺前 浜上 漁協前 手打港	150	150	240	400	

手打(西部線経由)瀬々野浦間

区間設定バス停内のバス停間は、150円
小学生以下の小児運賃は、大人の半額とする。

				西部線 入口	瀬々野浦 開田	
				150	440	
			県道三 叉路	150	450	
		城之峰	150	200	580	
		向 本町 本町公民 館前 白木 田畑 大原 小学校前 役場前	150	180	250	620
平之上 法雲寺前 浜上 漁協前 手打港	150	150	240	310	630	

								敬老園 金井川	150	150	150							
								越路	150	150								
								長浜港 長浜橋 診療所前 分駐所前	150	150	180	190						
								处理場前	150	150	200	240						
								海星中 学校前	150	160	230	250	310	350				
								青瀬郵便 局前 瀬尾入口	150	160	230	250	310	350				
								西部線 入口	230	340	390	450	450	490	520			
								県道三 叉路	150	300	410	450	470	490	550	580		
								城之峰	150	200	430	490	530	590	620	630	670	
								向 本町 本町公民 館前 白木 田畑 大原 小学校前 役場前	150	180	250	450	530	580	620	620	670	700
平之上 法雲寺前 浜上 漁協前 手打港	150	150	240	310	480	580	620	650	670	720	750							

一般貸切旅客自動車の運賃

運賃料金の種類		算出単位	中型車	小型車
基準運賃	料制運賃	100軒までの1軒につき	480円	380円
		101軒から300軒まで1軒につき	360	300
		301軒以上の1軒につき	300	260
時間運賃	1時間につき	8,800	7,500	
	1時間につき		2,700	
基準料金	運行料金	1時間につき		5,000
	料金	1泊につき		24,000
	航送料	1時間につき		5,000
	回送料	20軒を超える回送1軒につき	310	240
		101軒以上の1軒につき	240	170
特殊車両割増料金			運賃の5割以内	
消費税連入に伴う運賃料金の加算			運賃・料金の総額の5%	

手打(瀬尾経由)芦浜間

区間設定バス停内のバス停間は、150円
小学生以下の小児運賃は、大人の半額とする。

協定項目	23-6 交通関係事業	[下飯村自動車運送事業]	専門部会・分科会名	産業経済部会 商工業・運輸分科会
------	-------------	--------------	-----------	------------------

調整方針(案) 下飯村自動車運送事業については、新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、鹿島村送迎事業を含め、上飯島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。

上飯島バス企業団

上飯島バス企業団普通運賃表

(平成11年2月5日改正)

9. 料金等

		中川原				江石	
		240円				400円	
		4.8km				9.0km	
中 飯 営業所	中飯港	120円	270円			平良	120円 390円
	0.9km	0.9km	5.2km			0.2km	9.7km
		中飯 - 中川原線 (レクリエーション村)				平良港	120円 390円
						0.2km	9.7km
						岩屋	120円 390円
						0.3km	9.4km
						鹿の子	140円 160円 160円 330円
						大橋	1.9km 2.2km 2.4km 7.5km
						瓶大明	140円 210円 220円 220円 270円
						神大橋	1.8km 3.7km 4.0km 4.2km 5.7km
						こしき	120円 190円 260円 270円 270円 220円
						園前	1.5km 3.3km 5.2km 5.5km 5.7km 4.2km
中 飯 営業所	中飯港	120円	150円	210円	280円	290円	200円
	0.9km	0.6km	2.1km	3.9km	5.8km	6.1km	6.3km 3.6km
						浦内	120円 120円 210円 330円 170円
						0.9km	1.5km 3.0km 4.8km 6.7km 7.0km 7.2km 2.7km
						中飯 - 平良線(江石)	
						こしき	160円 180円 210円 290円 390円 240円
						園前	2.3km 3.0km 3.7km 6.1km 9.9km 5.1km
						中飯港	120円 150円 230円 250円 280円 350円 440円 170円
						1.2km	3.5km 4.2km 4.9km 7.3km 11.1km 3.9km
						市之浦	220円 230円 250円 280円 310円 370円 470円 200円
						3.1km	4.4km 5.1km 5.8km 8.2km 12.0km 3.0km
八幡宮前	里波止場	120円	220円			茶之木	120円 140円 180円 260円 280円 310円 370円 470円 200円
	1.1km	1.1km	4.2km			0.9km	1.8km 2.7km 3.9km 6.2km 6.9km 7.6km 10.0km 13.8km 4.8km
						中野	120円 150円 180円 210円 290円 320円 340円 400円 490円 230円
						1.2km	2.1km 3.0km 3.9km 5.1km 7.4km 8.1km 8.8km 11.2km 15.0km 6.0km
						八幡宮前 - 市之浦線	
						須口	180円 220円 250円 280円 310円 350円 410円 420円 440円 500円 590円 370円
						三叉路	3.0km 4.2km 5.1km 6.0km 6.9km 8.1km 10.4km 11.1km 11.8km 14.2km 18.0km 9.0km
						園上	120円 210円 250円 280円 310円 340円 370円 420円 440円 450円 520円 620円 380円
						0.7km	3.7km 4.9km 5.8km 6.7km 7.6km 8.8km 11.1km 11.8km 12.5km 14.9km 18.7km 9.7km
八幡宮前	園上	120円	130円	240円	280円	310円	350円
	1.0km	1.7km	4.7km	5.9km	6.8km	7.7km	8.6km
八幡宮前	里波止場	120円	150円	180円	280円	320円	350円
	1.1km	2.1km	2.8km	5.8km	7.0km	7.9km	8.8km
						中飯 - 里線	
						中飯 - 浦内線	
						中飯 - 江石線	
						中飯 - 桑之浦線	

議案第47号

商工・観光関係事業について

合併協定項目23-16号「商工・観光関係事業」について、次のとおり提案する。

平成15年12月11日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【調整方針(案)】

商工・観光関係事業について

1. 商工業振興事業については、新市に移行後も継続して実施する。各商工団体の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。
2. ふるさと大使に関することについては、現行のまま新市に引き継ぐこととし、新市において調整する。
3. 企業誘致助成措置に関することについては、合併時に、新たに制度等を制定する。
4. 観光イベント事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
5. 観光施設の管理運営については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
6. 観光船の管理運営については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
7. 観光協会の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。
8. 川内ウォーターQueen・キングについては、新市に移行後、速やかに調整する。

9．観光関係団体の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。

10．宿泊施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、宿泊施設の統合検討委員会、運営協議会の設置については、合併時に、新たに制度等を制定する。

平成 年 月 日 確認

協定項目 23 - 16号 資料

商工・観光関係事業の取扱いについて

1. 協議項目の要旨・留意点

商工業・企業誘致港振興・観光イベント・宿泊施設関係の事業について検討する。
関連資料については、別紙のとおり。

2. 提案の理由

各種事務事業については、各地域の実情を尊重しながら、新市全体の均衡が保てるよう、一体性の確保、負担の公平性等の観点から調整を行い提案する。

3. 協定（協議）先進事例

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

- (1) 商工会の統合については、それぞれの事情を尊重し調整に努める。
補助金については現行制度を尊重し調整するものとする。
- (2) 商店街や商工業者にかかる助成制度については、篠山町の例による。
- (3) 地元企業就職奨励金については、現行のとおりとする。
- (4) 地域振興にかかる助成や貸付制度については、篠山町の例による。

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日 新設合併）

商工・観光事業については、引き続き事業の推進に努めるものとする。
同一又は類似する事業は統合又は再編するものとする。

山梨県南アルプス市（平成15年4月1日 新設合併）

商工観光事業（各種イベント等）の取扱い

基本的には現状のまま継続することとし、拡大あるいは一本化すべきものについては新市において調整する。

商工業・観光振興の取扱い

商工業・観光振興の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 商工会については一本化を図り、新市全域にかかる統合組織を設置する。
- (2) 合併後速やかに新市の観光協会を設置し、観光振興の強化を図る。
- (3) 小規模企業者の貸付資金については現行制度を維持することとし、勤労者に対する

貸付資金については、白根町の例により新市全域を対象とする。

- (4) 商工業振興にかかる継続中の事業は新市に引き継ぐ。また、新市の商工業振興計画を策定し統一的な振興を図る。

岐阜県飛騨4町村合併協議会（平成16年2月1日目標 新設合併）

- (1) 商工観光事業については、引き続き事業の推進に努め、同一又は類似する事業の統合・再編を進め、事業の振興を図る。
- (2) 観光関連施設については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年以内を目処に民営化を図る。なお、廃止統合を含め、健全経営への取り組みを継続して行う。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-16 商工・観光関係事業			【商工会議所及び商工会】	産業経済部会 商工業・運輸分科会
調整方針(案)	商工業振興事業については、新市に移行後も継続して実施する。各商工団体の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
名称	川内商工会議所、 高城商工会	樋脇町商工会	入来町商工会	東郷町商工会	祁答院町商工会
目的	市内(高城地区を除く)商工業者の振興のために市長が必要と認める事業を実施することを目的とする。 高城地区商工業者の振興のために市長が必要と認める事業を実施することを目的とする。	商工業の総合的な改善発展を図り、併せて社会一般の福祉の増進と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	商工・観光の振興を図るため商工・観光関係団体が行う事業に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	「商工会法」に基づいて設立された公益法人で商工業者の方々によって自主的に運営され地域の商工業の総合的な改善発達と、社会一般の福祉の増進に資することを目的に活動。	「商工会法」に基づいて設立された公益法人で商工業者の方々によって自主的に運営され地域の商工業の総合的な改善発達と、社会一般の福祉の増進に資することを目的に活動。
事業内容	・指導事業 ・小規模指導事業 ・倒産防止対策事業 ・指導事業 ・小規模指導事業 ・倒産防止対策事業 ・後継者対策事業	・経営改善普及事業 ・情報化対策事業 ・市比野温泉杯サッカー大会事業 ・特産品振興事業 ・地域振興活性化事業 ・商品券事業	地域の総合経済団体として、経営基盤の強化を柱とする経営改善普及事業をはじめ地域振興活性化を目的とした日の丸地区の地域興し温泉場商店街整備推進、後継者対策の一環とする職場体験学修をはじめ、地域と一体となった各種イベント福祉事業等行政・各関係機関との連携のもと推進する。	・経営改善普及事業 ・経営・税務対策事業 ・総合振興事業 ・労働対策事業 ・商業・工業振興事業 ・青年部・女性部対策事業 ・金融対策事業 ・福利厚生事業	・経営改善普及事業 ・経営・税務対策事業 ・総合振興事業 ・労働対策事業 ・商業・工業振興事業 ・青年部・女性部対策事業 ・金融対策事業 ・福利厚生事業
組織	会頭、副会頭3名、専務理事1名、常議員26名、監事3名 会長、副会長2名、理事10名、監事2名	会長1名 副会長2名 理事9名 監事2名 事務局長1名 経営指導員2名 補助員1名 記帳専任職員1名 記帳指導員1名 会員248名(平成13年度末)	会員179名 役員:18名 会長1名、副会長2名、理事13名、監事2名 計18名 事務局:5名 局長、経営指導員、補助員、記帳専任職員、記帳指導職員	会長1名・副会長1名・理事11名・監事2名 会員数128名・総商工業者178名 専務局長1名 経営指導員1名・補助員1名・記帳専任職員1名	会長1名・副会長2名・理事9名・監事2名 会員数113名・総商工業者146名 経営指導員1名・補助員1名・記帳専任職員1名
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点
名称	里村商工会	上甌村商工会	下甌村商工会	鹿島村商工会	・商工会の調整が必要になってくる。公共的団体のため調整が難しいが、何らかの形で整理統合できるような検討が必要ではないか。 ・イベント等については、それぞれの地域商店街等の活性化に繋がるため、継続していきたい。
目的	地域の経済団体として、小規模企業者の経営指導と地域商工業の振興を推進するとともに、社会一般の福祉の増進に寄与する。	「商工会法」に基づいて設立された公益法人で商工業者の方々によって自主的に運営され地域の商工業の総合的な改善発達と、社会一般の福祉の増進に資することを目的に活動。	「商工会法」に基づいて設立された公益法人で商工業者の方々によって自主的に運営され地域の商工業の総合的な改善発達と、社会一般の福祉の増進に資することを目的に活動。	本商工会は、地区内における商工業者の総合的な改善発達を図りあわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	
事業内容	・経営改善普及事業 ・商業・工業振興事業 ・経営・税務対策事業 ・青年部・女性部対策事業 ・福利厚生事業 (主な活動内容) 1 総会・定例会 2 村内清掃 3 夏祭り事業 4 朝市 5 地区青年部夏期大学 6 鹿児島県青年部主張大会 7 パソコン・税務講習会 8 串木野市との交流会 9 花いっぱい運動 10 鹿児島県青年部合同研修会 11 市町村合併討論会 12 その他	・経営改善普及事業 ・総合振興事業 ・商業・工業振興事業 ・金融対策事業 ・経営・税務対策事業 ・労働対策事業 ・青年部・女性部対策事業 ・福利厚生事業	・経営改善普及事業 ・総合振興事業 ・商業・工業振興事業 ・金融対策事業 ・経営・税務対策事業 ・労働対策事業 ・青年部・女性部対策事業 ・福利厚生事業	1・商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行う。 2・商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供する。 3・商工業に関する調査研究を行う。 4・商工業に関する講習会又は講演会を開催する。 5・展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行う。 6・商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用する。 7・商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し建議する。 8・行政庁等の諮問に応じて、答申する。 9・社会一般の福祉の増進に資する事業を行う。 10・商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務(その従業員のための事務を含む。)を処理すること。 11・全各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行う。	
組織	1 会員数:110名 2 役員数:会長1名、副会長1名、理事10名、監事2名 3 事務局:経営指導員1名・補助員1名 記帳専任職員1名	会長1名・副会長1名・理事7名・監事2名・会員数96名 総商工業者104名 [事務局構成 3名] 経営指導員1名・補助員1名・記帳専任職員1名	・会長1名、副会長1名、理事11名、監事2名 ・会員数119名、総商工業者166名 【事務局構成 3名】 ・経営指導員1名・補助員1名・記帳専任職員1名	【組織役員】 会長1名、副会長1名、監事2名、理事6名、会員数17名	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 16 商工・観光関係事業		【ふるさと大使】	産業経済部会 商工業・運輸分科会
調整方針(案)	・ふるさと大使に関することについては、現行のまま新市に引き継ぐこととし、新市において調整する。			
分野名	川内市	その他町村	課題・問題点	
名称	薩摩国川内大使	該当なし	川内市で制度を設けている。	
目的	本市を広く全国に紹介し、本市特産品の活用や観光振興等に資するため、大使制度を設置した。			
大使の種類及び人数	河童特派委員 16人 夢の語部 8人 大綱大将 9人 みずのまち 12人 可愛山大使 18人 計 63人			
選任	各種団体の長や役員、国から本市への出向者、国の出先機関の長、民間事業所、学識経験者、文化・芸能・スポーツ等で活躍する本市ゆかりの者等の中から選び、市長が委嘱する。			
任期	大使の任期は、5年とし再任を妨げない。但し、大使本人から辞退の申し出があった場合は、この限りでない。また、市長は特別の事由がある時は大使を解任することができる。			
活動等	大使は、それぞれの居住地や職場等において本市を広く紹介するとともに本市特産品の普及宣伝や観光振興に努め、かつ本市のまちづくりへの提言や企業誘致など市政発展の情報提供を行う。			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業				【企業誘致助成措置】	産業経済部会 企業誘致・港振興分科会
調整方針(案)	・企業誘致助成措置に関するについては、合併時に、新たに制度等を制定する。					
分野名	川内市	樋脇町	東郷町	祁答院町	その他町村	
名称	川内市企業立地促進条例に関する補助金	樋脇町企業誘致促進補助金	東郷町企業誘致促進に関する補助金	祁答院町企業誘致促進助成金	立地企業に対する補助、助成制度は有していないが、入来町(入来町産業開発促進条例)、里村(里村工業開発促進条例)ではそれぞれの条例に基づく立地企業の固定資産の課税免除を実施している。	
目的	本市内において工業生産施設等の新設、増設又は移転をしようとするものに対し、助成措置を行う。	本町内に生産施設の建設のために、用地取得及び造成工事等を行ったものに対して補助を行う。	東郷町内に工場建設を目的として用地取得及び造成工事を行ったものに対して補助を行う。	祁答院町内に工場建設を目的として用地取得及び造成工事を行ったものに対して助成を行う。		
交付要件	1.用地取得費補助 ・施設工場用地を取得し、工場生産施設等を新設・増設または、移転し3年以内に操業を開始し、新規雇用10人以上で投下固定資産総額2,300万円を超える場合。 ・工業生産施設については、3,000㎡以上の用地取得。 ・情報サービス施設については500㎡以上の用地取得。 ・観光施設については、投下固定資産総額5億円を超える場合について補助を行う。 2.新規雇用奨励金 ・新規雇用者の就労に当たり奨励金を支払う。 新規雇用者*20万円(障害者は30万円) 雇用者により限度額	・製造業で、町と立地協定書を締結していること。 ・10人以上の雇用者があること。 ・工場用地の面積が1,500㎡以上であること。	・工場建設のため用地取得面積が1,500㎡以上 ・操業開始時に10人以上の雇用があること ・町と立地協定を締結すること	・用地取得後3年以内の操業開始 ・固定資産取得価格 1,000万円以上 ・新規地元雇用者5人以上 ・法律その他の法令に違反していないこと		
交付対象経費	当該工場用地取得(造成工事費含む)	当該工場用地取得(造成工事費含む)	当該工場用地取得費(造成工事費含む)	当該工場用地取得費(造成工事費含む)	課題・問題点	
交付額	(用地費+造成費)*補助率 補助率は3/10以内。	交付対象経費の10分の3以内(実質25%で予算措置運用)	交付対象経費の10分の2以内	交付対象経費の10分の3以内(実質25%で予算措置運用)	条例・規則、補助金交付要綱等により交付要件(工場用地取得、造成、雇用人数)、交付額(上限額、奨励金)が決定されている。 新市での偏りのない、全体的な企業の立地を目指すために補助の額等の調整が必要である。 過疎地域の指定など、地域性にあった補助制度を制定するべきである。 新市へ移行する時点では条例等の整備は終了しているべきではないか。	
交付金限度額	・10人以上20人未満の場合 3,000万円 ・20人以上30人未満の場合 5,000万円 ・30人以上の場合 1億円	雇用者10人以上20人未満 2,000万円 雇用者20人以上 2,500万円	2,000万円	3,000万円		
交付時期		操業開始後	操業開始後	操業開始後		
その他(固定資産課税免、奨励金)	工業開発等促進条例により、2,500万円以上の生産設備の新増設を行なった場合、3年間の固定資産の課税免除又は奨励金の交付を行う。	過疎地域産業開発促進条例による3年間の固定資産の課税免除を行う。	過疎地域産業開発促進条例による3年間の固定資産の課税免除又は奨励金の交付を行う。	過疎地域産業開発促進条例による3年間の固定資産の課税免除を行う。		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 16 商工・観光関係事業				【観光イベント事業】	産業経済部会 観光イベント分科会
調整方針(案)	・観光イベント事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
イベント名	<ul style="list-style-type: none"> 川内川花火大会(8月) 川内大綱引(9月) がらっばどん祭(11月)[平成15年度] 川内はんやまつり(11月) 御狩場マラソン大会(11月) 新幹線開業関係イベント(調整中) きやんせびるさとフェスタ(調整中) 	<ul style="list-style-type: none"> 丸山桜マラソン大会(4月) 市比野温泉杯サッカー大会(7～8月) 市比野温泉サマーフェスティバル(8月) 遊湯館記念イベント(12月) 市比野温泉「湯の市」(毎月) 	<ul style="list-style-type: none"> いいきファミリーハイキング(4月) 入来パラグライダーフェスティバル(7月) 平成15年度から休止 温泉まつり(7、8月) 平成14年度から休止 八重山高原星物語(8月) 入来町夏まつり(8月) 野外映画祭(ふくろう館長のいいき星空映画館)(10月) フレンドリーカップゴルフ(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> とうごう天神梅マラソン大会(1月) 東郷町夏まつり納涼大会(7月) 	<ul style="list-style-type: none"> 梅マラソン大会(2月) 蘭牟田池納涼花火大会(8月) 中高年登山大会(11月) むらおこしカップ市町村対抗女子駅伝大会(12月) 	
分野名	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	課題・問題点	
イベント名	<ul style="list-style-type: none"> 里村夏まつり(8月) 	<ul style="list-style-type: none"> 上飯夏祭り(7月) 飯大明神マラソン大会(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 竜宮伝説フェスタ(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> うみねこまつり(4月) 港まつり(8月) 若者交流「体験！発見！鹿島村」(8月) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施団体が実行委員会等で全て実施(自治体の関与なし)している事業もあるが、自治体で実施している例も有り、実行委員会等の強化が必要と考える。しかしながら、合併時において、実行委員会等にすべて移管することは難しいと考えるので、支所等にもそのような組織体制(観光部門等)が必要と考える。 イベントは、各自治体の地域に根付いたもので尊重する必要があり、現行のまま新市に引き継ぐ必要があると考える。 今後は実行委員会組織等の強化を図り、体制づくりをして事務の移管を進める必要があると考える。 新市に移行後将来においては、特定地域に偏ることなく新市のイベントとして何がふさわしいのか補助額等を含め総体的に検討する必要があると考える。 	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 16 商工・観光関係事業			【観光施設維持管理】	産業経済部会 観光イベント分科会
調整方針(案)	・観光施設の管理運営については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
施設名称	せんだい宇宙館 西方海水浴場 唐浜キャン普海水浴場 寺山いこいの広場	道の駅観光拠点施設「遊湯館」	愛宕ビスタパーク 鉄道記念館と八風公園 向山自然公園	藤川天神「臥竜梅」 梅つつみ等及び桜管理 東郷温泉ゆつたり館多目的広場維持管理 とうごう五色親水公園	蘭牟田池県立自然公園 世界一郷水車・竜仙館
管理方法	川内市民まちづくり公社へ委託 西方海水浴場振興会へ補助金 川内市民まちづくり公社へ委託 川内市民まちづくり公社へ委託	(株)遊湯館と管理委託契約	～ 業者委託	東郷町観光協会 シルバー人材センター 町維持管理 シルバー人材センター	ア.町作業班、イ.シルバー人材センター委託、 ウ.森林組合への委託 ア.作業班、職員
管理内容	施設の維持管理 休憩所・シャワー・トイレ・駐車場等 休憩所・シャワー・トイレ・常設テント等 施設の維持管理	直売所棟・便所棟・駐車場等	～ 草払い等	清掃委託 川内川梅づつみ及び県道路傍梅管理 芝生広場、樹木等の維持管理 バンガロー等管理	一周道路、サイクリングロード、キャンプ場、公園、外 輪山登山コース 世界一郷水車、水路、池、竜仙館
実績 (平成13年度)	21,931千円、 1,620千円、 4,897千円	5,000千円	3,548千円、 1,218千円、 2,415千円	745千円、 479千円、 千円、 7,920千円	ア.7,050千円、ウ.2,005千円 4,500千円
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点
施設名称	長目の浜展望所 市の浦キャンプ・海水浴場	上甌村県民自然レクリエーション村 観光センターながめ はまゆう園 田之尻展望所・中川原展望所・帽子山展望所他 長崎鼻遊歩道 梶原源太の墓等	観音三滝公園・前の平展望所・手打海水浴施設・芦 浜海水浴施設 観音三滝キャンプ場・片野浦キャンプ場・芦浜キャン プ場 尾岳遊歩道・壁立遊歩道・観音三滝公園・貴船観音 公園・釣掛崎自然公園・灯台・手打ふれあい広場・薩摩 半島眺望の丘・しんきろうの丘・経塚遊歩道・松島展望 所・ふれあいの森 釣掛崎自然公園公衆便所・多目的広場公衆便所・ 手打ふれあい広場公衆便所・手打港待合所公衆便所・ 小泊公園公衆便所	離島住民生活センター 花瀬緑地公園 健康交流公園 島ノ鼻山展望所 ヘリポート公園 閣落展望所 八尻展望所 多目的広場 百合草原閣落 ふれあいパークかしま 夜萩丸山公園	<海水浴施設> ・管理の方法に格差がある。 ・職員が交替で管理にあたっている海岸有り。事故 等の管理責任に問題がある。 ・各市町村にあるキャンプ場等を含めて総合的な 管理公社等を設置するか、委託等を考える必要が ある。 ・委託に変更すると、管理費用が高くなるので現行 の補助金のままで新市に引き継ぐ海岸有り。 <キャンプ場> ・管理の方法に格差がある。 ・職員が交替で管理にあたっているバンガロー有 り。事故等の管理責任に問題がある。 ・各市町村にある海岸管理等を含めて総合的な管 理公社等を設置するか、委託等を考える必要があ る。
管理方法	里村観光協会に委託	村管理 上甌村観光協会へ委託 上甌村シルバー人材センターへ委託	各公民館・女性会 シルバー人材センターへ委託 個人 個人	～ 村管理	
管理内容	展望所・トイレ キャンプ場・管理棟・バンガロー・テニスコート等	バンガロー、ゴーカート、海水浴場施設管理 観光センター維持管理 キャンプ場・トイレ・シャワー室管理 草刈・剪定の管理 展望所の清掃及び維持管理	展望所・トイレ・公園 キャンプ場 草刈・剪定・施肥・消毒の管理委託 トイレの清掃及び維持管理	施設の維持管理、海水浴場・遊具(トイレの清 掃及び草刈) 遊具(トイレの清掃及び草刈) 展 望所(草刈及び野焼き) ヘリポート(草刈) 展望 台(草刈) 展望台(草刈) (トイレの清掃及び草 刈) 草刈 トイレの清掃及草刈リ・浄化槽管理委 託 草刈	
実績 (平成13年度)	0千円、 830千円	7,470千円、 675千円、 36千円、 328千 円、 47千円、 66千円	公園・展望所 月20千円、海水浴施設 72千円 月136千円 年額1,800千円 50千円	207千円、 199千円、 1,113千円、 107 千円、 100千円、 100千円、 168千円、 6 6,528千円、 430千円、 312千円 0千円	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 16 商工・観光関係事業			【観光船管理運営】	産業経済部会 観光イベント分科会
調整方針(案)	・観光船の管理運営については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。				
分野名	里村	上甌村	下甌村	その他市町村	課題・問題点
船名	きんしゅう (水中展望船 定員50名、17トン)	観光船かのか (定員26名、15トン)	おとひめ (定員26名、17トン)	該当なし	・甌島においては、海は観光の目玉でもあり今後も運行を続ける必要がある。 ・新幹線開業に伴い甌島観光ルートをおおいにPRし、観光客誘致を行い利用者増に努める必要がある。
目的	里村の恵まれた自然や資源を活用し、観光及びレクリエーションの場を提供することにより、村の活性化を図る。	甌島の恵まれた海洋性自然環境を観光し、村の活性化を図るため観光船を置く。	下甌村の恵まれた海洋性自然環境を観光及びレクリエーションの場として活用し、村の活性化を図る為、観光船を置く。		
停泊港	里港	上甌村 中甌漁港	下甌村 手打港		
事業主体	里村、(株)産業振興公社への管理委託	上甌村	下甌村		
運行内容	1 運航期間:通年 2 所要時間及び料金 ・Aコース40分(大人1,500円 小人750円) ・Bコース60分(大人2,000円 小人1,000円) 割引について 身体障害者及び精神薄弱者:5割引 団体(15名以上から)一般:1割引 学生:大人3割引 小児1割引 大人は中学生以上、小児は小学生以下。 3 出航時間 9:30~、14:00~の2回 随時運航あり。 4 運休日 船舶の定期検査期間。	・毎年4月~10月までは中甌港を起点とし、西海岸コース・東海岸コース観光遊覧コースを実施する。 ・西海岸コース 大人1回2,000円・小人1回1,000円 ・東海岸コース 大人1回1,000円・小人1回500円 ・身体障害者(介護者含む) 上記金額の5割引 ・団体(15名以上) 上記金額の1割引	・毎年7月から9月までは観光遊覧コースを実施する。手打港を起点として、下甌村の東海岸、西海岸を遊覧する。 ・定置網コースは、手打港を起点として定置網漁業を観光する。 ・スクーバダイビングコースとは、観光船を使用してスクーバダイビングを行う。 ・船釣りコースとは、観光船を使用して船釣りをし、遊覧等を行うコースをいう。 ・遊覧コース 大人1人 2,000円・小児1人 1,000円 ・スクーバダイビングコース タンク1本 2,000円 ・船釣りコース 近海 1回 30,000円 ・遠海 1回 50,000円 ・身体障害者(介護者含む) 上記金額の5割引 ・出航時間 9:30~(90分)、14:00~(90分)の2回		
その他		[緊急時の運行] 観光船かのかは緊急時はその目的以外に使用する。			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 16 商工・観光関係事業				【観光協会】	産業経済部会 観光イベント分科会
調整方針(案)	・観光協会の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
名称	川内観光協会	樋脇町観光協会	入来町観光協会	東郷町観光協会	祁答院町観光協会	
目的	歴史と文化と人とのふれあい観光せんだいの創造を目指して、県・市・会議所等と密接に連携して必要な事業を行い、会員と共に魅力ある協会運営を図り観光行事及び観光案内・宣伝等に資する。	会員相互の連絡協調のもとに観光資源の保存開発並びに観光事業の普及啓発を図り、本町産業経済の振興と文化向上の実をあげることを目的とする。	観光思想の普及徹底、町内観光資源の調査研究並びに観光客の誘致、観光施設の建設並びに整備改善とその促進等その他。	会員相互の連絡協調のもとに観光資源の保存開発並びに観光事業の普及啓発を図り、本町の観光の振興と文化向上の実をあげることを目的とする。	会員相互の連絡、協調のもとに町内観光資源の開発並びに観光事業の推進を図る。本町産業経済の振興と文化向上の実績を目的とする。	
内容	県・市・商工会議所等と連携した事業の開催、観光案内・観光振興を行う。 又、会員の観光に対する意識高揚もはかり、川内観光地化を模索する。	地域活性化並びに住民福祉の向上のため、観光振興推進事業を行う。	理事会月1回、全体会2回、行政懇談会、入来町夏まつり、北さつま物産展、鉄道記念館公園ライトアップ、観光用パネルの作成	・会員研修・交流事業・景観づくり啓発事業・観光客誘致(観光地・農家との連携)・観光案内、PR・キャンペーン活動推進事業・西郷隆盛愛犬ツン銅像清掃	・観光思想の普及・観光資源の調査研究並びに開発・観光事業各種団体及び機関との連絡提携・観光施設の広報宣伝・観光客の誘致対策並びに接遇研修・観光物産の調査研究並びに生産指導・土産品等の販売及び鞆・夏祭り納涼花火大会等観光事業の実施	
会員数	会員:約270名(平成14年度) (会員・特別会員)	会員:130名 役員:19名	会員:56名	会員:88名	1号会員(正会員)11名 2号会員(正会員)78名 賛助会員 90名	
会費	1口:2,000円	1人2,000円	1人2,000円	年 2,000円	1号会員(正会員)10,000円以上 2号会員(正会員)2,000円以上 賛助会員 1,000円	
事務局体制	事務局職員2名(内1人は、事務局長)	樋脇町観光協会の事務局を経済課内に設置する。	入来町観光協会の事務局を企画開発課内に設置する。	東郷町観光協会の事務局を経済課内に設置する。	・会長・副会長2名・理事12名・監事2名・事務局企画開発課	
分野名	里村	上甌村	下甌村・鹿島村		課題・問題点	
名称	里村観光協会	上甌村観光協会	該当なし			
目的	村及び観光事業関係者相互の連絡協調のもとに、里村における観光資源の保存開発及び健全な発展を図るため、必要な事業を行い、会員の経済活動を促進するとともに、里村の産業の発展に寄与する。	村の観光振興及び地域振興に寄与している村観光協会の運営の助成。			・市町村によって、運営補助・事業・イベント等の補助と額に違いがある。 ・新市に移行後には、観光協会の改編を検討していく必要がある。 ・観光協会のメニュー事業の一つである。 ・事務局を役場に置いている町村がある。合併後は、自主運営の必要がある。 ・新市に移行後、ひとつの観光協会となる必要があるが、現在の状況では、早急な合併は難しいようである。新市に移行後、調整をする間、連絡協議会等の設立をするか、各市町村協会の支部として捉えて合併を進めるか、検討・考慮する必要がある。	
内容	観光資源の調査研究及び開発・観光に結びつく各種産業の調査及び連絡協調・観光施設の充実改善・観光地・観光コース等の選定及び整備促進・観光地の紹介宣伝及び観光客の誘致案内・観光に関する印刷物の刊行・観光事業従事者の教養訓練・島民に対する観光に関する認識の向上及び普及・観光に関係を持つ各種団体との連絡協調。	協会運営費に対する助成及び委託業務のほか、より一層充実した観光案内、またテレホンカード・名刺台紙等作製販売を行ない本村を紹介し、多くの観光客の誘致に努める。				
会員数	平成14年度会員数:51名	会員:55名				
会費	一律:2,000円	年会費1,500円				
事務局体制	里村役場経済課 事務局長:経済課長, 事務職員:産業振興係	上甌村役場企画課				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 16 商工・観光関係事業		[ウォーターQueen・キング]	産業経済部会 観光イベント分科会
調整方針(案)	・川内ウォーターQueen・キングについては、新市に移行後、速やかに調整する。			
分野名	川内市	その他町村	課題・問題点	
名称	川内観光協会	該当なし	川内ウォーターQueen・キング 1市だけの実施であるが、新市に移行後は、新市の範囲内での代表選考が必要である。	
目的	川内市の紹介、観光宣伝、団体等の開催する行事に出務するQueen・キングの出務等の運営にあたる。			
内容	応募・運営及び出務等の運営全般			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 16 商工・観光関係事業				【観光関係団体】	産業経済部会 観光イベント分科会
調整方針(案)	・観光関係団体の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
名称	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会 川内川流域温泉郷観光協議会 (社)鹿児島県観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 九州西海岸観光協議会 川内市旅館組合 川内高城温泉振興会 九州観光都市連盟 鹿児島県14市観光連絡会議	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会 川内川流域温泉郷観光協議会 (社)鹿児島県観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 鹿児島県観光所在町村協議会 九州・沖縄道の駅	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会 川内川流域温泉郷観光協議会 (社)鹿児島県観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 鹿児島県観光所在町村協議会	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会 川内川流域温泉郷観光協議会 (社)鹿児島県観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 鹿児島県キャンプ協会	北さつま広域観光キャンペーン推進協議会 川内川流域温泉郷観光協議会 (社)鹿児島県観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 鹿児島県観光所在町村協議会 鹿児島県キャンプ協会 観光振興推進協議会	
分野名	里村	上甕村	下甕村	鹿島村	課題・問題点	
名称	(社)鹿児島県観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 九州西海岸観光協議会 鹿児島県キャンプ協会 甕島観光協会	(社)鹿児島県観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 九州西海岸観光協議会 鹿児島県キャンプ協会 甕島観光協会	(社)鹿児島県観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 九州西海岸観光協議会 鹿児島県キャンプ協会 甕島観光協会	(社)鹿児島県観光連盟 観光かごしま大キャンペーン推進協議会 九州西海岸観光協議会 甕島観光協会	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館組合については、新市において新しい旅館組合を設立して、関係者・機関の連携の拡大・誘客の活性化を図る必要がある。 ・地域性のある独立国は、地域振興に係る部分であり必要と考える。 ・スポーツ合宿誘致対策の受入団体との調整及び組合の組織の改編を考慮する必要がある。 	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-16 商工・観光関係事業			〔宿泊施設〕	産業経済部会 宿泊施設分科会
調整方針(案)	・宿泊施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、宿泊施設の統合検討委員会、運営協議会の設置については、合併時に、新たに制度等を制定する。				
分野名	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村
名称	きんかんの里ふれあい館	東郷温泉ゆったり館	財団法人鹿児島勤労者いこいの村	里村交流センター「甌島館」	観光研修複合施設「すのさき荘」
位置	入来町浦之名5264-7	薩摩郡東郷町斧淵1940番地1	祁答院町蘭牟田1806	里村里1619番地15	上甌村中甌 313番地の1
設置団体	入来町	株式会社東郷温泉ゆったり館	雇用能力開発機構	里村,里村漁業協同組合,里村商工会,里村観光協会	上甌村
設立	平成9年4月1日	平成14年2月18日	昭和53年10月1日	平成7年12月8日	昭和58年7月1日
資本金		1億円	出資金	43,000,000円	
役員構成	ふれあいの里営農組合(理事13名・監事2名)	・代表取締役 森園正堂・取締役 和田 国昭(助役)・取締役 知敷憲一郎(総務課長)・監査 中村昌弘	・理事長(県商工観光労働部長)・副理事(町長)・理事6名・監事2人	代表取締役1名,取締役4名,監査役2名	
施設の内容	和室・交流室・レストラン・特産品販売所等、客室3室、最大宿泊数32名	温泉施設 大浴場2、宿泊施設 最大39名宿泊可	鉄筋コンクリート造り、地下1階地上4階宿泊客室24室	温泉施設:大浴場2(男・女) 宿泊施設:部屋数39,最大宿泊数82名 会議室:大1室,中1室,小2室	鉄筋コンクリート2階建、宿泊客室11室
運営協議会の状況				運営については、株式会社甌産業振興公社に委託している。	村は観光協会と委託契約して、又、観光協会は個人と委託契約で運営管理を行なっている。
分野名	下甌村	その他市町村		課題・問題点	
名称	下甌村離島体験宿泊施設竜宮の郷	該当なし		1 名称及び位置 ・各市町村で経営体の状況等に相違があり現段階での統合の調整は困難である。合併後に検討委員会を設けてじっくり検討する必要がある。 ・現在の名称で、長い間営業をしており名称は定着している。利用者に対しても、名称の変更は避けるべきと考える。	
位置	下甌村手打2040番地			2. 施設の運営協議 ・既存の協議会については、役職員(メンバー)等の見直しをする必要があるが、基本的にはそのまま引き継ぐ。 ・経営方針については、各施設とも統一性を持って運営していく必要があるため、経営方針等の協議をする会議を速やかに立ち上げる必要がある。 ・現在ある、それぞれの施設に於いての会議(取締役会)等の構成員や連絡調整機能を確立する必要があると考える。 ・各施設で運営形態が異なるので、各施設ごとの運営協議会等も必要であるが、全施設による運営協議会等を設置する必要がある。	
設置団体	下甌村				
設立	平成5年9月1日				
資本金					
役員構成					
施設の内容	鉄筋コンクリート2階建、宿泊客室13室				
運営協議会の状況	規則で定めるもののほか、竜宮の郷の運営管理について必要な事項は支配人が村長の承認を得て別に定める。				

議案第 48 号

建設関係事業について

合併協定項目 23-17 号「建設関係事業」について、次のとおり提案する。

平成 15 年 12 月 11 日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

建設関係事業について

- 1 市町村道については、現行のまま新市に引き継ぎ、市道の認定基準については、合併時に、川内市の例により調整する。
- 2 公営住宅については、現行のまま新市に引き継ぎ、今後の建設計画については、新市に移行後、速やかに調整する。
- 3 都市計画区域や地域地区、都市施設等の都市計画については、現行のまま新市に引き継ぎ、都市計画審議会については、新市において新たに設置する。
- 4 都市計画マスタープランについては、県が定める都市計画区域マスタープランは、現行のまま新市に引き継ぎ、市町村マスタープランは、新市に移行後、速やかに調整する。
- 5 土地区画整理事業の今後の調査・計画等については、新市に移行後、速やかに調整する。

平成 年 月 日 確認

建設関係事業について

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 建設・住宅・都市計画等に関する事業・制度について検討する。
- (2) 関連資料については、別紙のとおり。

2 提案の理由

道路や住宅、都市計画等の建設関係事業について、事務事業一元化調整方針の協議の原則に沿った内容で提案する。

3 協定（協議）先進事例

東京都西東京市（平成13年1月21日新設合併）

都市計画マスタープラン策定事業に関すること
新市において、新たに策定する。
緑の基本計画策定事業に関すること
新市において、新たに策定する。
住宅マスタープランに関すること
新市において、新たに策定する。
地域高齢者住宅計画に関すること
新市において、新たに策定する。
老人アパート（高齢者住宅）に関すること
新市に移行後、制度の統一を図り実施する。

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日新設合併）

- (1) 都市計画事業の取扱い
都市計画事業については、既に決定されている事業について引き続き推進する。
各種計画は、合併後速やかに策定する。
- (2) 道路事業の取扱い
道路事業については、道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路の整備及び適切な維持管理に努めるものとする。
- (3) 河川事業の取扱い
河川事業については、新市においても引き続き整備を推進するとともに、適切な管理に努めるものとする。
- (4) 住宅事業の取扱い
住宅事業については、新市においても住宅政策の推進、住宅供給の促進及び公営住宅等の適正な維持管理に努めるものとする。

香川県さぬき市（平成14年4月1日新設合併）

建設関係

- (1) 町道、港湾関係については、現行のとおり新市に引継ぐものとし、路線区分については新市で調整するものとする。
- (2) 町道・橋梁・港湾工事に係る費用については、全額新市の負担とする。
- (3) 建設関係事業については、新市の建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業は引き続き実施する。
- (4) 道路占用料及び路面復旧費については、香川県に準じるものとするが、橋梁維持管理条例は廃止する。

都市計画関係

- (1) 都市計画区域については、現行のとおり引継ぐものとする。
- (2) 都市計画審議会、公聴会については、新市において新たに設置する。
- (3) 都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。
- (4) 宅地等開発指導要綱については、新市において新たに制定する。

住宅関係

- (1) 一般公営住宅の家賃については、現行のとおりとする。なお、係数については、新市において決定する。
- (2) 改良住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃については、現行のとおりとする。

山口県周南市（平成15年4月21日新設合併）

都市計画・建設事業

(1) 市町道等の管理等

- ① 市町道等の管理等について
市道、認定外道路、生活道路の3区分で管理するものとし、新たに制度等を創設する。
- ② 市町道認定基準について
2市の認定基準を基本に、新たに制度等を制定する。ただし、合併前の市町において、既に市町道に認定されている道路については市道とする。
- ③ 認定外道路指定基準について
徳山市の例により調整する。
- ④ 生活道路等について
徳山市の例により調整する。ただし、鹿野町的生活道路整備事業に関する内規による取扱いは、当分の間現行どおりとする。

(2) 都市計画区域及び用途地域

新市移行後も現行どおりとする。なお、都市計画区域や市街化区域と市街化調整区域の区域区分等の見直しを行う場合は、新市の基本構想や都市計画マスタープラン等との整合性をはじめ、都市計画審議会の意見も踏まえ対応する。

4 参考法令等（条文等抜粋）

道路法（昭和27年法律第180号）

（道路の種類）

第3条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

- 1 高速自動車国道
- 2 一般国道
- 3 都道府県道
- 4 市町村道

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。
- 3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の認定をすることができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。
- 4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。
- 5 前項の承諾があった場合においては、地方自治法第244条の3第1項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

都市計画法（昭和43年法律第100号）

（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

第6条の2 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

- 2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 都市計画の目標
 - (2) 次条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針
 - (3) 前号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- 3 都市計画区域について定められる都市計画（第十一条第一項後段の規定により都市計画区域外において定められる都市施設（以下「区域外都市施設」という。）に関するものを含む。）は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第18条の2 市町村は、議会の議決を得て定められた当該市町村の建設に関する基本構想及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

(市町村都市計画審議会)

第77条の2 この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村都市計画審議会を置くことができる。

2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。

公営住宅法(昭和26年6月4日法律第193号)

(公営住宅の供給)

第3条 地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-17 各種事務事業取り扱い(建設関係事業)						専門部会・分科会名	建設専門部会 土木分科会			
調整方針	市町村道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、市道の認定基準については、合併時に、川内市の例により調整する。										
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	合計	
市町村道の現況 (平成14年4月1日現在)											
路線数(本)	1,441	231	204	149	224	62	65	40	59	2,475	
一級	43	6	4	5	8	3	2	7	3	81	
二級	60	17	13	13	9	6	2	13	2	135	
その他	1,338	208	187	131	207	53	61	20	54	2,259	
実延長(m)	797,607	156,525	148,793	104,763	162,896	35,765	24,996	52,284	15,763	1,499,392	
一級	76,405	10,746	15,380	9,255	22,695	4,434	3,766	26,604	2,596	171,881	
二級	88,279	31,471	37,686	23,903	15,510	5,009	1,608	12,131	1,262	216,859	
その他	632,923	114,308	95,727	71,605	124,691	26,322	19,622	13,549	11,905	1,110,652	
改良済延長(m)	365,976	109,140	71,601	68,799	93,373	30,998	20,139	28,604	4,393	793,023	
改良率(%)	45.9	69.7	48.1	65.7	57.3	86.7	80.6	54.7	27.9	52.9	
舗装延長(m)	705,535	146,965	140,336	98,232	144,952	33,999	21,980	52,112	12,565	1,356,676	
舗装率(%)	88.5	93.9	94.3	93.8	89.0	95.1	87.9	99.7	79.7	90.5	
認定基準	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り		
・認定路線の基準	(1)交通体系上重要な路線 (2)集落と集落を結ぶ路線 (3)公共施設のための路線 (4)通学又は通勤のために必要な路線 (5)地域の開発その他産業振興のため必要な路線 (6)地域住民が日常生活に利用するための路線で市長が必要と認めるもの	(1)交通体系上重要な路線 (2)集落と集落を結ぶ路線 (3)公共施設のための路線 (4)通学又は通勤のために必要な路線 (5)地域の開発その他産業振興のため必要な路線 (6)地域住民が日常生活に利用するための路線で町長が必要と認めるもの	(1)入来町の区域内にある道路 (2)集落と集落を結ぶ路線 (3)公共施設のための路線 (4)通学又は通勤のために必要な路線 (5)集落を相互に連絡する道路 (6)その他町長が必要と認めた道路	(1)交通体系上重要な路線 (2)集落と集落を結ぶ路線 (3)公共施設のための路線 (4)通学又は通勤のために必要な路線 (5)地域の開発その他産業振興のため必要な路線 (6)地域住民が日常生活に利用するための路線で町長が必要と認めるもの	(1)交通体系上重要な路線 (2)集落と集落を結ぶ路線 (3)公共施設のための路線 (4)通学又は通勤のために必要な路線 (5)地域の開発その他産業振興のため必要な路線 (6)地域住民が日常生活に利用するための路線で町長が必要と認めるもの	(1)村の区域内にある道路 (2)集落と主要公益的施設、主要な生産場所を結ぶ道路 (3)集落を相互に連絡する道路 (4)集落の環境整備をするのに必要な道路 (5)集落内で概ね2戸以上の生活の為に利用する道路 (6)その他村長が必要と認めた道路	(1)村の区域内にある道路 (2)集落及び県道と主要公益的施設を結ぶ道路 (3)集落を相互に連絡する道路 (4)集落内を通り、生活のために利用する道路 (5)その他村長が必要と認めた道路	(1)村の区域内にある道路 (2)集落と主要公益的施設、主要な生産場所を結ぶ道路 (3)集落を相互に連絡する道路 (4)集落の環境整備をするのに必要な道路 (5)集落内で概ね2戸以上の生活の為に利用する道路 (6)その他村長が必要と認めた道路	(1)村の区域内にある道路 (2)集落と主要公益的施設、主要な生産場所を結ぶ道路 (3)集落を相互に連絡する道路 (4)集落の環境整備をするのに必要な道路 (5)集落内で概ね2戸以上の生活の為に利用する道路 (6)その他村長が必要と認めた道路	(1)村の区域内にある道路 (2)集落と主要公益的施設、主要な生産場所を結ぶ道路 (3)集落を相互に連絡する道路 (4)集落の環境整備をするのに必要な道路 (5)集落内で概ね2戸以上の生活の為に利用する道路 (6)その他村長が必要と認めた道路	
・既存道路の構造等	原則として道路の幅員は4m以上 ・縦断勾配は9%以下(特例として12%以下) ・側溝はコンクリート3面張り、又はこれに準ずるもの ・舗装されていること	原則として道路の幅員は4m以上 ・縦断勾配は9%以下(特例あり) ・側溝はコンクリート3面張り、又はこれに準ずるもの ・舗装されていること		原則として道路の幅員は4m以上 ・縦断勾配は9%以下(特例として12%以下) ・側溝はコンクリート3面張り、又はこれに準ずるもの ・舗装されていること	原則として道路の幅員は4m以上 ・縦断勾配は9%以下(特例として12%以下) ・側溝はコンクリート3面張り、又はこれに準ずるもの ・舗装されていること		・延長、幅員等の基準は設けていないが、幅員は3m以上が目安				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		23-17 各種事務事業の取扱い(建設関係事業)				専門部会・分科会名		建設専門部会 建築住宅分科会			
調整方針		公営住宅については、現行のとおり新市に引き継ぎ、今後の建設計画については、新市に移行後、速やかに調整する。									
項目		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	合計
公営住宅の設置状況(平成15年4月1日現在)											
公営住宅	目的	国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸しすることにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。									
	基準等	公営住宅法、各市町村の条例で規定									
	家賃等	500円～49,400円	2,700円～36,800円	2,500円～40,800円	2,900円～28,000円	1,700円～26,300円	5,400円～21,700円	5,400円～28,000円	7,600円～17,400円	9,500円～21,100円	
	敷金等	家賃の3か月分	家賃の3か月分	家賃の3か月分	家賃の3か月分	家賃の3か月分	条例上は家賃の3か月分だが徴収していない	条例上は家賃の3か月分だが徴収していない	家賃の3か月分	条例上は家賃の3か月分だが徴収していない	
	団地数	42	13	15	13	7	6	6	15	3	120
	戸数	1,362	149	191	176	93	39	51	94	41	2,196
特定公共賃貸住宅	目的	中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与する。									
	基準等			特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第6条及び7条に準じる		特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第1条第3号に規定する所得					
	家賃等			40,000円		19,000円～22,000円					
	敷金等			家賃の3か月分		家賃の3か月分					
	団地数			1		6					7
	戸数			2		35					37
一般住宅等	住宅区分名		一般住宅		一般住宅	一般住宅	村民住宅	ふるさと住宅	単身者向住宅	村民住宅	
	目的		公営住宅法により整備した公営住宅以外の町営住宅のうち、高齢者等向町営住宅以外の住宅		国の補助を受けて建設した住宅以外の町営住宅	町内外の企業、地場産業等に就労する後継者等の生活安定及び地域の活性化を図るための住宅	村民の住居の需要に資するための住宅	住居に困窮する者に対して賃貸する住宅	定住人口の増嵩に資するための住宅	村民の住居の需要に資するための住宅	
	基準等		町内居住の連帯保証人がある者 町税を滞納していない者 高齢者以外		所得制限により公営住宅へ入居出来ない者の入居	町内外の企業等に就労する後継者等同居が必修	村内に居住又は勤務場所を有する者	村内に住所を有する者	満40歳未満 村内に勤務	村内に居住又は勤務場所を有する者	
	家賃等		10,000円～30,000円		18,000円～40,000円	19,000円～21,000円	22,000円～27,000円	10,000円～27,000円	16,000円	12,000円～23,000円	
	敷金等		家賃の3か月分		なし	家賃の3か月分	なし	なし	家賃の3か月分	なし	
	団地数		4		6	15	4	4	1	3	37
	戸数		9		12	36	15	13	9	11	105

協定項目		23 - 17 各種事務事業の取扱い(建設関係事業)					専門部会・分科会名		建設専門部会 建築住宅分科会		
調整方針											
項目		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	合計
一般住宅等	住宅区分名		高齢者等向町営住宅		まちづくり促進住宅	独身者住宅		賃貸借住宅 (NTT住宅)	漁業従事アイターン 者用住宅		
	目的		公営住宅法により整備した公営住宅以外の町営住宅のうち、一般住宅以外の住宅		町内外の企業、地場産業等に就労する者等の生活安定及び地域の活性化を図るための住宅	企業の育成、労働者の生活安定及び社会福祉の増進を図るための住宅		村が建物賃貸借契約に基づき管理する賃貸借住宅	漁業体験教室等に参加し、定住するアイターン者の生活安定及び地域の活性化を図るための住宅		
	基準等		満65歳以上の高齢者又は「寡婦、身障者町内居住の連帯保証人がある者町税を滞納していない者		世帯向け住宅は同居が必修 独身者向け住宅は満35歳未満で、入居期間は7年以内	町内企業に勤務する独身者		村内に住所を有する者	村が実施する漁業体験教室に参加したアイターン者 漁業に従事するためにアイターンしたもので、本村に定住する者		
	家賃等		15,000円		世帯向け 50,000円 独身者向け 30,000円	13,000円		15,000円、 32,500円	6,000円～ 8,000円		
	敷金等		家賃の3か月分		家賃の3か月分	家賃の3か月分		なし	なし		
	団地数		2		1	1		1	3		8
	戸数		4		10	20		4	7		45
一般住宅等	住宅区分名							老人向住宅	一般住宅		
	目的							老人の心身の健康の保持及び生活の安定を図ることを目的とした住宅	村内に住所を有する者		
	基準等							上甌村営住宅使用料徴収条例の規定による	行政財産として建物賃貸借契約を締結している。		
	家賃等							5,400円	19,000円		
	敷金等							なし	なし		
	団地数							1	1		2
	戸数							6	1		7
総戸数		1,362	162	193	198	184	54	74	111	52	2,390
平成15年度に建築中の戸数	<公営住宅> ハイタウン平佐住宅(既存) 2棟8戸			<公営住宅> 愛宕住宅(既存)1棟4戸		<特公賃> 大村住宅(既存)1棟4戸	<一般住宅> 中樋地区1棟4戸 (公営住宅1戸廃止予定)			<一般住宅> 奥園単身住宅(特定離島振興住宅)1棟2戸	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 17 各種事務事業の取扱い(建設関係事業)		専門部会・分科会名	建設専門部会・都市計画分科会
調整方針	都市計画区域や地域地区、都市施設等の都市計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、都市計画審議会については、新市において新たに設置する。			
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村
<p>都市計画審議会 都市計画に関する事項を調査審議するための機関</p> <p>(参考:都市計画の定義) 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画</p>	<p>【川内市都市計画審議会条例】</p> <p>1 組織:10名(任期4年) 学識経験のある者:3名 市議会の議員:5名 関係行政機関又は県の職員:1名 その他市長が必要と認める者:1名</p> <p>2 報酬(職員は除く) 委員 4,700円 費用弁償 0~590円</p>	<p>【樋脇町都市計画審議会条例】</p> <p>1 組織:9名(任期2年) 学識経験のある者:4名 町議会の議員:4名 町住民の代表:1名</p> <p>2 報酬 委員 5,700円 費用弁償 1,100円</p>	<p>【入来都市計画審議会条例】</p> <p>1 組織:10名(任期2年) 学識経験のある者:3名 町議会の議員:4名 県の職員:1名 町住民の代表:2名</p> <p>2 報酬(職員は除く) 会長 6,300円,委員 6,200円 費用弁償 950円</p>	都市計画区域なし
<p>都市計画の概要</p> <p>【都市計画区域】</p> <p>指定年月日 S9.5.22</p> <p>最終決定年月日 S60.5.15</p> <p>都市計画区域面積 10,050ha</p> <p>都市計画区域内人口 65,218人(H12国勢調査)</p> <p>区域区分(線引き)の有無 無</p> <p>用途地域面積(全12種類) 1,329ha(11種類)</p> <p>D/D面積 A = 630ha</p> <p>その他の地域地区の有無 川内臨港地区(12.3ha)</p>	<p>S9.5.22</p> <p>S60.5.15</p> <p>10,050ha</p> <p>65,218人(H12国勢調査)</p> <p>無</p> <p>1,329ha(11種類)</p> <p>A = 630ha</p> <p>川内臨港地区(12.3ha)</p>	<p>S25.2.21</p> <p>H4.11.2</p> <p>3,173ha</p> <p>7,200人</p> <p>無</p> <p>無</p> <p>無</p> <p>無</p>	<p>S25.2.21</p> <p>S44.4.20</p> <p>570ha</p> <p>3,003人(H12国勢調査)</p> <p>無</p> <p>80ha(6種類)</p> <p>無</p> <p>伝統的建造物群保存地区(19.2ha)</p>	
<p>【主な都市施設】</p> <p>・都市計画道路</p> <p>・都市計画公園</p> <p>・公共下水道</p> <p>・都市下水路</p>	<p>32路線:計画延長48.2Km</p> <p>街区公園(14箇所,計画面積 4.5ha)</p> <p>近隣公園(3箇所,計画面積 7.1ha)</p> <p>地区公園(1箇所,計画面積 4.8ha)</p> <p>総合公園(1箇所,計画面積99.1ha)</p> <p>運動公園(1箇所,計画面積48.9ha)</p> <p>計画処理区域:494ha,計画処理人口:18.3千人</p> <p>4下水路:計画延長6.8km</p>	<p>1路線:計画延長0.5km</p> <p>街区公園(2箇所,計画面積 0.9ha)</p> <p>近隣公園(2箇所,計画面積 4.5ha)</p> <p>無</p> <p>無</p> <p>無</p>	<p>5路線:計画延長5.3km</p> <p>無</p> <p>無</p> <p>無</p>	
<p>【市街地開発事業】</p> <p>・土地区画整理事業</p>	<p>施行済地区:7地区(A = 278.2ha)</p> <p>施行中地区:2地区(A = 84.9ha)</p> <p>計363.1ha,施行中:天辰第一地区,川内駅周辺地区</p>	<p>無</p>	<p>施行済地区: 無</p> <p>施行中地区:1地区(A = 14.8ha)</p> <p>施行中:温泉場地区</p>	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 17 各種事務事業の取扱い(建設関係事業)		専門部会・分科会名	建設専門部会・都市計画分科会
調整方針	都市計画マスタープランについては、県が定める都市計画区域マスタープランは、現行のとおり新市に引き継ぎ、市町村マスタープランは、新市に移行後、速やかに調整する。			
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村
都市計画区域マスタープラン				該当なし
都市計画基礎調査実施年	H13年度	H7年度	H5年度	
策定予定年月(都市計画決定)	H16.3(予定)	H16.3(予定)	H16.3(予定)	
市町村マスタープラン				
策定年月(予定)	H16.3(予定)	無	H16.3(予定)	
住民参加手法	ワークショップ開催(計6回)		まちづくり委員会(計6回)	
地域別構想(地域割り数)	都市計画区域内8地域別		5地域別	
策定内容(目次案)	1本市の現況とまちづくりの課題 (1)本市の位置づけ (2)本市の現況 (3)住民意向調査における本市のかかえる課題 (4)都市づくりの課題(まとめ)		1都市計画マスタープランの概要 2入来町の現況 3上位関連計画の整理 4都市づくりに向けての課題の整理 5都市づくりの基本方針(全体構想) 6部門別計画(全体構想) 7地域づくりの方針(地域別構想) (1)地域特性 (2)地域づくりの課題整理 (3)地域の目指すべき方向性 (4)地域の整備方針 8実現化の方策 9資料編	
(策定趣旨) 住民の意見を反映させながら都市づくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施策の計画等をきめ細かく総合的に定めることを目的とする。	2全体構想 (1)まちづくりの目標 (2)まちづくりの部門別方針 3地域別構想 (1)地域区分について (2)地域カルテ (3)地域別都市づくり構想 4都市計画マスタープランの実現に向けて			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 17 各種事務事業の取扱い(建設関係事業)		専門部会・分科会名	建設専門部会・区画整理分科会
調整方針	土地区画整理事業の今後の調査・計画等については、新市に移行後、速やかに調整する。 ・新市財政計画と整合を図りつつ、計画的に事業推進していくことを基本に調整を進める。			
項目	川内市	入来町	樋脇町・東郷町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村	
土地区画整理事業の概要			土地区画整理事業なし	
地区名	川内駅周辺地区	温泉場地区		
目的	本地区は、川内地方拠点都市地域の拠点地区に指定されており、九州新幹線鹿児島ルート上の川内駅建設を契機に道路、公園等の公共施設整備を行い、交通結節及び商業機能を持つ良好で機能的な市街地の形成を目的とする。	本地区は、入来町の中心市街地で歴史ある温泉街であるが、都市施設の改善が遅れ居住環境の悪化が進行し本町の重要な課題となっている。 そこで、道路、公園等の公共施設の整備と同時に地区内を流れる一級河川・釣尾川の整備を行い、安全で快適なまちづくりを目指し、計画的な市街化を誘導し健全な市街地の造成を図ることを本事業の目的とする。		
内容	川内駅周辺地区のうち、現在、駅東側の一部である9.5haを平成15年度から平成19年度の施行期間として実施している。 なお、この区域は、新幹線関連事業により、先行して事業化する必要があった。	温泉場地区、24.5haのうち、現在、第一工区として14.8haを平成12年度から平成23年度の施行期間として実施している。 なお、全区域を同時に施行すると多額の事業費を要することからこの区域を先行して事業化したものである。		
地区名	天辰地区			
目的	本地区は、平成5年に地方拠点都市地域の指定を受けた、本市の核となるべき地区であり、骨格を形成する都市計画道路の新設、一級河川・川内川の拡幅整備とともに区画道路、公園等の都市基盤整備を行い、機能的で居住環境良好な新市街地の造成を目的とする。			
内容	天辰地区、約180haのうち、現在、第一地区として75.4haを平成9年度から平成25年度までの施行期間として実施している。 なお、全地区を同時に施行すると事業期間が著しく長期に及ぶことから、この区域を先行して事業化したものである。			

学校教育事業について

合併協定項目23-19号「学校教育事業」について、次のとおり提案する。

平成15年12月11日 提出

川薩地区法定合併協議会

会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

学校教育事業について

- 1 関係市町村内にある小学校、中学校及び幼稚園の設置及び廃止については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 通学区域については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 3 遠距離通学費助成、通学バス運行业務及び特認校制度については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 4 学校給食については、次のとおりとする。
 - (1) 学校給食施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - (2) 給食会計については、合併時に私会計に統一する。
 - (3) 給食費、食材の購入方法及び給食の配送については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 5 幼稚園については、次のとおりとする。
 - (1) 入園料
川内市は当分の間現行のとおりとし、その他の町村は東郷町の例により合併時に調整する。その後、随時調整する。
 - (2) 幼稚園使用料
新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
 - (3) 就園援助
合併時に川内市の例により調整する。
 - (4) 保育
定員、学級数、受け入れ年齢、保育時間及び預かり保育の実施は、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 6 要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、平成17年度当初を目処に調整する。
- 7 奨学金支給事業については、平成17年度当初を目処に新たに制度等を制定する。なお、現在支給を受けている生徒・学生及び平成16年度中に支給対象者となるものについては現行のとおりとする。

平成 年 月 日 確認

学校教育事業について

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 教育総務及び学校教育に関する事業・制度について検討する。
- (2) 関連資料については、別紙のとおり。

2 提案の理由

学校教育事業においては、教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図る観点から、事務事業一元化調整方針の協議の原則に沿った内容で提案するものである。

3 協定（協議）先進事例

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

- ・ 学校教育関係補助、助成及び奨学金制度については、新町においても実施することとし、内容については、合併時に調整する。ただし、遠距離通学助成は現行のとおりとし、新町において調整する。
- ・ 通学区域については、現行のとおりとする。

東京都西東京市（平成13年1月21日 新設合併）

- ・ 教育委員会表彰に関すること
新市に移行後、速やかに制度化を図る
- ・ 通学区域に関すること
当面、現行のままとするが、市境の地域については、弾力的運用に努める。また、児童生徒数の動向を踏まえ、新市において速やかに小・中学校の適正規模、適正配置の検討と合わせて通学区域の見直しを行う。
- ・ 児童・生徒の就学援助等に関すること
国、都制度のため、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、準要保護関係については、田無市の例により調整する。
- ・ 学校給食に関すること
小学校給食の実施方法については、当面、現行のまま継続するが、新市において、速やかに基本的な方針を定める。中学校牛乳給食については、過去の経緯等に配慮しつつ今後調整する。
- ・ 児童・生徒の健康管理に関すること
合併後も現行の内容を継続して実施する。
- ・ 就学時健康診断に関すること
合併後も現行の内容を継続して実施する。
- ・ 学校施設開放に関すること
合併後も現行の内容を継続して実施する。

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日 新設合併）

学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとする。

香川県さぬき市（平成14年4月1日 新設合併）

- ・ 小中学校・幼稚園の通学区域等の取扱い
当面現行のとおりとする。ただし、新市において通学区域の検討を行う。
- ・ 幼稚園
 - ① 授業料及び入園料は、現行のとおりとする。
 - ② 保育時間は、新市において統一して実施する。
 - ③ 給食は、現行のとおりとする。
 - ④ 入園資格、定員及び学級数は、当面現行のとおりとする。ただし、新市において検討を行う。
 - ⑤ 授業料等減免及び私立幼稚園就園奨励費補助金については、国の基準により設定する。
- ・ 各種委員会等
心身障害児就学指導委員会及び遠距離通学者等対策委員会は、新市において新たに設置する。
- ・ 学校給食の取扱い
 - ① 施設等
当面現行のとおりとする。ただし、新市において施設、給食費等の検討を行う。
 - ② 運営委員会
新市において、新たに設置する。
- ・ その他事業
奨学金については、水準の高い町の例により実施する。なお、奨学金の額は、次のとおりとする。・・・略・・・

4 参考法令等（条文等抜粋）

学校教育法（昭和22年法律第26号）

〔学校の設置者〕

第2条 学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。

②・③ 略

〔設置基準〕

第3条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

〔設置廃止等の認可〕

第4条 国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校…略…のほか、学校…略…の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

(1) 略

(2) 市町村の設置する…略…幼稚園 都道府県の教育委員会

(3) 略

②～⑤ 略

学校給食法（昭和29年法律第160号）

（義務教育諸学校の設置者の任務）

第4条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

（国及び地方公共団体の任務）

第5条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。

（2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設）

第5条の2 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設（次条において「共同調理場」という。）を設けることができる。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		23-19 各種事務事業の取り扱い(学校教育事業)										【学校の設置及び廃止】				教育部会 教育総務・給食分科会			
調整方針(案)		現行のまま新市に引き継ぐ。																	
川内市																			
学校名	所在地番	設置年度	校舎		体育館		プール 水面積 ㎡	屋外運動場 面積 ㎡	校地 面積 ㎡	学校名	所在地番	設置年度	校舎		体育館		プール 水面積 ㎡	屋外運動場 面積 ㎡	校地 面積 ㎡
			建築年度	面積 ㎡	建築年度	面積 ㎡							建築年度	面積 ㎡	建築年度	面積 ㎡			
龜山小学校	宮内町1680	M5	S40-H11	4,623	S48	697	480	8,282	22,107	陽成小学校	陽成町4630	M18	S49-S59	1,384	S55	532	238	3,176	12,652
可愛小学校	御陵下町4-30	S26	S41-H12	5,681	H2	1,048	525	7,455	20,621	湯田小学校	湯田町4422	M11	S41-H13	1,463	H6	600	400	3,457	10,367
川内小学校	向田町1425	M11	S34-H11	4,369	S44	595	500	5,742	21,254	西方小学校	西方町3331-1	M3	S39-H9	1,169	H10	600	238	4,179	9,070
隈之城小学校	隈之城町1392-1	M7	S37-S63	5,901	S63	1,048	525	7,995	21,669	川内北中学校	花木町17-60	S22	S36-H11	6,513	S56	1,202	400	10,269	25,075
平佐西小学校	平佐町2193	M5	S30-H12	6,144	S46	719	525	4,885	18,416	川内南中学校	平佐町985	S35	S36-H11	6,110	H7	1,222	400	19,593	45,579
平佐東小学校	中村町7401	M3	S33-H8	1,746	S47	494	390	4,078	11,296	水引中学校	水引町7602-1	S22	S55-H13	2,340	H8	830	400	5,910	20,617
水引小学校	水引町5349-1	M6	S37-H2	2,515	S48	508	400	5,281	14,993	高江中学校	高江町654-1	S22	S41-H12	1,834	S53	629	350	5,120	10,622
永利小学校	百次町959	M6	S35-H14	3,342	S48	478	400	7,327	27,282	高城西中学校	湯田町4321	S22	S57-H6	1,886	S46	510	400	6,751	13,942
峰山小学校	高江町526-1	M2	S44-H6	1,886	S48	434	400	4,274	11,734	川内中央中学校	平佐町5000	S57	S57-H2	7,201	S57	1,446	400	26,324	60,603
寄田小学校	寄田町253	M13	S53-H1	1,034	H12	600	238	3,148	8,357	平成中学校	城上町610	H3	H2-H8	2,923	H3	830	400	11,160	30,043
滄浪小学校	久見崎町158	M9	S41-H3	655	S63	564	238	2,066	6,627	八幡幼稚園	田海町3683-1	S47	H6	313				378	1,553
八幡小学校	田海町3683-1	M13	S36-S60	1,486	H4	797	400	4,068	12,010	陽成幼稚園	陽成町4623-1	S47	H4	180				400	1,723
育英小学校	中郷三丁目147	M3	S38-H13	2,336	S53	532	400	9,605	18,970	湯田幼稚園	湯田町4422	S48	H12	134				206	602
高来小学校	高城町1326	M2	S35-S60	1,452	S47	378	400	5,865	11,805	寄田幼稚園	寄田町253	S49	H2	123				441	1,173
城上小学校	城上町4525-1	M12	S52-S63	1,742	H9	797	238	4,205	10,686	城上幼稚園	城上町4387	S49	H8-H9	182				419	840
吉川小学校	城上町7080-1	M23	S53-H7	1,073	H8	600	238	3,108	9,450	龜山幼稚園	五代町635	S54	S62-H7	732				3,054	4,661

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 19 各種事務事業の取り扱い(学校教育事業)		【通学区域】	教育部会 学校教育分科会	
調整方針 (案)	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。				
川 内 市					
小学校通学区域					
学校名	町・地区名	指定変更申立取扱地区	学校名	町・地区名	指定変更申立取扱地区
亀山	花木、宮内、五代、小倉(うち小倉)	新田神社北側の宮内町(みささぎ公民会を除く)(H元.8)可愛小へ	永利	永利(うち字倉谷・小牟田原・辰口及び南川を除く)、百次	権現原(S43.3)隈之城小へ 寺山開拓(S32.12)平佐東小・川内中央中へ 字二反田(1~9番地)(H6.10)平佐西小、川内中央中へ
可愛	大小路、若葉、大王、御陵下、上川内、国分寺、東大小路、原田、(うち市道隈之城・高城線から西側の区域)、高城(うち字後牟田)		水引	水引、湯島、綱津、港、小倉(うち小倉を除く)	
育英	中郷、原田(うち市道隈之城・高城線から東側の区域)		峰山	高江	土川地区(S24.2)串木野市立土川小へ
			寄田	寄田	
川内	東向田、西向田、向田本、向田、神田、東開門、西開門、冷水、宮里、若松		滄浪	久見崎	
			八幡	田海、白浜	
平佐西	平佐、白和、鳥追、横馬場、天辰、田崎、永利(うち字倉谷・小牟田原・辰口及び南川)、宮崎(うち字古川・沖玉)	権現原(S43.3)隈之城小、川内南中へ 寺山開拓(S32.12)平佐東小へ 南中隣接住宅地(S51.12)隈之城小、川内南中へ	高来	高城(うち字後牟田を除く)	
			城上	城上(うち今寺、下塚、上塚、中間、川原段、小川、長野下の区域)	
平佐東	楠元、中村、久住		吉川	城上(うち長野上、吉川、宇都川路、下之段の区域)	
隈之城	隈之城、中福良、矢倉、勝目、川永野、尾白江、木場茶屋、都、青山、山之口、宮崎(うち字古川・沖玉を除く)	後牟田住宅(S62.9)川内小・川内中央中へ 朝日団地(S51.2)川内小・川内中央中へ 金剛橋(S33.1)川内小・川内中央中へ 南金剛(S33.1)川内小・川内中央中へ 大原野 永利小へ 字清水田(S53.11)川内小・川内中央中へ	陽成	陽成	下大迫(堂之尾)高来小へ 都合、松岡、一条殿高城西中へ
			湯田	湯田	
			西方	西方	
中学校通学区域					
学校名	町・地区名	指定変更申立取扱地区	学校名	町・地区名	指定変更申立取扱地区
川内北	亀山小、可愛小、育英小 各校区		高城西	湯田小、西方小 各校区	
川内南	隈之城小、永利小 各校区	後牟田住宅、朝日団地、金剛橋、南金剛、字清水田、寺山開拓、字二反田1~9番地(川内中央中へ)	川内中央	川内小、平佐西小、平佐東小 各校区	権現原、南中隣接住宅地(川内南中へ)
水引	水引小校区		平成	八幡小、高来小、城上小、吉川小、陽成小 各校区	都合、松岡、一条殿(高城西中へ)
高江	峰山小、寄田小、滄浪小 各校区及び土川地区				

樋脇町			入来町		
小学校通学区域			小学校通学区域		
学校名	町・地区名	指定変更申立取扱地区	学校名	町・地区名	指定変更申立取扱地区
樋脇	永田, 鍋原, 牟礼, 下牟礼, 平田, 上金貝, 丸山, 金貝, 下金貝, 木場, 祢礼北, 小野原, 田代, 向田代, 沢牟田, 大原, 狩集, 前床, 西之原, 中島, 上之原, 樋掛, 諏訪越団地, 本町, 三島, 天神, 駅前, 田間田, 水流, 下村, 庄内, 城内, 上杉馬場, 杉馬場, 子田形, 富本, 旭, 岩元, 本庵, 下祢地山, 祢地山, 笹ヶ迫, 村子田, 上岩下, 岩下, 八幡, 田代ニュータウン	永田は入来小学校へ	入来	牟多田, 日之丸, 中須, 池頭, 上原, 迫山, 諏訪, 坂出, 町, 小路, 久木宇都, 麓上, 麓下, 向山, 元村上, 元村下, 愛宕, 芝町, 松山	
市比野	上段前, 上段後, 阿母, 山中, 原, 上野久平, 下野久平, 松山団地, 新開, 宇都, 城後, 城之下, 和田, 大和, 指月苑, 指月ハイツ, サンビレッジ, 竹山, 矢筈野, 宮元, 市比野60, 武田, 笹原, 向湯, 向湯団地, 向湯住宅, 上之湯, 中之湯, 下之湯, 湯之元, 第一下之湯, 小野, 小野天神, 椿団地		副田	大内田, 新町, 辻原, 下手, 中組, 山口, 平石, 若松町, 権現通り, 柴垣通り, 本町, 湯之木場, 寺床, 本通り, 駅前通り, 立石, 立山, 旭ヶ丘, 桂迫, 中通り, 向日葵ヶ岡	
倉野	山口, 上手, 木下, 笹嶺		朝陽	堂園, 蒲生原, 天貴美, 平木場, 舟越, 原, 市野々, 松下田, 日之出, 龍ヶ野, 村尾	
藤本	大平, 上藤本, 菅浦ヶ段, 草木段, 下牛鼻	入来町岩下は藤本小学校へ	大馬越	内之尾, 山之口, 小豆迫, 大馬越, 山下, 鹿子田, 草渡, 水戸, 八重, 長野上, 長野下, 赤仁田, 中牧(1班, 2班), 神岡	八重, 水戸, 赤仁田, 神岡及び草渡のうち保護者が草渡から八重小学校又は市比野小学校に通学していた者は入来小へ。
野下	上牛鼻, 上野下, 下野下				
中学校通学区域			中学校通学区域		
学校名	町・地区名	指定変更申立取扱地区	学校名	町・地区名	指定変更申立取扱地区
樋脇	全地区		入来	全地区	
東郷町			祁答院町		
学校名	町・地区名	指定変更申立地区	小学校名	町・地区名	指定変更申立地区
東郷	大字斧淵の区域	特認校制度により山田小及び藤川小に通学可	黒木	大字黒木の全域	
山田	大字山田の区域		上手	大字上手(ただし小字, 宇坂, 小牧を除く。)	
南瀬	大字南瀬の区域		大叟	大字下手, 大字上手の内小字, 宇坂, 小牧	
鳥丸	大字鳥丸の区域 大字穴野の区域		蘭牟田	大字蘭牟田の全域	
藤川	大字藤川の区域				
中学校通学区域			中学校通学区域		
学校名	町・地区名	指定変更申立取扱地区	学校名	町・地区名	指定変更申立取扱地区
東郷	全地区		祁答院	全地区	

里 村			上 甌 村		
1村1校区のため全区域が対象			小学校通学区域		
			学校名	町・地区名	指定変更申立地区
			中津	中甌, 中野, 江石	なし
			平良	平良	なし
			浦内	瀬上, 小島, 桑之浦	なし
			中学校通学区域		
			学校名	町・地区名	指定変更申立地区
上甌	全地区	なし			
下 甌 村			鹿 島 村		
小学校通学区域			1村1校区のため全区域が対象		
学校名	町・地区名	指定変更申立取扱地区			
手 打	大字手打(田之尻、浜下、浜中、浜上、石垣下、石垣上、平之上、城向、浜口、茶円、松下、大原、宮園、向、城之峰、白木、藺山、巡田、淵崎)				
長 浜	大字長浜(大瀬の上、大瀬の中、町、城の上、城の中、刈浜、浜口、芦浜)				
青 瀬	大字瀬々野浦(前迫、後迫) 大字青瀬(瀬尾南、瀬尾北、南、田畑、新町、本町、堂之下、前田、茶円、向井)				
子 岳	大字片野浦(上町、下町、郷迫、南町、北町)				
西 山	大字瀬々野浦(開田、田圃、小迫、古町、新町、的場)				
中学校通学区域					
学校名	町・地区名	指定変更申立取扱地区			
海 陽	手打小及び子岳小の学区				
海 星	長浜小、青瀬小及び西山小の学区				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 19 各種事務事業の取り扱い(学校教育事業) [遠距離通学費助成]						教育部会 学校教育分科会
調整方針 (案)	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。						
市町村名	小 学 校			中 学 校			
	対象地区	対象者(通学距離等)	1人当り補助額	対象地区	対象者(通学距離等)	1人当り補助額	
川内市	市内全域	4km以上	年額 3,000円	市内全域	6km以上	年額 4,000円	
		6km以上	年額 4,000円			高江中学校(寄り田地区) 川内中央中学校(平佐東地区)	寄り田地区通学生 平佐東地区通学生
樋脇町	該当事業なし			中学校を起点に、6km以上ある町内の全地域	自宅から学校まで6km以上ある者	自転車通学者は、自転車購入時1回10,000円 バス通学者は定期券購入費の2分の1を補助 15年度予算 自転車通学 70,000円 定期券購入 441,000円	
入来町	大馬越小学校(長野地区) (内之尾地区)	4km以上	・4km以上の交通機関利用者 定期券の2/3以内以内 (乗合バス 1回1人100円) ・その他の児童 4km以上6km未満 7,000円/年 6km以上 8,000円/年	八重地区 大馬越地区 朝陽地区 副田地区	6km以上	・交通機関の利用者 定期券の2/3以内 年額 36,000円 ・その他の生徒 在学中1回36,000円	
東郷町	該当事業なし			町内全域 (自動車利用は現在該当者なし)	[自動車を利用する者] [自転車を利用する者] ・10km以上 ・6km以上10km未満	定期券金額 - 2,200円(月額) 年額 12,100円 年額 11,000円	
祁答院町	大妻小学校(菊地田地区)	4km以上	通学バス購入及び運営費の補助	6km以上の全域及び6km未満の秋上、菊地田(県道轟橋から下地区)、枯木野、黒木及び中武(6km以上を除く。)	6km以上	[蘭牟田地区]定期券購入補助 月額500円～1,000円個人負担 [その他の地区]自転車購入補助 年額 16,000円以内	
	黒木小学校(木場・矢立地区)			上記を除く	2km以上～6km未満	上記の自転車購入補助額の1/3以内	
上甕村	該当事業なし			平良地区	4km以上	年間 131,340円 (全額)	

里村、下甕村及び鹿島村については、該当なし。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		23 - 19 各種事務事業の取り扱い(学校教育事業)										[通学バス運行事務及び特認校制度]		教育部会 教育総務・給食分科会		
調整方針(案)		特認校及び一般通学バスともに新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。														
市町村名	通学バス 対象学校名	対象 児童数 生徒数	直 営				委 託							特認校	備 考	
			全 て	運転手のみ (人数)	車両のみ (台数・乗車人数)	人件費	その他維持 管理費	全 て	運転手のみ (人数)	車両のみ	委託先	委託料	人件費			その他維持 管理費
川 内 市	高江中	8	(定期代支給)												寄田小 滄浪小 吉川小	
	川内中央中	50														
	吉川小(特認)	14					2		シルバー人材	2,125		628				
	寄田小(特認) 滄浪小(特認)	31					1		シルバー人材	1,466		495				
樋 脇 町	該当なし													野下小 藤本小 倉野小		
入 来 町	入来小	6							入来タクシー	2,709						
	大馬越小	2							入来タクシー							
東 郷 町	山田小(特認)	1							市比野タクシー	920	タクシー利用		山田小 藤川小			
	藤川小(特認)	6			(添乗員)				市比野タクシー	460	タクシー利用(片道は幼稚園バス利用)					
	東郷幼稚園	60			1	390	560	1	市比野タクシー	1,838						
祁 答 院 町	祁答院幼稚園	39		1	1台・44人	4,979	768									
	黒木小学校	5							木場・矢立自治公民館	550				補助金支出		
	大裏小学校	8							菊地田自治公民館	900				"		
里 村	該当なし															
上 甌 村	中津小	3		1(兼)	1台・3人											
	上甌中	18			1台・18人		779									
	中津幼稚園	8		1(兼)	1台・8人	5,252	324									
下 甌 村	長浜小	2							企業課	20,150	年額給食運搬を含む)		片道路線 バス利用			
	海陽中	8						企業課								
	海星中	7						企業課								
	手打幼稚園	3						企業課								
	長浜幼稚園	2						企業課								
鹿 島 村	該当なし															

H14.5.1 現在

(単位：人・千円)

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		23-19 各種事務事業の取り扱い(学校教育事業)										【学校給食】				教育部会 教育総務・給食分科会											
調整方針(案)		・ 学校給食施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。 ・ 給食会計については、合併時に私会計に統一する。 ・ 給食費、食材の購入方法及び給食の配送については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。																									
市町村名	区分	学校	調理方式	学校数	給食総数	給食費		職員数					会計		形態					概要(センターのみ)		備考					
				(校)	(食)	(円)	月額	徴収方法	管理	事務	栄養士	調理員		公	私	委託			配送	献立	食器		運営	調理能力	開設年月		
												職員	嘱託			臨時・パート	運転手	牛乳								米飯	パン
川内市	センター方式	小学校	ドライ方式	19	5,168	3,800	地域の係が集金、指定口座へ	1	3	3	18	12	9	嘱託員								二本献立	ステンレス	直営	9,000	H12.9	
		中学校		7	2,650	4,300																					
		幼稚園		6	227	3,500																					
		計		32	8,045																						
樋脇町	センター方式	小学校	ウエット方式	5	500	3,750	口座振替 団体納付 個人納付	1	1 (臨)	1	1	0	6	3 (兼) (臨)							一本献立	ポリカーボネイト ポリレンソフプレート	直営	1,500	S60.4		
		中学校		1	267	4,250																					
		幼稚園		2	15	3,500																					
		計		8	782																						
入来町	センター方式	小学校	ウエット方式	4	394	3,600	地域個人 口座振替	所長 1	所長兼 0	1	6	0	1	0				1人 同乗			一本献立	ポリカーボネイト 磁器	直営	1,200	S62.4		
		中学校		1	255	4,100																					
		幼稚園		4	45	3,100																					
		計		9	694																						
東郷町	センター方式	小学校	セミドライ方式	5	388	3,630	個人 (評議員 とりまとめ)	1		1	3	4	1	1							一本献立	磁器食器 ポリカーボネイト	直営	1,000	S54.4		
		中学校		1	189	4,350																					
		幼稚園		1	97	3,210																					
		計		7	674																						
祁答院町	単独	小学校	ドライ方式1校、 ウエット方式4校	4	311	3,925	PTA幹事による。	0	0	1	6	0	5	0							一本献立	強化磁器、 ステンレス	直営			幼稚園は中学校で調理し、幼稚園職員が運搬する。	
		中学校		1	188	4,500																					
		幼稚園		1	44	3,100																					
		計		6	543																						
里村	センター方式	小学校	ドライ方式	1	89	低3,800 高4,000	PTAの各地区 代議員が集金し、指定口座へ振り込む	0	1	1	0	0	3	1 (兼)							一本献立	強化磁器	直営	400	H15.4		
		中学校		1	59	4,400																					
		幼稚園		1	30	3,000																					
		計		3	178																						
上甌村	センター方式	小学校	ドライ方式	3	120	3,400	各地区代表者が集金し指定口座へ振り込む	1 (兼)	1	1	0	0	4	1 (職)							一本献立	強化磁器	直営	350	S55		
		中学校		1	56	4,000																					
		幼稚園		1	14	3,000																					
		計		5	190																						
下甌村	センター方式	小学校	ドライ方式	5	153	2,800	各地区PTAの代表者が集金し、学校へもっていく。学校が指定口座に振り込む。	1	0	1	1	0	4	0							一本献立	強化磁器	直営	500	S53		
		中学校		2	63	3,000																					
		幼稚園		3	80	3,000																					
		計		10	296																						
鹿島村	センター方式	小学校	ドライ方式	1	56	3,100	子ども便 で集金	0	0	1 (兼)	1	0	0	3	2 (兼)						一本献立	強化磁器	直営	160	S50		
		中学校		1	19	3,450																					
		幼稚園		1	8	1,900																					
		計		3	83																						

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		23-19 各種事務事業の取り扱い(学校教育事業)				【幼稚園】				教育部会 学校教育分科会			
調整方針(案)		【入園料】川内市は当分の間現行のとおりとし、その他の町村は東郷町の例により合併時に調整する。その後、随時調整する。【幼稚園使用料】新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 【就園援助】合併時に川内市の例により調整する。 【保育】定員、学級数、受け入れ年齢、保育時間及び預かり保育の実施は、当分の間現行のとおりとし随時調整する。											
市町村名		川内市		樋脇町		入来町		東郷町		祁答院町			
概要(H15.5.1現在)		市立幼稚園 定員 園児数 学級数 職員数 八幡幼稚園 80名 52名 2 2名 陽成幼稚園 40 14 1 1 湯田幼稚園 40 9 1 1 城上幼稚園 40 37 1 2 寄田幼稚園 40 4 1 1 龜山幼稚園 160 123 4 8 計 400 239 10 15 私立幼稚園 定員 園児数 川内聖母 210 154 みくに 140 80 のぞみ 120 112 川内純心 160 122 川内 230 211 曹山 140 127	町立幼稚園 定員 園児数 学級数 職員数 樋脇幼稚園 70名 9名 1 2名 市比野幼稚園 70 4 1 1 合計 140 13 2 3 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。	町立幼稚園 定員 園児数 学級数 職員数 入来幼稚園 80名 12名 2 2名 副田幼稚園 40 18 1 1 朝陽幼稚園 40 5 1 1 大馬越幼稚園 40 5 1 1 計 200 40 5 5	町立幼稚園 定員 園児数 学級数 職員数 東郷幼稚園 140名 91名 4学級 6名 3歳児～5歳児の縦割り4クラス編成 15年5月1日現在 3歳児 22名 4歳児 42名 5歳児 27名	町立幼稚園 定員 園児数 学級数 職員数 祁答院幼稚園 70名 39名 2 3人 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。							
入園料及び使用料	金額	【入園料】入園時1回のみ11,000円 【使用料】月額1人5,900円		【入園料】500円(町内に住所を有する者) 【使用料】月4,000円(月の途中入園退園した場合も1月分は徴収する)		【入園料】なし 【使用料】月額2,000円(月の中途から入園した時は、その月の残りの日数をもって1月と計算する。)		【入園料】 町内に住所を有する者 1,000円 町外に住所を有する者 1,500円 【使用料】月額 3,000円(町内・町外とも)		【入園料】入園時1回のみ500円 【使用料】月額1人3,000円(途中入園はその月から、退園の場合は、その月まで徴収する。)			
	H14実績	【入園料】 742,500円 【使用料】 17,116,400円		【入園料】 13,000円 【使用料】 1,228,000円		【使用料】 1,092,000円		【入園料】 67,500円 【使用料】 3,426,000円		【入園料】 8,500円 【使用料】 1,129,000円			
就園援助(減免、免除規程)	金額	国の定めた所得基準により、市立幼稚園の使用料を減免する。 使用料の減額の限度額 ア 一人就園の場合及び同一世帯から二人以上就園している場合の最年長者 年額20,000円 イ 同一世帯から二人以上就園している場合の次年長者 年額37,000円 ウ 同一世帯から3人以上就園している場合のア及びイに掲げる園児以外のもの 年額53,000円		国が行う幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第4条に該当する者(国が定める限度額の範囲内) 樋脇町は1人就園の場合のみ対象 公立幼稚園 一律 20,000円		国が行う幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第4条に該当する者(国が定める限度額の範囲内) 災害その他特に必要と認められた者 年額20,000円(使用料 2,000円/月) (6月から3月分まで免除)		国が行う幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第4条に該当する者(国が定める限度額の範囲内) 災害その他特に必要と認められた者 第1子・第2子・第3子以降の区分により、国の補助基準単価により支給(最高限度:入園料1,000円+使用料36,000円) 実務的には入園料・使用料の減額措置とはせず、歳出により支給を行っている。		国が行う幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第4条に該当する者(国が定める限度額の範囲内)			
	H14実績	【使用料】 1,376,000円		【使用料】 394,000円		【使用料】		【使用料】 164,000円					
対象者(受入年齢)	川内市内に住所を有する3歳児・4歳児・5歳児		樋脇町に住所を有する満4歳から5歳の幼児とし、修業年限は1ヶ年以上2ヶ年とする。		受入年齢 4歳児 2ヶ年 5歳児 1ヶ年 (但し、副田幼稚園は5歳児のみ受入)		平成13年度より3歳児保育を開始		教育年限 5歳児 1箇年 4歳児 2箇年				
保育時間	午前9時～午後2時		午前8時15分～午後2時		午前9時～午後2時		午前9時～午後1時30分(4月のみ午前11時まで)		午前9時～午後2時30分				
預かり保育	実施していない		市比野幼稚園のみ実施 午後2時から4時30分		週1回 14:00～16:30 おやつ代自己負担		親の都合により1時間程度の延長あり		実施していない				
市町村名	里村		上甕村		下甕村		鹿島村		課題・検討事項				
概要(H15.5.1現在)	村立幼稚園 里小学校附属幼稚園 定員 80名 園児数 24名 学級数 2 職員数 2名		村立幼稚園 中津幼稚園 定員 35名 園児数 11名		村立幼稚園 定員 園児数 学級数 職員数 手打幼稚園 70名 19名 2 2名 長浜幼稚園 70 19 2 2 曹瀬幼稚園 35 8 1 1		村立幼稚園 鹿島村立幼稚園 定員 40名 園児数 7名		職員数やバス運転手の取扱い ・私立幼稚園との調整				
入園料及び使用料	金額	【入園料】なし 【使用料】月額4,000円		【入園料】なし 【使用料】月額2,000円 新たに入園した者はその月分から、退園した者はその月分まで徴収する。		【入園料】なし 【使用料】月額3,000円		【入園料】なし 【使用料】月額2,000円					
	H14実績	【使用料】 1,376,000円		【使用料】 394,000円		【使用料】		【使用料】 164,000円					
就園援助(減免、免除規程)	里村に住所を有し、当該年度に在園している4歳児及び5歳児の家庭で、次に該当するもの。 ・生活保護法の規定による保護を受けている世帯 ・特別の事由があるもの ・家庭の所得状況に応じて保護者の経済的不負担を軽減を図る。		生活保護法の規定により、生活扶助の適用を受けているもの又は特別の事由があるものについては、免除又は軽減することができる。		村長は、当該年度の4月1日現在において3歳児、4歳児及び5歳児である園児の属する世帯が、国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第4項に該当する場合は使用料の額を減免することができる。 村長は、園児の属する世帯が、火災又は風水害等により災害を受け、生計に重大な支障を生じた認められるときは、使用料の額を減免することができる。		村長は、幼児教育の振興を図るため、園児の保護者に対し、規則で定める場合に該当するときは、使用料を減免することができる。						
対象者(受入年齢)	4歳児 2ヶ年 5歳児 1ヶ年		4歳児 2ヶ年 5歳児 1ヶ年		3歳児、4歳児、5歳児		4歳児 2ヶ年 5歳児 1ヶ年						
保育時間	午前9時～午後2時		午前9時～午後2時		午前9時～午後2時		午前9時～午後2時						
預かり保育	実施していない		実施していない		実施していない		実施していない						

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 19 各種事務事業の取り扱い(学校教育事業)		[就学援助]	教育部会 学校教育分科会
調整方針 (案)	平成17年度当初を目処に調整する。			
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
<p>1 支給対象となる経費項目と支給時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学用品費(年3回,7月・12月・3月) (学用品・通学用品・校外活動泊無) ・新入学学用品 新1年生(年1回,7月) ・修学旅行費(年1回,12月または3月) 実績額を支給 ・学校給食費(年3回,7月・12月・3月) 小学校 年額・33,000円 中学校 年額・37,400円 ・医療費 医療券交付に基づきその都度。 <p>2 支給金額 国の補助基準単価に同じ。 (給食費は上記金額)</p> <p>3 平成14年度の支給児童・生徒数 小学校295人(全児童の6.08%) 中学校198人(全生徒の7.56%)</p>	<p>1 支給対象となる経費項目と支給時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学用品費 年3回(各学期末) (学用品・通学用品・校外活動泊無) ・新入学学用品 新1年生 年1回(1学期末) ・修学旅行費 年1回(実施学期末) 小学校 10月 12,000円 中学校 7月 24,000円 ・学校給食費 年3回(各学期末) 小学校 年額 37,000円 中学校 年額 43,000円 ・医療費 医療券交付に基づきその都度 <p>2 支給金額 国の補助基準単価に同じ</p> <p>3 平成14年度の支給対象児童・生徒数 ・小学校 47名(全児童の10%) ・中学校 26名(全生徒の11%)</p>	<p>1 支給対象となる経費項目と支給時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学用品費(年3回,7月・10月・1月) (学用品・通学用品・校外活動泊無) ・新入学学用品 新1年生(年1回,7月) ・修学旅行費 小学校・10月 12,000円 中学校・7月 24,000円 ・学校給食費(年3回,7月・10月・1月) 小学校 年額・33,000円 中学校 年額・38,500円 ・医療費 医療券交付に基づきその都度。 <p>2 支給金額 国の補助基準単価に同じ。 (修学旅行費・給食費は上記金額)</p> <p>3 平成14年度の支給児童・生徒数 小学校22人(全児童の6.3%) 中学校10人 (全生徒の4.1%)</p>	<p>1 支給対象となる経費項目と支給時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学用品費(年4回,7月・9月・11月・2月) (学用品・通学用品・校外活動泊無) ・新入学学用品 新1年生(年1回,7月) ・修学旅行費 年1回(9月) 小学校 10,000円 中学校 20,000円 ・学校給食費(年4回(各期)) 小学校 37,000円 中学校 43,000円 ・医療費 医療券交付に基づきその都度 <p>2 支給金額 国の補助基準単価に同じ(東郷町の独自部分無)</p> <p>3 平成14年度末の支給対象児童・生徒数 ・小学校30名(全児童の9.09%) ・中学校13名(全生徒の6.13%)</p>	<p>1 支給対象となる経費項目と支給時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学用品費(年3回,7月・9月・2月) (学用品・通学用品・校外活動泊無) ・新入学学用品 新1年生(年1回,7月) ・修学旅行費 小学校・7月 8,000円 中学校・9月 25,000円 ・学校給食費(年3回,7月・9月・2月) 小学校 年額・25,000円 中学校 年額・32,000円 ・医療費 医療券交付に基づきその都度(う歯については,夏休み期間)。 <p>2 支給金額 国の補助基準単価に同じ。 (修学旅行費・給食費は上記金額)</p> <p>3 平成14年度の支給児童・生徒数 小学校19人(全児童の7.1%) 中学校15人 (全生徒の8.4%)</p>
里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・検討事項
<p>1 支給対象となる経費項目と支給時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学用品費(年3回 9月 12月 2月) (学用品・通学用品・校外活動泊無) ・新入学学用品 新1年生(年1回,7月) ・修学旅行費 小学校・9月 24,000円 中学校・9月 40,000円 ・学校給食費(年3回 9月 12月 2月) 小学校 年額 37,000円 中学校 年額 43,000円 ・医療費 医療券交付に基づきその都度 <p>2 支給金額 国の補助基準単価に同じ (修学旅行費・給食費は上記金額)</p> <p>3 平成14年度末の支給対象児童・生徒数 ・小学校2名(全児童の2.60%) ・中学校2名(全生徒の4.26%)</p>	<p>1 支給対象となる経費項目と支給時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学用品費 年3回(各学期始) (学用品・通学用品) ・新入学学用品 新1年生(年1回,1学期始) ・修学旅行費 小学校・隔年 全額 中学校・隔年 全額 ・学校給食費 小学校 年額・29,920円 中学校 年額・35,200円 ・医療費 医療券交付に基づきその都度 ・通学費 (各学期始) <p>2 支給金額 国の補助基準単価に同じ(上甌村の独自部分無)</p> <p>3 平成14年度末の支給対象児童・生徒数 ・小学校4名(全児童の8.51%) ・中学校4名(全生徒の5.71%)</p>	<p>1 支給対象となる経費項目と支給時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学用品費 年3回(各学期始) (学用品・通学用品) ・新入学学用品 新1年生(年1回,1学期始) ・学校給食費 小学校 年額 30,800円 中学校 年額 33,000円 ・修学旅行費 小学校・隔年 全額 中学校・隔年 全額 ・医療費 医療券交付に基づきその都度 <p>2 支給金額 国の補助基準単価に同じ(下甌村の独自部分無)</p> <p>3 平成14年度末の支給対象児童・生徒数 ・小学校11名(全児童の7.2%) ・中学校9名(全生徒の14.3%)</p>	<p>1 支給対象となる経費項目と支給時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学用品費 年3回(各学期末) (学用品・通学用品・校外活動泊無) ・新入学学用品 新1年生(年1回,1学期末) ・修学旅行費 年1回(実施学期末) 小学校 5月 18,000円(2年に1回) 中学校 6月 25,000円(3年に1回) ・学校給食費 年3回(各学期末) 小学校 年額・22,000円 中学校 年額・26,500円 ・医療費 医療券交付に基づきその都度 <p>2 支給金額 国の補助基準単価に同じ(下甌村の独自部分無)</p> <p>3 平成13年度末の支給対象児童・生徒数 ・小学校0名(全児童の0%) ・中学校1名(全生徒の7.69%)</p>	<p>認定基準、支給方法を検討し、新市の要綱を制定する必要がある。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-19 各種事務事業の取り扱い(学校教育事業)		【奨学金支給制度】		教育部会 学校教育分科会
調整方針 (案)	平成17年度当初を以て新たに新たに制度等を制定する。なお、現在支給を受けている生徒・学生及び平成16年度中に支給対象者となるものについては現行のとおりとする。 特定目的(医療従事者・後継者育成・定住促進)のために設置された奨学金制度を除く。				
	川内市		樋脇町	入来町	祁答院町
奨学金の名称	特別奨学金基金	奨学資金貸付基金	樋脇町奨学資金	入来町奨学金	育英資金貸与事業
奨学基金の額	15,286,000	8,486,000	-	3,128,100	-
受給資格	向上心がある市内在住の高校生	学術優秀で市長が指定する高等学校生	町内居住者で高校・専門学校・短大・大学に進学する者	高校・大学等及び農業関係学校	町内居住者で高校・専門学校・短大・大学に進学する者
1人当り 支給額(年額)(A)	60,000	156,000	高等学校 12万円以内(年額) 専門学校 18万円以内(年額) 大学 24万円以内(年額)	高等学校:12万円以内 大学等:24万円以内	高校:42万円以内 専門学校,大学等:54万円以内
支給方法 (支給月等)	年3回に分けて支給	年3回に分けて支給	2ヶ月分を貸し付け者の口座に振り込む	年3回に分けて支給	毎月口座振替
年間支給人員枠	9名程度	9名程度	有資格者全員	有資格者全員	有資格者全員
H14年度貸付総額(B)	540,000	702,000	1,200,000	2,760,000	16,600,000
H14年度貸付人員(C)	9名	5名	高校生 8名 専門学校生 1名 大学生 19名	12名 { 高校生 1名 大学生 11名	高校生11名,専門学校生14名,大学生22名 計47名
H14年度未貸付金総額(D)	-	6,773,600	11,884,600	15,630,500	80,915,200
未償還人員(E)	償還の必要なし	25名	6名	1名	0名
未償還額(F)	-	6,773,600	923,000	141,500	0円
償還年数	-	最高10年	10年	高校 3年 大学等 5年 高校・大学 7年	卒業の日から1年据え置き 高校 5年 高等専門学校(5年) 8年 専門学校・大学 6年
無利子・有利子の別	-	無利子	無利子	無利子	無利子
選考委員 (人数・役職名)	教育委員会	教育委員会	教育委員 5名	町長、議長、文教長、中学校長、教育委員 5名 計9名	課長2,教育長,教育委員4 計7名

単位:円

議案第50号

コミュニティ施策の取扱いについて

合併協定項目23-20号「コミュニティ施策の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年12月11日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

コミュニティ施策の取扱いについて	
1	地区コミュニティ協議会の設立及び活動にあたっては、積極的に支援を行う。
2	市民への文書配布等については業務委託とし、新市に移行後速やかに調整する。
3	行政嘱託員・連絡員については、新市に移行後速やかに調整する。
4	地区・校区公民館及び集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
5	基礎自治集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、地元の基礎自治会等へ管理を委託する方向で随時調整する。
6	NPO及びボランティア活動に関することについては、基本的な活動方針を含め新市移行後、速やかに調整する。

平成 年 月 日 確認

協定項目 23 - 20号資料

コミュニティ施策の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

まちづくりは市民一人ひとりが主役であり、新しいまちづくりに市民が積極的に参加する環境をつくるには、幅広いコミュニティ施策の推進を図る必要がある。

2 提案の理由

コミュニティ活動への積極的な支援と市民のボランティア活動への参画を推進するためのコミュニティ施策への取扱いについて、調整方針を提案するものである。

3 協定（協議）先進事例

岐阜県東濃西部合併協議会（平成17年3月目標 新設合併）

新市において、住民との協働のまちづくり及び安心して暮らせるまちづくりを引き続き推進するため、次のとおりとする。

- 1 自治組織については、3市1町の自治会等の実情を尊重しながら、合併時に統一できるように調整に努め、引き続き充実を図る。
- 2 地域まちづくり組織と市民活動団体等の支援については、引き続き支援を図る。

岡山県邑久郡合併協議会（平成16年3月1日目標 新設合併）

- 1 自治会・コミュニティ組織は、現行のとおり新市に引き継ぐ。新市において、審議会等を設置し、統一に向けた検討を行う。
- 2 コミュニティ推進助成事業は、自治活動、コミュニティ活動がより活発に推進できるよう、合併時に要綱を制定し、実施する。
- 3 集会所、放送施設助成事業は、長船町の例をもとに合併時に要綱を制定し、実施する。

岐阜県海津郡3町合併協議会（平成16年3月29日目標 新設合併）

- 1 自治組織を含め、依頼業務、財政的支援等について、合併時にできる限り統一し、新市に引き継ぐ。

愛媛県新居浜市・別子山村合併協議会（平成15年4月1日 編入合併）

- 1 コミュニティ事業については、合併時に新居浜市の制度に統一する。ただし、別子山村が管理委託している集会所については、合併時に管理委託している団体に貸付するものとし、貸付料については、合併以降3年間に限り無償とし、それ以後、新居浜市の制度に統一するものとする。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協定項目	23-20 コミュニティ施策の取扱い				
調整方針案	市民への文書配布等については業務委託とし、新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年以内程度)				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
市民への文書配布等	<p>1 目的 ・行政と各公民会等との緊密な連絡・連携を図るため、各公民会長に委嘱</p> <p>2 委託内容 ○地区行政連絡員(公民会長)・・・339人(委嘱業務) ・住民に対する市の公用文書の配布及び市の報告文書の取次ぎ ・市からの調査依頼等の一部取りまとめ及び報告 ・行政事務に関する各種伝達事項の周知徹底 ・公民会加入者の確認(業務遂行関係書類) ・公民会加入世帯索引名簿・公民会加入世帯名簿(公民大会時に年1回電算出力により配布) ・公民会区域内移動者連絡表(転入・転出・転居者、公民会加入・脱退者等を毎月1日付けで電算出力により配布)</p> <p>3 対象 ・公民会文書一公民会加入者(公民会未加入者については、広報紙については市公共施設や事業所にラック設置を行い対応。その他個人宛の文書は郵送)</p> <p>4 委託料等 ・無報酬(ただし、各公民会に対し、公民会文書配布手数料の意味合いをもった公民会補助金をH14年度 68,812,650円支出) (事務事業：行政嘱託員・連絡員と重複)</p>	<p>1. 目的 ・行政と各公民館の連絡・連携を図るために町内92集落に自治公民館長を設置</p> <p>2. 委託内容 ・行政からの配布物の配布及び調査物等の回収への協力(月3回)</p> <p>3. 対象 (1)依頼先・・・町内92集落自治公民館長 (2)公民会加入・未加入者への配布方法・・・公民会加入者への配布は毎月5、15、25日に集荷し、各公民館長が公民館加入者へは配布、公民会未加入者については郵送による配布のみ</p> <p>4. 委託料等(報償) 平等割 年51,600円 戸数割 年3,600円 平成14年度予算 計14,468,000円</p>	<p>1. 目的 ・行政と各公民会の連絡・連携を図るために町内71公民会に公民会長を設置</p> <p>2. 委託内容 ・行政からの配布物の配布及び調査物等の回収への協力(月3回)</p> <p>3. 対象 (1)依頼先・・・町内71公民会長 (2)公民会加入・未加入者への配布方法 公民会加入者への配布は毎月5、15、25日に集荷し、各公民会長が公民会加入者へは配布、公民会未加入者については郵送による配布。</p> <p>4. 委託料 公民会長委託料 平等割 年45,900円 戸数割、距離割は各校民会によって異なる。 公民会活動助成金 各公民会の過去5年間の助成金の平均を当年度助成金額としている。 ※すべて費目は委託料。 平成14年度予算 計15,815,000円</p>	<p>1. 目的 各集落における自治振興をはかるために町内43の集落に自治公民館長を設置</p> <p>2. 委託内容等 公民館文書の配布、各種調査の依頼、各地区要望等のとりまとめ等</p> <p>3. 対象 毎週木曜日の公文書の配布・回覧 公民館未加入者については、役場で直轄扱いとし郵送する(原則全員加入を)</p> <p>4. 委託料 自治公民館長報酬 10,615千円(H14年度)</p>	<p>1. 目的 自治公民館の振興を図るため。</p> <p>2. 委託内容等 自治公民館文書の配布、各種調査依頼及び取りまとめ、その他各種施設の設置要望を町に申請。</p> <p>3. 対象 自治公民館加入者については自治公民館長を通じ全世帯配布。未加入者については配布していない。(文書の内容によっては郵送している。)</p> <p>4. 委託料等 委託料は支出していないが、文書の配布手数料的な意味合いを持った振興補助金を支出している。 公民館割 49,200円(年額) 実行班割 38,900円(年額) 戸数割 3,900円(年額) 平成14年度実績 13,046,600円</p>
		里村	上甌村	下甌村	鹿島村
	<p>【目的】 ・行政と村民との緊密な連絡・連携を図るため、連絡員として各小組合長及び副小組合長に委嘱</p> <p>【内容】 ○行政連絡員(小組合長・副小組合長)・・・57人(委嘱業務) ・住民に対する村の公用文書の配布及び村の報告文書の取次ぎ ・村からの調査依頼等の一部取りまとめ及び報告 ・行政事務に関する各種伝達事項の周知徹底</p> <p>【対象】 ・全村民</p> <p>【委嘱料】 連絡員 19人×年額 31,900円 副連絡員 38人×年額 22,100円 総額 年/1,445,900円</p>	<p>(組織) 上甌村内7自治体で構成(常会22地区) 自治会長会はなし(自治会長事業) 自治公民館長研修 年2回(教育委員会管轄) 各地区要望は各自治公民館から総務課に提出 各課で検討及び実施</p>	<p>【目的】 住民の自治組織との連携を密にし、行政の民主的かつ効率的な運営を図る為、役場連絡員及び駐在員を設置。 役場連絡員の下に駐在員を置く(47駐在区)</p> <p>【内容】 役場から駐在員まで職員が配達または郵送(駐在員) 1. 広報等配布 毎月1回、随時 2. 各種調査依頼・回収及び券金等集金など</p> <p>【対象】 ・全世帯</p> <p>【委託料】 報酬として支払 ※H13実績 駐在員：戸数×350円/月</p>	<p>【目的】 村を7区に分け行政各事業への協力及び行政文書配布、回収等</p> <p>【委託内容】 行政各事業への協力 行政文書の配布及び回収(納税通知等含む)</p> <p>【対象】 各区全戸</p> <p>【委託料】 報酬として一律月額33000円</p>	<p>・市民への文書配布等については業務委託とし、新市に移行後速やかに調整する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協定項目	23-20 コミュニティ施策の取扱い				
調整方針案	行政嘱託員・連絡員 については、新市に移行後速やかに調整する。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
行政嘱託員・連絡員	<p>1 目的 行政と各公民会並びに各地域との緊密な連絡・連携を図るため各公民会長に地区行政連絡員を各校区公民会連絡協議会長に校区公民会連絡協議会長に校区行政連絡員を、地域との連携を図るために、以前支所のあった地域の校区公民館主事に川内市行政連絡員を委嘱。</p> <p>2 内容 ○地区行政連絡員(公民会長)・・・339人 (委嘱業務) ・住民に対する市の公用文書の配布及び市の報告文書の取次ぎ ・市からの調査依頼等の一部取りまとめ及び報告 ・行政事務に関する各種伝達事項の周知徹底 ・公民会加入者の確認 (業務遂行関係書類) ・公民会加入世帯索引名簿・公民会加入世帯名簿(公民大会時に年1回電算出力により配布) ・公民会区域内移動者連絡表(転入・転出・転居者、公民会加入・脱退者等を毎月1日付けで電算出力により配布) (報酬) 無報酬 ○校区行政連絡員(校区公連会長)・・・19人(各小学校区) (委嘱業務) ・市からの調査依頼等の一部取りまとめ及び報告 ・行政事務に関する各種伝達事項の周知徹底 無報酬 ○川内市行政連絡員・・・校区公民館主事12人 19小学校区中、平佐東、水引、永利、峰山、寄田、滄浪、八幡、城上、吉川、陽成、湯田、西方 (委嘱業務) ・住民票、戸籍抄本、戸籍謄本、年金現況届の交付申請及び各課への事務連絡 (報酬) 無報酬</p>	<p>1 目的 行政と各公民館の連絡・連携を図るために町内92集落公民館長を行政連絡員として委嘱している</p> <p>2 内容 (1)委嘱対象 町内92公民館長 (2)委嘱業務 公文書の配布及び回収物等(各種団体の会費も含む)の回収業務 (3)報酬 平等割 年51,600円 戸数割 年3,600円 平成14年度予算 計14,468,000円</p>	<p>1 目的 行政と各公民館の連絡・連携を図るために町内68集落公民館長を連絡調査事務員として委嘱している</p> <p>2 内容 (1)委嘱対象 町内71公民館長 (2)委嘱業務 公文書の配布及び回収物等(各種団体の会費も含む)の回収業務 (3)報酬 平等割 年45,900円 戸数割 距離割は各公民会によって異なる。</p> <p>3 入来町での名称 連絡調査事務員</p>	<p>1. 目的 各集落における自治振興をはかる 町内43の集落に自治公民館長を設置</p> <p>2. 委託内容等 公民館文書の配布、各種調査の依頼、各地区要望等のとりまとめ等</p> <p>3. 対象 毎週木曜日の公文書の配布・回覧 公民館未加入者については、役場で直轄扱いとし郵送する(原則全員加入)</p> <p>4. 委託料 自治公民館長報酬 10,615千円(H14年度)</p>	<p>1 目的 行政と各公民館の連絡・連携を図るために町内32集落公民館長を行政連絡調査事務員として委嘱している</p> <p>2 内容 (1)委嘱対象 町内32公民館長 (2)委嘱業務 公文書の配布及び回収物等(各種団体の会費も含む)の回収業務他 (3)委託料等 運営補助金として支出している 公民館割 49,200円 実行班割 38,900円 戸数割 3,900円</p>
		里村	上甌村	下甌村	鹿島村
	<p>【目的】 ・行政と村民との緊密な連絡・連携を図るため、連絡員として各小組合長及び副小組合長に委嘱</p> <p>【内容】 ○行政連絡員(小組合長・副小組合長)・・・57人 (委嘱業務) ・住民に対する村の公用文書の配布及び村の報告文書の取次ぎ ・村からの調査依頼等の一部取りまとめ及び報告 ・行政事務に関する各種伝達事項の周知徹底</p> <p>【対象】 ・全村民</p> <p>【委嘱料】 連絡員 19人×年額 31,900円 副連絡員 38人×年額 22,100円 総額 年1,445,900円</p>	<p>(目的及び設置) 村政の円滑を図り住民との連携、調和を密接にするため各大字ごとに駐在所長1名及び駐在員若干名を置く</p> <p>(任務) 駐在所長 ・村と当該地区との行政連絡及び調整 ・当該地区における駐在員の統括 ・当該地区における自主防災に関する事項</p> <p>・上記の他、当該地区に関連する事項で村長が依頼した事項</p> <p>駐在員 ・公文書の各世帯への配布及び収集 ・上記のほか、各世帯への連絡事項及び各世帯からの徴収事務 等で村長が依頼した事項 (報酬) 駐在所長 7名×月額62,800円 駐在員 22名×月額18,700円</p>	<p>【目的】 住民の自治組織との連携を密にし、行政の民主的かつ効率的な運営を図る為、役場連絡員及び駐在員を設置</p> <p>役場連絡員(区長)6名 役場連絡員の下に駐在員を置く(47駐在区)</p> <p>【内容】 (役場連絡員) 1.村と当該地区との行政連絡及び調整 2.当該地区内における駐在員の統括 3.集会所施設(地区公民館として使用)の使用料徴収 4.その他村長が依頼した事項(駐在員)</p> <p>1.広報等配布 毎週1回、随時 2.各種調査依頼・回収及び募金等集金など</p> <p>【対象】 ・全世帯</p> <p>【委託料】 報酬として支払 ※H13実績 役場連絡員：6,996,000円/年(6地区分) 駐在員：戸数×350円/月</p>	<p>【目的】 村を7区に分け行政各事業への協力及び行政文書配布、回収等</p> <p>【委託内容】 行政各事業への協力 行政文書の配布及び回収(納税通知等含む)</p> <p>【対象】 各区全戸</p> <p>【委託料】 報酬として一律月額33000円</p>	<p>行政嘱託員・連絡員については、新市に移行後速やかに調整する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協定項目	23-20 コミュニティ施策の取扱い					
調整方針案	地区・校区公民館及び集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年以内程度)					
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
地区・校区公民館及び集会所の維持管理	<p>1 目的 個性ある地域づくりを推進するためのコミュニティ活動の地域の中核施設として整備</p> <p>2 概要 ・集会所数 25集会所中8集会所(※校区公民館併設) ※平佐東、亀山、水引、永利、育英、城上、吉川、満田 ・集会所の管理 地元の公共的団体に管理委託、校区公民館併設のため、経常経費については、社会教育課で計上</p> <p>3 維持管理 ・集会所使用許可 あらかじめ市長の許可を受けて使用 ・集会所補修 施設の補修については、毎年11月に管理委託先の管理者から施設補修の要望をとり、市費で補修 ・集会所白蟻防除 平成13年度から年次的に防除(平成18年度まで) ※その後は、施設の塗繕めりかえ必要 ・光熱水費 校区公民館併設のため、社会教育課で計上</p> <p>4 使用料 無料</p> <p>5 その他 該当なし</p> <p>※集会所名称(校区公民館併設8) 平佐東集会所(320㎡) 水引集会所(528㎡) 満田集会所(300㎡) 亀山集会所(303㎡) 永利集会所(418㎡) 城上集会所(330㎡) 吉川集会所(219㎡) 育英集会所(392㎡)</p> <p>【参考】 校区公民館(11) 隈本補校区公民館 川内校区公民館 平佐西校区公民館 可愛校区公民館 峰山校区公民館 湊浪校区公民館 寄田校区公民館 八幡校区公民館 高来校区公民館 揚成校区公民館 西方校区公民館</p>	<p>上之湯集会所 1. 目的 町民の親睦及び健康維持増進 2. 内容 3. 維持管理 民間人に管理委託 4. 使用料 月14,000円</p> <p>休養会館 1. 目的 町民の親睦及び健康維持増進 2. 内容 3. 維持管理 民間人に管理委託 4. 使用料 月42,300円</p> <p>地区公民館 (藤本、野下、温泉区公民館、市比野3区、市比野4区、市比野5・6区、塔之原1区、塔之原2区、塔之原3区、塔之原4区、塔之原5区、倉野)</p> <p>1. 目的 地域住民の社会教育活動及び発展を図るとともに福祉の向上に寄与 2. 内容 3. 維持管理 地区公民館に管理委託 4. 使用料</p>	<p>1. 目的 校区公民館の維持管理 2. 内容 ○校区公民館数 5公民館(副田・清色・大馬越・朝陽・八重) 3. 維持管理 ○公民館の管理 教育委員会が任命した分館長・分館主事が管理 ○公民館の修繕 随時(教育委員給が負担)平成14年度9,030,000円 4. 使用料 無料(社会教育活動以外の使用には使用量を徴収) 5. その他</p>	<p>1. 目的 各集落における自治振興をはかる 町内43の集落に自治公民館長を設置 2. 委託内容等 公民館文書の配布、各種調査の依頼、各地区要望等のとりのまとめ等 3. 対象 毎週木曜日の公文書の配布・回覧 公民館未加入者については、役場で直轄扱いとし郵送する(原則全員加入を) 4. 委託料 自治公民館長報酬 10,615千円(H14年度)</p>	<p>1 目的 住民の親睦と福祉の向上を図る 2. 内容 黒木地区公民館(526㎡) 上手農村研修センター(503㎡) 大村交流館(418㎡) 轟研修センター(350㎡) 蘭牟田農村研修センター(506㎡) 3 維持管理費 維持管理費についてはすべて町費から支出している 4 使用料 徴収していない 5 その他 類似施設該当なし ※集会所名称</p>	
		里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
	<p>【目的】 住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設置する。 【自治公民館の名称・内容】 ・蘭上自治公民館 施設の延べ床面積 86,94㎡ ・蘭中自治公民館 施設の延べ床面積 89,82㎡ ・蘭下自治公民館 施設の延べ床面積 117,52㎡ ・村西自治公民館 施設の延べ床面積 94,14㎡ ・村東自治公民館 施設の延べ床面積 82,62㎡</p> <p>【使用許可】 自治公民館を使用しようとする者は、あらかじめ、管理者(村長から管理の委託を受けた自治公民館長をいう。)の許可を受けなければならない。</p> <p>【使用の条件】 管理者は、自治公民館の使用を許可するに当たっては、使用の目的、範囲、時間その他自治公民館の管理に必要な条件を付することができる。</p> <p>【管理の委託】 村長は、自治公民館の管理をその集落の管理者に委託する者とする。ただし、委託料は無料とする。</p> <p>【その他】 蘭上、蘭中、村西、村東自治公民館には、消防分団の車庫 14,58㎡が併設されている。</p>	<p>【設置目的】 住民の生活全般の便宜を総合的に供することにより、住民が明るい生活を図るため、集会所を設置する。</p> <p>【管理】 上甌村 【位置・名称】 位置 ①上甌村平良217番地1 上甌村平良生活館 ②上甌村小島1番地2 上甌村保健福祉館 ③上甌村中野911番地5 中野集会所 ④上甌村江石298番地3 江石集会所 ⑤上甌村瀬上827番地4 瀬上集会所 ⑥上甌村桑之浦149番地4 桑之浦住民センター</p> <p>【使用料】 9時～ 13時～ 9時～ 9時～ ～ 13時 17時 17時 21時 日本間 300 300 500 450 ホール 500 500 1000 750 ※個人又は団体が祝賀会・興行等に使用する 場合 1日につき 4,000円 【維持管理費】 平成14年度 5,251,000円 うち委託料 1,754,000円</p>	<p>【目的】 地域住民の社会教育の実施、生活改善の推進、保健、福祉の増進並びに生活便益の確保等多目的な機能を有する総合的な施設としての住民の福祉及び生活環境の改善等を積極的に推進する。</p> <p>【内容】 地域振興を図るため、集会所の維持管理を行う。 【対象施設】 ・長浜振興センター 484㎡ ・手打地区公民館 344㎡ ・内川内集会所 142㎡ ・青瀬児童館 397㎡ ・高齢者コミュニティセンター 338㎡ ・高齢者保健福祉館 330㎡ ・中央公民館 633㎡</p> <p>【維持管理費】 平成14年度 3,742,000円(光熱水費) うち委託料 0円 【使用料】150円/1時間 冷暖房装置使用381円/1時間を加算</p>			<p>・地区・校区公民館及び集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協 定 項 目		23-20 コミュニティ施策の取扱い				
調 整 方 針 案		基礎自治集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、地元の基礎自治会等へ管理を委託する方向で随時調整する。（合併後3年以内程度）				
項 目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
基礎自治集会所の維持管理	<p>1 目的 個性ある地域づくりを推進するためのコミュニティー活動の地域の中核施設として整備</p> <p>2 概要 ・集会所数 25集会所中17集会所 ・集会所の管理 地元の公共的団体に管理委託（公民会9、公民館5、消防後援会2、町民会1、校区公連会6、その他2）</p> <p>3 維持管理 ・集会所使用許可 あらかじめ市長の許可を受けて使用 ・集会所補修 施設の補修については、毎年11月に管理委託先の管理者から施設補修の要望をとり、市費で補修 ・集会所白蟻防除 平成13年度から年次的に防除（平成18年度まで） ※その後は、施設の塗装めりかえ必要 ・光熱水費 管理委託を受けた地元負担</p> <p>4 使用料 無料（地元で光熱水費等を支払っている集会所は地元以外の利用者からは、使用料を取っている。）</p> <p>5 その他 該当なし ※集会所名称 平佐西集会所（289㎡） 向田集会所（245㎡） 大小路集会所（204㎡） 船間島集会所（98㎡） 京泊集会所（102㎡） 星原集会所（102㎡） 上野集会所（60㎡） 浜田集会所182㎡ 平島集会所（188㎡） 瀬津集会所（290㎡） 川底集会所（168㎡） 土川集会所（90㎡） 吉川集会所（219㎡） 池ノ股集会所（104㎡） 木場茶屋集会所（200㎡） 湯ノ浦集会所（132㎡） 宮里集会所（317㎡）</p>				<p>1. 目的 各集落における自治振興をはかる 町内43の集落に自治公民館長を設置</p> <p>2. 委託内容等 公民館文書の配布、各種調査の依頼、各地区要望等のとりまとめ等</p> <p>3. 対象 毎週木曜日の公文書の配布・回覧 公民館未加入者については、役場で直轄扱いとし郵送する（原則全員加入を）</p> <p>4. 委託料 自治公民館長報酬 10.615千円 (H14年度)</p>	
		里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
			<p>【目的】 地域住民の社会教育の実施、生活改善の推進、保健、福祉の増進並びに生活便益の確保等多目的な機能を有する総合的な施設としての住民の福祉及び生活環境の改善等を積極的に推進する。</p> <p>【内容】 地域振興を図るため、集会所の維持管理を行う。</p> <p>【対象施設】 ・芦浜生活館 169㎡ ・瀬尾地区集会所 165㎡ ・浜田地区集会所 139㎡ ・手打へき地保健福祉館 288㎡ ・子岳へき地保健福祉館 180㎡ ・住民生活センター 224㎡</p> <p>【維持管理費】 平成14年度 3,742,000円(光熱水費) うち委託料 0円 【使用料】150円/1時間 冷暖房装置使用381円/1時間を加算</p>	<p>集会所建設（維持管理）事業</p> <p>【目的】 集会所の設置及び管理等について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>【内容】 地域振興を図るため、集会所の維持管理を行う。 集会室 86平方メートル 事務室他 80平方メートル 計166平方メートル</p> <p>【維持管理費】 50千円</p> <p>【使用料】 無料</p> <p>【対象施設】 ・鹿島村へき地保健福祉館（小牟田地区）</p>	<p>・基礎自治集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、地元の基礎自治会等へ管理を委託する方向で随時調整する。</p>	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協 定 項 目	23-20 コミュニティ施策の取扱い				
調 整 方 針 案	NPO及びボランティア活動に関することについては、基本的な活動方針を含め新市に移行後、速やかに調整する。（合併後1年以内程度）				
項 目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
NPO及びボランティア活動に関すること	<p>1 目的 市民の豊かな心を醸成し、住みよいまちづくりを進める活動を支援するために、市民による支え合う地域づくり（ボランティア活動等）の環境づくりを進める。</p> <p>2 内容 (1)市民ボランティア活動支援に関わる次の基本方針策定を目指す。 ア 市民意識の醸成（気運づくり） イ ボランティアの育成（ひとづくり、機会づくり） ウ 環境整備（条件づくり） エ 支援体制の整備（基盤・システムづくり） オ 災害時のボランティア活動（体制づくり） (2)NPO及びボランティア団体の組織化への支援 ・市内のNPO団体（2団体 特定非営利活動法人福祉サポート21）</p>		<p>1 目的 町民の豊かな心を醸成し、住みよいまちづくりを進める活動を支援するために、市民による支え合う地域づくり（ボランティア活動等）の環境づくりを進める。</p> <p>2 内容 (1)町民ボランティア活動支援に関わる次の基本方針策定を目指す。 ア 市民意識の醸成（気運づくり） イ ボランティアの育成（ひとづくり、機会づくり） ウ 環境整備（条件づくり） エ 支援体制の整備（基盤・システムづくり） オ 災害時のボランティア活動（体制づくり） (2)NPO及びボランティア団体の組織化への支援 ・当町では特別に支援等は行っていないが、町内のNPO団体は、ネイチャリングプロジェクト（町内での活動は休止中）と、EJ鹿児島楽楽入来（法人格申請中）が活動。</p>	<p>1. 目的 各集落における自治振興をはかる 町内43の集落に自治公民館長を設置</p> <p>2. 委託内容等 公民館文書の配布、各種調査の依頼、各地区要望等のとりまとめ等</p> <p>3. 対象 毎週木曜日の公文書の配布・回覧 公民館未加入者については、役場で直轄扱いとし郵送する（原則全員加入を）</p> <p>4. 委託料 自治公民館長報酬 10.615千円（H14年度）</p>	
		里村	上甌村	下甌村	鹿島村

社会教育事業について

合併協定項目23-21号「社会教育事業」について、次のとおり提案する。

平成15年12月11日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

社会教育事業について	
1	社会教育
(1)	生涯学習推進体制については、合併時に川内市の例により調整する。 各
(2)	図書館・図書室については、現在の川内市立図書館を中央図書館とし、 各 町村ごとに分館を設置する。その運営については、新市に移行後、随時調整する。 各
(3)	成人式については、新市主催の成人式を川内市の例により実施する。また、 各 地域の祝賀会等 町村の成人式 についても、実施主体等を調整の上、地域の実情により実施する。
2	文化振興
(1)	文化財の保護・活用・伝承については、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
(2)	史跡等整備・保護業務については、現行のまま新市に引き継ぐ。
(3)	文化活動等については、新市に移行後、速やかに調整する。
(4)	入来町伝統的建造物群保存地区保存審議会及び保護業務については、現行のまま新市に引き継ぐ。
3	スポーツ振興
(1)	市町村民運動会については、合併後の実施の意向を調査の上、 各市町村単位で 調整する。 各地域ごとに
(2)	総合型地域スポーツクラブについては、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
(3)	各種スポーツ大会等については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、実施主体については見直し、新市に移行後速やかに調整する。
4	教育振興施設
	教育振興施設の維持運営管理業務については、許可申請手続や、減免基準の統一等、合併時に新たに制度等を制定する。

平成15年12月11日 一部変更
平成 年 月 日 確認

社会教育事業について

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 社会教育、文化振興、スポーツ振興及び教育振興施設に関する事業・制度について検討する。
- (2) 関連資料については、別紙のとおり。

2 提案の理由

社会教育事業においては、住民の生活文化の振興のため充実した環境を整備し、そのための学習機会、情報提供等に努め、住民サービスの低下を生じないように再編する観点から、事務事業一元化調整方針の協議の原則に沿った内容で提案するものである。

3 協定（協議）先進事例

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

- ・ 社会教育関係審議会等については、新市において新たに設置する。
- ・ 子育てふれあいセンター事業及び社会教育指導員の設置事業については、現行のとおりとする。
- ・ 視覚障害者広報活動事業は、篠山町の例による。
- ・ 町指定文化財は、新町に引き継ぐ。

東京都西東京市（平成13年1月21日 新設合併）

- ・ 生涯学習推進計画に関すること
新市において、新たに策定する。
- ・ 青少年の健全育成に関すること
新市において事業全般のあり方を調整する。
- ・ 集会所等に関すること
現行のまま新市へ引き継ぐ。
- ・ その他社会教育事業に関すること
当面、現行の内容を継続し、新市においてそのあり方を検討する。
- ・ 文化財の保護に関すること
現行のまま新市へ引き継ぐ。
- ・ 社会体育施設に関すること
運営については、当面現行のとおりとする。ただし、財団法人保谷市文化・スポーツ振興財団の活用を今後検討する。
- ・ 体育・スポーツ及びレクリエーション事業に関すること
当面、現行のまま事業を実施する。ただし、財団法人保谷市文化・スポーツ振興財団の活用を今後検討する。
- ・ 公民館に関すること
公民館については、「地区館一分館」方式とし、田無地区・保谷地区に各々一つの地区館と二つの分館を置く。
- ・ 図書館に関すること
図書館については、中央図書館を中央館とし、その他の館を地域館とする。
- ・ 菅平少年自然の家（田無山荘）に関すること
菅平少年自然の家については、現行のまま新市へ引き継ぐ。

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日 新設合併）

社会教育事業については、引き続き学習機会、情報の提供等に努めつつ、市民サービスの低下を生じないように再編する。

香川県さぬき市（平成14年4月1日 新設合併）

- ・ 主要行事については、各町の現状を踏まえつつ実施方法等の調整を図る。
- ・ 各種行事関係、生涯学習講座等は、基本的に現行のとおりとするが、新市において調整を図る。
- ・ 指定文化財等は、新市に引き継ぐこととする。
- ・ 各事業等は、新市においても継続して実施する。

4 参考法令等（条文等抜粋）**社会教育法（昭和24年法律第207号）**

（国及び地方公共団体の任務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら实际生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。

（市町村の教育委員会の事務）

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- (1) 社会教育に必要な援助を行うこと。
- (2) 社会教育委員の委嘱に関すること。
- (3) 公民館の設置及び管理に関すること。
- (4) 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること。
- (5) 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- (6) 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- (7) 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- (8) 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- (9) 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- (10) 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- (11) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- (12) 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- (13) 一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること。
- (14) 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- (15) 情報の交換及び調査研究に関すること。
- (16) その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)		(生涯学習推進体制)	教育部会 社会教育分科会
調整方針 (案)	合併時に川内市の例により調整する			
市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
名称	川内市生涯学習推進本部	樋脇町生涯学習推進会議	いきいき入来まちづくり推進会議	東郷町生涯学習推進会議
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長1(川内市長) ・副本部長4(市議会議長・教育長・市公民会連絡協議会長・市女性団体連絡協議会長) ・専門部会(環境整備部会・地域づくり部会・ネットワーク部会) ・推進本部委員83名と幹事会19名(行政職員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・会長1名 ・副会長2名 ・委員(町長、教育長、小中高校、PTA、文化協会、体育協会、女団連、自公連長、町議会議長、文厚委員長、地区公民館長、町老人クラブ、子供会、観光協会、JA、商工会、社会福祉協議会、民生委員、交通安全協会、企業代表、役場課局長) 計45名 	<ul style="list-style-type: none"> ・会長1名(町長) ・副会長3名(助役、収入役、教育長) ・委員(各学校の長、PTAの代表、各分館長、各公民館の代表、各女性団体の代表、社会教育関係団体の代表、町内各企業及び事務所等の代表、有識者、行政関係者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・会長1名(町長) ・副会長2名(教育長、社会教育委員会議長) ・運営委員14名(社会教育委員) ・委員36名(助役、議会議長、議会総務委員長、議会経済建設委員長、教育委員長、幼稚園長、学校長、企業代表、文化財保護審議会長、体育指導委員長、校区公民館長、校区公民館主事、役場課(局・所)長)
事務局	教育委員会社会教育課	教育委員会社会教育課	教育委員会社会教育課	教育委員会社会教育課
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の構想に関すること。 ・生涯学習に関する施策の総合的な調査、企画及び調整に関すること。 ・生涯学習推進体制の確立に関すること。 ・その他生涯学習推進に必要なこと。 生涯学習推進本部会議、同正副部長会、同部会 生涯学習フェスティバル 生涯学習研修視察	<ul style="list-style-type: none"> ・樋脇町生涯学習推進大会の開催 ・地区生涯学習推進大会への参加 ・生涯学習県民フェアへの参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいき入来まちづくり推進大会・じんけんフェスタの開催 ・教育、文化、経済、保健、スポーツ各分野にわたって町民の幸せを高めるための調査研究、情報の提供、連絡調整に関すること。 ・町民参加のもと、「豊かに創造し躍進するまちづくり、人づくり」に関すること。 ・その他、この会の目的達成のため、必要な事業の実施に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の構想 ・生涯学習推進体制の整備 ・東郷町生涯学習推進大会・フェアの開催
予算	社会教育振興費に生涯学習推進事業費として計上 2,737千円	<ul style="list-style-type: none"> ・独立会計を有せず、社会教育課予算として計上 生涯学習推進会議委員報償金256千円 生涯学習県民フェア一委員報償金160千円 	独立会計を有せず、社会教育総務費より支出 319千円	独立会計を有せず、社会教育課の集団学習奨励費等で講座 を開設している。
市町村名	祁答院町	里村	上甌村・下甌村・鹿島村	課題・検討事項
名称	祁答院町生涯学習推進会議	生涯学習推進会議		<ul style="list-style-type: none"> ・事務局をどこに置くか。組織の機能化を図る必要がある。 ・推進会議の意義、目的等の見直し ・コミュニティ統合方針との調整
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・会長(1) ・副会長(2) ・部員(45) 町長、助役、収入役、教育長、社会教育委員、教育委員長、学校長、幼稚園長、議会議長、文化協議会長、体育指導委員長、校区公民館長、役場課(局・所)長等48名	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長(村長) ・副本部長(助役、収入役、教育長) ・委員(各課長) 村長、助役、教育庁、各課長(総務、住民、保健福祉、経済、建設)、教育委員会、民間企業代表、婦人会代表、PTA代表、青年団代表、寿クラブ代表、体協代表、文教代表、議会代表、学校代表、農協代表、商工会代表、漁協代表、自治公民館代表、学識経験者、社会教育委員長	該当なし	
事務局	教育委員会社会教育課	教育委員会社会教育係		
業務内容	専門分科会の開催 ・青少年育成部会 ・健康福祉部会 ・文化づくり部会 ・地域づくり部会 祁答院町生涯学習推進大会の開催	里村生涯学習大会の開催		
予算	独立会計を有せず。	独立会計を有せず。		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)				【図書館・図書室】	教育部会 社会教育分科会
調整方針(案)	現在の川内市立図書館を中央図書館とし、各町村ごとに分館を設置する。その運営については、新市に移行後、随時調整する。					
市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
施設名	川内市立図書館	樋脇町郷土館図書室 樋脇町中央公民館図書室	入来町郷土館図書室	東郷町中央公民館図書室	祁答院町農業改善センター農事図書室	
蔵書数	158,984冊	19,809冊	16,647冊	16,772冊	16,762冊	
登録者数	28,772人	572人	2,705人	252人	登録制度なし	
開館時間	8:45～21:00(平日17時から21時までと土・日・祝祭日はまちづくり公社で対応)	郷土館 8:30～17:00 中央公民館 8:30～22:00	9:00～17:00	9:00～18:00	9:00～17:00	
休館日	毎月第4木曜日の8:45～17:00及び特別図書整理期間	毎週月曜日、1月1日～3日、12月29日～31日(郷土館は第3日曜日休館)	毎週月曜日、祝日、第3日曜日、12月29日～1月4日	第3日曜日、祝日、12月28日～1月4日	12月28日～1月3日	
1回の貸出冊数及び期間	本館・・・1人5冊以内、2週間以内 移動図書館・・・1人10冊以内、約1か月	1人1回3冊以内、10日間以内	1人1回3冊以内、2週間以内	1人1回5冊以内、2週間以内	1人1回5冊以内、2週間以内	
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館システム ・移動図書 ・おはなしひろば(読み聞かせ) ・団体文庫貸出 ・読書感想文コンクール ・図書館だより ・図書館教養講座 ・ふれあい図書館講座 ・読書活動推進大会 ・郷土文芸誌「文化川内」発行 ・図書館だより「青空」の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・読書活動推進大会(廃棄本の配本) ・小学校・読書グループへの貸出 ・巡回図書 ・広報誌作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニ読書感想文・感想画作品展 ・図書室だよりの発行 ・読み聞かせ会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・おはなし広場 ・団体貸出 ・乳幼児健診時の読み聞かせ ・読書だより「フレンド」の発行(2ヶ月1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・おはなしの時間 ・巡回図書 ・企業図書 ・読書感想画コンクール 	
図書購入費	13,518千円	611,684円	800千円		1,000千円	
市町村名	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	課題・検討事項	
施設名	里村中央公民館図書室	上甑村公民館図書室	下甑村立公民館図書室	役場庁舎内図書室	<ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館と他館との関連 ・職員体制、開館時間、図書システムの調整 	
蔵書数	約7,000冊	3,976冊	11,800冊	3,500冊		
登録者数	111人			695人		
開館時間	8:30～17:00	9:00～17:00	8:30～17:15	8:30～17:00		
休館日	毎週土・日曜日、祝日、12月28日～1月4日	祝日、12月29日～1月3日	なし	祝日、12月29日～1月3日		
1回の貸出冊数及び期間	・本 1人4冊 ビデオ 1人1本 ・2週間以内		移動図書は1回5冊以内	5冊 14日間		
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・里村読書の集い(読書感想画・感想文) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各集会施設に県立図書館巡回図書を配本 	<ul style="list-style-type: none"> 移動図書 親子読書講演会 図書システム(パソコン管理) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育だより 		
図書購入費	200千円	350千円	600千円	100千円		

川藤地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)				[成人式]	教育部会 社会教育分科会
調整方針(案)	新市主催の成人式を川内市の例により実施する。また、各地域の祝賀会等についても、実施主体等を調整の上、地域の実情により実施する。					
市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
開催日	1月12日	1月2日	1月3日	1月3日	1月2日	
会場	川内市民会館	ホテルグリーンヒル	入来町文化ホール「サンフラワーいりき」	東郷町中央公民館ホール	祁答院町農村環境改善センター多目的ホール	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 第1部社会教育課、第2部成人式実行委員会が企画・運営 第1部 式典 <ol style="list-style-type: none"> 1 開会のことば 2 国歌斉唱 3 市民憲章唱和 4 市長式辞 5 議長祝辞 6 来賓紹介 7 記念品紹介 8 成人者代表謝辞 9 閉式のことば 第2部 はたちのつどい <ol style="list-style-type: none"> 1 はたちの主張 2 合唱(市民合唱団) 3 チアリーディング 4 おたのしみ抽選会 	<ul style="list-style-type: none"> 実行委員会を組織し、教育委員会事務局が共催として行う。 式典 <ol style="list-style-type: none"> 1 国歌斉唱 2 励ましのことば(町長) 3 恩師からのことば 4 記念樹贈呈(町木 椿の苗木) 5 乾杯 6 先輩からのメッセージ 7 新成人者近況報告 	<ul style="list-style-type: none"> 実行委員会を組織し、教育委員会事務局と協議しながら行う。 式典 <ol style="list-style-type: none"> 1 国歌斉唱 2 町長祝辞(町議会委員、町議会議長) 3 来賓(町議会議長)祝辞 4 新成人誓いのことば 5 記念品贈呈(新成人代表から町長へ) 6 小・中学校の思い出(パソコン) 	<ul style="list-style-type: none"> 成人式運営委員会を組織し、町主催・教育委員会主管で行う。 式典前…オープニング(琴)・ふるさと「東郷町」の紹介(スライド) 式典 <ol style="list-style-type: none"> 1 開式のことば(助役) 2 国歌斉唱 3 町民憲章唱和(新成人) 4 式辞(町長) 5 あいさつ(教育長) 6 祝辞(町議会議長、町青年団会長) 7 新成人の抱負(新成人代表) 8 記念品贈呈(梅の苗木、町長から新成人代表へ) 9 祝電披露(教委総務課長) 10 謝辞(新成人代表) 11 閉式のことば(教育委員長) 式典後アトラクション(太鼓)・記念写真撮影 	<ul style="list-style-type: none"> 実行委員会等を組織し、教育委員会社会教育課事務局とともに行う。 式典 <ol style="list-style-type: none"> 1 国歌斉唱 2 式辞(町長) 3 来賓(町議会議長、恩師)祝辞 4 祝電披露 5 記念品贈呈(町長、教育長、選挙管理委員長、婦人会長から新成人代表へ) 6 記念樹目録贈呈 7 新成人代表謝辞 ※ 第2部で意見発表とスライド鑑賞 	
予算	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年対策費に成人式開催事業費で計上 908千円 ・記念品 680千円 司会者 50千円 ・アトラクション 50千円 ・印刷製本費 83千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・記念樹 400円×130人×1.05=54,600円 ・消耗品費(胸章等) 48,300円 ・食糧費(飲み物代) 120円×200本=24,000円 ・印刷製本費 103,950円(冊子及び封筒) ・会場借上料 132,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・記念品 ¥1,500×約100人 ・記念写真 新成人が自己負担 ・印刷製本費 ¥44,100(新成人名簿) ・通信運搬費 ¥23,000(案内はがき、写真送付) ・盆栽代 ¥10,000 	<ul style="list-style-type: none"> ・記念品 1,000円×90人 ・出演団体謝金 80,000円(2団体) ・印刷製本費 78,750円(成人式冊子) ・記念写真代 新成人自己負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・記念品 ¥800円×約60人 ・消耗品費 ¥30,000円 ・通信運搬費 ¥10,000円(案内はがき) 	
市町村名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・検討事項	
開催日	1月3日	1月3日	1月3日	1月3日		
会場	里村中央公民館大ホール	老人福祉センター	村立中央公民館	鹿島村公民館ホール		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会等は組織せず、教育委員会事務局で行う。 式典 <ol style="list-style-type: none"> 1 一同礼 2 開式のことば 3 国歌斉唱 4 式辞 5 記念品授与 6 祝辞 7 励ましのことば 8 祝電披露 9 新成人自己紹介 10 記念品贈呈 	<ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会等は組織せず、教育委員会事務局で行う 式典 <ol style="list-style-type: none"> 1 国歌斉唱 2 村長あいさつ 3 祝辞(村議会議長・教育長) 4 新成人からのメッセージ(謝辞) 5 記念品贈呈(教育委員長から新成人代表へ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会等は組織せず、教育委員会事務局で行う。 式典 <ol style="list-style-type: none"> 1 国歌斉唱 2 村長あいさつ 3 祝辞(村議会議長・教育長) 4 新成人からのメッセージ(謝辞) 5 記念品贈呈(村長から新成人代表へ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会事務局として準備、運営にあたる。 式典 <ol style="list-style-type: none"> 1 開式のことば(村総務課長) 2 国歌斉唱 3 式辞(村長) 4 祝辞(議長) 5 祝辞(教育長) 6 記念品贈呈(鹿島村郷土誌) 7 新成人者あいさつ 8 閉式の言葉(村総務課長) 9 祝電披露(教委総務課長) ※ 式典後に祝賀会 	<ul style="list-style-type: none"> ・成人式を開催するのか。するとすれば、新市での一括開催。 ・開催日、開催方法、開催内容が異なる。 ・記念品や消耗品費等予算額が異なる。 	
予算	<ul style="list-style-type: none"> ・記念品 5,000円×約30人 	<ul style="list-style-type: none"> ・記念品 1,500×約25人 ・記念写真 約25人 ・消耗品費 ・印刷製本費 ¥15,000(写真代) 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信運搬費 7,200円 ・記念品 4,000円×30人 ・記念写真 1,800円×30人 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信費 8,600円 ・記念誌制作費 24,000円 		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)		【文化財の保護・活用・伝承】	教育部会 文化振興分科会					
調整方針 (案)	当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(補助金については合併協定項目16号「補助金、交付金等の取扱い」で協議)								
課題・検討事項	・未指定文化財についての対応。特に伝承芸能等に補助金や報償費を支出しており、市町村の補助金額が異なる。補助金の予算の理由付けがあきらかでない。また、周知している文化財について看板と標柱のみのところがある。相当数の文化財が存在することになり、維持管理費よりも整備に経費がかかる。								
1 指定文化財の状況									
川内市									
NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
1	重要文化財(工芸品)	銅鏡花鳥文様	宮内町1935-2	新田神社	T7, 4, 8	国指定			
2	重要文化財(工芸品)	秋草蝶鳥鏡	宮内町1935-2	新田神社	S28, 11, 14	国指定			
3	重要文化財(工芸品)	柏樹鷹狩鏡	宮内町1935-2	新田神社	S28, 11, 14	国指定			
4	重要文化財(古文書)	新田神社文書(124通)	中郷二丁目2番6号(歴史資料館)	新田神社	S58, 6, 6	国指定			
5	重要文化財(歴史資料)	船大工榑木家関係資料	中郷二丁目2番6号(歴史資料館)	歴史資料館	H7, 6, 15	国指定			
6	記念物(史跡)	薩摩国分寺跡	国分寺町大都及び下台の一部	文化課・有馬洋子(鶴峯窯跡)	S19, 11, 13	国指定		10,230円,清掃賃金(鶴峯窯跡) 2,310千円(公社委託)	鶴峯窯跡含む
7	記念物(天然記念物)	永利のオガタマノキ	永利町石神106番地1	宮浦正子	S19, 11, 13	国指定		10,230円	
8	記念物(天然記念物)	オニバス自生地	寄田町885番地39ほか(小平良池)	文化課	S30, 1, 14	県指定		清掃賃金 10,230円,草払い作業19,800円(シルバー委託)	
9	民俗文化財(無形民俗文化財)	南方神社春祭に伴う芸能(田打)(高江太郎太郎踊り)	高江町	高江太郎太郎踊り保存会	S37, 10, 24	県指定	30,000円	129,000円	
10	民俗文化財(無形民俗文化財)	新田神社の御田植祭に伴う芸能(奴踊・棒踊)	宮内町1935-2(新田神社)	宮内奴振踊保存会・寄田棒踊保存会	S38, 6, 17	県指定	奴踊60,000円,棒踊30,000円	奴踊662,000円,棒踊	
11	民俗文化財(無形民俗文化財)	久見崎盆踊(想夫恋)	久見崎町	久見崎盆踊「想夫恋」保存会	S46, 5, 31	県指定	30,000円	179,402円	
12	有形文化財(彫刻)	阿弥陀如来坐像1軀 両脇侍像2軀	高江町長崎阿弥陀堂(長崎公民館)	長崎公民会	S62, 3, 16	県指定			
13	有形文化財(建造物)	新田神社本殿・拝殿・舞殿・勅使殿・両脇摂社	宮内町1935-2(新田神社)	新田神社	H2, 3, 23	県指定			
14	記念物(史跡)	平佐焼窯跡	天辰町皿山2992	柚木崎テル	S, 42, 9, 23	市指定		20,460円	
15	記念物(史跡)	和睦石	大小路町泰平寺公園内	文化課	S, 42, 9, 23	市指定			
16	記念物(史跡)	宥印法印の墓	大小路町泰平寺	羽坂光昭	S, 42, 9, 23	市指定		10,230円	

NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
17	有形文化財(歴史資料)	平佐焼絵形	中郷二丁目2番6号(歴史資料館)	土屋ノブ子	S, 46, 11, 1	市指定			
18	記念物(天然記念物)	新田神社の大樟	宮内町1935-1(新田神社)	新田神社	S, 46, 11, 1	市指定			
19	記念物(史跡)	船間島古墳	港町510	船間島公民会	S, 46, 11, 1	市指定		20,460円	
20	有形文化財(建造物)	江之口橋	高江町八間川口	文化課	S, 47, 4, 1	市指定			
21	記念物(史跡)	北郷家墓地	平佐町2088	北郷クニ	S, 56, 12, 5	市指定		51,150円(シルバー委託)	
22	記念物(史跡)	森殿原の石塔	宮崎町字森殿原1834	赤沢津公民会	S, 56, 12, 5	市指定		10,230円	
23	民俗文化財(有形民俗文化財)	宮里田の神石像	宮里町字日吉地内	堀之内公民会	S, 56, 12, 5	市指定		10,230円	
24	民俗文化財(有形民俗文化財)	松下田庚申塔	城上町上塚字松下田5416	松下直二	S, 56, 12, 5	市指定			
25	民俗文化財(有形民俗文化財)	尾白江庚申供養燈籠	尾白江町3221番地1	尾白江郷中	S, 56, 12, 5	市指定		10,230円	
26	民俗文化財(無形民俗文化財)	次郎次郎踊り	水引町字射勝5921(射勝神社)	次郎次郎踊り保存会	S, 56, 12, 5	市指定	25,000円	175,000円	
27	記念物(史跡)	鳥追の杜	鳥追町102	文化課	S, 60, 3, 27	市指定		清掃賃金 10,230円,水道料 8,400円	
28	有形文化財(彫刻)	福昌寺仁王石像	向田町1040(福昌禅寺)	福昌禅寺	S, 60, 3, 27	市指定			
29	記念物(史跡)	薩摩国分寺層塔	国分寺町字西原4346-1	文化課	S, 60, 3, 27	市指定			
30	記念物(史跡)	戸田観音石塔群等	中村町戸田	鶴原国雄	S, 60, 3, 27	市指定		10,230円	
31	記念物(史跡)	久住阿弥陀山磨崖仏	久住町490	中園カオル	S, 60, 3, 27	市指定		10,230円	
32	記念物(史跡)	天狗鼻海軍望楼台	寄田町1094-2	文化課	S, 60, 3, 27	市指定		22,770円(シルバー委託)	
33	有形文化財(考古資料)	清水寺経壺	中郷二丁目2番6号(歴史資料館)	歴史資料館	S, 60, 3, 27	市指定			
34	記念物(史跡)	大源寺跡入来院氏関係石塔群	隈之城町1531	隈之城墓地管理委員会	S, 61, 3, 26	市指定		10,230円	
35	有形文化財(建造物)	降来橋と擬宝珠	宮内町1935-2(新田神社)	新田神社	S, 61, 3, 26	市指定			
36	有形文化財(歴史資料)	太平橋架橋碑	東開開町14-1	文化課	S, 61, 3, 26	市指定			
37	有形文化財(古文書)	宥印法印文書	中郷二丁目2番6号(歴史資料館)	歴史資料館	S, 61, 3, 26	市指定			
38	有形文化財(建造物)	兼喜神社本殿及び拝殿	平佐町1850	平佐共有社	S, 61, 3, 26	市指定		10,230円	
39	有形文化財(考古資料)	熊野神社板碑	中郷一丁目327	育英校区校連会	H, 1, 9, 26	市指定		10,230円	
40	記念物(史跡)	島津歳久及び殉死者の供養塔	田海町2409	金吾様講	H, 1, 9, 26	市指定		10,230円	
41	記念物(史跡)	高城氏石塔群	高城町1301(高来小学校裏)	高来校区公連会	H, 1, 9, 26	市指定		10,230円	
42	記念物(史跡)	北山寺住僧墓	高城町4660	上手公民会	H, 1, 9, 26	市指定		20,460円	

NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
43	記念物(史跡)	水引経塚	水引町5576-2	片平キミ	H, 1, 9, 26	市指定		10,230円	
44	有形文化財(彫刻)	阿弥陀如来像	中村町6026	児玉健一郎	H, 4, 3, 25	市指定			
45	有形文化財(歴史資料)	ロザリオ聖母踏絵	中郷二丁目2番6号(歴史資料館)	川内カトリック教会	H, 4, 3, 25	市指定			
46	記念物(史跡)	横岡古墳	上川内町字釜口4770-1(横岡古墳公園)	文化課	H, 4, 3, 25	市指定		242千円(公社委託)	
47	記念物(史跡)	泰平寺住僧墓	大小路町2158(泰平寺墓地)	文化課	H, 4, 3, 25	市指定			
48	有形文化財(考古資料)	青磁蓮華唐草文碗 青磁櫛描き文皿	中郷二丁目2番6号(歴史資料館)	歴史資料館	H, 7, 3, 24	市指定			
49	民俗文化財(有形民俗文化財)	今村庚申塔	田海町1500	加治屋幸夫	H, 7, 3, 24	市指定		10,230円	
50	民俗文化財(無形民俗文化財)	飯母鷹踊り	中村町4927	飯母鷹踊り保存会	H, 7, 3, 24	市指定	25,000円	293,091円	
51	民俗文化財(無形民俗文化財)	高城町太鼓踊り	高城町2308	高城町太鼓踊り保存会	H, 7, 3, 24	市指定	25,000円	551,303円	
52	民俗文化財(無形民俗文化財)	中郷虚無僧踊り	中郷町6485-7	中郷虚無僧踊り保存会	H, 7, 3, 24	市指定	25,000円	93,600円	
53	記念物(史跡)	桃花山浄興寺石塔群	高城町3059-209	高城町町民会	H, 7, 3, 24	市指定		10,230円	
54	記念物(史跡)	上野氏関係石塔群	百次町2385	山下利廣	H, 11, 4, 22	市指定		10,230円	
55	民俗文化財(無形民俗文化財)	川内大綱引		川内大綱引保存会	H, 11, 7, 28	市指定			
56	記念物(天然記念物)	久見崎ハマボウ自生地	久見崎町字蛸原崎35-1ほか	株式会社西日本地産	H, 12, 8, 1	市指定		19,800円(シルバー委託)	

樋脇町

NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
1	無形民俗	新田神社の御田植祭に伴う芸能(奴)	倉野	倉野奴踊り保存会	S38.06.17	県指定	54,000円		
2	史跡	倉野殿墓	上手	中畝地 一盛	S50.09.30	町指定	7,000円		
3	史跡	倉野磨崖仏	木下	倉野区公民館	S50.09.30	町指定	7,000円		
4	史跡	倉野六地藏塔	木下	倉野区公民館	S50.09.30	町指定	7,000円		
5	史跡	木下の逆修塔群	木下	福園 健一	S50.09.30	町指定	7,000円		
6	彫刻	笹嶺の馬頭観音像	笹嶺	倉野区公民館	S50.09.30	町指定	7,000円		
7	史跡	塔之原殿墓	村子田	堂前 博澄	S50.09.30	町指定	5,000円		
8	史跡	東郷渋谷氏宝篋印塔	村子田	西 ノキ	S50.09.30	町指定	5,000円		
9	史跡	薬師堂の荒神石塔	笹ヶ迫	笹ヶ迫公民館	S50.09.30	町指定	5,000円		
10	史跡	愛宕山勝軍地藏	祢地山	祢地山公民館	S50.09.30	町指定	5,000円		
11	史跡	三島の仁王像	三島	塔之原四区公民館	S50.09.30	町指定	7,000円		
12	史跡	瑠璃光寺跡石塔群	三島	塔之原四区公民館	S50.09.30	町指定	7,000円		
13	史跡	霧島若宮神社宝塔残欠	上之原	上之原公民館	S50.09.30	町指定	5,000円		
14	史跡	快慶入定の石室	上之原	上之原公民館	S50.09.30	町指定	5,000円		
15	史跡	祢礼北の六地藏塔	祢礼北	堂ノ脇 大雄	S50.09.30	町指定	5,000円		

NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
16	史跡	阿弥陀殿の岩仏	草木段	鬼塚 幸男	S50.09.30	町指定	5,000円		
17	史跡	牛鼻の逆修塔群	下牛鼻	柿山 里志	S50.09.30	町指定	5,000円		
18	史跡	永田の十三仏塔	永田	上永田 ヨツ	S54.12.01	町指定	5,000円		
19	有形民俗	祢地山の田ノ神	祢地山	祢地山公民館	S62.01.10	町指定	7,000円		
20	有形民俗	本庵の田ノ神	本庵	本庵公民館	S62.01.10	町指定	5,000円		
21	史跡	後醍醐院源良任之墓	和田	小水流 増男	H01.01.23	町指定	5,000円		
22	歴史資料	樋脇町鳥瞰図	郷土館	樋脇町	S63.06.24	町指定			
23	史跡	玄豊寺跡	和田	市比野四区公民館	S50.09.30	町指定	14,000円		
24	史跡	地頭仮屋跡	水流	さつま川内農協	S50.09.30	町指定			
25	史跡	櫛野駅の跡	向湯	久保 ミカエ	S50.09.30	町指定			
26	史跡	下岩戸のかくれ念仏	山口	岩戸 正勝	H14.04.25	町指定	7,000円		

入来町

NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
1	無形民俗	疱瘡踊り	浦之名	麓上, 下公民会	S38.6.17	県指定	50,000円		
2	有形民俗	田の神	副田中組	中組公民会	S41.3.11	県指定	10,000円		
3	史跡	お石塔	鹿兒島市唐湊一丁目19-2	入来院重弘	S49,7,1	町指定	10,000円		
4	史跡	いくさ墓	浦之名555	是枝宏輝	S49,7,1	町指定	10,000円		
5	史跡	渋谷有重の墓塔	浦之名9090	中島美代子	S49,7,1	町指定	10,000円		
6	史跡	大永板碑	浦之名9728-乙	高橋久光	S49,7,1	町指定	10,000円		
7	史跡	天文板碑	浦之名9728-乙	高橋久光	S49,7,1	町指定			
8	史跡	十三仏塔	浦之名3168	勝田フミ子	S49,7,1	町指定	10,000円		
9	史跡	三十三観音塔	浦之名207-1	東郷公夫	S49,7,1	町指定	10,000円		
10	史跡	旦那墓	鹿兒島市唐湊一丁目19-2	入来院重弘	S57,3,16	町指定	10,000円		
11	史跡	神籠岳の環状列石	浦之名1350	市野々公民会	S57,3,16	町指定			
12	史跡	舟瀬殿墓石塔群	浦之名4-3	麓上公民会	S62,2,13	町指定	10,000円		
13	史跡	般若殿墓	浦之名6809	藤井勝	H1,6,21	町指定	10,000円		
14	天然記念物	イスノキ	浦之名5	今村市太郎	S49,7,1	町指定	10,000円		
15	天然記念物	イチイガシ	浦之名13614-2	市野々公民会	S49,7,1	町指定			
16	天然記念物	ナギ	浦之名13614-2	市野々公民会	S49,7,1	町指定	10,000円		
17	建造物	かやぶき門	浦之名130-1	入来院重朝	S57,3,16	町指定	10,000円		
18	建造物	漆喰壁土蔵	浦之名56	田中龍子	H6,2,8	町指定	10,000円		
19	有形民俗	田の神像	浦之名14115-1	松下田公民会	S57,3,16	町指定	10,000円		
20	有形民俗	栗下磨崖仏	浦之名6089-2	谷口富男	S62,2,13	町指定	10,000円		
21	有形民俗	昌了寺跡仁王像	浦之名7496	山下茂	S62,2,13	町指定	10,000円		
22	無形民俗	入来神舞	浦之名7303	是枝青栄	S49,7,1	町指定	100,000円		
23	無形民俗	朝陽上名楽太鼓踊	原集落	上床研二	H1,6,21	町指定	50,000円		
24	無形民俗	山上下名楽太鼓踊	山下集落	松下道治	H1,6,21	町指定	50,000円		
25	無形民俗	下手一本矢旗太鼓踊	下手集落	上野光男	H1,6,21	町指定	50,000円		
26	史跡	入来院重高墓塔	副田6841番地2	入来院重弘	H15.5.9	町指定	8,000円		

NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
東郷町									
NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
1	天然記念物	臥竜梅	藤川天神境内	川添 千秋	S16.10.3	国指定		560,000円	
2	有形文化財	木像(大磯作也作)	五社松尾神社	地頭 操	S46.7.13	町指定			
3	有形文化財	板碑一基	斧淵・経塚	上原 勇作	S46.7.13	町指定		10,000円	
4	記念物	香積寺跡及び石・木像彫刻	南瀬・城ヶ原	重留 勝輔	S46.7.13	町指定		10,000円	
5	民俗文化財	人形浄瑠璃	斧淵	木場 岩利	S46.7.13	町指定	200,000円		
6	民俗文化財	南瀬の太鼓踊	南瀬	笹野 正男	S46.7.13	町指定	50,000円		
7	民俗文化財	山田楽	山田	中村 貞義	S46.7.13	町指定	50,000円		
8	記念物	小路磨崖仏	斧淵・愛宕山	後藤 文香	S50.7.28	町指定		10,000円	
9	記念物	南瀬観音古石塔群	南瀬・向江原	南瀬校区公民館	S57.11.9	町指定		10,000円	
10	記念物	司野古石塔群	斧淵・司野下	堂路 イツエ	H2.5.15	町指定		10,000円	
11	記念物	山田古石塔群	山田・沖田	山田校区公民館	H2.5.15	町指定		10,000円	
12	記念物	古城殿石塔	斧淵・古城	古城 満士	H2.5.15	町指定		10,000円	
13	民俗文化財	田之神	山田・玉田	山田校区公民館	H2.5.15	町指定		10,000円	
14	民俗文化財	女田之神	山田・山田下	平木 連	H2.5.15	町指定			
15	民俗文化財	田之神	斧淵・石堂	石堂 芳雄	H2.5.15	町指定			
16	記念物	渋谷重親公墓碑	斧淵・小路	武 ミキ	H2.5.15	町指定		10,000円	
17	天然記念物	久留須梅	藤川・上園	久留須 章	H2.5.15	町指定		10,000円	
18	有形文化財	笹野橋(石造太鼓橋)	南瀬・笹野	東郷町	H7.6.12	町指定			
19	民俗文化財	虚空蔵菩薩像	南瀬・山ノ口	古川 哲美	H7.6.12	町指定		10,000円	
20	民俗文化財	南瀬下の太鼓踊り	南瀬	田中 徳一	H7.6.12	町指定	50,000円		
21	記念物	宍野殿古石塔群	宍野	川原 認	H12.12.8	町指定		10,000円	
祁答院町									
NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
1	記念物	藺牟田池の泥炭形成植物群落	藺牟田1994	祁答院町	T10.03.03	国指定			
2	記念物(史跡)	屋所石塔群	藺牟田4394	長沼重夫	S52.04.01	町指定		10,000	
3	無形民俗	藺牟田神舞	藺牟田 296	牧山 望	S52.04.01	町指定			
4	記念物(史跡)	宇都六地藏塔	下 手 5365	末吉ミナ	S58.04.21	町指定		10,000	
5	有形民俗	岩屋観音磨崖仏	上 手702-2	下村玉枝	S58.04.21	町指定		10,000	
6	記念物(史跡)	大乘妙典千部塔	黒 木 4343	日置久景	S58.04.21	町指定		10,000	
7	記念物(絵画)	大村郷絵地図	下 手275-2	松永恒幸	S58.04.21	町指定			
8	記念物(書跡)	藺牟田郷諸家系図帳	藺牟田 138	藺牟田公民館	S58.04.21	町指定			
9	記念物(史跡)	永源寺跡	黒 木 165	若松クニエ	H15.03.01	町指定			
10	記念物(史跡)	円明院跡	黒 木191-1	祁答院町	H15.03.01	町指定			
11	記念物(史跡)	大村古城跡	下 手961-3	祁答院町外	H15.03.01	町指定			
12	記念物(史跡)	良重寺跡石塔群	下 手 67	祁答院町	H15.03.01	町指定			
13	記念物(史跡)	龍盛寺跡石塔群	下 手2962-5	田島春二外	H15.03.01	町指定			
14	有形民俗	藺牟田麓西の石敢当	藺牟田 8130	是枝タツ	H15.03.01	町指定			
15	記念物(史跡)	大翁寺跡	藺牟田 9071	樺山イキ	H15.03.01	町指定			
16	有形民俗	山王岳木造仏三尊像	藺牟田 1927	平原シズ	H15.03.01	町指定			

NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
里村									
NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
1	天然記念物	へゴ自生北限地帯	里村	里村	T15.10.27	国指定			
2	散布地	中町馬場遺跡	里村中町	里村		県指定			
3	民俗芸能	甌島の内侍舞	里村	角 三郎	H13.04.27	県指定	50,000円		
4	無形民俗	武者踊り	里村	中村 光衛	S56.03.06	村指定	20,000円		
5	無形民俗	さっくら踊り	里村	橋口 十一郎	S56.03.06	村指定	20,000円		
6	有形民俗	石笛	里村	鷺山 正清	S56.03.06	村指定			
7	史跡	小川の森	里村	里村	S56.03.06	村指定			
8	史跡	亀城跡	里村	里村	S56.03.06	村指定			
9	史跡	隠山	里村	里村	S56.03.06	村指定			
下甌村									
NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
1	天然記念物	へゴ自生北限地	下甌村青瀬池平	青瀬区	T15.10.27	国指定			
2	無形民俗	甌島のトシドン	下甌村	6保存会	S52.5.17	国指定			
3	史跡	江崎鼻祈願銘文	下甌村青瀬字焼原1404-1	下甌村	S48.4.1	村指定			
4	名勝	瀬尾瀑布	下甌村青瀬字観音堂	下甌村	S48.4.1	村指定			
鹿島村									
NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
1	天然記念物	梶原家大ソテツ	鹿島村藺牟田108	梶原敏継	S52.6.20	村指定			
2	天然記念物	珊瑚群生地	夜菰浦海底	鹿島村長, 鹿島村漁協	S52.6.20	村指定			
3	天然記念物	ウミネコ繁殖地	字下藺落2512字三本迫2533-1～	鹿島村長, 鹿島村漁協	S52.6.20	村指定			
4	天然記念物	徳船寺境内及び周辺樹林	鹿島村藺牟田47	徳船寺	S52.6.20	村指定			
5	無形民族	念仏発祥地	字藺落1411	鹿島村長, 徳船寺総代会	S52.6.20	村指定			
6	有(考古資料)	検地台帳	鹿島村藺牟田1457-10	鹿島村教育委員会	S52.6.20	村指定			
7	登録有形文化財	鹿島村離島住民センター	鹿島村藺牟田1611-5	鹿島村長	H.13.8.28	国登録			
8	有形民俗	ソーロ	鹿島村藺牟田1530-1	鹿島村教育委員会	H13.12.17	村指定			
9	無形民族	トシドン	鹿島村藺牟田1530-1	鹿島村教育委員会	H13.12.17	村指定			

2 未指定文化財,個人,団体等の状況

川内市

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
1	郷土芸能	高江太鼓踊り	川内市高江町	高江太鼓踊り保存会	役員会, 踊り奉納	25,000 円	336,500 円	
2	郷土芸能	別府原鐘踊り	川内市田海町	別府原鐘踊り保存会	総会, 練習, 神社奉納	25,000 円	73,000 円	
3	郷土芸能	高城町虚無僧踊り	川内市高城町	高城町虚無僧踊り保存会	踊り奉納	25,000 円	551,303 円	
4	郷土芸能	中郷町太鼓踊り	川内市中郷町	中郷太鼓踊り保存会	委員会, 練習	25,000 円	351,200 円	
5	郷土芸能	網津町郷土芸能(バラ踊り)	川内市網津町	網津町郷土芸能保存会	練習, 踊り奉納	25,000 円	82,000 円	
6	郷土芸能	戸田観音棒踊り	川内市中村町	戸田観音棒踊り保存会	戸田観音祭りに奉納	25,000 円	175,824 円	
7	郷土芸能	久見崎次郎次郎踊り	川内市久見崎町	久見崎次郎次郎踊り保存会	練習, 踊り奉納	25,000 円	228,948 円	
8	郷土芸能	陽成太鼓踊り	川内市陽成町	陽成太鼓踊り保存会	実行委員会, 奉納	25,000 円	835,300 円	
9	団体等	せつべとべ自然と民話に遊ぶ会	川内市国分寺町	せつべとべ自然と民話に遊ぶ会世話人	民話と史跡, 文化財の探訪	100,000 円	3,614,075 円	
10	団体等	川内市郷土史研究会	川内市宮内町	川内市郷土史研究会会長	講演会, 研究発表, 史跡探訪	135,000 円	840,571 円	
11	御仮屋跡	西方御仮屋跡	川内市西方町					
12	寺跡	金剛院跡	川内市中福良町					
13	寺跡	宅満寺跡	川内市中郷一丁目					
14	石造物	十三仏	川内市久住町					
15	教会跡	京泊天主堂跡	川内市港町					
16	堤防跡	長崎堤防	川内市高江町					
17	生誕地	山本實彦誕生の地	川内市東大小路町					
18	橋梁	母合橋	川内市西開開町・宮里町					
19	石造物	薩摩国分寺(江戸期)僧侶墓	川内市国分寺町					
20	御仮屋跡	平島御仮屋跡	川内市湯島町平島					
21	生誕地	横綱西之海嘉治郎生誕の地	川内市高城町					
22	石造物	横綱西之海嘉治郎の墓	川内市高城町					
23	石造物	高城秋月の碑	川内市高城町					
24	石造物	大又の古石塔群	川内市中村町					
25	寺跡	満福寺跡	川内市永利町					
26	寺跡	東光寺跡	川内市永利町					
27	街道跡	薩摩街道(出水筋)	川内市木場茶屋町					
28	教会跡	皿山カトリック教会跡地	川内市天辰町					
29	橋梁	新地橋親柱(対象11年架設)	川内市					
30	軍港跡関連	日和山	川内市久見崎町					
31	橋梁	妹背橋	川内市高城町					
32	石造物	串木野氏初代三郎忠道の墓	川内市平佐町					
33	古戦場	千人塚	川内市中郷町					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
34	埋蔵文化財包蔵地	30番	川内市西方町30番					
35	埋蔵文化財包蔵地	時光段	川内市西方町時光段					
36	埋蔵文化財包蔵地	早馬	川内市西方町早馬					
37	埋蔵文化財包蔵地	冷水ヶ迫	川内市西方町冷水ヶ迫					
38	埋蔵文化財包蔵地	塘田平	川内市湯田町塘田平					
39	埋蔵文化財包蔵地	田中原	川内市陽成町田中原					
40	埋蔵文化財包蔵地	佐原	川内市陽成町佐原					
41	埋蔵文化財包蔵地	吉川	川内市城上町吉川					
42	埋蔵文化財包蔵地	長野	川内市城上町長野					
43	埋蔵文化財包蔵地	前畑	川内市城上町前畑					
44	埋蔵文化財包蔵地	役田	川内市田海町役田					
45	埋蔵文化財包蔵地	柿之角	川内市田海町柿之角					
46	埋蔵文化財包蔵地	別府原	川内市田海町別府原					
47	埋蔵文化財包蔵地	自下	川内市田海町自下					
48	埋蔵文化財包蔵地	中原	川内市田海町中原					
49	埋蔵文化財包蔵地	中上之原	川内市田海町中上之原					
50	埋蔵文化財包蔵地	流鏑馬原	川内市田海町流鏑馬原					
51	埋蔵文化財包蔵地	流鏑馬原経塚	川内市田海町流鏑馬原					
52	埋蔵文化財包蔵地	上坊	川内市城上町上坊					
53	埋蔵文化財包蔵地	下大迫	川内市陽成町下大迫					
54	埋蔵文化財包蔵地	麦之浦貝塚	川内市陽成町本川・白谷					
55	埋蔵文化財包蔵地	片平	川内市水引町片平					
56	埋蔵文化財包蔵地	水引経塚	川内市水引町水引経塚					
57	埋蔵文化財包蔵地	種子無	川内市水引町種子無					
58	埋蔵文化財包蔵地	井上	川内市網津町井上					
59	埋蔵文化財包蔵地	水引窠跡	川内市港町水引窠跡					
60	埋蔵文化財包蔵地	船間島古墳	川内市港町船間島					
61	埋蔵文化財包蔵地	十文字原	川内市湯島町十文字原					
62	埋蔵文化財包蔵地	御釣場古墳	川内市湯島町平島					
63	埋蔵文化財包蔵地	横岡古墳	川内市上川内町釜口					
64	埋蔵文化財包蔵地	外川江	川内市五代町西外川江					
65	埋蔵文化財包蔵地	下五代	川内市五代町下五代					
66	埋蔵文化財包蔵地	崎野古墳	川内市五代町羽田					
67	埋蔵文化財包蔵地	植平	川内市五代町植平					
68	埋蔵文化財包蔵地	久留巢原	川内市五代町中城ほか					
69	埋蔵文化財包蔵地	崎原	川内市五代町崎原					
70	埋蔵文化財包蔵地	若宮	川内市五代町若宮					
71	埋蔵文化財包蔵地	軍原	川内市五代町軍原					
72	埋蔵文化財包蔵地	別府	川内市五代町別府					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
73	埋蔵文化財包蔵地	弥勒寺跡	川内市宮内町八幡馬場					
74	埋蔵文化財包蔵地	端陵	川内市宮内町(新田神社)					
75	埋蔵文化財包蔵地	中陵	川内市宮内町(新田神社)					
76	埋蔵文化財包蔵地	越之巢	川内市御陵下町越之巢					
77	埋蔵文化財包蔵地	屋形原	川内市御陵下町屋形原					
78	埋蔵文化財包蔵地	風口経塚	川内市御陵下町風口					
79	埋蔵文化財包蔵地	薩摩国府跡	川内市御陵下町・国分寺町					
80	埋蔵文化財包蔵地	薩摩国分寺跡	川内市国分寺町大都・下台					
81	埋蔵文化財包蔵地	国分寺台地	川内市国分寺町・御陵下町					
82	埋蔵文化財包蔵地	鶴峯窯跡	川内市中郷町鶴峯					
83	埋蔵文化財包蔵地	計志加里	川内市中郷町計志加里					
84	埋蔵文化財包蔵地	薩摩国分寺下	川内市中郷町京田					
85	埋蔵文化財包蔵地	原田	川内市原田町					
86	埋蔵文化財包蔵地	東大小路A	川内市東大小路町東大小路町下目ほか					
87	埋蔵文化財包蔵地	東大小路B	川内市東大小路町東大小路町大島馬場ほか					
88	埋蔵文化財包蔵地	泰平寺跡	川内市大小路町2158					
89	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	仕剣丸城跡	川内市西方町仕剣丸					
90	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	湯田城跡	川内市湯田町高城					
91	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	松尾城跡	川内市湯田町松之尾					
92	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	ハゲ城跡	川内市湯田町行人平					
93	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	西川内城跡	川内市田海町城ヶ字都					
94	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	新城跡	川内市田海町新城ヶ原					
95	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	高城跡	川内市田海町高城					
96	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	平山城跡	川内市城上町平山					
97	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	タンタコ城跡	川内市城上町城山					
98	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	藤峯城跡	川内市城上町今寺					
99	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	梅ヶ城跡	川内市城上町梅次郎					
100	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	染ノ城跡	川内市高城町染敷					
101	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	内ノ城跡	川内市高城町内ノ城					
102	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	妹背城跡	川内市高城町城内					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
103	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	白谷城跡	川内市陽成町本川・白谷					
104	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	八丸城跡	川内市小倉町柳ノ丸					
105	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	梶城跡	川内市小倉町梶					
106	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	小倉城跡	川内市小倉町立山・茶園					
107	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	梶城跡	川内市五代町梶・松尾					
108	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	水引城跡	川内市御陵下町本城					
109	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	小松城跡	川内市宮内町小松城					
110	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	亀ヶ城跡	川内市中郷町山崎					
111	埋蔵文化財包蔵地	久住原	川内市久住町落シほか					
112	埋蔵文化財包蔵地	中鶴	川内市久住町中鶴					
113	埋蔵文化財包蔵地	長野原	川内市中村町長野					
114	埋蔵文化財包蔵地	楠元原	川内市中村町・久住町					
115	埋蔵文化財包蔵地	馬立	川内市楠元町馬立					
116	埋蔵文化財包蔵地	杉之角	川内市白浜町杉之角					
117	埋蔵文化財包蔵地	平佐焼窯跡群	川内市天辰町皿山					
118	埋蔵文化財包蔵地	天辰原	川内市天辰町天辰原					
119	埋蔵文化財包蔵地	古原	川内市天辰町古原					
120	埋蔵文化財包蔵地	天辰廃寺跡	川内市天辰町川原田					
121	埋蔵文化財包蔵地	原口	川内市田崎町原口・外園					
122	埋蔵文化財包蔵地	喜入原	川内市平佐町喜入原					
123	埋蔵文化財包蔵地	大明原	川内市田崎町大明原					
124	埋蔵文化財包蔵地	童久保	川内市永利町童久保					
125	埋蔵文化財包蔵地	高牧	川内市永利町高牧					
126	埋蔵文化財包蔵地	鑪口	川内市永利町鑪口					
127	埋蔵文化財包蔵地	青木	川内市永利町青木					
128	埋蔵文化財包蔵地	池府	川内市永利町池府					
129	埋蔵文化財包蔵地	堂山	川内市永利町堂山					
130	埋蔵文化財包蔵地	里	川内市永利町里					
131	埋蔵文化財包蔵地	万徳原	川内市永利町万徳原					
132	埋蔵文化財包蔵地	向原	川内市永利町向原					
133	埋蔵文化財包蔵地	馬場	川内市永利町馬場					
134	埋蔵文化財包蔵地	中陣	川内市永利町中陣					
135	埋蔵文化財包蔵地	目出川	川内市永利町目出川					
136	埋蔵文化財包蔵地	小原	川内市永利町小原					
137	埋蔵文化財包蔵地	脇之前	川内市永利町脇之前					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
138	埋蔵文化財包蔵地	清水	川内市永利町清水					
139	埋蔵文化財包蔵地	佐石	川内市永利町佐石					
140	埋蔵文化財包蔵地	萩嶺	川内市永利町萩嶺					
141	埋蔵文化財包蔵地	下永崎	川内市永利町下永崎					
142	埋蔵文化財包蔵地	若宮北	川内市永利町西永崎ほか					
143	埋蔵文化財包蔵地	若宮南	川内市永利町若宮前・大堀ほか					
144	埋蔵文化財包蔵地	笹原	川内市永利町笹原					
145	埋蔵文化財包蔵地	石神原	川内市永利町石神畑					
146	埋蔵文化財包蔵地	宮崎北原	川内市宮崎町出居原・下原ほか					
147	埋蔵文化財包蔵地	背戸口	川内市宮崎町背戸口					
148	埋蔵文化財包蔵地	赤沢津	川内市宮崎町赤沢津					
149	埋蔵文化財包蔵地	赤殿原	川内市宮崎町赤殿原					
150	埋蔵文化財包蔵地	上中原	川内市永利町上中原					
151	埋蔵文化財包蔵地	権現原	川内市平佐町権現原					
152	埋蔵文化財包蔵地	鎮守原	川内市平佐町鎮守原					
153	埋蔵文化財包蔵地	宮崎南原	川内市宮崎町大堀					
154	埋蔵文化財包蔵地	三本松	川内市宮崎町三本松					
155	埋蔵文化財包蔵地	百次原	川内市百次町六反・森原ほか					
156	埋蔵文化財包蔵地	別府原	川内市百次町別府原					
157	埋蔵文化財包蔵地	楠元	川内市百次町楠元					
158	埋蔵文化財包蔵地	大畠	川内市百次町大畠					
159	埋蔵文化財包蔵地	山中A	川内市永利町神田					
160	埋蔵文化財包蔵地	山中B	川内市永利町置石					
161	埋蔵文化財包蔵地	加治屋馬場・春田	川内市平佐町・白和町					
162	埋蔵文化財包蔵地	日暮丘	川内市向田町録本・諏訪平ほか					
163	埋蔵文化財包蔵地	尾賀台	川内市熊野城町尾賀原ほか					
164	埋蔵文化財包蔵地	勝目迫	川内市勝目町勝目迫					
165	埋蔵文化財包蔵地	大原野A	川内市川永野町東大原野					
166	埋蔵文化財包蔵地	大原野B	川内市川永野町大原野					
167	埋蔵文化財包蔵地	小鹿倉	川内市百次町小鹿倉					
168	埋蔵文化財包蔵地	浦田	川内市百次町浦田					
169	埋蔵文化財包蔵地	百次大原野	川内市百次町百次大原野					
170	埋蔵文化財包蔵地	池尻	川内市隈之城町池尻					
171	埋蔵文化財包蔵地	西ノ口	川内市隈之城町西ノ口					
172	埋蔵文化財包蔵地	上ノ原	川内市中福良町上ノ原					
173	埋蔵文化財包蔵地	西ノ原	川内市中福良町西ノ原					
174	埋蔵文化財包蔵地	成岡	川内市中福良町成岡					
175	埋蔵文化財包蔵地	立石A	川内市中福良町立石					
176	埋蔵文化財包蔵地	立石B	川内市中福良町立石					
177	埋蔵文化財包蔵地	集	川内市中福良町集					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
178	埋蔵文化財包蔵地	上新田	川内市青山町上新田					
179	埋蔵文化財包蔵地	堀之内	川内市青山町堀之内					
180	埋蔵文化財包蔵地	床並	川内市青山町床並					
181	埋蔵文化財包蔵地	山仁田	川内市青山町山仁田					
182	埋蔵文化財包蔵地	園田	川内市青山町園田					
183	埋蔵文化財包蔵地	麦	川内市都町麦					
184	埋蔵文化財包蔵地	山口	川内市都町山口					
185	埋蔵文化財包蔵地	霜月田	川内市都町霜月田					
186	埋蔵文化財包蔵地	瀬戸山	川内市木場茶屋町瀬戸山					
187	埋蔵文化財包蔵地	木場原A	川内市木場茶屋町木場原					
188	埋蔵文化財包蔵地	木場原B	川内市木場茶屋町木場原					
189	埋蔵文化財包蔵地	蕨迫	川内市木場茶屋町蕨迫					
190	埋蔵文化財包蔵地	四反畑	川内市尾白江町四反畑					
191	埋蔵文化財包蔵地	山口原	川内市山之口町山口原					
192	埋蔵文化財包蔵地	湯ノ谷	川内市隈之城町湯ノ谷					
193	埋蔵文化財包蔵地	清水経塚	川内市宮里町清水					
194	埋蔵文化財包蔵地	宮田	川内市宮里町宮田					
195	埋蔵文化財包蔵地	堀ノ内	川内市宮里町堀ノ内					
196	埋蔵文化財包蔵地	日吉	川内市宮里町日吉					
197	埋蔵文化財包蔵地	安養寺丘古墳	川内市宮里町安養寺					
198	埋蔵文化財包蔵地	上高江原	川内市高江町峯元・岩崎ほか					
199	埋蔵文化財包蔵地	文田	川内市高江町文田平					
200	埋蔵文化財包蔵地	久見崎軍港跡	川内市久見崎町船手前					
201	埋蔵文化財包蔵地	寄田貝塚	川内市寄田町沖園・南仮屋園					
202	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	久住城跡	川内市久住町井場ヶ迫					
203	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	清水城跡	川内市中村町寺之段					
204	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	小鹿倉城跡	川内市中村町城山					
205	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	梶山城跡	川内市中村町上持					
206	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	雲之上城跡	川内市中村町片山・白谷ほか					
207	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	萩原城跡	川内市中村町宮ヶ原					
208	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	楠元城跡	川内市楠元町宝岩・三丸					
209	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	白浜城跡	川内市白浜町烏山					
210	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	碓山城跡	川内市天辰町碓山					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
211	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	平佐城跡	川内市平佐町藤崎・庵ノ城ほか					
212	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	石神城跡	川内市永利町石神					
213	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	永利城跡	川内市永利町大手					
214	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	上野城跡	川内市百次町上野・城ノ下ほか					
215	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	小城跡	川内市勝目町小城					
216	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	梶城跡	川内市勝目町梶					
217	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	梶城跡	川内市隈之城町尾賀					
218	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	二福城跡	川内市隈之城町城					
219	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	矢倉城跡	川内市矢倉町矢倉城					
220	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	総徳城跡	川内市都町麦・灰原・門前ほか					
221	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	都城跡	川内市都町都都原					
222	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	宮里城跡	川内市宮里町古城					
223	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	鉢巻城跡	川内市宮里町安養寺					
224	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	猫嶽城跡	川内市高江町猫嶽					
225	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	猪子嶽城跡	川内市高江町猪子岳					
226	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	城山城跡	川内市高江町東ノ城・西ノ城					
227	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	剣見ヶ城跡	川内市高江町平					
228	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	大峰元城跡	川内市高江町山口上					
229	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	白石ヶ城跡	川内市高江町白石ヶ城					
230	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	峰ヶ城跡	川内市高江町内場・上小牟礼					
231	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	寄田城跡	川内市寄田町南仮屋園					
232	埋蔵文化財包蔵地	城下	川内市百次町城下					
233	埋蔵文化財包蔵地	汐入・川畑	川内市高江町汐入・川畑					
234	埋蔵文化財包蔵地	大島	川内市東大小路町大島					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
235	埋蔵文化財包蔵地	京田	川内市中郷町京田					
樋脇町								
NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
1	史跡	瀬戸の大石塔	倉野笹嶺					
2	史跡	阿弥陀金剛仏	倉野笹嶺					
3	史跡	倉野渡り瀬	倉野笹嶺					
4	史跡	倉野城址	倉野木下					
5	史跡	板井川古墳	塔之原岩下					
6	史跡	元村新田用水路	塔之原村子田					
7	史跡	村子田薬師堂跡	塔之原村子田					
8	史跡	山田境論争で憤死した小佐正右衛門・中野助七の墓	塔之原本庵					
9	史跡	大智庵跡	塔之原本庵					
10	史跡	かくれ念仏布教師勘右衛門の墓	塔之原本庵					
11	史跡	樋脇城址と大丸の瀬戸	塔之原城内					
12	史跡	中島宮跡	塔之原中島					
13	史跡	中島の板碑と月輪塔婆	塔之原中島					
14	史跡	紙座跡	塔之原樋掛					
15	史跡	寺子屋	塔之原樋掛					
16	史跡	薩摩の国田尻駅と馬頭観音	塔之原白毛宇都					
17	史跡	永田の愛宕山石碑	塔之原永田					
18	有形民俗	竹山の田ノ神	市比野竹山					
19	有形民俗	向湯の田ノ神	市比野向湯					
20	有形民俗	沢牟田の田ノ神	塔之原沢牟田					
21	有形民俗	上段後の田ノ神	市比野上段後					
22	有形民俗	小野の田ノ神	市比野小野					
23	有形民俗	中之湯三角の田ノ神	市比野中之湯					
24	有形民俗	城之下の田ノ神	市比野城之下					
25	有形民俗	城後の田ノ神	市比野城後					
26	有形民俗	阿母の田ノ神	市比野阿母					
27	有形民俗	矢筈野の田ノ神	市比野矢筈野					
28	有形民俗	村子田の田ノ神	塔之原村子田					
29	有形民俗	倉野の田ノ神	倉野上手					
30	有形民俗	和田の田ノ神	市比野和田					
31	有形民俗	三島の田ノ神	塔之原三島					
32	有形民俗	牟礼の田ノ神	塔之原牟礼					
33	有形民俗	宇都の田ノ神	市比野宇都					
34	有形民俗	武田の田ノ神	市比野武田					
35	有形民俗	原の田ノ神	市比野原					
36	有形民俗	笹原の田ノ神	市比野笹原					
37	有形民俗	上藤本の田ノ神	市比野上藤本					
38	有形民俗	竹山の田ノ神	市比野竹山					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
39	有形民俗	本庵の田ノ神	塔之原本庵					
40	神社	一之宮神社	塔之原121					
41	神社	長谷神社	本庵					
42	神社	三島神社	塔之原903, 910					
43	神社	霧島神社	塔之原1246					
44	神社	菅原神社	塔之原1194					
45	神社	諏訪神社	塔之原1867					
46	神社	菅原神社	塔之原258					
47	神社	霧島若宮神社	塔之原1332					
48	神社	若宮神社	塔之原4525					
49	神社	蛭子神社	塔之原4904					
50	神社	熊野野権現大社	岩下					
51	神社	倉野諏訪神社	倉野536					
52	神社	稲穂神社	倉野木下					
53	神社	巖島神社	塔之原(丸山公園)					
54	神社	菅原神社	市比野2196					
55	神社	高龕神社	市比野784					
56	神社	市比野神社	市比野2812					
57	神社	八幡神社	市比野2712					
58	神社	荒人神社	市比野3935					
59	神社	盛立神社	市比野5128					
60	神社	一之宮神社	市比野5755					
61	神社	日枝神社	市比野610					
62	神社	市比野諏訪神社	市比野3791					
63	神社	智賀尾神社	市比野武田					
64	無形民俗	倉野太鼓踊り保存会	倉野	倉野区公民館	倉野諏訪神社へ奉納	45,000円		
65	無形民俗	岩下棒踊り保存会	塔之原岩下	田島豊	熊野神社へ奉納, 町主催行事等で出演	27,000円		
66	無形民俗	樋脇武士踊り保存会	塔之原	岩元清満	町主催行事等で出演	45,000円		
67	無形民俗	塔之原1区太鼓踊り保存会	塔之原	小原一文	町主催行事等で出演	45,000円		
68	無形民俗	上手太鼓踊り保存会	市比野上手	下畠田森茂	町主催行事等で出演	45,000円		
69	無形民俗	藤本棒踊り保存会	藤本	桐野利文	学校, 主催行事等で出演	27,000円		
70	無形民俗	野下鎌踊り保存会	野下	荒木享子	学校, 町主催行事等で出演	27,000円		
71	郷土芸能	ひわき丸山太鼓同好会	樋脇町	西原千春	町主催行事等で出演	45,000円		
72	郷土史	郷土史同好会		新開譲	郷土史の調査等	36,000円		
73	記念物	楠八重の段遺跡	塔之原沢牟田					
74	記念物	沢牟田遺跡	塔之原沢牟田					
75	記念物	小野遺跡	市比野小野					
76	記念物	市比野中跡	市比野宇都					
77	記念物	玉瀧寺跡	塔之原本庵					
78	記念物	樋脇城跡	塔之原城内					
79	記念物	前田城跡	塔之原金貝					
80	記念物	市比野城跡	市比野城之下					
81	記念物	久留主城跡	市比野中道					
82	記念物	内田城跡	市比野道ヶ迫					
83	記念物	野首城跡	倉野諏訪上					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
84	記念物	高城跡	塔之原木場田					
85	記念物	助之城跡	塔之原菅野					
86	記念物	隈之城跡	塔之原隈之城段					
87	記念物	高城跡	塔之原高城					
88	記念物	瑠璃光寺跡	塔之原三島					
89	記念物	玄豊寺跡	市比野和田					
90	記念物	水流遺跡	塔之原水流					
91	記念物	小市原遺跡	塔之原小市原					
92	記念物	豆迫遺跡	塔之原豆迫					
93	記念物	柳原遺跡	倉野柳原					
94	記念物	池頭遺跡	塔之原池頭					
95	記念物	木下遺跡	倉野木下					
96	記念物	石塚遺跡	倉野石塚					
97	記念物	下原遺跡	倉野下原					
98	記念物	中原遺跡	倉野中原					
99	記念物	上原遺跡	倉野上原					
100	記念物	柳原A遺跡	塔之原柳原					
101	記念物	柳原B遺跡	塔之原柳原					
102	記念物	柳原C遺跡	塔之原柳原					
103	記念物	上祢地原A遺跡	塔之原上祢地原					
104	記念物	上祢地原B遺跡	塔之原上祢地原					
105	記念物	榎木水流遺跡	塔之原榎木水流					
106	記念物	上修理田遺跡	塔之原祢地山					
107	記念物	茶屋堀A遺跡	塔之原岩元					
108	記念物	茶屋堀B遺跡	塔之原岩元					
109	記念物	茶屋堀C遺跡	塔之原岩元					
110	記念物	岩元原A遺跡	塔之原岩元					
111	記念物	岩元原B遺跡	塔之原岩元					
112	記念物	岩元原C遺跡	塔之原岩元					
113	記念物	池頭A遺跡	塔之原村子田					
114	記念物	池頭B遺跡	塔之原村子田					
115	記念物	山畑遺跡	塔之原村子田					
116	記念物	池尻遺跡	塔之原岩下					
117	記念物	中島遺跡	塔之原樋樹					
118	記念物	沢渡A遺跡	塔之原西之原					
119	記念物	沢渡B遺跡	塔之原西之原					
120	記念物	沢渡C遺跡	塔之原西之原					
121	記念物	西之原遺跡	塔之原西之原					
122	記念物	巢桓迫遺跡	塔之原鍋原					
123	記念物	下原A遺跡	塔之原鍋原					
124	記念物	下原B遺跡	塔之原鍋原					
125	記念物	下原C遺跡	塔之原鍋原					
126	記念物	末寺原遺跡	塔之原鍋原					
127	記念物	上原元遺跡	塔之原鍋原					
128	記念物	野稻原遺跡	塔之原鍋原					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
129	記念物	池之迫遺跡	塔之原鍋原					
130	記念物	神ノ原A遺跡	市比野神ノ原					
131	記念物	神ノ原B遺跡	市比野神ノ原					
132	記念物	桂丸遺跡	市比野桂丸					
133	記念物	沢牟田遺跡	塔之原沢牟田					
134	記念物	迫ノ原遺跡	塔之原迫ノ原					
135	記念物	現王A遺跡	塔之原現王					
136	記念物	現王B遺跡	塔之原現王					
137	記念物	上ノ原遺跡	塔之原上ノ原					
138	記念物	杉馬場遺跡	塔之原杉馬場					
139	記念物	石坂遺跡	市比野藤本					
140	記念物	岩下遺跡	市比野藤本					
141	記念物	松山A遺跡	市比野宇都					
142	記念物	松山B遺跡	市比野宇都					
143	記念物	集ヶ段遺跡	市比野宇都					
144	記念物	下井手遺跡	市比野宇都					
145	記念物	久留主遺跡	市比野宇都					
146	記念物	小森遺跡	塔之原小森					
147	記念物	桜島遺跡	塔之原桜島					
148	記念物	百木野段遺跡	塔之原百木野段					

入来町

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
1	散布地	長野A遺跡	浦之名長野					
2	散布地	長野B遺跡	〃 長野					
3	散布地	床並A遺跡	〃 床並					
4	散布地	龍髪遺跡	〃 龍髪					
5	散布地	牧内段A遺跡	〃 牧内段					
6	散布地	牧内段B遺跡	〃 〃					
7	散布地	床並B遺跡	〃 床並					
8	散布地	床並C遺跡	〃 床並					
9	散布地	中山A遺跡	〃 中山					
10	散布地	中山B遺跡	〃 〃					
11	散布地	中山C遺跡	〃 〃					
12	散布地	市野々A遺跡	〃 市野々					
13	散布地	市野々B遺跡	〃 〃					
14	散布地	原遺跡	〃 原					
15	散布地	木場遺跡	〃 木場					
16	散布地	鍛冶作遺跡	〃 鍛冶作					
17	散布地	蒲生原遺跡	〃 蒲生原					
18	散布地	古河遺跡	〃 古河					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
19	散布地	小俣遺跡	〃 小俣					
20	散布地	竹山遺跡	〃 竹山					
21	散布地	椎木ヶ迫A遺跡	〃 椎木ヶ迫					
22	散布地	近井手遺跡	〃 近井手					
23	散布地	椎木ヶ迫B遺跡	〃 椎木ヶ迫					
24	散布地	般者遺跡	〃 般者					
25	散布地	中津原遺跡	〃 中津原					
26	散布地	下永北遺跡	副田 下永北					
27	散布地	後迫遺跡	〃 後迫					
28	散布地	永山遺跡	〃 永山					
29	散布地	上永北遺跡	〃 上永北					
30	散布地	寺畑遺跡	〃 寺畑					
31	散布地	竹内堀遺跡	〃 竹内堀					
32	散布地	松ヶ迫A遺跡	〃 松ヶ迫					
33	散布地	松ヶ迫B遺跡	〃 〃					
34	散布地	鬼原遺跡	〃 鬼原					
35	散布地	三田五遺跡	〃 三田五					
36	散布地	平段A遺跡	〃 平段					
37	散布地	平段B遺跡	〃 〃					
38	散布地	鷺巣段遺跡	〃 鷺巣段					
39	散布地	迫畑遺跡	〃 迫畑					
40	散布地	三本松A遺跡	〃 三本松					
41	散布地	三本松B遺跡	〃 〃					
42	散布地	地藏原遺跡	〃 地藏原					
43	散布地	大住原遺跡	〃 大住原					
44	散布地	萩尾遺跡	〃 萩尾					
45	散布地	石棺堀遺跡	〃 石棺堀					
46	散布地	平田遺跡	〃 平田					
47	散布地	妙見段遺跡	〃 妙見段					
48	散布地	矢越原遺跡	〃 矢越原					
49	散布地	猪鼻遺跡	〃 猪鼻					
50	散布地	諏訪段遺跡	〃 諏訪段					
51	散布地	老ヶ原遺跡	浦之名老ヶ原					
52	散布地	久留主原遺跡	〃 久留主					
53	散布地	市口遺跡	〃 市口					
54	散布地	松山ヶ迫遺跡	〃 松山ヶ迫					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
55	散布地	芝町遺跡	// 芝町					
56	散布地	古市A遺跡	// 古市					
57	散布地	古市B遺跡	// //					
58	散布地	中須(後平)遺跡	// 後平					
59	散布地	堀ノ内遺跡	// 堀ノ内					
60	散布地	中須遺跡	// 中須					
61	散布地	鹿村迫A遺跡	// 鹿村迫					
62	散布地	中野原遺跡	// 中野原					
63	散布地	鶴田遺跡	// 鶴田					
64	散布地	前田遺跡	// 前田					
65	散布地	鹿村迫B遺跡	// 鹿村迫					
66	散布地	新堀A遺跡	// 新堀					
67	散布地	向山遺跡						
68	散布地	新堀B遺跡	// 新堀					
69	石造物	長野の六地藏塔	// 長野					
70	石造物	悪の五輪塔	// 悪					
71	石造物	薬師殿山古石塔群	// 石橋					
72	石造物	牧神	// 牧内段					
73	石造物	床並の五輪塔	// 床並					
74	石造物	松下田の田の神(Ⅰ)	// 松下田					
75	石造物	松下田の田の神(Ⅱ)	// //					
76	石造物	市野々の田ノ神(Ⅰ)	// 市野々					
77	石造物	市野々の田ノ神(Ⅱ)	// //					
78	石造物	市野々の田ノ神(Ⅲ)	// //					
79	石造物	平木場の田ノ神	// 平木場					
80	石造物	川床の五輪塔(Ⅰ)	// 川床					
81	石造物	川床の五輪塔(Ⅱ)	// //					
82	石造物	天貴美の田ノ神	// 水流原					
83	石造物	天神原の磨崖仏	// 天神原					
84	石造物	堂ノ下の六地藏塔	// 堂ノ下					
85	石造物	村尾の古石塔	// 古河					
86	石造物	牟多田の板碑	// 竹山					
87	石造物	堂園の馬頭観音	// 小俣					
88	石造物	堂園の田ノ神	// 抱ヶ平					
89	石造物	般者殿墓	// 般者					
90	石造物	栗下の田ノ神	// 栗下					
91	石造物	栗下の磨崖仏	// //					
92	石造物	山之口の田ノ神	// 長平					
93	石造物	山伏墓	// 清浦					
94	石造物	小豆迫の古石塔	// 小豆迫					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
95	石造物	街道原の馬頭観音	副田 街道原					
96	石造物	新町の梵字碑	// 新町					
97	石造物	早馬段の田ノ神(Ⅰ)	// 早馬段					
98	石造物	寺畑の古石塔	// 寺畑					
99	石造物	早馬段の田ノ神(Ⅱ)	// 早馬段					
100	石造物	宮原の塞ノ神	// 宮原					
101	石造物	竹内堀の五輪塔	// 竹内堀					
102	石造物	山口の六地藏	// 山口					
103	石造物	松ヶ迫の田ノ神	// 松ヶ迫					
104	石造物	前園の馬頭観音	// 前園					
105	石造物	射馬迫の古石塔	// 射馬迫					
106	石造物	辻原の田ノ神	// 辻原					
107	石造物	榕下の田ノ神	// 榕下					
108	石造物	地藏原の地藏	// 地藏原					
109	石造物	大里の古石塔	// 大里					
110	石造物	熊野神社の六地藏塔	// 権現山					
111	石造物	妙見段の旦那墓	// 妙見段					
112	石造物	猪鼻の田ノ神	// 猪鼻					
113	石造物	妙見段の弥陀三尊塔	// 妙見段					
114	石造物	諏訪段の五輪塔	// 諏訪段					
115	石造物	諏訪段の二十三夜塔	// //					
116	石造物	向山の秋葉像	// 向山					
117	石造物	古春の石敢塔	浦之名古春					
118	石造物	赤城前の常夜灯	// 赤城前					
119	石造物	古春の六地藏塔	// 古春					
120	石造物	古春の三十三観音塔	// //					
121	石造物	赤城神社の古石塔	// 赤城前					
122	石造物	赤城前の墓塔・層塔	// //					
123	石造物	赤城前の地藏尊・六地藏塔	// //					
124	石造物	清色城跡の荒神	// 後迫					
125	石造物	庵ノ坂の石敢当1	// 庵ノ坂					
126	石造物	庵ノ坂の不動明王	// //					
127	石造物	庵ノ坂の石敢当2	// //					
128	石造物	舟瀬殿墓古石塔群	// //					
129	石造物	舟瀬の石敢当	// //					
130	石造物	舟瀬向の六地藏塔	// 舟瀬向					
131	石造物	舟瀬向の百万遍念仏塔	// //					
132	石造物	小路の石敢当1	// 小路					
133	石造物	小路の古石塔	// //					
134	石造物	小路の石敢当2	// //					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
135	石造物	小路の石敢当3	〃 〃					
136	石造物	小路の観音塔	〃 〃					
137	石造物	久木宇都の薬師仏塔	〃 久木宇都					
138	石造物	久木宇都の六地藏塔1	〃 〃					
139	石造物	久木宇都の六地藏塔2	〃 〃					
140	石造物	いくさ墓	〃 〃					
141	石造物	久木宇都の六地藏塔3	〃 〃					
142	石造物	観音山古石塔群	〃 上ノ原					
143	石造物	上原の馬頭観音	〃 福原					
144	石造物	水神碑	〃 大石ヶ平					
145	石造物	渋谷有重供養塔	〃 〃					
146	石造物	中須の馬頭観音	〃 仁田ノ脇					
147	石造物	早馬の馬頭観音	〃 早馬					
148	石造物	竹原田の古石塔	〃 円通庵					
149	石造物	竹原田の地藏	〃 竹原田					
150	石造物	竹原田の馬頭観音	〃 〃					
151	石造物	中須の宝篋印塔	〃 中須					
152	石造物	内山の馬頭観音	〃 内山					
153	石造物	中須の古石塔群	〃 中須					
154	石造物	大宮神社の六地藏塔	〃 〃					
155	石造物	中須の田ノ神	〃 日ノ丸					
156	石造物	日ノ丸の地藏尊	〃 〃					
157	石造物	日ノ丸の古墓	〃 〃					
158	石造物	竹原田の田ノ神	〃 竹原田					
159	石造物	愛宕神社の古石塔	〃 愛宕					
160	城跡	川床城跡	〃 川床					
161	城跡	椿城跡	〃 椿					
162	城跡	淵上城跡	〃 近井手					
163	城跡	箕冠城	〃 黒武者					
164	城跡	椿城	副田 地藏原					
165	城跡	大住吉城	〃 大里					
166	城跡	満手野陣跡	〃 町野					
167	城跡	寿昌寺峰陣跡	〃 向山					
168	城跡	清色城跡	浦ノ名後迫					
169	城跡	黒瀬陣跡	〃 大迫他					
170	寺跡	満福寺跡	副田 中組					
171	寺跡	定永寺跡	〃 妙見段					
172	寺跡	松林寺跡	〃 諏訪段					
173	寺跡	蓮昌寺跡	〃 小園					
174	寺跡	朝日寺跡	副田 向山					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
175	寺跡	寿昌寺跡	〃 〃					
176	寺跡	古春庵跡	浦之名古春					
177	寺跡	延命院跡	〃 赤城前					
178	寺跡	瑠璃光寺跡	〃 舟瀬向					
179	寺跡	昌了寺跡	〃 小路					
180	寺跡	固心院跡	〃 久木宇都					
181	寺跡	慈光寺跡	〃 下大石ヶ原					
182	寺跡	薬師堂跡	〃 円通庵					
183	寺跡	巨過跡	〃 日ノ丸					
184	中・近世村落	黒武者集落	〃 黒武者					
185		大馬越太鼓踊り	〃 大馬越	大馬越太鼓踊り保存会	豊作祈願－鷹子神社奉納祭			
186		平石太鼓踊り	副田 平石	アケスメロ平石保存会	不定期			
187		山口太鼓踊り	〃 山口	山口太鼓踊り保存会	不定期			
188		東郷示現流	浦之名麓	東郷示現流保存会	不定期			
189		棒踊り	〃 山之口	山之口棒踊り保存会	呪器を打ち合わせ悪霊の退散を祈る踊り			
190		狂言	〃 山之口	山之口棒踊り保存会	悪さを働く獅子を退治するもの			
191		俵踊り	〃 上之原	俵踊り保存会	米俵を土俵に積み上げ観衆に披露の様を舞踏化			
192		虚無僧踊り	〃 牟多田	虚無僧踊り保存会	一般的に両者が打ち合うが、女性的な優雅な手踊り			
193		川流れ踊り	〃 堂園	堂園川流れ節保存会	踊り子全員が太鼓を打ち踊り、にぎやかな踊り			
194		銭駒おどり	〃 原	銭駒おどり保存会	にぎやかなお祝い時にふさわしい踊り			
195		疱瘡踊り	〃 小路	小路疱瘡踊り保存会	疱瘡の神様を迎え、他所へお越し願う踊り			
196		ナベフタ踊り	〃 山下	ナベフタ踊り保存会	南国鹿児島女性の勇ましさをあらわした威勢のよい踊り			
197		鷹踊り	副田辻原	辻原鷹踊り保存会	鷹(殿様)と餌差が、鷹に餌を与える優雅な踊り			
198		金山踊り	浦之名中須	金山踊り保存会	馬頭観音や霧島神社に、牛馬の健全成長と豊作祈願			
199		棒踊り		長野棒踊り保存会	呪器を打ち合わせ悪霊を退散を祈る踊り			

東郷町

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
1	無形民俗文化財	山田中鷹踊り	山田・山田中	山田中鷹踊り保存会	不定期	30,000		
2	無形民俗文化財	古里棒鎌踊り	山田・古里	山田古里棒鎌踊り保存会	不定期	30,000		
3	無形民俗文化財	山田下俵踊り	山田・山田下	山田下俵踊り婦人同好会	不定期	30,000		
4	無形民俗文化財	鳥丸上鷹踊り	鳥丸・鳥丸上	鳥丸上鷹踊り保存会	不定期	30,000		
5	無形民俗文化財	堀虚無僧踊り	藤川・堀	堀虚無僧踊り保存会	不定期	30,000		
6	無形民俗文化財	兵六踊り	藤川・本俣	本俣兵六踊り保存会	不定期	30,000		
7	遺跡・史跡	鳥丸西遺跡	鳥丸上園					
8	遺跡・史跡	五社遺跡	斧淵五社					
9	遺跡・史跡	斧淵城跡	斧淵内田					
10	遺跡・史跡	鶴ヶ岡城跡	斧淵三ヶ郷					
11	遺跡・史跡	原之城跡	斧淵久保田					
12	遺跡・史跡	城ヶ原城跡	南瀬城ヶ原					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
13	遺跡・史跡	知屋城跡	南瀬知屋城跡					
14	遺跡・史跡	仮屋城跡	山田丸田					
15	遺跡・史跡	山田城跡	山田城ノ尾					
16	遺跡・史跡	新城跡	斧淵梅木ヶ迫					
17	遺跡・史跡	正平庵跡	山田市来					
18	遺跡・史跡	元香積寺跡	藤川庵袋					
19	遺跡・史跡	吉祥寺跡	斧淵堂坂					
20	遺跡・史跡	大松院跡	宍野向江					
21	遺跡・史跡	小鷹古石塔群	藤川芭蕉田					
22	遺跡・史跡	相良殿古石塔群	斧淵城内					
23	遺跡・史跡	木場遺跡	宍野木場					
24	遺跡・史跡	五本松経石埋蔵地	南瀬五本松					
25	遺跡・史跡	山田上経石埋蔵地	山田松下					
26	遺跡・史跡	香積寺跡	南瀬諏訪ヶ原					
27	遺跡・史跡	東園遺跡	鳥丸東園					
28	遺跡・史跡	岩戸之下遺跡	南瀬岩戸之下					
29	遺跡・史跡	上口遺跡	藤川上口					
30	遺跡・史跡	現王遺跡	藤川現王					
31	遺跡・史跡	五色遺跡	宍野五色					
32	遺跡・史跡	山門遺跡	鳥丸山門					
33	遺跡・史跡	岩切遺跡	斧淵岩切					
34	遺跡・史跡	大原遺跡	斧淵大原					
35	遺跡・史跡	笹原遺跡	斧淵笹原					
36	遺跡・史跡	司野下遺跡	斧淵司野下					
37	遺跡・史跡	川畑遺跡	南瀬川畑					
38	遺跡・史跡	平畑遺跡	南瀬平畑					
39	遺跡・史跡	道清遺跡	南瀬道清					
40	遺跡・史跡	屋根添・川原遺跡	南瀬屋根添川原					
41	遺跡・史跡	宮ノ脇A遺跡	南瀬宮ノ脇					
42	遺跡・史跡	宮ノ脇B遺跡	南瀬宮ノ脇					
43	遺跡・史跡	大谷遺跡	南瀬大谷					
44	遺跡・史跡	狐ヶ段遺跡	南瀬狐ヶ段					
45	遺跡・史跡	轟木遺跡	南瀬轟木					
46	遺跡・史跡	大椿遺跡	南瀬大椿					
47	遺跡・史跡	大牟礼遺跡	南瀬大牟礼					
48	遺跡・史跡	野中遺跡	南瀬野中					
49	遺跡・史跡	古城跡	南瀬大堀					
50	遺跡・史跡	古城跡	南瀬上平田					
51	遺跡・史跡	内浦遺跡	斧淵内浦					
52	遺跡・史跡	小田・小田原遺跡	斧淵小田小田原					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
53	遺跡・史跡	簾掛遺跡	斧淵簾掛					
54	遺跡・史跡	宮ヶ原遺跡	斧淵宮ヶ原					
55	遺跡・史跡	笹原遺跡	斧淵笹原					
56	遺跡・史跡	松阪遺跡	斧淵松阪					
57	遺跡・史跡	茶屋段遺跡	斧淵茶屋段					
58	遺跡・史跡	後ヶ原遺跡	南瀬後ヶ原					
59	遺跡・史跡	坂ノ下遺跡	南瀬坂ノ下					
60	遺跡・史跡	城ヶ原A遺跡	南瀬城ヶ原					
61	遺跡・史跡	城ヶ原B遺跡	南瀬城ヶ原					
62	遺跡・史跡	前原遺跡	斧淵前原					
63	遺跡・史跡	大牟礼遺跡	斧淵大牟礼					
64	遺跡・史跡	坂中遺跡	南瀬仮屋					
65	遺跡・史跡	宇都遺跡	南瀬宇都					
66	遺跡・史跡	諏訪ヶ原遺跡	南瀬諏訪ヶ原					
67	遺跡・史跡	山武遺跡	鳥丸山武					
68	遺跡・史跡	五社磨崖仏	斧淵五社					
69	遺跡・史跡	白太夫の墓	藤川天神境内					
70	遺跡・史跡	津田万右衛門慰霊社	藤川津田					
71	遺跡・史跡	現王様跡	藤川大久保					
72	建造物	岩元石橋	南瀬井手上					
73	建造物	水車の旧道の石橋	南瀬					
74	建造物	興安殿の石碑	南瀬					
75	建造物	徳光院の石碑	南瀬					
76	有形民俗文化	仏像(里公民館)	南瀬里					
77	有形民俗文化	馬頭観音 石仏	南瀬					
78	有形民俗文化	用水路跡	南瀬					
79	有形民俗文化	城ヶ原池	南瀬					
80	有形民俗文化	馬頭観音	山田字松下					
81	工藝品	東郷土人形						
82	無形民俗文化	女講	山田上					
83	神社	五社神社	斧淵前原					

祁答院町

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
1	記念物(史跡)	小牧孝陳墓	下手					
2	記念物(史跡)	観音堂跡五輪塔	下手					
3	記念物(史跡)	菩薩堂跡五輪塔	下手					
4	記念物(史跡)	大応寺跡石塔群	下手					
5	記念物(史跡)	大村郷地頭仮屋跡	下手					
6	記念物(史跡)	南方神社と島津歳久	下手					
7	記念物(史跡)	新城跡	上手					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
8	記念物(史跡)	大正寺跡	下 手					
9	有形民俗	念仏がま跡	下 手					
10	記念物(史跡)	大村招魂墓	下 手					
11	記念物(史跡)	吉祥寺跡	下 手					
12	記念物(史跡)	石原石塔群	下 手					
13	記念物(史跡)	松尾城跡	下 手					
14		埋もれ木	下 手					
15	有形民俗	原口方柱塔婆	下 手					
16	記念物(史跡)	大久保城跡	下 手					
17	記念物(史跡)	菊地田城跡	下 手					
18	有形民俗	日枝神社	藺傘田					
19	記念物(史跡)	藺傘田郷領主仮屋跡	藺傘田					
20	記念物(史跡)	藺傘田招魂社	藺傘田					
21	有形民俗(工芸)	樺山主税自刃刀	藺傘田					
22	有形民俗(工芸)	神崎家の兜	藺傘田					
23	記念物(史跡)	高城跡	藺傘田					
24	有形(建造物)	藺傘田池疎水	藺傘田					
25	記念物(史跡)	片城跡	藺傘田					
26	記念物(史跡)	山王岳環状列石	藺傘田					
27	記念物(史跡)	法蓮寺跡	藺傘田					
28	記念物(史跡)	藺傘田城跡	藺傘田					
29	記念物(史跡)	西之城跡	藺傘田					
30	記念物(史跡)	華巖寺跡石塔群	藺傘田					
31	記念物(史跡)	普賢院跡	藺傘田					
32	記念物(史跡)	医王寺跡	藺傘田					
33	有形(古文書)	宮里文書と山川文書	黒 木					
34	有形(彫刻)	秋葉神社石像	黒 木					
35	記念物(史跡)	豊州家関係石塔群	黒 木					
36	有形民俗	黒木招魂墓と愛宕神社	黒 木					
37	有形民俗	御崎神社と三宝荒神	黒 木					
38	記念物(史跡)	黒木郷主仮屋跡	黒 木					
39	有形民俗	大楠神社	黒 木					
40	有形民俗	日置文書	黒 木					
41	有形民俗	久玉大明神と天照大神宮	黒 木					
42	記念物	堂之迫六地藏塔	黒 木					
43	記念物	大日如来像	上 手					
44	有形民俗	豊日曇神社	上 手					
45	記念物	西南戦争供養塔	上 手					
46	記念物(史跡)	大聖寺跡	上 手					
47	記念物(史跡)	大村糴原生地	上 手					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
48	記念物(史跡)	滝開城跡と石塔群	上手					
49	記念物	滝開供養塔	上手					
50	記念物	西牟田城跡	上手					
51	埋蔵文化財	上手の古代遺跡	上手					
52	無形民俗	田の神戻し	藪牟田	麓西・東	毎年4月10日に田の神戻しを行う			
53	無形民俗	鎌の手踊り	黒木					
54	無形民俗	疱瘡踊り	黒木					
55	無形民俗	上手の太鼓踊り	上手	上手青年団	毎年10月8日神社奉納			
56	無形民俗	種子島踊り	下手(轟)	種子島踊り保存会				
57	無形民俗	川東バラ踊り	下手(川東)	川東バラ踊り保存会	毎年10月12日神社奉納			
58	無形民俗	兵児踊り	上手(小牧)					
59	無形民俗	鷹踊り	黒木	鷹踊り保存会				
60	無形民俗	餅つき踊り	上手					
61	無形民俗	金山踊り	藪牟田	麓青壮年				
62	無形民俗	棒踊り	藪牟田・黒木・上手					
63	無形民俗	田の神講	各集落					
64	無形民俗	城北鷹踊り	下手	城北鷹踊り保存会				
65	無形民俗	馬頃尾棒踊り	下手	馬頃尾子ども会				
66	無形民俗	秋上バラ踊り	上手	秋上バラ踊り保存会				
67	無形民俗	楠原俵踊り	上手	楠原俵踊り保存会				
68	無形民俗	馬頃尾太鼓踊り	下手	馬頃尾太鼓踊り保存会	毎年10月12日神社奉納			
69	無形民俗	藪牟田麓西の虚無僧踊り	藪牟田	虚無僧踊り保存会				
70	無形民俗	中武松島踊り	上手	松島踊り保存会				
71	無形民俗	砂石太鼓踊り	藪牟田(砂石)	砂石太鼓踊り保存会				

里村

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
1	史跡	七人合頭・八人合頭	里村	里村				
2	史跡	地頭仮屋敷	里村	里村				
3	史跡	大炊御門中将の墓	里村	里村				
4	史跡	津口番所跡	里村	里村				
5	史跡	山田静治有秀の墓	里村	里村				
6	史跡	琉球人墓	里村	里村				
7	史跡	松木少将の墓	里村	里村				
8	神社	八幡神社	里村	里村				
9	神社	講之本神社	里村	里村				
10	寺跡	西願寺	里村	里村				

上甌村

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
1	無形民俗	瀬上地区春日神社の内侍舞	上甌村瀬上827	春日神社舞姫保存会	伝承活動			

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
鹿島村								
NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
1	無形民俗	鹿島太鼓	鹿島村	橋野恵子	不定期	5,000		
2	無形民俗	棒踊り	鹿島村	中野貞二	不定期	5,000		
3	無形民俗	オニハ踊り	鹿島村	梶原あや子	不定期	5,000		
下甌村								
NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
1	無形民俗	港ヤンハ	下甌村手打港地区	港公民館郷土芸能保存会	無定期			
2	無形民俗	青瀬ヤンハ	下甌村青瀬地区	青瀬公民館郷土芸能保存会	地区運動会, 中学校文化祭等			
3	無形民俗	シャノーノー	下甌村瀬々野浦地区	西山公民館郷土芸能保存会	11月10日(神社奉納祭)			
4	無形民俗	長浜出羽踊り	下甌村長浜地区	長浜公民館郷土芸能保存会	無定期			
5	無形民俗	青瀬網持ち囃子	下甌村青瀬地区	青瀬公民館郷土芸能保存会	無定期			
6	無形民俗	片野浦手踊り	下甌村片野浦地区	子岳公民館郷土芸能保存会	神社奉納祭			
7	無形民俗	片野浦棒踊り	下甌村片野浦地区	子岳公民館郷土芸能保存会	無定期			
8	無形民俗	本町棒踊り	下甌村手打本町地区	本町公民館郷土芸能保存会	無定期			
9	無形民俗	太鼓踊り	下甌村手打本町地区	本町公民館郷土芸能保存会	無定期			
10	無形民俗	武者踊り	下甌村手打麓地区	武士踊り保存会	無定期			
11	有形民俗	ピーダナン	下甌村瀬々野浦	中村悦子、宮野勝男、中村俊教、宮野峯泰				
12	遺跡	手打貝塚	下甌村手打	森田厚				
13	遺跡	大原宮園	下甌村手打	県道、及び個人所有				
14	遺跡	大串	下甌村手打	個人所有				
15	遺跡	大城跡	下甌村手打	個人所有				
16	遺跡	小泊	下甌村手打	個人所有				
17	遺跡	桑林	下甌村手打	個人所有				
18	遺跡	湯の尻	下甌村手打	個人所有				
19	遺跡	浜	下甌村手打	個人所有				
20	遺跡	スス浦	下甌村片野浦	個人所有				
21	遺跡	浜田	下甌村片野浦	個人所有				
22	遺跡	宮迫・田之浦	下甌村片野浦	個人所有				
23	遺跡	瀬々野浦江川	下甌村瀬々野浦	個人所有				
24	遺跡	長迫	下甌村手打	個人所有				
25	遺跡	中平	下甌村瀬々野浦	個人所有				
26	遺跡	芦浜	下甌村長浜	個人所有				
27	遺跡	城ノ田	下甌村長浜	個人所有				
28	史跡	常楽寺跡	下甌村手打	現在墓地				
29	史跡	大性寺跡	下甌村手打	下甌村				
30	史跡	経塚	下甌村手打	下甌村				
31	史跡	代官、地頭仮屋敷	下甌村手打	下甌村				
32	史跡	津口番所跡	下甌村手打	下甌村				
33	史跡	遠見番所跡	下甌村手打	下甌村				

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
34	史跡	丸塚	下甌村片野浦	個人所有				
35	史跡	かくれ念仏跡	下甌村手打	個人所有				
36	史跡	かくれ念仏跡	下甌村青瀬	個人所有				
37	史跡	かくれ念仏跡	下甌村内川内	個人所有				
38	史跡	かくれ念仏跡	下甌村長浜	個人所有				
39	史跡	釣掛埼灯台	下甌村手打					
40	史跡	手打漁港石積防波堤	下甌村手打	県				
41	史跡	エゴ	下甌村瀬々野浦	個人所有				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)		【文化活動等】	教育部会 文化振興分科会	
調整方針 (案)	新市に移行後、速やかに調整する。				
市町村名	川内市		樋脇町	入来町	
事業名	薩摩国分寺跡史跡公園活用事業	川内まごころ映画祭	まるやま彫刻大会	文化ホール自主事業	文化ホール自主事業
内容	<p>【目的】 薩摩国分寺跡史跡公園を芸術活動等の発表の場に利用し、広く市民に舞台発表や芸術鑑賞の機会を提供することにより、地域文化の振興を図り、又薩摩国分寺跡史跡公園を有効に活用することを目指す。</p> <p>【内容】 邦楽や詩吟、日本舞踊、郷土芸能、史劇等を組み合わせた舞台を構成する。</p> <p>【主催】 川内市教育委員会 【協力】 川内市文化協会</p>	<p>【目的】 映画館のない街で話題作や名作を上映し、幅広い年齢層が映像文化に対する関心を高めていくことをはじめ、映画祭を通じて市民の文化意識の高揚を図る。</p> <p>【内容】 話題作や名作、こども向け映画等の上映を委託により実施</p> <p>【主催】 川内市教育委員会 【共催・後援】 川内まごころ文学の会、川内市芸術協会、川内市文化協会他</p>	<p>【目的】 彫刻大会の素材に地元産出の珪藻土を使う全国的に類をみないユニークな彫刻大会であるとともに、町内外を問わず多くの人を対象に楽しみながら家族、友達同士で制作して、彫刻の面白さを認識してもらい、文化的行事への参加意識の高揚を図る。</p> <p>【内容】 地元産出珪藻土を使った彫刻大会。</p> <p>【主催】 樋脇町・樋脇町教育委員会 【後援】 鹿児島県・県教育委員会・県美育協会</p>	<p>【目的】 本町の文化的資質の向上を図る。文化祭やその他催し、文化事業を推進する。</p> <p>【内容】 入来町文化ホール事業(日本フィル)</p>	<p>【目的】 本町の文化的資質の向上を図る。文化祭やその他催し、文化事業を推進する。</p> <p>【内容】 入来町文化ホール事業(アグネス・チャン氏公演)</p>
予算	3,500千円	2,126千円	3,100千円	1,500千円	
期日	10月	7月	10月	1月19日	
市町村名	祁答院町	里村	その他の町村		課題・検討事項
事業名	教育委員会主催事業	トンボロ芸術村作品コンテスト	該当なし		川内市はまちづくり公社で実施している事業もある。今後、文化センター(ホール、会館等)で実施している各事業を一括し、持回りで実施するなどの工夫はできると思われる。
内容	<p>【内容】 菊展示会</p>	<p>【目的】 里村の豊かな自然・風土を素材とした芸術コンテストを開催し、村内外から出展を求め、生涯学習態勢づくりへの気運を高めるとともに、芸術・文化活動の促進を図り、里村ならではの個性豊かな芸術村を築くことを目指します。</p> <p>【内容】 絵画、写真、俳句のコンテスト</p> <p>【主催】 トンボロ芸術村実行委員会 里村 里村教育委員会 里村文化協会</p>			
予算	190千円	311千円			
期日	10月29日	村づくり文化祭にて表彰			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)		【伝統的建造物群保存地区保存審議会及び保護業務】	教育部会 文化振興分科会	
調整方針 (案)	現行のまま新市に引き継ぐ。				
入来町		その他の市町村		課題・検討事項	
<p>【名称】 入来町伝統的建造物群保存審議会</p> <p>【目的】 保存地区の保存などに関する重要事項を調査・審議し、これらの事項について、町長及び教育委員会に建議する。</p> <p>【概要】 15名以内の任期2年の伝統的建造物群保存地区保存審議会委員を町長が任命し、審議会は教育委員会の諮問に応じて専門的見地から答申する。</p> <p>【報酬等】 1名1回につき支出(報酬) 委員長 6,300円 副委員長,委員6,200円 1名1回につき支出(費用弁償) 委員長,副委員長,委員 950円</p> <p>【開催回数】 審議がある場合は、随時開催</p> <p>【今後の状況】 現在(平成14年11月現在)、全国で61の国選定伝健地区が存在しており、入来町も目指している。この事業は新市になっても継続されるが、現在の入来町入来麓に限定される事業となる。</p> <p>【予算額】 平成14年度より町並み環境整備</p>		該当なし		<ul style="list-style-type: none"> 入来町だけの事業であるが、全国的にみても保存地区の中や周辺に事務局を置いていることが多く国の指導の元実施され、継続して行う。 他の選定地区では、都市計画部門で実施していることから建設部会へも連絡が必要であり、文化財という取扱いでなく、まちづくりという概念で実施し、組織体制を新設し、強化する必要がある。 この事業は、地区設定して実施するが、現樋脇町との関連もでてくると思われる。 	
協定項目	21 社会教育事業		【史跡等整備・保護業務】	教育部会 文化振興分科会	
調整方針 (案)	現行のまま新市に引き継ぐ。				
入来町		東郷町		その他の市町村	
<p>○ 清色城跡保存</p> <p>【概要】 中世山城である清色城跡の保存(国、県の指導により国史跡指定へ)</p> <p>【事業】 平成12年、13年度清色城跡の地権者へ同意取得の業務 指定範囲地区が樋脇町へもまたがっており、樋脇町と現在協議中</p> <p>【計画】 入来町では、清色城跡の地籍の確定が14年度となっており、15年度以降より、国指定の同意取得徴収となる。</p> <p>【整備・保存・活用計画】 発掘調査を実施し、復元・整備する。</p> <p>【予算額】 調査経費等 平成12年度 9,135,000円 平成13年度 6,720,000円</p>		<p>○ 人形浄瑠璃</p> <p>【概要】 東郷町文弥節人形浄瑠璃の県・国への取り組み</p> <p>【事業】 ・町単独事業により平成11年度から平成13年度まで調査を実施し、報告書作成。 調査者は、3名の大学教授及び1名の大学講師に依頼。 ・平成13年度からふるさと文化再興事業をうけ、人形製作や映像記録を実施。 ・町中央公民館講座に位置付け、保存・伝承に努めている。 ・平成14年度 パンフレット作成(300冊) 平成15年度 パンフレット作成(300冊)</p> <p>【予算額】 平成14年度 722,000円(補助金額200,000円含む) 2,601,000円(ふるさと文化再興事業)</p>		該当なし	今後合併するにあたって、取り組まなければならない国、県事業に伴う主な事業を検討

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)		[市町村民運動会]	教育部会 スポーツ振興分科会	
調整方針(案)	合併後の実施の意向を調査の上、各地域ごとに調整する。				
市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
名称	市民運動会	町民体育大会	町民体育祭	町民体育大会	町大運動会
主催等	【主催】 川内市, 市教員委員会 【共催】 市民会連絡協議会 【主管】 市体育協会	【主催】 樋脇町, 樋脇町教員委員会 樋脇町体育協会	【主催】 町・町教育委員会・町体育協会	【主催】 東郷町・教育委員会・体育協会・中央公民館・校区公民館	【主催】 町・町教育委員会・町体育協会 【共催】 無 【主管】 社会教育課
実施日	10月第2日曜日	10月の第1日曜日・第2日曜日	10月第1日曜日または第2日曜日	10月の第2日曜日	毎年10月第2日曜日
競技形式	市内19小学校区をA・B・Cの3ブロックに分けての校区対抗 ア採点種目 5種目 イ自由参加種目 19種目	12地区公民館対抗 ア採点種目11種目 イ その他13種目	8ブロック対抗 ア採点種目 9種目 イ自由種目・採点外 17種目	校区(東郷校区は4区)対抗	5地区公民館対抗 採点種目数16種目 採点外種目19種目
競技運営	・大会会長 川内市長 ・副会長 助役2・収入役・教育長 ・顧問 国・県・市議員, 教育委員, 公連会長, 商工会議所会頭 ・参与 各種委員, 官公署長, 学校長, 消防長ほか ・大会委員長 市体協会長 ・副委員長 体協副会長・理事長・副理事長, 市陸協会長, 小・中体連会長, 高等学校長 ・大会総務委員 教育委員会職員 ・競技役員 陸協・市職員・体協・小・中学校教職員130人	・大会会長 樋脇町長 ・副会長 助役・教育長・体協長 ・顧問 議会議員・収入役・各小中高等学校長 ・参与 消防団長・地区公民館長代表・自治公民館長代表・老人クラブ代表・町役場職員・体育指導委員・中高ボランティア	・会長 町長 ・副会長 議長 教育長 体協長 ・参与 助役 収入役 文教厚生委員長 教育委員 社会教育委員長 小中中学校長ほか ・運営委員長 体協副会長2 ・競技役員 役場職員 体協役員 体育指導委員 高校生クラブ 中学生 100人	・会長 東郷町長 ・副会長 助役・議会議員・体育協会長 ・実行委員長 教育長 ・実行委員 校区公民館長・校区体育部長・体育指導委員外 ・競技役員 体育指導委員・役場職員外	・大会会長 祁答院町長 ・副会長 教育長, 体育協会長 ・総務 助役, 総務課長, 体協副会長2 ・競技役員 町職員, 体育指導委員, 各地区公民館長, 各地区体育部長, 消防団長, 婦人会会長他
予算	4,800千円	1,104千円	757千円	229千円	870千円
市町村名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・検討事項
名称	村民体育大会	村民体育大会	該当なし	村民体育大会	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校校区対抗ではチーム数が多く運営が困難である。 ・プログラム(種目数)多く、種目の整理統合が必要 ・離島の参加体制。(3日間休むことができるか) ・開催場所(駐車場の確保等)
主催等	【主催】 里村, 里村体育協会, 里村自治公民館長連絡協議会	【主催】 上甌村 【共催】 なし 【主管】 上甌村教育委員会		【主催】 鹿島村, 鹿島村体育協会, 鹿島村公民館, 鹿島幼稚園, 鹿島小学校, 鹿島中学校	
実施日	平成14年10月13日(体育の日に近い日曜日)	平成14年10月13日(平成14年度)		平成14年10月5日(10月の第1土曜日)	
競技形式	採点種目(7), 自由種目(23)	・地区対抗(7地区) ・校区対抗(3校区)		・地区対抗(7地区)・紅白対抗(小・中学校)	
競技運営	・会長 村長 ・副会長 助役, 教育長, 体協会長 自治公民館長連絡協議会長 ・実行委員長 体協理事長 ・総務 総務課長, 教委事務局長 体協副会長	・会長 村長 ・副会長 村議会議員・教育委員長 ・参与 川内警察署甌島幹部派出所 ・委員長 助役・教育長 ・副委員長 副議長・収入役 ・委員 各公民館長・各小学校長・村P連会長・寿会長村婦連会長・各体育指導委員		・会長 村長 ・副会長 小学校長・中学校長 ・実行委員長 教育長 ・役員 各区長・議員・各団体長	
予算	180千円	832千円	540千円		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)	【総合型地域スポーツクラブ】	教育部会 スポーツ振興分科会
調整方針 (案)	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。		
川内市	樋脇町	その他の市町村	課題・検討事項
<p>【目的】 市民の多様なニーズに対応するため、総合運動公園を基盤として子どもから高齢者まで、生涯にわたってスポーツに親しみ世代を超えた交流を図り、心身ともに豊かで創造的な地域生活を目指す。</p> <p>【事業の概要】 毎週22種目41サークルを実施し、様々な世代との交流により、地域のコミュニティーの場として地域の活性化と連帯感を造る。</p> <p>【名称】川内スポーツクラブ01</p> <p>【組織】会員制による会員で組織 1023人 22種目41サークル</p> <p>【役員】会長、副会長、マネージャー、運営委員(15)、コーチングスタッフ(52)</p> <p>【運営】会員の会費、補助金 年会費 大人500円/月+1000円(事務手数料) 高校生以下250円/月+1000円 未就学児1000円 有料サークル(別途月会費)大人2千円 高校生以下千円 託児 1人 月1000円 今後は、受益者負担を原則とする自主運営を目指す。 (会員の会員による会員のためのクラブ)</p>	<p>【目的】 スポーツ振興くじ助成金の補助を受け、コミュニティースポーツクラブの創設を図る。</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民のニーズの把握 ・各種社会体育関係団体との連携 ・指導者の育成 ・各地区関係者への説明(手順) <p>平成14年度 実態把握、各地区関係者、関係団体への説明 平成15年度 設立準備委員会の設置 平成16年3月 設立予定</p>	<p>該当なし</p>	<p>・総合運動公園中心のクラブであるが、全市民参加には施設までの交通体制、距離時間が困難であり、旧町村毎のクラブ設立を図り、連合的に連携するか、支部組織とするかが課題。</p> <p>・「総合型」の育成を第一に新市内をブロック別に分けて推進する。</p> <p>・将来的には各種スポーツ大会やスポーツ教室の運営も担えると良いが、実際の立ち上げは難しい。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)		[各種スポーツ大会等]	教育部会 スポーツ振興分科会		
調整方針(案)	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、実施主体については見直し、新市に移行後速やかに調整する。					
課題・検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校校区対抗ではチーム数が多く運営が困難であり、地域スポーツ振興組織の設立が急務で、任意団体が主催を促す。 ・大会開催時期が同時期にもがあり、統廃合・廃止の検討が必要(住民の意向把握が急務である) 					
ソフトボール	市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	
	名称	校区対抗成人男子ソフトボール大会	地区対抗ソフトボール大会(春季・秋季)	ブロック対抗ソフトボール大会	壮年(40歳以上)ソフトボール大会	壮年(40歳以上)ソフトボール大会
	主催	川内市体育協会	樋脇町ソフトボール協会	入来町, 入来町教育委員会, 入来町体育協会	町ソフトボール協会	町教育委員会・町中央公民館・各校区公民館
	共催	市、校区体協連絡協議会			町教育委員会・町中央公民館・各校区公民館	町ソフトボール協会
	期日	8月17～21(夜間開催)	5月、10月(夜間開催)	7月第2日曜日(昼間開催)	4月中旬～下旬	9月初旬
	運営方法	ソフトボール協会運営	ソフトボール協会運営	社会教育課と体育協会運営	町ソフトボール協会運営	社会教育課で運営・町ソフトボール協会が補佐
	内容	チームは年齢構成 19校区対抗トーナメント	チームは地区構成 12地区対抗リンク・トーナメント	チームは年齢構成。8ブロック対抗, 予選はリンク, 準決勝からはトーナメント	40歳以上の町内居住者, 校区・職場は問わない。投球方法は, スローピッチ。	40歳以上の町内居住者, 校区・職場は問わない。投球方法は, スローピッチ。
	財源	体協12万	ソフトボール協会	一般会計1万円, 体協8万円	ソフトボール協会負担, 教委は参加賞の	一般会計20千円程度
	事務	市民スポーツ課(資料作成・組合せ表・結果表作成等)	賞状への押印	社会教育課(資料作成・組合せ表・結果表作成等)	社会教育課(資料作成等)	社会教育課(資料作成等全てにおいて)
	備考	・校区で予選大会もあり・5校区・花火大会のあくる日からの開催				
	市町村名	里村		上甌村	鹿島村	下甌村
	名称	自治公民館対抗ソフトボール大会	職場職域ナイターソフトボール大会	村内ソフトボール大会	支部対抗ソフトボール大会	(春季・秋季)ソフトボールリーグ戦
	主催	里村体育協会	里村体育協会	上甌村体育協会	鹿島村体育協会	下甌村体育協会ソフトボール専門部
	共催			上甌村教育委員会		
期日	9月1日(日)	8月19日(月)～23日(金)	6月	8月30～31(夜間開催)	4月～5月, 9～10月(夜間開催)	
運営方法	野球部で運営	野球部で運営	上甌村体育協会ソフトボール専門部で運	ソフトボール部会で運営	ソフトボール専門部で運営	
内容	ファーストピッチ, スローピッチの部 自治公民館対抗 チームは年代構成(リーグトーナメント)	ファーストピッチ, スローピッチの部 チーム構成は各職場(リンクトーナメント)	村内に在住する一般男女 地区対抗	7支部対抗トーナメント	鹿島村チームを含めて開催	
財源	(財源)体協 5,000円	参加料(80,000円)	ソフトボール専門部 15万	体協5万	体協4万	
事務	(事務)社会教育係(資料作成, 組合せ表, 結果表作成等)	社会教育係(資料作成, 組合せ表, 結果表作成等)	体協事務局 (資料作成, 参加取りまとめ, 事務会計等)	村教委社会教育係(資料作成・組合せ表・結果表作成等)	村教委社会教育係(広報及び賞状作成等)	
備考						
野球	市町村名	川内市	祁答院町			
	名称	市長旗高校野球大会	祁答院町町民野球大会			
	主催	川内市	祁答院町体育協会・祁答院町野球連盟			
	共催					
	期日	5月中旬・11月中旬	5月中旬・8月下旬			
	運営方法	軟式野球連盟運営(謝金・弁当)	野球連盟・体指運営(弁当)			
	内容	市内3高校リーグ戦	公民館対抗(5地区)リーグ戦			
	財源	一般会計20万	体協6万			
事務	市民スポーツ課(弁当手配・資料・賞状等作成)	社会教育課(弁当手配・資料・賞状等作成)				
備考						

バレーボール	市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
	名称	校区対抗婦人バレーボール大会	地区対抗バレーボール大会(春季・秋季)	支部代表公民会对抗バレーボール大会	夫婦バレーボール(9人制)大会	自治公民館対抗バレーボール大会
	主催	川内市体育協会	樋脇町バレーボール協会	入来町, 入来町教育委員会, 入来町体育協会	町バレーボール協会	祁答院町・祁答院町教育委員会・祁答院町体育協会
	共催	市、校区体協連絡協議会			町教育委員会・町中央公民館	
	期日	7月第2日曜	6月、9月	9月第1日曜日	10月第3土曜	7月第2日曜
	運営方法	バレーボール協会運営(24チーム)	バレーボール協会運営	社会教育課と体育協会で開催	社会教育課が運営, 町バレー協会は進行程度	バレーボール協会運営(8チーム)
	内容	既婚女性校区対抗ブロック別・年齢構成	地区対抗A,Bブロック別・男女別	公民会对抗, 予選はリンク, 準決勝からトーナメント	町内居住の夫婦, 町内勤務であれば出場可	試合中各チーム9名の総年齢が290歳以上
	財源	(財源) 体協12万	バレーボール協会	一般会計3万3千円, 体協8万円	一般会計15千円程度(トロフィー, 参加)	体協(賞状等)
	事務	市民スポーツ課(資料作成・組合せ表・結果表作成等)		社会教育課(資料作成・組合せ表・結果表作成等)	社会教育課(資料作成等全て)	社会教育課(資料作成・組合せ表・結果表作成等)
	備考	・校区で予選大会もあり・5校区・現チーム数で夕刻までかかる		・校区で予選大会もあり。		
バレーボール	市町村名	里村			上甌村	
	名称	村民バレーボール大会	職場職域バレーボール大会	村内バレーボール大会	壮年バレーボール大会	村内職場対抗バレーボール大会
	主催	里村体育協会	里村体育協会	上甌村体育協会	上甌村体育協会	上甌村体育協会
	共催			上甌村教育委員会	上甌村教育委員会	上甌村教育委員会
	期日	6月30日(日)	10月27日(日)	12月	6月	6月
	運営方法	バレー部で運営	バレー部で運営	上甌村体育協会バレー専門部で運営	上甌村体育協会バレー専門部で運営	上甌村体育協会バレー専門部で運営
	内容	男子・女子の部, 公民館対抗チームは年代構成(リンクトーナメント)	Aパート, Bパートの2パートで行うチームは各職場(リンクトーナメント)	地区対抗 村内に在住する一般男女	地区対抗 村内に在住する40歳以上の一般男女	職場対抗 職場を村内に有する一般男女
	財源	体協 5,000円	参加料(50,000円)		上甌村体育協会バレーボール部 15万	
	事務	社会教育係(資料作成, 組合せ表, 結果表作成等)	社会教育係(資料作成, 組合せ表, 結果表作成等)	体協事務局(資料作成, 参加取りまとめ, 会計事務)	体協事務局(資料作成, 参加取りまとめ, 会計事務)	体協事務局(資料作成, 参加取りまとめ, 会計事務)
	備考					
ソフットバ	市町村名	川内市	入来町		東郷町	
	名称	市民スポーツ・レクリエーション祭	レディースミニバレーボール大会	ミニバレーボール大会	夫婦バレーボール(ミニバレー)大会	町夏季球技大会
	主催	川内市体育協会	教育委員会, 体育指導委員	教育委員会, 体育指導委員, レクリエーション協会	町教育委員会・町中央公民館	町体育協会・町中央公民館・各校区公民館
	共催	市、教育委員会				
	期日	3月第1日曜			5月末または6月初旬の土曜	8月第3日曜
	運営方法	レク協会で運営	社会教育課と体育指導委員で運営	社会教育課と体育指導委員, レクリエーション協会で運営	社会教育課が運営	体協で運営
	内容	混成・年代で市民フリー参加			町内居住の夫婦, 町内勤務であれば出	各校区(チーム)対抗戦
	財源	体協9万	一般会計6万5千円	一般会計4万円, レク協会3万円	一般会計15千円程度(トロフィー, 参加)	体協予算(トロフィー・弁当・参加賞)
	事務	市民スポーツ課(資料作成等)	社会教育課(資料作成等)	社会教育課(資料作成等)	社会教育課(資料作成等全て)	社会教育課(資料作成等全て)
	備考					

レ ー ボ ー ル	市町村名	祇答院町	上甌村		
	名称	自治公民館対抗ミニバレーボール大会	新春ふれあいミニバレーボール大会		
	主催	祇答院町・祇答院町教育委員会・祇答院町体育協会	上甌村教育委員会		
	共催		上甌村体育協会		
	期日	7月第2日曜	1月		
	運営方法	ミニバレーボール協会運営(9チーム)	上甌村体育協会バレーボール専門部で		
	内容	コート内に常時3名以上の女性がいること 年齢制限なし	親子の部 200才未満の部 200才以上の部		
	財源	体協(賞状等)	上甌村体育協会バレーボール専門部 1		
	事務	社会教育課(資料作成・組合せ表・結果表作成等)	体協事務局(資料作成、参加取りまとめ事務会計等)		
備考					
駅 伝	市町村名	樋脇町	入来町	東郷町	祇答院町
	名称	樋脇町まるやま駅伝競走大会	町駅伝競走大会	東郷町町内一周駅伝競走大会	祇答院町町内一周駅伝大会
	主催	樋脇町教育委員会、樋脇町体育協会	入来町、入来町教育委員会、入来町体育協会	町体育協会・町教育委員会・町中央公民館・校区公民館	祇答院町・祇答院町教育委員会・祇答院町体育協会
	共催			町子ども会育成連絡協議会・町商工会・町青年団連絡協議会・町女性団体連絡	祇答院町観光協会・祇答院うめんこ村・南日本新聞社
	期日		11月第3日曜日	11月の第3日曜か第4日曜	11月第2土曜
	運営方法	教育委員会(社会教育課)にて運営	社会教育課と体育協会で運営、役員として役場職員	教委で運営、役場職員・体指に役員・審判等を依頼	町職員・体育指導委員で運営
	内容		8ブロック対抗,	校区対抗, 年齢構成あり	地区公民館対抗(5地区)・13区間 26.3km
	財源	一般会計	一般会計21万円, 体協8万円	体協162千円	体協20万
	事務	資料作成、会場設営、運営全般	社会教育課(資料作成・結果表作成等)	社会教育課(準備, 資料作成, 賞状等全)	社会教育課(資料作成・集計結果表作成)
	備考	※ 2年に1回の開催			企画開発課(資料作成・集計結果表作成)
	市町村名	里村			
	名称	トンボ駅伝大会			
	主催	里村体育協会			
	共催				
	期日	1月19日(日)			
運営方法	陸上部で運営				
内容	小学生以上, 男女は問わない 1チーム5名とする				
財源	(財源)参加料(10,000円)と体協(20,000円)				
事務	(事務)社会教育係(資料作成, 結果表作成等)				
備考					

ウ マ ラ ソ ン グ	市町村名	川内市	樋脇町	東郷町	祁答院町	上甌村
	名称	川内川河口一周マラソン・ウォーキング大会	ひわき丸山桜マラソン大会	とうごう天神梅マラソン大会	いむた池梅マラソン大会	甌大明神マラソン大会
	主催	川内川を生かしたスポーツ推進事業実行委員会	樋脇町観光協会	とうごう天神梅マラソン大会事務局	祁答院町・祁答院町教育委員会・祁答院町体育協会・祁答院町観光協会・祁答院うめんこ村・南日本新聞社	甌大明神マラソン大会実行委員会 上甌村
	共催					
	期日	3月第3日曜	4月初旬の土曜日	1月最終日曜日	2月第4日曜	11月第2日曜日
	運営方法	陸上協会・婦人スポーツ・体指・レク協会生活改善会(豚汁)で運営	観光協会・役場職員で運営	実行委員会で運営、役場職員等ボランティア協力	町職員・体育指導委員・うめんこ村・婦人会で運営	実行委員会で運営、役場職員等ボランティア協力
	内容	マラソン23キロ・ウォーキング3・6・10キロ	マラソン3・5・10・キロ・ファミリー1キロ	3km(小〜一般)・5km(中〜一般)・10km(高〜一般)・ファミリー1km(小2までの親子)	マラソン1周(3.3km), 2周(6.6km), 3周(10km), ファミリー(1.0km) 参加賞・遠来賞・夫婦賞・ラッキー賞・抽選会	1K・3K・5K・10K・ファミリーコース
	財源	参加賞・遠来賞・抽選会	参加賞・長寿賞・団体賞・スポンサー賞・遠来賞・抽選会	遠来賞・長寿賞外	観光協会260万	入賞・特別賞等
	事務備考	市民スポーツ課事務局(庶務全般)		事務局は商工会及び町経済課 予算は企画課	企画開発課事務局(庶務全般)	企画課
	市町村名	下甌村	鹿島村			
名称	新春かのこロードレース大会	つばきマラソン大会				
主催	下甌村, 下甌村教育委員会, 下甌村体育協会	鹿島村体育協会・鹿島村公民館				
共催						
期日	1月下旬の日曜日	3月の第1日曜日				
運営方法	村職員・体育指導委員・村生活改善グループで運営	体協役員・教育委員会・大会ボランティアで運営				
内容	1kmロードレース(小学生下学年男女), 3kロードレース(小学生上学年以上の男女), 5kロードレース(小学生上学年以上の男女), 1kジョギング(幼児とその保護者)	1K・3k・5Kコース他ウォーキングコース				
財源	参加賞, 最高齢者賞ほか	入賞, 参加賞, 最高齢者賞ほか				
事務備考	社会教育係	社会教育係				
講 習 会	市町村名	川内市	東郷町	祁答院町	里村	
	名称	婦人マサゲーム講習会	マサゲーム講習会	ニュースポーツ教室	バレーボール講習会	ソフトボール審判講習会
	主催	川内市	町教育委員会	体育指導委員会 教育委員会	里村体育協会	里村体育協会
	共催					
	期日	8月、9月各1回	8月中旬〜下旬	8月	5月11日(土)	5月18日(土)
	運営方法	体育指導委員・婦人スポーツクラブで指導	体指が中心になり、地区講習会参加者とともに指導	体育指導委員で指導	体育指導員、学校教員、バレーボール愛好者に指導	体育指導員、学校教員、ソフトボール愛好者に指導
	内容	各校区代表参加市民運動会で披露	各校区運動会、町民体育大会で披露	各種ニュースポーツの実践	バレーボールのルール、審判についての講習等	ソフトボールのルール、審判についての講習等
	財源			一般会計(飲み物程度)	体協30,000円	体協30,000円
	事務備考	市民スポーツ課(会場確保・連絡調整・飲み物準備等)		社会教育課(連絡調整・準備)	社会教育係(会場確保, 連絡調整)	社会教育係(会場確保, 連絡調整)
	市町村名	上甌村	下甌村	下甌村		
名称	マサゲーム伝達講習会	マサゲーム伝達講習会	日本ゲートボール連合審判免許更新講習			
主催	上甌村地婦連協議会	村教育委員会	財団法人鹿児島県ゲートボール協会			
共催	上甌村教育委員会		下甌村教育委員会			
期日	8月	8月	1月			
運営方法	講師に依頼 指導	講師に依頼 指導	講師に依頼 指導			
内容	村民体育大会で披露	村民体育大会で披露	講習, 実技			
財源	一般財源(旅費、報償費)	一般財源(旅費、報償費)				
事務備考	講師派遣申請	講師派遣申請	講師派遣申請, 免許更新手続き テキスト代, 更新手数料, 会場事務費を徴収			

ス ポ ー ッ 少 年 団	市町村名	川内市		入来町		祁答院町
	名称	リーダー研修会	交流交歓大会	交歓大会	インリーダー研修会	剣道スポーツ少年団練成大会
	主催	スポーツ少年団本部	スポーツ少年団本部	教育委員会, スポーツ少年団本部	教育委員会, スポーツ少年団本部, 子ども会育成連絡協議会	剣道スポーツ少年団
	共催					(期日) 2月第2日曜
	期日					
	運営方法	スポーツ少年団本部に依頼	スポーツ少年団本部に依頼	スポーツ少年団本部と事務局で運営	社会教育課で企画, 運営	指導者・剣道連盟
	内容					
	財源	本年度会計より(8万円)	本年度会計より(4万円)	スポーツ少年団会計より必要経費分を支出	一般会計3万5千円, その他必要経費はスポ少会計より支出	スポ少本部会計より4万円
	事務	市民スポーツ課事務局(連絡調整)	市民スポーツ課事務局(連絡調整)	社会教育課事務局(運営及び連絡調整)	社会教育課事務局(企画及び運営)	社会教育課事務局(連絡調整)
	備考					
ゲ ー ト ボ ー ル	市町村名	東郷町		里村	下甌村	鹿島村
	名称	指導者研修会	交流交歓大会	里村スポーツ少年団駅伝大会	交歓大会	親子剣道大会
	主催	町スポーツ少年団本部, 町教育委員会	地区スポーツ少年団本部,	スポーツ少年団本部	スポーツ少年団本部	スポーツ少年団本部
	共催					
	期日					
	運営方法	町スポーツ少年団本部, 町教委で運営	地区スポーツ少年団に依頼	スポーツ少年団本部	スポーツ少年団本部に依頼	スポーツ少年団本部に依頼
	内容					
	財源			20,000円(少年団本部)		
	事務	社会教育課	社会教育課	社会教育係(資料作成, 事務連絡等)	社会教育係(企画及び運営)	スポーツ少年団本部
	備考					
ゲ ー ト ボ ー ル	市町村名	東郷町	里村	上甌村	下甌村	
	名称	町夏季球技大会	遠目木ゲートボール大会	ふれあいゲートボール大会	南日本銀行下甌支店杯大会	南日本ゲートボール村予選大会
	主催	町体育協会・町中央公民館・各校区公民	里村体育協会	上甌村体育協会	下甌村ゲートボール協会	下甌村ゲートボール協会
	共催			上甌村上甌村教育委員会		
	期日	8月第3日曜	6月, 10月の土曜日 年2回	5月・9月(年2回)	6月の1日	7月の1日
	運営方法	体協で運営	ゲートボール部で運営	上甌村体育協会ゲートボール専門部で	教育委員会で運営	教育委員会で運営
	内容	各校区対抗戦	1チーム5名以上 小学生以上 男女は問わない	地区対抗 親子の部	村内在住	村内在住
	財源	体協予算(トロフィー・弁当・参加賞)	20,000円	上甌村体育協会ゲートボール専門部 1	参加料及び村補助金	参加料及び村補助金
	事務	社会教育課(資料作成等全て)	社会教育係(会場確保, 資料作成, 組合せ表, 結果表作成等)	体協事務局(資料作成, 参加取りまとめ, 事務会計)	社会教育係(資料作成等全て)	社会教育係(資料作成等全て)
	備考					
ゲ ー ト ボ ー ル	市町村名	下甌村				
	名称	村長杯ゲートボール大会	教育長杯ゲートボール大会	新春打ち初めゲートボール大会	協会長杯大会	鹿の子ゆりゲートボール大会
	主催	下甌村ゲートボール協会	下甌村ゲートボール協会	下甌村ゲートボール協会	下甌村ゲートボール協会	下甌村
	共催					甌島商船(株), 南日本銀行(協賛)
	期日	9月の1日	11月の1日	1月の1日	3月の1日	5月中の2日間
	運営方法	教育委員会で運営	教育委員会で運営	教育委員会で運営	教育委員会で運営	村職員及び女性会
	内容	村内在住	村内在住	村内在住	村内在住	予選リンク, 決勝リンク
	財源	参加料及び村補助金	参加料及び村補助金	参加料及び村補助金	参加料及び村補助金	一般会計
	事務	社会教育係(資料作成等全て)	社会教育係(資料作成等全て)	社会教育係(資料作成等全て)	社会教育係(資料作成等全て)	社会教育係(資料作成・連絡調整等すべて)
	備考					後援: 鹿児島県ゲートボール協会 役員構成: 会長～村長 副会長～教育長, 体育協会長 大会競技委員長～村ゲートボール協会会長 接待係～村女性会員 救護係～医師 その他役員～役場職員 実行委員: 村体育協会長, 教育長, ゲートボール協会長, ゲートボール協会副会長, ゲートボール協会各地区理事9名, ゲートボール協会審判委員長, 地域女性団体連絡協議会会長, 体育指導委員代表, 総務理代, 経理理代
ゲ ー ト ボ ー ル	市町村名	鹿島村				
	名称	支部対抗ゲートボール大会				
	主催	鹿島村体育協会				
	共催					
	期日	5月31日				
	運営方法	ゲートボール部会で運営				
	内容	7支部対抗トーナメント				
	財源	体協5万				
事務	村教委社会教育係(資料作成・組合せ)					
備考						

グラウンドゴルフ	市町村名	川内市	東郷町		祁答院町	
	名称	市民スポーツ・レクリエーション祭	町夏季球技大会	町チャリティーグラウンドゴルフ大会	3町親睦グラウンドゴルフ大会	自治公民館対抗グラウンドゴルフ大会
	主催	川内市体育協会	町体育協会・町中央公民館・各校区公民	町社会福祉協議会	グラウンドゴルフ協会	祁答院町・祁答院町教育委員会・祁答院
	共催	市、教育委員会				
	期日	3月第1日曜	8月第3日曜		毎月開催、3町で持ち回り	7月第2日曜
	運営方法	グラウンドゴルフ協会で運営	体協で運営			グラウンドゴルフ協会で運営
	内容	市民フリー参加	各校区(チーム)対抗戦			自治公民館対抗(23チーム)
	財源	体協9万	体協予算(トロフィー・弁当・参加賞)			体協(賞状等)
	事務備考	市民スポーツ課(資料作成・連絡調整)	社会教育課(資料作成等全て)			社会教育課(資料作成・連絡調整)
インディアカ	市町村名	川内市	東郷町			
	名称	市民スポーツ・レクリエーション祭	町インディアカ大会			
	主催	川内市体育協会	体育指導委員会・町教育委員会・町中央公民館			
	共催	市、川内市教育委員会				
	期日	3月第1日曜	11月第1の金曜か土曜			
	運営方法	インディアカ協会で運営	体育指導委員会、社会教育課で運営			
	内容	市民フリー参加	町内居住者、年齢・性別は問わない			
	財源	体協9万	一般会計15千円程度(トロフィー、参加)			
	事務備考	市民スポーツ課(資料作成・連絡調整)	社会教育課(資料作成等全て)			
ホッケー	市町村名	樋脇町				
	名称	樋脇町家庭婦人ホッケー大会	樋脇町ホッケー祭り			
	主催	樋脇町教育委員会、樋脇町体育協会	樋脇町教育委員会、樋脇町体育協会			
	共催					
	期日					
	運営方法	教育委員会(社会教育課)にて運営	教育委員会(社会教育課)にて運営			
	内容					
	財源	一般会計	一般会計			
	事務備考	資料作成、会場設営、運営全般	資料作成、会場設営、運営全般			
綱引	市町村名	川内市				
	名称	川内大綱カップ綱引き競技大会	校区対抗綱引競技大会			
	主催	川内市	川内市体育協会			
	共催					
	期日	9月23日(秋分の日)	1月第4日曜日			
	運営方法	綱引き連盟が運営(諸金対応)	綱引き連盟が運営			
	内容	一般フリー・小学生・選手権	19校区対抗男女別			
	財源	一般会計102万(参加賞・報償費・消耗品・印刷費)	12万			
	事務備考	市民スポーツ課(庶務全般)	市民スポーツ課(資料作成・連絡調整)			

その他	市町村名	川内市	入来町	東郷町		里村
	名称	川内川がらっぱカヌー大会	剣道大会	町一輪車競技会	町剣道大会	里村少年武道大会
	主催	川内市	町, 教育委員会, 体育協会	町教育委員会, 体育指導委員会, 町中央公民館	町体育協会剣道部	里村体育協会, 里村スポーツ少年団本部
	共催		教育委員会, 剣道連盟(主管)		後援: 体育協会・教育委員会・中央公民	
	期日		2月11日(建国記念の日)	10月第3土曜	1月第3土曜	2月11日(火)
	運営方法	職員	社会教育課と剣道連盟で運営	教委, 体指で運営, 学校教職員に審判等に協力	体協剣道部で運営, 教委職員が協力	体協の柔道部, 剣道部で運営
	内容	小・中・一般の部約200m折り返しスラローム	個人戦の部, 団体戦の部で実施	町内居住の児童で, 一輪車に乗れる者	個人戦, 団体戦で実施	柔道・・・地区対抗, 紅白試合, 個人戦(勝ち抜き戦) 剣道・・・地区対抗, 紅白試合, 個人戦(勝ち抜き戦)
	財源	一般会計45万(報償費・印刷費・消耗)	一般会計10万円, 体協7万円	一般会計110千円程度(メダル・参加賞)	体協 35,000円	体協 100,000円
	事務		社会教育課(資料作成・組合せ表・結果表作成等)	社会教育課(準備, 資料作成等全て)	体協剣道部事務局で準備	社会教育係(資料作成, 組合せ表, 会場確保, 連絡調整等)
	備考					
	市町村名	上甌村	下甌村	下甌村		
	名称	バドミントントーナメント大会	オープン卓球大会	村民卓球大会		
	主催	上甌村体育協会	下甌村体育協会	下甌村体育協会		
	共催	上甌村教育委員会(後援)				
	期日		6月の1日	12月の1日		
運営方法	上甌村体育協会バドミントン専門部で運営	下甌村体育協会卓球専門部で運営	下甌村体育協会卓球専門部で運営			
内容	ダブルスのみ, 2月・8月(年2回)	村内及び鹿島村に在住する男女	村内に在住する男女			
財源	上甌村体育協会バドミントン部 12万	補助金及び参加料	補助金及び参加料			
事務	体協事務局(資料作成, 参加取りまとめ, 事務会)					
備考						

川陸地区法定合併協議会事務事業一元化調整概括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)		[教育振興施設の維持管理運営(公民館等)]		教育部会 社会教育分科会
調整方針(案)	許可申請手続や、減免基準の統一等、合併時に、新たに制度等を制定する。(使用料については合併協定項目14号「使用料、手数料等の取扱い」で協議)				
市町村名	川内市		樋脇町		
名称	川内市中央公民館	隈之城・川内・可愛 平佐西・亀山・水引 永利・峰山・湯田 滄浪・寄田・陽成 平佐東・八幡・育英・ 吉川・高来・城上・ 西方校区公民館	樋脇町中央公民館	市比野3区公民館 市比野4区公民館 市比野5, 6区公民館 温泉区公民館 塔之原2区公民館 塔之原3区公民館 藤本青少年集会所 岩下集会所 倉野青少年集会所	塔之原4区コミュニティーセンター
開館時間	9:00 ~ 22:00	9:00~22:00	9:00 ~22:00		
休館日	・毎月第3日曜日。 ・1月1日から同月3日まで。 ・12月29日から同月31日まで。	・毎月第3日曜日 ・1月1日から同月3日まで 12月29日から同月31日まで	・毎週月曜日 ・年末年始		
申し込み時期	・使用5日前まで受付 ・大研修室は3月前から ・その他は1月前から	・使用日の30日前から使用日の5日前まで	・使用当日まで受付	全て地区に運営を委託	塔之原4区に委託
申し込み方法	・インターネットで仮予約も可。 ・所定の使用許可申請書に必要事項を記入直接申請者が申し込む。	・インターネットで仮予約も可 ・所定の使用許可申請書に必要事項を記入直接申請者が申し込む	・所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む。		
使用許可	・内容を審査して適当と認めるとき許可する。	・内容を審査して適当と認めるとき許可する	・施設の使用調整をし、使用許可書を交付。		
使用許可の制限	・公民館の目的又は運営方針に反すると認められるとき ・専ら営利を目的とするものと認められるとき。 ・公民館管理上支障があると認められるとき	・公民館の目的又は運営方針に反すると認められるとき ・専ら営利を目的とするものと認められるとき。 ・公民館管理上支障があると認められるとき	・善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。 ・管理上支障があると認めるとき。 ・社会教育法第23条の既定に反すると認めるとき。 ・暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為をするおそれがある組織の利益になると認められるとき。		
使用料の還付	・原則なし。 ・但し、天災地変など使用者の責めに記することができないとき。 ・使用開始5日前までに取消し又は変更を申し出て市長が認めたとき。	・原則なし ・但し、天災地変など使用者の責めに記することができないとき ・使用開始5日前までに取消し又は変更を申し出て市長が認めたとき			
免除・減免規定	・市または市の機関が主催するとき。 ・市または市の機関が公共団体等と共催する事業のとき。 ・社会教育上適当と認める事業のとき。 ・公益上必要と認める事業のとき。	・市または市の機関が主催するとき ・市または市の機関が公共団体等と共催する事業のとき ・社会教育上適当と認める事業のとき ・公益上必要と認める事業のとき		なし	
維持管理費	11, 296千円(図書館含む。)	1, 189千円	3, 637千円		

市町村名	入来町			東郷町	
名称	入来町中央公民館 (入来町農業就業改善センター)	分館 清色分館(入来町勤労者福祉研修館) 副分館 朝陽分館(ふるさと会館) 大馬越分館(大馬越農村研修館) 八重分館(八重集会所)	大内田集会所 副田東集会所	東郷町中央公民館	斧淵コミュニティセンター 高齢者コミュニティセンター(南瀬) 山田コミュニティセンター 鳥丸コミュニティセンター 藤川地区多目的研修集会所 (藤川コミュニティセンター)
開館時間	8:30 ~ 22:00	9:00 ~ 22:00		8:30 ~ 10:00	
休館日	・毎週月曜日 午後5時以降 ・12月28日から翌年1月3日まで	・毎週水曜日, 土曜日, 日曜日, 祝日 ・12月28日から翌年1月3日		・第3日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・12月28日から翌年1月4日まで	・各コミセンで対応
申し込み時期	・使用当日まで受付	使用日までに受付	地区に管理を委託	・使用日の3ヶ月前から使用日までまで受付	・使用とする5日前まで
申し込み方法	・所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申込む。	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申込む。		・所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申込む。	・使用許可申請簿に所定の事項を記載し、事務の委託を受けた校区公民館長に提出
使用許可	・施設の使用調整をし、使用許可書を交付。	施設の使用調整をし、使用許可書を交付。		・施設の使用調整をし、使用許可書を交付。	
使用許可の制限	・善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。 ・管理上支障があると認めるとき。 ・社会教育法第23条の既定に反すると認めるとき。 ・暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為をすおそれがある組織の利益になると認められるとき。	・善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。 ・管理上支障があると認めるとき。 ・社会教育法第24条の既定に反すると認めるとき。 ・暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為をすおそれがある組織の利益になると認められるとき。		・公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 ・公益を害するおそれがあると認められるとき。 ・施設等をき損するおそれがあると認められるとき。 ・社会教育法第23条の既定に反すると認めるとき。 ・その団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。 ・その他、施設等の管理上支障があると認められるとき。	・公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 ・施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 ・営利を目的として使用するとき。 ・前各号に掲げるもののほか、町長において使用させることが適当でないとき。
使用料の還付	既納の使用料は還付しない。ただし次に該当する場合は還付できる。 ・災害その他、使用者の責めに帰することができない理由 ・公益上または管理上の必要により許可を取り消した場合 ・教育長が認めたとき	既納の使用料は還付しない。ただし次に該当する場合は還付できる。 ・災害その他、使用者の責めに帰することができない理由 ・公益上または管理上の必要により許可を取り消した場合 ・教育長が認めたとき		・災害その他、使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。 ・公益上又は管理上の必要により、許可を取り消したとき。 ・使用者が使用開始前に使用の取り消しを申し出て、教育長がこれを認めたとき。 ・前号に掲げた場合のほか、特別の理由があると教育長が認めたとき。	
免除・減免規定	・社会教育及び公共事業のため使用する場合 ・教育委員会において必要と認めるとき	・社会教育及び公共事業のため使用する場合 ・教育委員会において必要と認めるとき		・教育委員会は、必要があると認めるときは、前条の使用料を免除又は減額することができる	・各コミセンで免除規定あり
維持管理費	5, 235千円	7, 977千円	232千円	6, 841千円	

市町村名	祁答院町		里村	上飯村	
名称	祁答院町農村環境改善センター(中央公民館)	黒木地区公民館 上手農村研修センター 大村交流館 轟農村研修センター 藺牟田農村研修センター	里村中央公民館	コミュニティセンター	茶之木分館
開館時間	8:30 ~ 22:00	8:30~22:00	8:30 ~ 17:00	8:30~22:00	
休館日	・年末年始 12月29日～翌年1月3日まで		・土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日より1月4日まで)	12月26日～1月3日 月曜日	
申し込み時期	・使用当日まで受付	使用日まで受付	・使用しようとするその前日までの午前中まで	使用日の5日前まで	
申し込み方法	・所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申込む。	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申込む。	・所定の使用申請書に必要事項を記入の上申込み	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ直接申請者が申込む。	
使用許可	・施設の使用調整をし、使用許可書を交付。	施設の使用調整をし、使用許可書を交付。	・施設の使用調整をし、使用許可書を交付	使用許可書の発行	
使用許可の制限	・公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 ・管理上支障があると認めるとき。		・公民館の目的及び運営方針に反するもの。 ・管理上支障があると認めるもの。 ・社会教育法第23条の既定に定めるもの	公の秩序、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 施設及び附属設備等をき損するおそれがあると認めるとき。 公益を害するおそれがあると認めるとき。 前各号に定める場合のほか、施設の管理上支障があると認めるとき。	
使用料の還付	有	特別の事由によりし使用しなかった場合		天災・地変・その他使用者の責めに帰することができない理由で使用できなくなったとき、及び使用開始前3日までに取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認めるとき	
免除・減免規定	・町の主催・共催。 ・町内の各種団体の使用。 ・社会教育上、公益上必要と認める場合。	町主催の会合、町内社会教育・学校教育・産業教育関係等の使用の場合	・村が設置する期間が使用する場合。・社会教育団体が使用する場合 ・社会教育上または公益上特に必要を認める場合	教育委員会は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、規定に定めるところにより、前条第1項に規定する使用料を免除し、又は減額することができる。	なし
維持管理費	9,640千円	17,109千円	725千円		
市町村名	下飯村		鹿島村	課題・検討事項	
名称	中央公民館	手打地区公民館、青瀬公民館、西山公民館、子岳公民館、内川内公民館、長浜公民館	鹿島村公民館	・新中央公民館の位置と現在の各中央公民館の機能 ・使用申請、使用料、減免規定、開館時間等の調整 ・公民館主事の配置 ・既存施設の機能	
開館時間	8:30~22:00	8:30~22:00	8:30 ~ 17:00		
休館日			・土曜日、日曜日、祝日、年末年始		
申し込み時期	公民館を使用とするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。	公民館を使用とするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。	使用しようとするその前日まで		
申し込み方法	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申込む。	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申込む。	・所定の使用申請書に必要事項を記入の上申込み		
使用許可	・施設の使用調整をし、使用を許可する	・施設の使用調整をし、使用を許可する	・施設の使用調整をし、使用許可書を交付		
使用許可の制限	・公民館の目的および運営方針に反するもの ・公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 ・管理上支障があると認めるとき。	・公民館の目的および運営方針に反するもの ・公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 ・管理上支障があると認めるとき。	・公民館の目的及び運営方針に反するもの ・許可の条件に違反したとき ・使用に関し係員の指示に従わず又は遵守すべき事項に違反する行為があったとき ・その他管理上支障があると認めるとき。		
使用料の還付	・原則なし。 ・但し、天災地変など使用者の責めに記することができないとき。	・原則なし。 ・但し、天災地変など使用者の責めに記することができないとき。			
免除・減免規定	・村が設置する期間が使用する場合 ・社会教育団体が使用する場合 ・社会教育上または公益上特に必要を認める場合	・村が設置する期間が使用する場合 ・社会教育団体が使用する場合 ・社会教育上または公益上特に必要を認める場合	・村が設置する機関が使用する場合 ・社会教育団体が使用する場合 ・社会教育上または公益上特に必要を認める場合		
維持管理費	760千円	3,430千円	348千円		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)		【教育振興施設の維持管理運営(その他の教育振興施設)】		教育部会 社会教育分科会
調整方針(案)	許可申請手続や、減免基準の統一等、合併時に、新たに制度等を制定する。(使用料については合併協定項目14号「使用料、手数料等の取扱い」で協議)				
市町村名	川内市				
名称	川内市セントピア	川内市立少年自然の家	川内市歴史資料館	総合体育館	野球場
開館時間	9:00～22:00	8:30～17:00	午前9時から午後5時まで 入館時間は午後4時30分まで	8:30～22:00	8:30～日没
休館日	・毎月第1月曜日 ・1月1日から同月3日まで ・12月29日から同月31日まで	(1)月曜日(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日(3)1月2日から4日まで及び12月28日から同月31日まで	(1)国民の祝日に関する法律第2条に規定する国民の祝日。ただし、こどもの日及び文化の日を除く。 (2)月曜日 (3)12月29日から同月31日まで並びに1月2日及び同月3日	第1月曜日	なし
申し込み時期	使用日の3月前から使用日の5日前まで	使用する日の20日前まで	随時	専用大会・・・一年分2月調整 一般・・・毎月1日に翌月分または当日	専用大会・・・一年分2月調整 一般・・・毎月1日に翌月分または当日
申し込み方法	・インターネットで仮予約 ・所定の使用許可申請書に必要事項を記入の上、直接申請者が申し込み。	申請書(1)活動計画書(2)研修者名簿 (3)団体健康調査票	電話予約 直接来館	大会専用・・・事務局 一般・・・インターネット、電話、窓口	大会専用・・・事務局 一般・・・インターネット、電話、窓口
使用許可	内容を審査し、適当と認めるとき許可す	使用許可書の交付	教育委員会の許可	申請時・・・窓口	申請時・・・窓口
使用許可の制限	・セントピアの目的または運営方針に反すると認めるとき。 ・専ら営利を目的とすると認めるとき。 ・セントピアの管理運営に支障があると認めるとき。	(1) 公の秩序又は善良な風俗を害する恐れがあるとき (2) 建物及び園附属設備を毀損するおそれがあるとき (3) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為を常態とするものの利益になると認めるとき。 (4) 前各号に掲げるほか少年自然の家の管理上支障があると認めるとき。	(入館者の制限) 館長は、歴史資料館を利用しようとする者又は利用する者が次の各号の一に該当すると認めるときは、入館を拒否し、又は退館を命じることができる。 (1) 館内の風紀を乱し、又は静粛を害するおそれがある者 (2) 伝染性疾患がある者 (3) 前2号に掲げるほか歴史資料館の管理上支障があると認められる者	管理上困難な興業 火気の使用	管理上困難な興業 火気の使用
使用料の還付	・原則なし。 ・天災地変などの使用者の責めに帰することができないとき。 ・使用開始5日前までに取消し変更を申し出て市長が認めたとき。	(1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由で使用できなくなったとき(2)使用者が使用開始7日前までに使用許可の取り消し、又は変更を申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めたとき	原則なし	原則なし	原則なし
免除・減免規定	・市または市の機関が公共団体等と共催する事業のとき。 ・社会教育上適当と認める事業のとき。 ・公益上必要と認める事業のとき。	(1) 市内の小学校又は中学校の児童生徒の団体で5条の1に該当する者 (2) 市内のスポーツ少年団、子ども会などの少年団体で5条の2に該当する者 (3) 前各号に掲げる者のほか市長が適当と認めるもの。	(入館料の免除) 入館料を免除する場合の対象者は、次の各号の一に該当する者とする。 (1) 小学校及び中学校の児童及び生徒で市内に住所を有する者 (2) 教育課程に基づく学習活動として入館する市内の高等学校の生徒 (3) 教育課程に基づく学習活動として入館する幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の園児、児童及び生徒の引率者 (4) 前条各号に規定する無料開放による入館者 (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者	一部事務組合の業務・・・免除(空調除く) 市共催・・・5割(空調除く) 身障者団体・・・5割(空調除く)	一部事務組合の業務・・・免除(空調除く) 市共催・・・5割(空調除く) 身障者団体・・・5割(空調除く)
維持管理費	6, 225千円	43, 898千円	43,912千円	70,000千円	4,450千円

市町村名	川内市				
名称	陸上競技場	テニスコート	多目的運動広場	御陵下運動公園野球場	御陵下テニスコート
開館時間	8:30～日没	8:30～22:00	8:30～22:00	8:30～22:00	8:30～日没
休館日	なし	なし	なし	なし	なし
申し込み時期	専用大会・・・一年分2月調整 一般(個人使用)・・・当日	専用大会・・・一年分2月調整 一般・・・毎月1日に翌月分または当日	専用大会・・・一年分2月調整 一般・・・毎月1日に翌月分または当日	専用大会・・・一年分2月調整 一般・・・毎月1日に翌月分または当日	専用大会・・・一年分2月調整 一般・・・毎月1日に翌月分または当日
申し込み方法	大会専用・・・事務局 一般・・・窓口	大会専用・・・事務局 一般・・・インターネット、電話、窓口	大会専用・・・事務局 一般・・・インターネット、電話、窓口	大会専用・・・事務局 一般・・・インターネット、電話、窓口	大会専用・・・事務局 一般・・・インターネット、電話、窓口
使用許可	申請時・・・窓口	申請時・・・窓口	申請時・・・窓口	申請時・・・窓口	申請時・・・窓口
使用許可の制限	管理上困難な興業 火気の使用 サッカー等は準決勝以上	管理上困難な興業 火気の使用	管理上困難な興業 火気の使用	管理上困難な興業 火気の使用	管理上困難な興業 火気の使用
使用料の還付	原則なし	原則なし	原則なし	原則なし	原則なし
免除・減免規定	一部事務組合の業務・・・免除(空調除く) 市共催・・・5割(空調除く) 身障者団体・・・5割(空調除く)	一部事務組合の業務・・・免除(空調除く) 市共催・・・5割(空調除く) 身障者団体・・・5割(空調除く)	一部事務組合の業務・・・免除(空調除く) 市共催・・・5割(空調除く) 身障者団体・・・5割(空調除く)	一部事務組合の業務・・・免除(照明除く) 市共催・・・5割(照明除く) 身障者団体・・・5割(照明除く)	一部事務組合の業務・・・免除 市共催・・・5割 身障者団体・・・5割
維持管理費	4,450千円	4,450千円	4,450千円	4,480千円	30千円
市町村名	川内市				
名称	御陵下運動会館	川内プール	屋外運動場夜間照明施設	宮里体育館・港体育館・西方体育館・冷水体育館・寄田運動広場・高江運動広場・網津運動広場・平佐東運動広場・下東郷運動広場	
開館時間	8:30～22:00	10:00～19:00	日没～22:00		
休館日	なし	毎週月曜日	なし		
申し込み時期	随時、または当日	専用大会・・・一年分2月調整 個人は当日	専用大会・・・一年分2月調整 一般・・・毎月1日に翌月分または当日		
申し込み方法	一般・・・インターネット、電話、窓口	大会専用・・・事務局 窓口	大会専用・・・事務局 一般・・・インターネット、電話、窓口		
使用許可	申請時・・・窓口	申請時・・・窓口	申請時・・・窓口		
使用許可の制限	管理上困難な興業 火気の使用	管理上困難な興業 火気の使用 小学三年生以下保護者同伴	サッカー、ラグビーは許可学校のみ 軟式野球は学童のみ	地区に委託	
使用料の還付	原則なし	原則なし	原則なし		
免除・減免規定	一部事務組合の業務・・・免除(空調除く) 市共催・・・5割(空調除く) 身障者団体・・・5割(空調除く)	市共催、小中体連、事務組合・・・免除 市後援、体協団体、身障者・・・5割	市共催・・・5割		
維持管理費	1,000千円	5,420千円	3,980千円		

市町村名	樋脇町				
名称	樋脇町総合体育館	樋脇町総合グラウンド	樋脇町B&G海洋センター	樋脇町弓道場	樋脇町屋外人工芝競技場
開館時間	8:30 ~ 22:00	8:30~22:00	9:00 ~ 22:00	8:30 ~ 22:00	8:30 ~ 22:00
休館日	毎週月曜日 12月28日～翌年1月3日まで	毎週月曜日 12月28日～翌年1月3日まで	1月1日～6月中旬 9月中旬～12月31日	毎週月曜日 12月28日～翌年1月3日まで	毎週月曜日 12月28日～翌年1月3日まで
申し込み時期	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。	随時	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。
申し込み方法	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む
使用許可	施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の調整をし、使用許可書を交付	使用料、入場料の支払いによる	施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の調整をし、使用許可書を交付
使用許可の制限	公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。公益を害するおそれがあると認められるとき。 体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認められるとき。 その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。 前各号に掲げる場合のほか、体育施設の管理上支障があると認められるとき。	公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。公益を害するおそれがあると認められるとき。 体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認められるとき。 その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。 前各号に掲げる場合のほか、体育施設の管理上支障があると認められるとき。	使用者は次の事項を遵守しなければならない 施設等をき損又は汚損しないこと。 他人に危害又は迷惑をおよぼす行為をしないこと。 他人に危害又は迷惑をおよぼす物を携帯しないこと。 物品を陳列し、または販売し、もしくは広告物等を配布しないこと。 火気または危険物を取り扱わないこと。 前各号のほか、委員会が指示する事項。	公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。公益を害するおそれがあると認められるとき。 体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認められるとき。 その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。 前各号に掲げる場合のほか、体育施設の管理上支障があると認められるとき。	公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。公益を害するおそれがあると認められるとき。 体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認められるとき。 その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。 前各号に掲げる場合のほか、体育施設の管理上支障があると認められるとき。
使用料の還付	災害その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなくなったとき。公益上または管理上の必要により許可を取り消したとき。 使用者が使用開始前日（その日が日曜日または祝日であるときは、日曜日または祝日の前日）までに使用の取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認められたとき。	災害その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなくなったとき。公益上または管理上の必要により許可を取り消したとき。 使用者が使用開始前日（その日が日曜日または祝日であるときは、日曜日または祝日の前日）までに使用の取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認められたとき。		災害その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなくなったとき。公益上または管理上の必要により許可を取り消したとき。 使用者が使用開始前日（その日が日曜日または祝日であるときは、日曜日または祝日の前日）までに使用の取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認められたとき。	災害その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなくなったとき。公益上または管理上の必要により許可を取り消したとき。 使用者が使用開始前日（その日が日曜日または祝日であるときは、日曜日または祝日の前日）までに使用の取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認められたとき。
免除・減免規定	使用料の免除 町長は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、使用料を免除し、または一部の額を減額することができる。	使用料の免除 町長は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、使用料を免除し、または一部の額を減額することができる。	使用料の免除 委員会は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、使用料を免除し、または減額することができる。	使用料の免除 町長は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、使用料を免除し、または一部の額を減額することができる。	使用料の免除 町長は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、使用料を免除し、または一部の額を減額することができる。 町外からの合宿については、使用料を免除する。（県との土地譲渡契約に基づく特約条項による）
維持管理費	総合体育施設管理費として14,300千円	総合体育施設管理費として14,300千円	24,681千円(サンヘルスパークも含む)	総合体育施設管理費として14,300千円	総合体育施設管理費として14,300千円

市町村名	樋脇町			入来町
名称	樋脇町屋外運動場照明施設	樋脇町総合グラウンド照明施設	樋脇町人工芝競技場照明施設	入来町体育館
開館時間	日没～22:00	日没から22:00	日没から22:00まで	9:00～17:00 8:30～22:00
休館日				月曜日及び第3日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 毎週月曜日17:00以降 12月28日～翌年1月3日まで
申し込み時期	随時	随時	随時	随時
申し込み方法	使用5日前までに申請書により委員会に申請する	使用5日前までに申請書により委員会に申請する	使用5日前までに申請書により委員会に申請する	あらかじめ委員会の許可を受ける 所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む
使用許可	施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の調整をし、使用許可書を交付
使用許可の制限	使用者が、使用の目的又は条件に違反したとき。 使用者が、条例又は条例に基づく規則に違反したとき。 その他公益上やむを得ない理由が生じたとき	公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 公益を害するおそれがあると認められるとき。 体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認められるとき。 その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。 前各号に掲げる場合のほか、体育施設の管理上支障があると認められるとき。	公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 公益を害するおそれがあると認められるとき。 体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認められるとき。 その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。 前各号に掲げる場合のほか、体育施設の管理上支障があると認められるとき。	条例に基づく規則若しくは係員の指示に反する者又は、施設保全に支障があると認められるとき。 公安・公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められたとき 建物又は付属備品等を損傷するおそれがあると認められたとき 暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為をするおそれがある組織の利益になると認められたとき
使用料の還付	使用者の責に帰することのできない理由で使用できないときには、全額を還付する。	災害その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなくなったとき。 公益上または管理上の必要により許可を取り消したとき。 使用者が使用開始前日(その日が日曜日または祝日であるときは、日曜日または祝日の前日)までに使用の取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認められたとき。	災害その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなくなったとき。 公益上または管理上の必要により許可を取り消したとき。 使用者が使用開始前日(その日が日曜日または祝日であるときは、日曜日または祝日の前日)までに使用の取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認められたとき。	使用料は徴収しない。 既納の使用料は還付しない。ただし次に該当する場合は還付できる。 ・災害その他、使用者の責めに帰することができない理由で使用不能になったとき ・公益上または管理上の必要により許可を取り消した場合 ・使用開始前に許可を取り消し、又は変更を申し出た者について、管理者がこれを認められたとき。
免除・減免規定	使用料の免除 町主催行事、公民館主催行事の場合は免除	使用料の免除 町主催行事、公民館主催行事の場合は免除	使用料の免除 町主催行事、公民館主催行事の場合は免除	使用料は徴収しない。 免除する場合 ・町が主催する行事・国又は県が主催する保健体育行事 ・学校教育法、児童の規定による町立学校、町立幼稚園又は保育所の児童生徒若しくは園児が教育上の目的のため、教職員に引率されて利用される体育大会等 ・その他管理者が必要と認めるとき 5割減額する場合 ・町が後援する行事 ・その他管理者が必要と認められたとき
維持管理費	総合体育施設管理費として14,300千	総合体育施設管理費として14,300千	総合体育施設管理費として14,300千	7,168千円 2,307千円

市町村名	入来町				
名称	入来町営グラウンド	入来町営グラウンド照明施設	入来町立武道館	入来町弓道場	入来町テニスコート
開館時間		日没 ～ 22:00	8:30 ～ 22:00	8:30 ～ 22:00	8:30 ～ 22:00
休館日	毎週月曜日 12月28日～翌年1月3日まで	毎週月曜日 12月28日～翌年1月3日まで	毎週月曜日 12月28日～翌年1月3日まで	毎週月曜日17:00以降 12月28日～翌年1月3日まで	毎週月曜日17:00以降 12月28日～翌年1月4日まで
申し込み時期	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。
申し込み方法	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む
使用許可	施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の調整をし、使用許可書を交付
使用許可の制限		公益を害するおそれがあると認められるとき 照明施設を損傷するおそれがあると認められるとき 暴力団その他集团的に又は常習的に暴力行為をするおそれがある組織の利益になると認められるとき その他不相当と認められるとき	公安・公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められたとき 建物又は付属備品等を損傷するおそれがあると認められたとき 公の秩序又は善良な風俗を害する行為を常態とする者の利益になると認められたとき 暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為をするおそれがある組織の利益になると認められたとき その他公益上又は武道館の管理上支障があると認められたとき	公安・公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められたとき 建物又は付属備品等を損傷するおそれがあると認められたとき 公の秩序又は善良な風俗を害する行為を常態とする者の利益になると認められたとき 暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為をするおそれがある組織の利益になると認められたとき その他公益上又は弓道場の管理上支障があると認められたとき	秩序又は風紀を乱すおそれがあるとき 施設等を損傷するおそれがあるとき 管理上支障があるとき 暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為をするおそれがある組織の利益になるとき 教育委員会が使用を不相当と認めるとき
使用料の還付	使用料徴収はない	既納の使用料は還付しない。	天災、地変その他使用者の責に帰することができない理由で使用不能になったとき 規定により、許可を取り消したとき 使用者が、使用開始前5日に許可を取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認められたとき	天災、地変その他使用者の責に帰することができない理由で使用不能になったとき 規定により、許可を取り消したとき 使用者が、使用開始前5日に許可を取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認められたとき	
免除・減免規定		町が主催する行事 国又は県が主催する保健体育行事 その他教育委員会が必要と認められたとき	入来町体育協会及び入来町スポーツ少年団が使用するとき 町内の学校に籍を置く児童生徒及び町内に住所を有する児童生徒が使用するとき 町が主催し、又は共催するスポーツに関する行事に使用するとき	町内の学校に籍を有する児童生徒及び町内に住所を有する児童生徒が使用するとき 町体育協会弓道部が使用するとき 町若しくは委員会が主催又は共催する行事に使用するとき その他、特に必要と認めるときは、5割又は全額を減免することができる	町が主催する行事 国又は県が主催する行事 学校教育法の規定による町立学校が教育上の目的のため、教職員等に引率されて利用する体育大会等 その他教育委員会が必要と認められたとき 5割減額する場合 町が後援する行事 その他教育委員会が必要と認められたとき
維持管理費	448千円		384千円	69千円	

市町村名	入来町			東郷町	
名称	入来町全天候型ゲートボール場	入来町郷土館(図書室含む)	入来町文化ホール・サンフラワーいりき文化ホール別館	東郷町総合体育施設	東郷町池島運動公園
開館時間	8:30 ~ 22:00	9:00 ~ 17:00	8:30 ~ 22:00	6時から22時まで	昼間(8~18時)
休館日	毎週月曜日17:00以降 12月28日~翌年1月4日まで	毎週月曜日・第3日曜日・祝日 12月28日~翌年1月4日まで	毎週月曜日17:00以降 12月28日~翌年1月2日まで	12月28日~翌年1月3日	
申し込み時期	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。	随時	使用の日7日前までに教育委員会へ提出する。	使用5日前までに(ただし、使用日まで受付している)	(使用しようとする日の前日まで)
申し込み方法	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	郷土館にて受付	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用許可申請書に必要事項を記入の上、直接申請者が申し込む。	所定の使用許可申請書に必要事項を記入の上、直接申請者が申し込む。
使用許可	施設の調整をし、使用許可書を交付		施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の使用調整をし、使用許可証を交付。	施設の使用調整をし、使用通知証を交付。
使用許可の制限	使用者が、使用の目的又は条件に違反したとき 使用者が、条例又は規則に違反したとき 暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為をするおそれがある組織の利益になるとき 教育委員会が使用を不適当と認めるとき その他公益上やむを得ない理由が生じたとき	条例に基づく規則若しくは係員の指示に反する者又は、管理上支障があると認めるとき	公安・公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき 施設又は設備等を損傷し、又は滅するおそれがあると認めるとき 暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為をするおそれがある組織の利益になると認めるとき 文化ホールの目的及び管理上支障があると認められるとき	・公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 ・公益を害するおそれがあると認められるとき。 ・施設等をき損するおそれがあると認められるとき。 ・その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。 ・前各号に掲げる場合のほか施設等の管理上支障があると認められるとき。	・公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 ・公益を害するおそれがあると認められるとき。 ・施設等をき損するおそれがあると認められるとき。 ・前各号に掲げる場合のほか施設等の管理上支障があると認められるとき。
使用料の還付			災害その他使用者の責めに帰することのできない理由で使用不能になったとき 規定による許可を取り消したとき 使用者が使用開始前に許可の取り消し又は変更を申し出て教育委員会がこれを認めたとき その他教育委員会が特別の理由があると認めるとき	既納の使用料は、返還しない。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。 ・災害その他、使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。 ・公益上又は管理上の必要により、許可を取り消したとき。 ・使用者が使用開始前に使用の取り消しを申し出て、教育委員会がこれを認めたとき。 ・前号に掲げた場合のほか、特別の理由があると、教育委員会が認めたとき。	既納の使用料は、返還しない。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。 ・災害その他、使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。 ・公益上又は管理上の必要により、許可を取り消したとき。 ・使用者が使用開始前に使用の取り消しを申し出て、教育委員会がこれを認めたとき。 ・前号に掲げた場合のほか、特別の理由があると、教育委員会が認めたとき。
免除・減免規定	町が主催する行事 国又は県が主催する行事 学校教育法の規定による町立学校が教育上の目的のため、教職員等に引率されて利用する体育大会等 その他教育委員会が必要と認めるとき 5割減額する場合 町が後援する行事 その他教育委員会が必要と認めるとき	教育課程に基づく学習活動として、入館する町内の小中学校、高等学校の児童生徒及びその引率者 その他教育委員会が認めるとき 図書室は無料	町又は町の機関が主催し又は共催し、若しくは教育委員会が必要と認められた場合は全額、 その他教育委員会が必要と認められた場合は、使用料を2分の1に減額することができる	・町主催、町体協主催大会 ・小中高校生 ・老人団体	・小中高校生
維持管理費	62千円	6,274千円	15,162千円	9,923千円(H15予算)	2,588千円(H15予算)

市町村名	東郷町		祁答院町		
名称	南瀬屋外運動場照明施設	鳥丸屋外運動場照明施設	祁答院グラウンド	祁答院体育センター	祁答院弓道場
開館時間	日没から午後10時まで	日没から午後10時まで	8:30～22:00	8:30～22:00	8:30～22:00
休館日	12月28日～翌年1月3日	12月28日～翌年1月3日	無	無	無
申し込み時期	使用5日前までに (ただし、使用日前日まで受付けている)	使用5日前までに (ただし、使用日前日まで受付けている)	随時	随時	随時
申し込み方法	所定の使用許可申請書に必要事項を記入の上、直接申請者が申し込む。	所定の使用許可申請書に必要事項を記入の上、直接申請者が申し込む。	利用申請書による申込み	利用申請書による申込み	利用申請書による申込み
使用許可	施設の使用調整をし、使用許可証を交付。	施設の使用調整をし、使用許可証を交付。	許可証の発行	許可証の発行	許可証の発行
使用許可の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者が使用の目的又は条件に違反したとき。 ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 ・その他公益上やむを得ない理由が生じたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者が使用の目的又は条件に違反したとき。 ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 ・その他公益上やむを得ない理由が生じたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないとき 2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないとき 2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないとき 2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき
使用料の還付	<p>既納の使用料は、返還しない。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害その他、使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。 ・公益上又は管理上の必要により、許可を取り消したとき。 ・使用者が使用開始前に使用の取り消しを申し出て、教育委員会がこれを認めたとき。 ・前号に掲げた場合のほか、特別の理由があると、教育委員会が認めたとき。 	<p>既納の使用料は、返還しない。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害その他、使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。 ・公益上又は管理上の必要により、許可を取り消したとき。 ・使用者が使用開始前に使用の取り消しを申し出て、教育委員会がこれを認めたとき。 ・前号に掲げた場合のほか、特別の理由があると、教育委員会が認めたとき。 	<p>◎既納の使用料は、返還しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、既納の使用料の全部又は一部の額を返還することができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき ・前項に掲げる場合のほか、委員会が特別な理由があると認めるとき 	<p>◎既納の使用料は、返還しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、既納の使用料の全部又は一部の額を返還することができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき ・前項に掲げる場合のほか、委員会が特別な理由があると認めるとき 	<p>◎既納の使用料は、返還しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、既納の使用料の全部又は一部の額を返還することができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき ・前項に掲げる場合のほか、委員会が特別な理由があると認めるとき
免除・減免規定	<ul style="list-style-type: none"> ・町主催又は共催のスポーツ大会 ・スポーツ教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・町主催又は共催のスポーツ大会 ・スポーツ教室 	町が主催又は共催して行うもの及び委員会が特に認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。	町が主催又は共催して行うもの及び委員会が特に認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。	町が主催又は共催して行うもの及び委員会が特に認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。
維持管理費	244千円 (H15予算)	232千円 (H15予算)	857千円	752千円	電気料のみ学校施設費で支払い

市町村名	祁答院町				
名称	轟運動広場	轟悠久館	町立祁答院中学校運動場照明施設	祁答院グラウンド照明施設	蘭傘田池運動広場照明施設
開館時間	8:30~22:00	8:30~22:00	日没~22:00	日没~22:00	日没~22:00
休館日	無	無	12月28日~1月3日	12月28日~1月3日	12月28日~1月3日
申し込み時期	随時	随時	随時	随時	随時
申し込み方法	利用申請書による申込み	利用申請書による申込み	利用申請書による申込み	利用申請書による申込み	利用申請書による申込み
使用許可	許可証の発行	許可証の発行	許可証の発行	許可証の発行	許可証の発行
使用許可の制限	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないと認めるとき <p>2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき 	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないと認めるとき <p>2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき 	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・施設等を損傷するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないと認めるとき <p>2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき 	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・施設等を損傷するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないと認めるとき <p>2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき 	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・施設等を損傷するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないと認めるとき <p>2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき
使用料の還付	<p>◎既納の使用料は、返還しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、既納の使用料の全部又は一部の額を返還することができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき ・前項に掲げる場合のほか、委員会が特別な理由があると認めるとき 				
免除・減免規定	町が主催又は共催して行うもの及び委員会が特に認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。		町が主催又は共催して行うもの及び委員会が特に認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。	町が主催又は共催して行うもの及び委員会が特に認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。	町が主催又は共催して行うもの及び委員会が特に認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。
維持管理費	125千円	154千円	105千円 電気料については学校施設費で支払い	1,795千円	63千円

市町村名	祁答院町	里村	里村	里村	上甌村
名称	轟運動広場照明施設	里村村民プール	屋外運動場照明施設	里村柔道会館	上甌村コミュニティセンター
開館時間	日没～22:00	10:00～19:00(6月1日～9月30日)	日没～22:00	8:30～20:00	8:30～22:00
休館日	12月28日～1月3日	月曜日	12月26日～翌年1月9日まで	12月28日～翌年1月3日まで	12月26日～1月3日 月曜日
申し込み時期	随時	学校使用も含めて事前調整 個人は当日	随時申込み	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。	使用日の5日前まで
申し込み方法	利用申請書による申込み	専用は、使用する3日前 個人は当日	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む。
使用許可	許可証の発行	専用・・・申請書を審査し、適当と認められた時はこれを許可し、使用許可書を交付する。	施設の使用調整をし、使用許可書を交付する。	施設の調整をし、使用許可書を交付	使用許可書の発行
使用許可の制限	1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・施設等を損傷するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないと認めるとき 2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき	・公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 ・伝染病の疾患を有しているとき。 ・村民プール及び付属設備をき損するおそれがあると認めるとき。 ・他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがあると認めるとき。 ・公益上又は村民プールの管理上支障があると認めるとき。 ・その他使用させることが適当でないと教育委員会が認めるとき。	・公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 ・学校内の建物及び付属設備をき損するおそれがあると認めるとき。 ・その他照明施設の管理上支障があると認めるとき。	公安・公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき 建物又は付属備品等を損傷するおそれがあると認めるとき 公の秩序又は善良な風俗を害する行為を常態とする者の利益になると認めるとき 暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為をするおそれがある組織の利益になると認めるとき その他公益上又は武道館の管理上支障があると認めるとき	公の秩序、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 施設及び付属設備等をき損するおそれがあると認めるとき。 公益を害するおそれがあると認めるとき。 前各号に定める場合のほか、施設の管理上支障があると認めるとき。
使用料の還付		既納の使用料は、返還しない。ただし、次に該当する場合は、使用料の全部又は一部の額を返還することができる。 ・災害その他使用者の責めに帰することができない理由により、使用が不能となったとき。 ・使用者が使用前2日前までに、使用許可の取消し及び変更を願い出た場合において相当の事由があると認めるとき。	既納の使用料は還付しない。ただし、天災地変その他使用者の責めに帰ることができない理由で使用できなくなったときは還付することができる。	天災、地変その他使用者の責に帰することができない理由で使用不能になったとき 規定により、許可を取り消したとき 使用者が、使用開始前5日に許可を取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認めるとき	天災・地変・その他使用者の責めに帰することができない理由で使用できなくなったとき、及び使用開始前3日までに取消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認めるとき
免除・減免規定	町が主催又は共催して行うもの及び委員会が特に認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。	・村が主催し、又は共催する場合 ・県が主催する行事 ・学校教育法及び児童福祉法の規定により村立学校の児童生徒、村立幼稚園又は村立保育所の園児が、教育上の目的のため教職員等に引率されて使用する場合 ・その他教育委員会が必要と認められた場合	・村の機関が主催し、又は共催して行うスポーツ大会若しくは文化的行事及び人命救助などの救急を要する場合に使用するとき、使用料の額を免除又は減免することができる。	里中学校柔道部及び里村柔道スポーツ少年団が使用するとき	教育委員会は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、規定に定めるところにより、前条第1項に規定する使用料を免除し、又は減額することができる。
維持管理費	63千円	2,139千円(H15当初予算)	409千円(H15当初予算)	53千円	

市町村名	上甌村	上甌村	上甌村	上甌村	上甌村
名称	村立体育館	上甌村総合運動公園	上甌村B&G海洋センター	上甌中学校屋外運動場照明施設	江石運動場
開館時間	昼間8:00～17:00 夜間18:00～22:	8:30～17:00まで	9:00～21:00	なし	昼間8:00～17:00 夜間18:00～22:
休館日	12月26日～1月3日まで	毎週月曜日 12月26日～1月3日まで	毎週月曜日 11月1～4月30日	なし	12月26日～1月3日まで
申し込み時期	使用日の5日前まで	使用日の5日前まで	専用使用は3日前まで 一部使用は当日	随時 専用使用は使用日の5日前まで	使用日の5日前まで
申し込み方法	所定の使用申請書に必要事項を記入の うえ 直接申請者が申し込む。	専用使用の場合のみ、所定の使用申請 書に必要事項を記入のうえ直接申請者 が申し込む。	専用使用の場合のみ、所定の使用申請 書に必要事項を記入のうえ直接申請者 が申し込む。	所定の使用申請書に必要事項を記入の うえ 直接申請者が申し込む。	所定の使用申請書に必要事項を記入の うえ 直接申請者が申し込む。
使用許可	使用許可書の発行	使用許可書の発行	使用許可書の発行	使用許可書の発行	使用許可書の発行
使用許可の制限	公の秩序、又は善良な風俗を害するおそ れがあると認めるとき。 施設又は設備等をき損するおそれがある と認めるとき。 その他管理上支障があると認めるとき。	公の秩序、又は善良な風俗を害するおそ れがあると認めるとき。 施設及び附属設備等をき損するおそれ があると認めるとき。 公益を害するおそれがあると認めるとき。 前各号に定める場合のほか、施設の管 理上支障があると認めるとき。	公安・風俗・その他公益を害するおそれ があると認めるとき。 伝染性の疾患を有しているとき。 プール及び附属設備をき損するおそれ があると認めるとき。 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑と なる おそれがあると認めるとき。	公の秩序、又は善良な風俗を害するおそ れがあると認めるとき。 施設又は設備等をき損するおそれがある と認めるとき。 その他管理上支障があると認めるとき。	公の秩序、又は善良な風俗を害するおそ れがあると認めるとき。 施設又は設備等をき損するおそれがある と認めるとき。 その他管理上支障があると認めるとき。
使用料の還付	天災地変・その他使用者の責めに帰す ることができない理由で使用できなくなっ たときは 還付することができる。		災害、その他使用者の責に帰することが できない理由で使用不能となったとき。 村、又は村の機関において特に必要が 生じ 許可を取り消したとき。使用開始前に許 可の取り消し、又は許可の変更を申し立 て教育委員会がこれを必要と認めるとき	使用者の責めによらない理由で使用不 能と なったとき、又は教育委員会が相当の理 由 があると認めるときは概納の使用料を還 付することができる。	
免除・減免規定	教育委員会は、公益上その他特別の理 由が あると認める場合は、条例第8条に規定 する使用料を免除し、 又は減額することができる。		村及び村の機関が使用する場合、又は 村及び村の機関が他の団体と共催する 場合。 その他教育委員会が必要と認めた場合。	教育委員会は、必要であると認めるとき は使用料を減額又は、免除することがで きる。	
維持管理費					

市町村名	下甌村	下甌村	鹿島村	鹿島村	課題・問題点
名称	村立海陽中学校屋外運動場照明施設	村立海星中学校屋外運動場照明施設	鹿島中学校屋外照明施設	鹿島村コミュニティプール	<ul style="list-style-type: none"> ・申し込み方法、開館時間、減免等管理の統一を図る必要がある。 ・施設の名称
開館時間			日没～22:00	10:00～17:00	
休館日			12月28日～1月3日	6月1日～9月30日	
申し込み時期	随時	随時	随時	随時	
申し込み方法	利用申請書による申込み	利用申請書による申込み	利用申請書による申込み	利用申請書による申込み	
使用許可	許可証の発行	許可証の発行	許可証の発行	許可証の発行	
使用許可の制限	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・施設等を損傷するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないと認めるとき <p>2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき 	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・施設等を損傷するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないと認めるとき <p>2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき 	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・学校内の建物及び付属設備をき損するおそれがあると認めるとき ・その他照明施設の管理上支障があると認めるとき <p>2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき 	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・伝染性の疾患を有しているとき ・公益上又はプールの管理上支障があると認めるとき <p>2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき 	
使用料の還付	天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由でなくなったとき	天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由でなくなったとき		既納の使用料は還付しない。 ただし、天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由で使用できなくなったとき及び相当な理由があると認められるときは使用料の全部または、一部を還付することができる。	
免除・減免規定	村が主催又は共催して行うものスポーツ大会若しくは文化行事に使用するとき、は、使用料を減免することができる。	村が主催又は共催して行うものスポーツ大会若しくは文化行事に使用するとき、は、使用料を減免することができる。	使用料は、教育委員会規則で定めるところにより減免することができる	使用料は、教育委員会規則で定めるところにより減免することができる	
維持管理費	94千円	158千円	70千円	720千円	

議案第52号

一般職の職員の身分の取扱いについて

合併協定項目9号「一般職の職員の身分の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年12月11日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓朗

【 調整方針（案） 】

一般職の職員の身分の取扱いについて

1. 関係市町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
2. 職員の定数については、関係市町村の現行定数の合計を新市に引き継ぐものとし、市長事務部局、教育委員会事務部局及び議会事務部局等の職員の定数の割り振りについては、合併時に調整するものとする。
なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
3. 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一するものとする。
4. 職員の給与制度については、国の基準及び類似団体を参考に、給料表の取扱いを含め合併時に調整する。
なお、現職員の現給は保障し、新市において格差の調整を行うものとする。

平成 年 月 日 確認

協定項目 9号 資料

一般職の職員の身分の取扱いについて

1. 協議項目の要旨・留意点

新設合併の場合は、関係市町村の法人格が消滅するため、一般職の職員は失職することとなるが、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、合併協議により引き続き合併市町村の職員としての身分を保証することが義務付けられている。

給与等についても、合併の前後で著しい不均衡が生じないように取り扱う必要がある。

関連資料については、別紙のとおり。

2. 提案の理由

人事管理及び職員の処遇の適正化の観点並びに適正規標準拠の原則に従うとともに合併特例法の趣旨に沿った内容で提案する。

3. 協定（協議）先進事例

東京都西東京市（平成13年1月21日新設合併）

- (1) 2市の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。
- (4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。
なお、現職員については、現給を保障する。

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

- (1) 篠山町、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分ごとの定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。
- (4) 給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。

香川県さぬき市（平成 14 年 4 月 1 日 新設合併）

- (1) 津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職員の職名については、合併時に調整する。
- (4) 現職員については、現給を保障する。

山口県周南市（平成 15 年 4 月 21 日 新設合併）

合併前の徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。

4 . 参考法令等（条文等抜粋）

市町村の合併の特例に関する法律

（職員の身分取扱い）

第 9 条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

地方公務員法（抜粋）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第 3 条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

*平成15年4月1日現在

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い																											【職員の定数・配置数】						総務部会						人事厚生分科会					
分野名	川内市			樋脇町			入来町			東郷町			祁答院町			里村			上飯村			下飯村			鹿島村			合計																	
	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引															
市町村長の事務局の職員	402	402	0	79	72	7	64	64		65	66	1	66	63	3	55	41	14	43	45	2	101	90	11	29	27	2	904	468	34															
議会の事務局の職員	8	8	0	3	3	0	2	2		2	2	0	3	2	1	2	1	1	2	2	0	2	2	0	2	1	1	26	23	3															
教育委員会の職員	128	123	5	28	18	10	25	26	1	22	20	2	34	24	10	16	7	9	13	11	2	20	20	0	5	5	0	291	254	37															
選挙管理委員会の職員	3	1	2	1		1			1	(1)	1	1	(2)	1	2	1	1	2		2	1	1	0	1	1	0	12	4	8																
監査事務局の職員	3	3	0	1		1			1	(1)	1	1	1	0	1		1	1		1							9	4	5																
公平委員会事務局の職員	1	0	1																																										
農業委員会事務局の職員	8	7	1	4	3	1	3	2	1	2	2	0	4	2	2	2	1	1	1		1	1	0	1				25	17	8															
普通会計の職員	553	544	9	116	96	20	94	94	0	93	90	3	109	92	17	78	51	27	62	58	4	125	113	12	38	34	4	1,268	1,172	96															
公営企業等	上水道	22	22	0	4	4	0	6	6	0	5	5	0			0						0							37	37	0														
	簡易水道	5	5	0																									5	5	0														
	交通																				9	8	1							9	8	1													
	診療所等																	14	12	2										14	12	2													
	小計	27	27	0	4	4	0	6	6	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	14	12	2	9	8	1	0	0	0	65	62	3														
定数外の職員数 (派遣職員)	0	3	3																												0	3	3												
合計	580	574	6	120	100	20	100	100	0	98	95	3	109	92	17	78	51	27	76	70	6	134	121	13	38	34	4	1,333	1,237	96															

その他の会計の職員数(再掲)

特別会計等	国保			介護保険			下水道			その他			合計																	
	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引	定数	配置数	差引															
国保				2			3			3			1			1			1			1			13					
介護保険				3						2			2			2			1			1			1			12		
下水道							2									2						2			1			7		
その他							1						1			10			2			31						59		
合計				6			3			6			4			15			6			34			2			91		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【職員の給料表・職務分類】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針(案)	<p>・職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一するものとする。</p> <p>・職員の給与制度については、国の基準及び類似団体を参考に、給料表の取扱いを含め合併時に調整する。 なお、現職員の現給は保障し、新市において格差の調整を行うものとする。</p>					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
給料表の種類	行政職給料表(一)	行政職給料表(一)	行政職給料表(一)	行政職給料表(一)	行政職給料表(一)	
	行政職給料表(二)	行政職給料表(二)	行政職給料表(二)	行政職給料表(二)	行政職給料表(二)	
行政職給料表(一)	1 級 主事補若しくは技師補又は定型的な業務を行う主事若しくは技師の職務	1級 主事補又は技師補の職務	1級 主事補又は技師補の職務	1級 主事補の職又は技師補の職	1 級 主事補又は教諭の職	
	2 級 主事補若しくは技師補又は定型的な業務を行う主事若しくは技師の職務	2級 主事又は技師の職務	2級 主事又は技師の職務	2級 主事の職又は技師の職	2 級 主事又は教諭の職	
	3 級 知識又は経験を有する主事又は技師の職務	3級 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	3級 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	3級 高度な知識又は経験を有する主事の職又は技師の職	3 級 高度な知識又は経験を有する主事又は教諭の職	
	4 級 知識又は経験を有する主事又は技師の職務・主査の職務	4 級 係長又は主査の職(5 級に各付けた係長、主査を除く。)	4級 主査の職務	4級 係長の職又は主査の職	4 級 係長、次長、主査の職(5 級に格付けた係長、次長、主査を除く)	
	5 級 高度の知識又は長期の経験を有する主事又は技師の職務・主査の職務・係長の職務	5 級 高度な知識又は経験を有する係長、保健師長、主査の職	5級 係長又は係長と同等の職で規則で定める職務	5級 困難な業務を処理する係長の職又は主査の職	5 級 高度な知識又は経験を有する係長、次長、主査の職	
	6 級 高度の知識又は長期の経験を有する主事又は技師の職務・主査の職務・係長の職務	6 級 課長補佐又は主幹の職	6級 課長補佐又は課長補佐と同等の職で規則で定める職務	6級 課長・局長・所長の職・課長補佐の職・高度な知識又は経験を有する係長又は主査の職	6 級 課長、局長(7, 8 級に格付けた課長、局長、を除く)又は参事(7 級に格付けた参事を除く)の職	
	7 級 特に高度の知識及び長期の経験を有する主事又は技師の職務・主査の職務・係長の職務・課長補佐級の職務・参事の職務	7 級 課長、局長又は参事の職(8 級に各付けた課長、局長、参事を除く。)	7級 1 課長、所長、議会事務局長、各委員会の事務局の長の職務 2 参事の職務	7級 課長・局長・所長・参事の職(8 級に格付けた課長・局長・所長・参事の職を除く)	7 級 課長、局長又は高度な知識経験を有する参事の職(8 級に格付けた課長、局長を除く)	
	8 級 参事の職務・課長級の職務・参与の職務・部長、議会事務局長又は教育部長の職務	8 級 高度な知識又は経験を有する課長、局長又は参事の職	8級 1 特に重要な業務を所掌する課長 2 特に重要な業務を所掌する参事	8級 困難な業務を有する課長・局長・所長・参事の職	8 級 高度な知識又は経験を有する課長、局長の職	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【職員の給料表・職務分類】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針（案）						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
給料表の種類	行政職給料表（一）	行政職給料表（一）	行政職給料表（一）	行政職給料表（一）	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・国行(一)(二) ・医(一)(二)(三)をベースに検討する。	
	行政職給料表（二）	行政職給料表（二）	行政職給料表（二）	行政職給料表（二）		
	医療職給料表（一）	医療職給料表（一）	医療職給料表（一）	医療職給料表（一）		
	医療職給料表（二）	医療職給料表（二）	医療職給料表（二）	医療職給料表（二）		
	医療職給料表（三）	医療職給料表（三）	医療職給料表（三）	医療職給料表（三）		
行政職給料表（一）	1級 主事若しくは技師の職務（定型的な業務を行う職務）	1級 主事補又は技師補の職務	1級 主事補、技師補、主事、技師の職務、幼稚園教諭の職務（定型的な業務を行う職務）	1級 主事補若しくは技師補の職務（定型的な業務を行う職務）	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・新市給料表での調整	
	2級 主事又は技師の職務（相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務）	2級 主事又は技師の職務（相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務）	2級 主事又は技師の職務、幼稚園教諭の職務（相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務）	2級 主事又は技師の職務（相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務）		
	3級 主事又は技師の職務（特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務）	3級 高度の知識又は経験を有する主事又は技師の職務	3級 主事又は技師の職務、幼稚園教諭の職務（特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務）	3級 主事又は技師の職務（特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務）		
	4級 係長又は主査の職務（5級に掲げる係長を除く）	4級 係長の職務又は主査の職務	4級 係長又は主査の職務	4級 主査、係長又は係長の職と同等の職で規則で定める職の職務		
	5級 課長補佐又は特に重要な係長の職務（6級に掲げる課長補佐を除く）	5級 課長補佐又は主幹の職務 高度の知識又は経験を有する係長の職務	5級 課長補佐又は主幹の職務、敬老園副園長の職務、共同調理場所長の職務	5級 主幹、課長補佐又は課長補佐の職と同等の職で規則で定める職の職務		
	6級 課長、事務局長、参事又は特に重要な課長補佐の職務（7級に掲げる課長、事務局長又は参事を除く）	6級 課長、事務局長、事務長、参事の職務 高度の知識又は経験を有する課長補佐又は主幹の職務	6級 課長、事務局長、教育次長、敬老園長、参事の職務	6級 高度な知識又は経験を有する、主幹、課長補佐又は課長補佐の職と同等の職で規則で定める職の職務。参事、課長、議会事務局長又はこれらの職と同等の職で規則で定める職		
	7級 重要な業務を所掌する課長、事務局長又は参事の職務（8級に掲げる課長、事務局長又は参事を除く）	7級 高度の知識又は経験を有する課長、事務局長、事務長、参事の職務	7級 課長、事務局長、教育次長、敬老園長、参事の職務（高度な知識経験を有し、重要な業務を行う職務）	7級 特に重要な業務を所掌する、参事、課長、議会事務局長又はこれらの職と同等の職で規則で定める職の職務		
	8級 特に重要な業務を所掌する課長、事務局長又は参事の職務	8級 特に高度の知識又は経験を有する課長、事務局長、事務長、参事の職務	8級 課長、事務局長、教育次長、敬老園長、参事の職務（特に高度な知識経験を有し、重要な業務を行う職務）	8級 特に高度な知識及び経験を有し、重要な業務を所掌する、参事、課長、議会事務局長又はこれらの職と同等の職で規則で定める職		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【職員の給料表・職務分類】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針(案)						
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
行政職給料表(二)	1級 技能職員又は労務職員	1級 技能職員又は労務職員	1級 技能職員又は労務職員	1級 技能職員又は労務職員	1級 技能職員, 労務職員	
医療職俸給表(一)						

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【職員の給料表・職務分類】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
行政職給料表(二)	1級 電話交換手の職務 しゆんせつ船、えい船等の作業船の乗組員の職務 一般技能職員の職務 理容、調理、裁縫等の家政的業務を行う職員の職務 自動車運転手の職務 守衛又は巡視の職務 用務員、労務作業員、消毒婦、洗濯婦、炊婦等の職務	1級 技師補の職務	1級 技能職員又は労務職員 自動車運転手の職務	1級 用務員の職務 労務作業員の職務 事務見習又は技能見習の職務 応接員の職務	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・新市給料表での調整	
	2級 相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 相当の技能又は経験を必要とする作業船の乗組員の職務 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う家政職員の職務 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 困難な業務を行う守衛又は巡視の職務 数名の用務員等を直接指揮監督する主任又は特に困難な業務を行う用務員等の職務	2級 技師	2級 相当の技能又は経験を有する自動車運転手の職務	2級 自動車運転手の職務 一般技能労務職員の職務 (物の製作若しくは修理又は機器の運転若しくは操作に従事する職員) 電話交換手の職務 作業船等の乗組員の職務 家政職員の職務 守衛又は巡視の職務 数名の用務員、消毒婦、洗たく婦、炊事婦を直接指揮監督する主任又は困難な業務を行う用務員等の職務 数名の労務作業員を直接指揮監督する作業主任又は相当の経験を必要とする労務作業員の職務		
医療職俸給表(一)	1級 医師又は歯科医師の職務	1級 医師の職務	1級 医師又は歯科医師の職務	1級 医師又は歯科医師の職務	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・新市給料表での調整	
	2級 医師又は歯科医師の職務	2級 診療所の所長の職務、高度の知識又は経験を有する医師の職務	2級 医師又は歯科医師の職務	2級 病院の診療科の長の職務		
	3級 医師又は歯科医師の職務		3級 診療所の診療科の長の職務	3級 診療所の所長又は病院の副院長の職務		
	4級 診療所の所長の職務、歯科診療所の所長の職務		4級 診療所の所長の職務、歯科診療所の所長の職務	4級 病院の院長の職務		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【職員の給料表・職務分類・初任給基準】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針(案)						
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
医療職俸給表(二)						
医療職俸給表(三)						
初任給基準	行(一)	行(一)	行(一)	行(一)	行(一)	
大学卒	2級2号級	2級2号級	2級2号級	2級2号級	2級2号級	
	171,500円	171,500円	171,500円	171,500円	171,500円	
短大卒	1級5号級	1級5号級	1級5号級	1級5号級	1級5号級	
	149,200円	149,200円	149,200円	149,200円	149,200円	
高校卒	1級3号級	1級3号級	1級3号級	1級3号級	1級3号級	
	139,500円	139,500円	139,500円	139,500円	139,500円	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【職員の給料表・職務分類・初任給基準】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
医療職俸給表(二)	1級 診療放射線技師,衛生検査技師,理学療法士,作業療法士又は栄養士の職務 歯科衛生士,歯科技工士又はあん摩マッサージ指圧師の職務	1級 歯科技工士、歯科衛生士、栄養士の職務	1級 診療放射線技師,衛生検査技師,理学療法士,作業療法士又は栄養士の職務 歯科衛生士,歯科技工士又はあん摩マッサージ指圧師の職務	1級 診療放射線技師,衛生検査技師,理学療法士,作業療法士又は栄養士の職務 歯科衛生士,歯科技工士又はあん摩マッサージ指圧師の職務	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・新市給料表での調整	
	2級 薬剤師又は獣医師の職務 困難な業務を行う診療放射線技師,衛生検査技師,理学療法士,作業療法士又は栄養士、歯科衛生士,歯科技工士又はあん摩マッサージ指圧師の職務	2級 高度の知識又は経験を有する歯科技工士、歯科衛生士、栄養士の職務	2級 薬剤師又は獣医師の職務 困難な業務を行う診療放射線技師,衛生検査技師,理学療法士,作業療法士又は栄養士、歯科衛生士,歯科技工士又はあん摩マッサージ指圧師の職務	2級 薬剤師又は獣医師の職務 困難な業務を行う診療放射線技師,衛生検査技師,理学療法士,作業療法士又は栄養士、歯科衛生士,歯科技工士又はあん摩マッサージ指圧師の職務		
	3級 薬局長又は獣医師である係長の職務		3級 薬局長の職務 歯科技工士の職務 獣医師である係長の職務	3級 薬局長又は獣医師である係長の職務		
	4級 困難な業務を行う薬局長又は獣医師である係長の職務		4級 家畜診療所の所長の職務	4級 困難な業務を行う薬局長又は獣医師である係長の職務		
医療職俸給表(三)	1級 准看護師の職務	1級 准看護師の職務	1級 准看護師の職務	1級 准看護師の職務	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・新市給料表での調整	
	2級 看護師の職務 保健師又は助産師の職務	2級 看護師の職務 保健師又は助産師の職務	2級 看護師の職務 保健師又は助産師の職務 高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務	2級 看護師の職務 保健師又は助産師の職務		
	3級 保健師長又は助産師長の職務	3級 保健師長又は看護師長の職務	3級 保健師長又は看護師長の職務	3級 保健師長又は看護師長の職務		
	4級 困難な業務を行う保健師長又は助産師長の職務	4級 困難な業務を行う保健師長又は看護師長の職務	4級 困難な業務を行う保健師長又は看護師長の職務	4級 困難な業務を行う保健師長又は看護師長の職務		
初任給基準	行(一)	行(一)	行(一)	行(一)	合併時まで、新たな制度等を制定する。 ・新市給料表での調整 ・国の基準により調整	
大学卒	2級2号級 171,500円	2級2号級 171,500円	2級2号級 171,500円	2級2号級 171,500円		
	短大卒	1級5号級 149,200円	1級5号級 149,200円	1級5号級 149,200円		
高校卒		1級3号級 139,500円	1級3号級 139,500円	1級3号級 139,500円		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【通勤手当】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針(案)	・通勤手当については、国の基準及び類似団体を参考に、合併時に、新たな制度等を制定する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
1. 交通機関の利用者						
支給要件	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ
支給額	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ
2. 自動車等の利用者						
支給要件	国家公務員に同じ	自動車等利用が常例・徒歩通勤した場合1km以上	自動車等利用が常例・徒歩通勤した場合1km以上	自動車等利用が常例・徒歩通勤した場合1km以上	自動車等利用が常例・徒歩通勤した場合1km以上	自動車等利用が常例・徒歩通勤した場合1km以上
支給額		1km～2km 1,000円	1km～2km 2,400円 2km～3km 3,300円	1km～2km 1,600円		
	2km～3km 4,100円		3km～4km 3,500円 4km～5km 3,700円	2km～4km 2,300円		1km増すごとに 200円加算
	20kmまで1km増すごとに 500円加算	2km～5km 2,000円	5km～6km 4,100円 6km～7km 4,300円	4km～6km 3,300円		10kmまで
	20km 12,000円		7km～8km 4,500円 8km～9km 4,700円	6km～8km 3,700円		
		国家公務員に同じ	9km～10km 4,900円 10km以上 5,000円	8km～10km 4,100円		
		国家公務員に同じ		10km以上 6,500円		国家公務員に同じ
		国家公務員に同じ				国家公務員に同じ
	20km～25km 14,000円	国家公務員に同じ				20km以上 11,300円
	25km～30km 16,500円	国家公務員に同じ				
	30km～35km 19,000円	国家公務員に同じ				
	35km以上 20,900円	国家公務員に同じ				
	国家公務員に同じ					

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【通勤手当】	総務部会	人事厚生分科会
調整方針(案)							
分野名	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	国家公務員		
1. 交通機関の利用者							
支給要件	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	交通機関等利用が常例・徒歩通勤した場合2km以上	
支給額	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	45,000円までは、運賃相当額	
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	を超える場合 を超える額の1/2を加算 (限度額5,000円)	
2. 自動車等の利用者							
支給要件	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	自動車等利用が常例・徒歩通勤した場合2km以上	
支給額			5km未満	2,000円			
			5km～7km	4,200円			
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	7km～9km	6,000円	国家公務員に同じ	5km未満	2,000円
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	9km～11km	7,700円	国家公務員に同じ	5km～10km	4,100円
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	11km～13km	9,400円	国家公務員に同じ	10km～15km	6,500円
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	13km～15km	11,100円	国家公務員に同じ	15km～20km	8,900円
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	15km～17km	12,800円	国家公務員に同じ	20km～25km	11,300円
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	17km～19km	14,500円	国家公務員に同じ	25km～30km	13,700円
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	19km～21km	16,200円	国家公務員に同じ	30km～35km	16,100円
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	21km以上	17,600円	国家公務員に同じ	35km～40km	18,500円
	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ				40km以上	20,900円

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【扶養・住居手当】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針(案)	扶養手当については、全て国の基準どおりのため、現行のまま新市に引き継ぐ。 借家・借間については、全て国の基準どおりもため現行のまま新市に引き継ぐ。 持ち家については、国の基準及び類似団体を参考に、合併時に、新たな制度等を制定する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
3. 扶養手当						
配偶者	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ
2人まで(配偶者扶養)	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ
1人(配偶者非扶養)	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ
1人(配偶者なし)	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ
その他	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ
特定期間の加算	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ
4. 住居手当						
(1)借家・借間						
支給要件	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ
支給額 家賃23,000円以下	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ
家賃23,000円 ～55,000円未満	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ
家賃55,000円以上	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ
(2)持ち家(世帯主)						
支給額 通常	5,000円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
新築・購入の場合 (5年間)						
(3)配偶者等の居住する借家・借間						
支給要件						
支給額						

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【扶養・住居手当】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	国家公務員	
3. 扶養手当						平成15年度
配偶者	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	14,000円
2人まで(配偶者扶養)	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	6,000円
1人(配偶者非扶養)	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	6,500円
1人(配偶者なし)	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	11,000円
その他	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	5,000円
特定期間の加算	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	5,000円
4. 住居手当						
(1)借家・借間						
支給要件	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	家賃月額 12,000円超
支給額 家賃23,000円以下	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	家賃額-12,000円
家賃23,000円 ～55,000円未満	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	(家賃額-23,000円) × 1/2+11,000円
家賃55,000円以上	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	27,000円
(2)持ち家(世帯主)						
支給額 通常	1,000円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	1,000円
新築・購入の場合 (5年間)	2,500円					2,500円
(3)配偶者等の居住する借家・借間						
支給要件						家賃月額 12,000円超
支給額						家賃額-12,000円

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【単身赴任・期末勤勉手当】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針（案）						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	国家公務員	
5. 単身赴任手当						
支給要件	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員	
支給額	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	基本額 23,000円 加算 距離 100km～300km 6,000円 300km～500km 12,000円 500km～700km 18,000円 700km～900km 24,000円 900km～1100km 30,000円 1100km～1300km 35,000円 1300km～1500km 40,000円 1500km～ 45,000円	
6. 期末手当					平成15年度	
6月	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	1.55	
12月	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	1.70	
計	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	3.25	
7. 勤勉手当					平成15年度	
6月	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	0.70	
12月	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	0.70	
計	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	1.40	
8. 期末勤勉手当基礎額に加算する割合					平成15年度	
市町村の8級	100分の10	100分の10	100分の10	100分の10	国家公務員4級以上100分の20以内	
市町村の7級	100分の10	100分の10	100分の10	100分の10		
市町村の6級	100分の10	100分の10	100分の10	100分の10		
市町村の5級	100分の5	100分の5	100分の5	100分の5		
市町村の4級	100分の5	100分の5	100分の5	100分の5		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い		【時間外勤務・宿日直・特殊勤務手当・旅費】		総務部会	人事厚生分科会	
調整方針(案)	時間外勤務手当(割増率)については、関係市町村間において差異がないので、現行のまま新市に引き継ぐ。 宿日直手当については、国の基準及び類似団体を参考に、合併時に、新たな制度等を制定する。 特殊勤務手当については、新市の機構との調整を図り、合併時に、新たな制度等を制定する。 旅費については、新市区域の旅費の設定等に考慮し、合併時に、新たな制度等を制定する。						
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町		
9. 時間外勤務手当 割増率							
平日	正規の勤務時間外 125/100 22:00 ~ 5:00 25/100加算	正規の勤務時間外 125/100 22:00 ~ 5:00 25 / 100加算	国・県に同じ 正規の勤務時間外 125/100 22:00 ~ 5:00 150 /100	正規の時間外 125 / 100 22:00 ~ 5:00 25/100の加算	正規の勤務時間外 125/100 22:00 ~ 5:00 25 / 100加算		
休日	平日の率にそれぞれ 10/100加算	平日の率にそれぞれ 10/100加算	平日の率にそれぞれ 10/100加算	5:00 ~ 22:00 135/100 以外は160/100	平日の率にそれぞれ 10/100加算		
10. 宿日直手当							
宿直	和光園・自然の家 5,900円	4,200円(実際の支給はない)	4,000円	4,200円(実際の支給はない)	3,500円		
日直	和光園・自然の家 5,900円	4,200円(実際の支給はない)	4,000円		6,000円		
	本庁その他(宿・日直共)4,200円						
11. 特殊勤務手当	東京事務所勤務(日1,750円) 税務調査事務(日150円) 税務徴収事務(日200円) 有毒薬品等取扱業務(日250円) クリーンセンター業務(日300円) 薬剤散布業務(日250円) 防疫業務(日450円) 葬斎場業務(日300円) 保健指導業務(日150円) 社会福祉事務(生活保護)(日250円) 社会福祉事務(その他)(日150円) 行旅病人等取扱業務(移送等)(日1,000円) 行旅病人等取扱業務(死亡人)(一体5,000円) 養護老人ホーム業務(日額200円) 養護老人ホーム業務(死亡処理)(一体2,000円) 保育所業務(保育)(日150円) 保育所業務(調理)(日100円) 地籍調査業務(日250円) 用地交渉(日500円) 少年自然の家勤務(日200円) 給食センター業務(日150円) 簡易水道業務(計量・収納)(日250円) 簡易水道緊急業務(その他)(日200円)	町税事務に従事する職員(月800円) 伝染病防疫作業に従事する職員(支給なし) 特殊自動車乗務手当(支給なし) 検針手当(支給なし) 有毒薬品取扱手当(支給なし) 作業手当(支給なし) 水源地ポンプ室管理手当(月額500円)	町税事務に従事する職員(月1,000円) 伝染病防疫作業に従事する職員(日1,000円) 自動車運転専門職員(月2,000円) 防災ダム管理主任技術者(月5,000円) 有毒薬品取扱手当(月1,000円) 作業手当 工業用水管理手当(月1,000円)	税務手当(賦課事務)(月1,000円) 税務手当(徴収事務)(日200円)実際の支給なし 防疫手当(日600円)実際の支給なし 保健手当(月600円) 水道手当(施設管理に従事する職員) (月1,000円)	税務手当(月500円) 防疫手当(支給なし) 水道管理手当(月500円) 休養施設管理手当 (月額給料の4月~7月・9月は18%, 8月26%, 10月~3月12%)		
12. 旅費							
旅費の額 鉄道賃	普通車実費(片道50km以上普通急行料金及び片道100km以上特別急行料金加算) 50km以上座席指定料金支給	普通車実費(片道100km以上の急行料金、特別車両、座席指定料金は実費を加算)	普通車実費(県外につき片道100km以上の急行料金、片道300km以上の特急料金特別車両、座席指定料金は実費を加算)	県外…1等運賃 県内…2等運賃(片道100km以上の急行料金、特別車両、座席指定料金は実費を加算)	普通車実費(片道100km以上の急行料金及び特別車両、座席指定料金を加算)		
船賃	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費		
航空賃	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費		
車賃	実費	実費	実費	37円/km	37円/km		
日当	県内日帰り 550円又は1,100円 県外 2,200円	郡内、川内、串木野 0円 陸路25km以上 2,000円	甌島を除く川薩管内 1,000円 2,000円	郡内(5時間未満) 700円(5時間以上) 800円	郡内(甌島を除く)及び川内市 0円 2,000円		
宿泊料 県内	9,800円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円		
県外	13,100円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い				【時間外勤務・宿日直・特殊勤務手当・旅費】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針(案)						
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	備 考	
9. 時間外勤務手当 割増率						
平日	正規の勤務時間外 125/100 22:00 ~ 5:00 25/100加算	正規の勤務時間外 125/100 22:00 ~ 5:00 25/100加算	正規の勤務時間外 125/100 22:00 ~ 5:00 25/100加算	正規の勤務時間外 125/100 22:00 ~ 5:00 25/100加算	正規の勤務時間外 125/100 22:00 ~ 5:00 25/100加算	
休日	平日の率にそれぞれ 10/100加算	平日の率にそれぞれ 10/100加算	平日の率にそれぞれ 10/100加算	平日の率にそれぞれ 10/100加算	平日の率にそれぞれ 10/100加算	
10. 宿日直手当						
宿直	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	
日直	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	
			看護師5,800円			
11. 特殊勤務手当	防疫手当 支給なし 医師手当(月1,000,000円以内) 歯科医師手当(月500,000円以内) 行路死亡人手当 支給なし 火葬取扱手当 支給なし 水源地管理手当(月4,000円)	税務手当(回500円) 伝染病防疫手当 支給なし 医師手当(月750,000円以内) 夜間看護手当(回4,200円) 歯科医師手当(月300,000円以内) 歯科技工士手当(月300,000円以内)	税務手当(月500円) 防疫手当 支給なし 医師手当(月600,000円以内)(医学研 (月275,000円)(手術 (月300,000円以内)(出張診療 往診料相当額/1回 獣医師手当 支給なし 歯科医師手当(月100,000円) 歯科技工士手当(月50,000円) 看護手当(月2,000円)(手術1回2,000円) 保健手当(月50,000円)(保健師) 清掃手当(月3,000円)(ゴミ処理職員・運転手 (日200円)(臨時ゴミ処理) 放射線取扱手当 支給なし 火葬手当 支給なし	医師手当(月200,000円) 保健手当(月50,000円) 火葬手当(平成14年12月廃止) 社会教育主事手当 (月 橋梁の20%以内)		
12. 旅費						
旅費の額 鉄道賃	普通車実費(片道100km以上の急行料金、特別 車両、座席指定料金は実費を加算)	普通車実費(片道100km以上の急行料金、特別 車両、座席指定料金は実費を加算)	普通車実費(片道300km以上の特急料金、100km 以上の急行料金、特別車両、座席指定料金は実 費を加算)	普通車実費(片道100km以上の急行料金は実費 を加算)		
船賃	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費		
航空賃	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費	普通客室実費		
車賃	実費	実費	実費	37円/km		
日当	島内 800円	-	村内 1,000円	-		
	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円		
宿泊料 県内	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円		
県外	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円		

議案第 5 3 号

特別職の身分の取扱いについて

合併協定項目 1 0 号「特別職の身分の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 2 月 1 1 日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

特別職の身分の取扱いについて	
1	常勤の特別職
(1)	市長、助役、収入役及び教育長の設置・任期等については、各法令の定めるところによる。
(2)	給与の額は、現行額を基本に合併までに調整する。
(3)	新市の職務執行者については、関係市町村の長が別に協議して定める。
2	非常勤の特別職（議員、消防団員を除く。）
(1)	教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会の設置及び委員の数・任期等については、各法令の定めるところによる。 報酬の額は、現行報酬額を基本に合併までに調整する。
(2)	農業委員会委員の報酬額については、現行報酬額を基本に合併までに調整する。
(3)	新市において引き続き設置する必要がある各種附属機関等の委員の数、任期、報酬額については、現行の制度を基本に合併までに調整する。

平成 年 月 日 確認

協定項目10号 資料

特別職の身分の取扱いについて

1. 協議項目の要旨・留意点

新設合併の場合は、関係市町村の法人格が消滅するため、市町村長、助役、収入役、教育長をはじめ、各種委員会・審議会委員等の特別職は失職することになる。

新市における特別職の設置、人数、任期、報酬額等について協議する。

議会議員、農業委員（報酬を除く。）消防団員の取扱いについては、別途協議する。

関連資料については、別紙のとおり。

2. 提案の理由

関係法令等に基づき、新市において必要な特別職を設置する内容で提案する。

3. 協定（協議）先進事例

東京都西東京市（平成13年1月21日 新設合併）

- (1) 市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。
(ア) 任期は、各法令の定めるところによる。
(イ) 報酬は、現行報酬額をもとに調整する。
- (2) 議会議員の報酬は、現行報酬額をもとに調整する。
- (3) 行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。
報酬は、現行報酬額をもとに調整する。
- (4) 審議会・委員会等の附属機関は、次のとおり取扱うものとする。
(ア) 現に両市で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。
(イ) 一方の市にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。
(ウ) 人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。
- (5) その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

- (1) 新町の職務執行者については、4町の長が別に協議して定めるものとする。
- (2) 行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の規定のある場合は、その規定を適用する。規定のない場合は、新町において新たに選任するものとする。

香川県さぬき市（平成 14 年 4 月 1 日 新設合併）

- (1) 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、規定のない場合は、5 町の長が協議して定める。
- (2) 新市の職務執行者については、5 町の長が別に協議して定めるものとする。

山口県周南市（平成 15 年 4 月 21 日 新設合併）

- (1) 2 市 2 町の常勤の特別職等の職員の身分の取扱いについて、市長・町長であった者は、合併後 2 年以内の間引き続き新市の特別職の職員とする。
- (2) 2 市 2 町の行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法令の規定によるものとし、規定のない場合は、新市において新たに選任する。

4. 参考法令等（条文等抜粋）

(1) 特別職に属する公務員

地方公務員法（抜粋）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第 3 条 1～2 略

3 特別職は、次に掲げる職とする。

1. 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

・・・・・・市町村長、議員、助役、収入役、監査委員、教育委員、公平委員、選挙管理委員、固定資産評価審査委員、農業委員の一部など

1 の 2 . 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

1 の 3 . 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

2 . 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

・・・・・・農業委員の一部、公民館運営審議会委員、社会教育委員、国民健康保険運営協議会委員、民生委員推薦会委員など

3 . 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

・・・・・・非常勤の学校医、公民館長など

4 . 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

5 . 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(2)常勤の特別職

地方自治法（抜粋）

（市長）

第139条

2 市町村に市町村長を置く。

第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。

（助役）

第161条

2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

（収入役）

第168条

2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

7 第162条、第163条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育長）

第16条 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、当該教育委員会の委員（委員長を除く。）である者のうちから、教育委員会が任命する。

3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。

(3)非常勤の特別職（義務的に設置するもの）

地方自治法（抜粋）

（委員会及び委員）

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

1. 教育委員会
2. 選挙管理委員会
3. 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
4. 監査委員

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、次の通りである。

1. 農業委員会
2. 固定資産評価審査委員会

（選挙管理委員会委員）

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。

（監査委員）

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市にあつては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあつては2人とする。

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下本款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

2 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が、3人である普通地方公共団体にあつては少なくともその2人以上は、2人である普通地方公共団体にあつては少なくともその1人以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。

3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び再任用短時間勤務職員と兼ねることができない。

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。

5 都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも1人以上は、常勤としなければならない。

第 197 条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

地方公務員法（抜粋）

（公平委員会委員）

第 7 条

3 人口 15 万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

第 9 条 人事委員会又は公平委員会は、3 人の委員をもつて組織する。

10 委員の任期は、4 年とする。

地方税法（抜粋）

（固定資産評価審査委員）

第 4 2 3 条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は 3 人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3 年とする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員）

第 2 条 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村に教育委員会を置く。

第 3 条 教育委員会は、5 人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより町村の教育委員会にあつては 3 人の委員をもつて組織することができる。

第 4 条 委員は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

第 5 条 委員の任期は、4 年とする。

(4)非常勤の特別職（任意に設置するもの等）

地方自治法（抜粋）

（付属機関）

第138条の4

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の付属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の付属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 付属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

(5)合併時の特別職の取扱い

地方自治法施行令（抜粋）

（市長の職務執行者）・・・合併関係市町村の首長の中から互選

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

（暫定の選挙管理委員）・・・合併関係市町村の委員の中から4人を互選

第4条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の互選により定めた者をもつてこれに充てるものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（抜粋）

（臨時の教育委員）・・・合併関係市町村の委員の中から、市長の職務執行者が臨時に選任

第18条 市町村の設置があつた場合においては、市町村の長の職務を行う者（以下「市町村長職務執行者」という。）が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であった者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなったもののうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任する。

2 前項の規定により選任された委員は、当該市町村の設置後最初に行なわれる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで在任する。

3 新たに設置された市町村において、第一項の規定により教育委員会の委員が選任された後、最初に招集すべき教育委員会の会議は、市町村長職務執行者が招集する。

地方税法（抜粋）

（暫定の固定資産評価審査委員）・・・合併関係市町村の委員の中から、市長の職務執行者が暫定的に選任

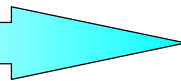
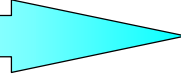
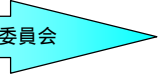
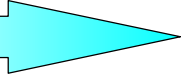
第423条

- 8 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもって当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。
- 9 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもって当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

特別職(各委員会・委員)の選任等について

	新市施行前日	新市施行	市長誕生	新市長招集第1回新市議会
市長	[失職] 9市町村長の協議による職務執行者の選任	50日以内選挙 職務執行者 職務執行者[失職]	市長就任 新市長	
助役・収入役	[失職]	[不在] 収入役:職務代理者		新市長が議会の同意を得て、選任
教育委員会 教育長	[失職]	職務執行者が9市町村の教育委員(1市4町1村各5名,3村各3名,計39名)のうちから、5名を選任。臨時の教育委員会発足 教育委員会招集:互選により、教育委員長・教育長選任 [任期]新市長招集による議会の会期末まで 臨時の教育委員会		新市長が議会に教育委員の人事を提案・同意 教育委員会招集:互選により、教育委員長・教育長を選任 [任期]新市長が定める。(2人4年、1人3年、1人2年、1人1年) 新市教育委員会
選挙管理委員会	[失職]	9市町村の選挙管理委員(各4名,計36名)のうちから、互選により4名を選任。暫定的な選挙管理委員会発足 選挙管理委員会招集:互選により、委員長選任 [任期]議会において選挙されるまでの間 暫定的な選挙管理委員会		第1回新市議会定例会で選挙により選任 選挙管理委員会招集:互選により、委員長選任 [任期] 4年 新市選挙管理委員会

特別職(各委員会・委員)の選任等について

	新市施行前日	新市施行	市長誕生	新市長招集第1回新市議会
公平委員会 【失職】				新市長が議会の同意を得て、選任 [任期] 4年
		[不在]		新市公平委員会 
監査委員 【失職】				新市長が議会の同意を得て、選任 [任期] 4年 議員の任期
		[不在]		新市監査委員 
固定資産評価審査委員会 【失職】		職務執行者が9市町村の固定資産評価審査委員会委員(各3名,計27名)のうちから、3名を選任。 [任期] 新市長就任までの間	新市長が3名を選任。 [任期] 新委員が議会で同意されるまでの間	新市長が議会の同意を得て、選任 [任期] 3年
		暫定的な固定資産評価審査委員会 	暫定的な固定資産評価審査委員会 	新市固定資産評価審査委員会 

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	10 特別職の身分の取扱い										【常勤の特別職】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・市長、助役、収入役及び教育長の設置・任期等については、各法令の定めるところによる。 ・給与の額は、現行額を基本に合併までに調整する。 ・新市の職務執行者については、関係市町村の長が別に協議して定める。 											
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甕村	下甕村	鹿島村	摘要		
1. 任期												
市長・町長・村長	4年 H12.3.11 ~ H16.3.10	H15.4.27 ~ H19.4.26	H15.10.10 ~ H19.10.9	H14.10.27 ~ H18.10.26	H12.6.5 ~ H16.6.4	H13.5.14 ~ H17.5.13	H13.10.12 ~ H17.10.11	H14.12.22 ~ H18.12.21	H15.4.27 ~ H19.4.26			
助役	4年 H12.4.1 ~ H16.3.31	H13.4.1 ~ H17.3.31	H12.4.1 ~ H16.3.31	H15.4.1 ~ H19.3.31	H15.4.14 ~ H19.4.13	H14.4.1 ~ H18.3.31	H14.1.1 ~ H17.12.31	空席	H15.6.1 ~ H19.5.31			
収入役	4年 H12.4.1 ~ H16.3.31	H15.5.2 ~ H19.5.1	H12.4.1 ~ H16.3.31	空席	空席	空席	H14.1.1 ~ H17.12.31	空席	—			
教育長	4年 H13.10.1 ~ H17.9.30	H13.4.1 ~ H17.3.31	H11.11.2 ~ H15.11.1	H13.2.1 ~ H17.11.30	H13.10.1 ~ H17.9.30	H12.10.6 ~ H16.10.5	H12.10.1 ~ H16.9.30	H12.10.1 ~ H16.9.30	H15.2.4 ~ H16.2.3			
2. 給料												
市長・町長・村長	月額 962,000円	768,000円	768,000円	768,000円	768,000円	757,000円	757,000円	757,000円	757,000円			
助役	月額 (2名) 769,000円	606,000円	606,000円	606,000円	606,000円	598,000円	598,000円	598,000円	598,000円			
収入役	月額 705,000円	572,000円	572,000円	572,000円	572,000円	564,000円	564,000円	564,000円	—			
教育長	月額 705,000円	572,000円	572,000円	572,000円	572,000円	598,000円	598,000円	598,000円	598,000円			
3. 期末手当												
6月	1.15 × 170/100	1.15 × 170/100	1.10 × 170/100	1.15 × 170/100	1.15 × 170/100	1.10 × 170/100	1.10 × 170/100	1.10 × 170/100	1.15 × 170/100			
12月	1.15 × 180/100	1.15 × 180/100	1.10 × 180/100	1.15 × 180/100	1.15 × 180/100	1.10 × 180/100	1.10 × 180/100	1.10 × 180/100	1.15 × 180/100			
4. 日当												
市長・町長・村長	3,000円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,100円	2,200円	2,200円			
	—	川内市、甕島を除く郡内なし	川内市、甕島を除く郡内1,100円	川内市、甕島を除く郡内5時間以内 700円 5時間以上 800円	川内市、甕島を除く郡内なし	—	—	—	—			
助役・収入役	2,600円	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上			
教育長	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	2,000円			
5. 宿泊料												
市長・町長・村長	県内 13,300円	9,500円	9,500円	9,500円	9,500円	9,500円	9,500円	9,500円	9,500円			
	県外 14,800円	12,500円	12,500円	12,500円	12,500円	12,500円	12,500円	12,500円	12,500円			
助役・収入役	県内 11,800円	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上			
	県外 13,100円	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上			
教育長	県内 同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	8,000円			
	県外 同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	11,000円			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		10 特別職の身分の取扱い						【非常勤の特別職・報酬等】			総務部会 人事厚生分科会						
調整方針（案）		・新市において引き続き設置する必要のある各種附属機関等の委員の数、任期、報酬額については、現行の制度を基本に合併までに調整する。															
分野名		川内市			樋脇町			入来町			東郷町			祁答院町			
		定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	
1	選挙長	—	日額	10,700	—	日額	10,700	—	日額	10,700	—	日額	10,700	—	日額	9,100	
2	開票管理者	—	日額	10,700	—	日額	10,700	—	日額	10,700	—	日額	10,700	—	日額	9,100	
3	投票管理者	—	日額	12,700	—	日額	12,700	—	日額	12,700	—	日額	12,700	—	日額	9,100	
4	選挙立会人	—	日額	8,900	—	日額	8,900	—	日額	8,900	—	日額	8,900	—	日額	7,300	
5	開票立会人	—	日額	8,900	—	日額	8,900	—	日額	8,900	—	日額	8,900	—	日額	7,300	
6	投票立会人	—	日額	10,800	—	日額	10,800	—	日額	10,800	—	日額	10,800	—	日額	7,300	
7	総合開発計画審議会	会長	1	日額	4,700												
8		委員	14	日額	4,700												
9	特別職報酬等審議会	会長	1	日額	4,700			1	日額	6,300							
10		委員	9	日額	4,700	10	日額	5,700	9	日額	6,200	10	日額	6,300	10	日額	6,200
11	行政改革推進委員会	委員長	1	日額	4,700			1	日額	6,300							
12		委員	9	日額	4,700	10	日額	5,700	9	日額	6,200	10	日額	6,200	10	日額	6,200
13	行政組織等改善対策審議会	委員															
14	非常勤職員等公務災害補償等認定委員会	会長	1	日額	4,700												
15		委員	4	日額	4,700												
16	非常勤職員等公務災害補償等審査会	会長	1	日額	4,700												
17		委員	3	日額	4,700												
18	防災会議		20	日額	4,700	25	日額	5,700						12	日額	6,200	
19	水防協議会	委員	20	日額	4,700						11	日額	6,200				
20	災害等従事者見舞金審査委員	委員									必要数	日額	6,200				
21	情報公開審査会	会長	1	日額	11,500	1	日額	18,000	1	日額	18,000	1	日額	18,000	1	日額	18,000
22		委員	4	日額	10,300	4	日額	15,000	4	日額	15,000	4	日額	15,000	4	日額	15,000
23	個人情報保護審査会	会長	1	日額	11,500												
24		委員	4	日額	10,300									15	日額	6,200	
25	国民年金委員																
26	交通災害共済審査会	委員	4	日額	4,700												
27	予防接種健康被害調査委員会	委員	9	日額	13,900以内	5	日額	5,700	10	日額	6,200	10	日額	6,200	10	日額	6,200

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		10 特別職の身分の取扱い						【非常勤の特別職・報酬等】			総務部会 人事厚生分科会			
調整方針(案)														
分野名		里村			上甑村			下甑村			鹿島村			摘要
		定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	
1	選挙長	-	日額	10,700	-	日額	10,700	-	日額	9,700	-	日額	10,700	(地方自治法第202条の3関係)
2	開票管理者	-	日額	10,700	-	日額	10,700	-	日額	9,700	-	日額	10,700	
3	投票管理者	-	日額	12,700	-	日額	12,700	-	日額	11,700	-	日額	12,700	
4	選挙立会人	-	日額	8,900	-	日額	8,900	-	日額	7,900	-	日額	8,900	
5	開票立会人	-	日額	8,900	-	日額	8,900	-	日額	7,900	-	日額	8,900	
6	投票立会人	-	日額	10,800	-	日額	10,800	-	日額	9,800	-	日額	10,800	
7	総合開発計画審議会	会長												
8		委員					33	日額	5,900					
9	特別職報酬等審議会	会長	1	日額	6,100			-						
10		委員	4	日額	5,900	5	日額	5,900	10	日額	5,900	5	日額	5,800
11	行政改革推進委員会	委員長						-						
12		委員				20	日額	5,900						
13	行政組織等改善対策審議会	委員						20	日額	5,900	20	日額	5,800	
14	非常勤職員等公務災害補償等認定委員会	会長												
15		委員												
16	非常勤職員等公務災害補償等審査会	会長												
17		委員												
18	防災会議				16	日額	5,900	8	日額	5,900	14	日額	5,800	
19	水防協議会	委員												
20	災害等従事者見舞金審査委員	委員												
21	情報公開審査会	会長									1	日額	18,000	
22		委員									4	日額	15,000	
23	個人情報保護審査会	会長												
24		委員												
25	国民年金委員										-	日額	5,800	
26	交通災害共済審査会	委員												
27	予防接種健康被害調査委員会	委員	10	日額	5,900 (医師16,500)	10	日額	5,900	10	日額	12,800			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		10 特別職の身分の取扱い						【非常勤の特別職・報酬等】			総務部会 人事厚生分科会			
調整方針(案)														
分野名		里村			上甑村			下甑村			鹿島村			摘要
		定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	
28	農政企画会議	委員												
29	天辰第一地区土地区画整理審議会	会長												
30		委員												
31	天辰第一地区土地区画整理評価委員会	評価員												
32	川内駅周辺地区土地区画整理審議会	会長												
33		委員												
34	川内駅地区土地区画整理評価委員会	評価員												
35	温泉場土地区画整理審議会	会長												
36		委員												
37	温泉場土地区画整理評価委員会	評価員												
38	都市計画審議会	会長												
39		委員												
40	国民健康保険運営協議会	会長	1	日額	5,800	1	日額	6,200	1	日額	6,200			
41		委員	5	日額	5,800	8	日額	5,900	8	日額	5,900	6	日額	5,800
42	環境保全審議会	委員												
43	特別土地保有税審議会	委員				3	日額	5,900	3	日額	5,900	3	日額	5,800
44	交通安全対策会議	委員				10	日額	5,900	11	日額	5,900	10	日額	5,800
45	民生委員推薦会	委員	7	日額	5,800	7	日額	5,900	7	日額	5,900	4	日額	5,800
46	消防賞じゆつ金審査委員会	委員												
47	心身障害児就学指導委員会	会長						-						
48		委員	10	日額	5,800	14	日額	5,900	15	日額	5,900			
49	奨学生選考委員会	委員												
50	学校給食センター運営委員会(共同調理場)	委員				15	日額	5,900	24	日額	5,900			
51	社会教育委員		3	日額	5,900	10	日額	5,900	10	日額	5,900	5	日額	5,800
52	文化財保護審議会	委員長	1	日額	6,100									
53		委員	4	日額	5,900	2	日額	5,900	5	日額	5,900	5	日額	5,800
54	歴史民族資料館運営委員会	委員							10	日額	5,900			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		10 特別職の身分の取扱い						【非常勤の特別職・報酬等】			総務部会 人事厚生分科会						
調整方針(案)		・新市において引き続き設置する必要のある各種附属機関等の委員の数、任期、報酬額については、現行の制度を基本に合併までに調整する。															
分野名		川内市			樋脇町			入来町			東郷町			祁答院町			
		定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	
55	公民館運営審議会	委員	15	日額	4,700	22	日額	5,700	19	日額	6,200	15	日額	6,200	23	日額	6,200
56	図書館協議会	委員	5	日額	4,700												
57	スポーツ振興審議会	委員	12	日額	4,700							10	日額	6,200	23	日額	6,200
58	ふるさとづくり促進審議会	委員										7	日額	6,200			
59	体育指導委員		31	日額	4,700	10	日額	5,700	8	日額	6,200	10	日額	6,200	8	日額	6,200
60	小学校統廃合問題審議会 (川内市は学校通学区域適正規模等審議会)	委員	12	日額	4,700				25	日額	6,200						
61	家庭児童・母子相談員		2	月額	132,300以内												
62	社会教育指導員		3	月額	132,300以内	2	月額	122,000以内	2	月額	106,000	2	月額	110,800	2	月額	115,600
63	社会教育学級主事																
64	学校教育指導員											1	月額	110,800			
65	消費生活相談員		2	月額	136,000以内												
66	外国語指導助手		1	月額	330,000				1	月額	310,000				1	月額	350,000以内
67	市税徴収嘱託員		3	月額	160,800以内												
68	行政嘱託員(役場連絡員)																
69	公用自動車運転嘱託員								2	日額	マイクロバス運転手 町内6,200円 町外7,000円 県外7,500円						
70	振興計画審議会	委員				20	日額	5,700	20	日額	6,200	25	日額	6,200			
71	有線放送運営審議会	委員				8	日額	5,700									
72	青少年問題協議会	委員	10	日額	4,700	12	日額	5,700	13	日額	6,200	7	日額	6,200	19	日額	6,200
73	農業振興促進協議会	委員				25	日額	5,700									
74	農政審議会(農政企画審議会)	委員	16	日額	4,700							15	日額	6,200			
75	農業振興地域整備促進協議会	委員				15	日額	5,700									
76	林業振興推進協議会	委員	10	日額	4,700	12	日額	5,700	12	日額	6,200						
77	林業構造改善協議会	委員							16	日額	6,200				15	日額	6,200
78	住宅新築資金等審議会	委員				11	日額	5,700	随時	日額	6,200						
79	農業構造改善事業協議会	委員							25	日額	6,200				30	日額	6,200

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		10 特別職の身分の取扱い						【非常勤の特別職・報酬等】			総務部会 人事厚生分科会						
調整方針(案)		・新市において引き続き設置する必要のある各種附属機関等の委員の数、任期、報酬額については、現行の制度を基本に合併までに調整する。															
分野名		川内市			樋脇町			入来町			東郷町			祁答院町			
		定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	
80	農村地域工業導入審議会	委員						10	日額	6,200							
81	温泉開発審議会	委員												10	日額	6,200	
82	(がけ下)危険住居移転促進審議会	委員						5	日額	6,200				若干人	日額	6,200	
83	農村総合整備事業推進協議会	委員												22	日額	6,200	
84	幼稚園長		1	月額	157,700円以内			4	年額	126,000	1	月額	163,400	1	月額	154,600	
85	学校医及び学校歯科医	小学校	86	年額	73,300円+160×人数	4	年額	152,000以下	4	年額	112,400		年額	予算で定める額	4	年額	90,000
86		中学校	34	年額	73,300円+160×人数	1	年額	152,000以下	1	年額	133,500		年額	予算で定める額	2	年額	120,000
87		幼稚園	24	年額	73,300円+160×人数	(2)	年額	152,000以下		年額	96,800		年額	予算で定める額	2	年額	88,000
88	学校薬剤師	小学校	19	年額	68,000	1	年額	43,000以下	4	年額	34,100		年額	予算で定める額	2	年額	40,000
89		中学校	7	年額	68,000	(1)	年額	43,000以下	1	年額	48,400		年額	予算で定める額	1	年額	52,000
90		幼稚園	6	年額	68,000	(1)	年額	43,000以下					年額	予算で定める額	1	年額	37,000
91	健康管理嘱託医					1	年額	192,300以下									
92	駐在所長																
93	駐在員(区長)																
94	産業医		1	年額	74,200												
95	自治振興対策審議会	委員				15	日額	5,700									
96	自治公民館長										43	年額	予算で定める額				
97	校区公民館長		19	年額	115,000						5	月額	予算で定める額				
98	校区公民館主事		19	月額	132,300以内						5	年額	予算で定める額				
99	校区公民館主事補										—	年額	予算で定める額				
100	隣保館長		3	月額	137,400			1	月額	71,000							
101	営農専門指導員		1	月額	220,900以内			1	月額	200,000							
102	自然保護審議会	委員															
103	自然保護監視員																
104	観光振興推進協議会	委員				12	日額	5,700									
105	地域沿岸漁業構造改善協議会	委員															
106	水道運営審議会	委員	10	日額	4,700						8	日額	6,100				

議案第54号

生活保護事業について

合併協定項目23-13号「生活保護事業」について、次のとおり提案する。

平成15年12月11日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案）】

生活保護事業について

生活保護事業については、国の制度であり、合併までに川内市の例により調整し、新市において実施する。

平成 年 月 日 確認

生活保護事業について

1 協定項目の要旨・留意点

生活保護事業は、国・県の制度に基づいて、その法令・要綱等に準拠し新市で実施する。
関連資料については、別紙のとおり。

2 提案内容の理由

生活保護の基本視点及び方針に添った内容で提案します。

3 協定（協議）先進事例

<p>広島県三次市・双三郡・甲双町合併協議会（平成16年4月1日目標 新設合併）</p> <p>生活保護事業については、国・県の福祉制度により、新市において実施する。</p>
<p>西東京市（平成13年1月21日新設合併）</p> <p>国制度のため現行のまま新市に引き継ぐ。</p>
<p>石川県高松町・七塚町・宇ノ気町合併協議会（平成16年4月1日目標 新設合併）</p> <p>生活保護事業については、新市に設置する福祉事務所において、法令等に基づき実施する。</p>

4 参考法令（条文等抜粋）

生活保護法（昭和25年5月4日法律144号）

第19条の7

町村長は、保護の実施機関又は福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）が行う保護事務の執行を適切にならしめるために、下に掲げる事項を行うものとする。

- 1 要保護者を発見し、又は被保護者の生計その他の状況の変動を発見した場合において、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を報告すること。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

* 生活保護事業

協定項目	23-13 生活保護事業										
調整方針	生活保護事業は、国の制度であり、合併までに川内市の例により調整し、新市において実施する。										
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)	
生活保護事業	<p>(目的) 真に生活保護による援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長させる。</p> <p>(内容) 世帯に内容に応じて生活扶助 教育扶助 住宅扶助 医療扶助 介護扶助 介護扶助 産産扶助 葬祭扶助 を支給する。</p> <p>(事務手続) 相談・申請・調査事務・支給事務を行う。</p> <p>(事務従事者) 社会福祉法第15条、18条、19条により社会福祉主事の資格を有する現業員(ケースワーカー)が生活保護施行事務にあたる。</p>	<p>(目的) 生活保護の援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。</p> <p>(事務手続) 生活保護相談(調査所定記録用紙に記入) 申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 生活の保護開始(変更)申請書(保護申請書に伴う調査・生活層等添付) 生活保護受給者にかかる収入申告 生活保護費(扶助費)資金前途により保護金品の交付 生活保護支払精算 移送費申請 各種免除申請 被保護世帯の所得状況実態調査 診療給付券交付 生活保護法により小・中学校の学校給食調査 戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 介護保険相談第1号保険者・第2号保険者 県北薩福祉事務所へ進達事務</p> <p>(対象者) 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯</p> <p>(実施時期) 随時</p>	<p>(目的) 生活保護の援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。</p> <p>(事務手続) 生活保護相談(調査所定記録用紙に記入) 申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 生活の保護開始(変更)申請書(保護申請書に伴う調査・生活層等添付) 生活保護受給者にかかる収入申告 生活保護費(扶助費)資金前途により保護金品の交付 生活保護支払精算 移送費申請 各種免除申請 被保護世帯の所得状況実態調査 診療給付券交付 生活保護法により小・中学校の学校給食調査 戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 介護保険相談第1号保険者・第2号保険者 県北薩福祉事務所へ進達事務</p> <p>(対象者) 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯</p> <p>(実施時期) 随時</p>	<p>(目的) 生活保護の援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。</p> <p>(事務手続) 生活保護相談(調査所定記録用紙に記入) 申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 生活の保護開始(変更)申請書(保護申請書に伴う調査・生活層等添付) 生活保護受給者にかかる収入申告 生活保護費(扶助費)資金前途により保護金品の交付 生活保護支払精算 移送費申請 各種免除申請 被保護世帯の所得状況実態調査 診療給付券交付 生活保護法により小・中学校の学校給食調査 戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 介護保険相談第1号保険者・第2号保険者 県北薩福祉事務所へ進達事務</p> <p>(対象者) 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯</p> <p>(実施時期) 随時</p>	<p>(目的) 生活保護の援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。</p> <p>(事務手続) 生活保護相談(調査所定記録用紙に記入) 申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 生活の保護開始(変更)申請書(保護申請書に伴う調査・生活層等添付) 生活保護受給者にかかる収入申告 生活保護費(扶助費)資金前途により保護金品の交付 生活保護支払精算 移送費申請 各種免除申請 被保護世帯の所得状況実態調査 診療給付券交付 生活保護法により小・中学校の学校給食調査 戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 介護保険相談第1号保険者・第2号保険者 県北薩福祉事務所へ進達事務</p> <p>(対象者) 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯</p> <p>(実施時期) 随時</p>	<p>(目的) 生活保護の援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。</p> <p>(事務手続) 生活保護相談(調査所定記録用紙に記入) 申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 生活の保護開始(変更)申請書(保護申請書に伴う調査・生活層等添付) 生活保護受給者にかかる収入申告 生活保護費(扶助費)資金前途により保護金品の交付 生活保護支払精算 移送費申請 各種免除申請 被保護世帯の所得状況実態調査 診療給付券交付 生活保護法により小・中学校の学校給食調査 戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 介護保険相談第1号保険者・第2号保険者 県北薩福祉事務所へ進達事務</p> <p>(対象者) 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯</p> <p>(実施時期) 随時</p>	<p>(目的) 生活保護の援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。</p> <p>(事務手続) 生活保護相談(調査所定記録用紙に記入) 申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 生活の保護開始(変更)申請書(保護申請書に伴う調査・生活層等添付) 生活保護受給者にかかる収入申告 生活保護費(扶助費)資金前途により保護金品の交付 生活保護支払精算 移送費申請 各種免除申請 被保護世帯の所得状況実態調査 診療給付券交付 生活保護法により小・中学校の学校給食調査 戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 介護保険相談第1号保険者・第2号保険者 県北薩福祉事務所へ進達事務</p> <p>(対象者) 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯</p> <p>(実施時期) 随時</p>	<p>(目的) 生活保護の援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。</p> <p>(事務手続) 生活保護相談(調査所定記録用紙に記入) 申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 生活の保護開始(変更)申請書(保護申請書に伴う調査・生活層等添付) 生活保護受給者にかかる収入申告 生活保護費(扶助費)資金前途により保護金品の交付 生活保護支払精算 移送費申請 各種免除申請 被保護世帯の所得状況実態調査 診療給付券交付 生活保護法により小・中学校の学校給食調査 戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 介護保険相談第1号保険者・第2号保険者 県北薩福祉事務所へ進達事務</p> <p>(対象者) 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯</p> <p>(実施時期) 随時</p>	<p>(目的) 生活保護の援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。</p> <p>(事務手続) 生活保護相談(調査所定記録用紙に記入) 申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 生活の保護開始(変更)申請書(保護申請書に伴う調査・生活層等添付) 生活保護受給者にかかる収入申告 生活保護費(扶助費)資金前途により保護金品の交付 生活保護支払精算 移送費申請 各種免除申請 被保護世帯の所得状況実態調査 診療給付券交付 生活保護法により小・中学校の学校給食調査 戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 介護保険相談第1号保険者・第2号保険者 県北薩福祉事務所へ進達事務</p> <p>(対象者) 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯</p> <p>(実施時期) 随時</p>	<p>(目的) 生活保護の援助を必要とする生活困窮者に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。</p> <p>(事務手続) 生活保護相談(調査所定記録用紙に記入) 申請者・民生委員・町担当者・県担当者で面談 生活の保護開始(変更)申請書(保護申請書に伴う調査・生活層等添付) 生活保護受給者にかかる収入申告 生活保護費(扶助費)資金前途により保護金品の交付 生活保護支払精算 移送費申請 各種免除申請 被保護世帯の所得状況実態調査 診療給付券交付 生活保護法により小・中学校の学校給食調査 戸籍謄本・世帯全員の住民票の交付申請 介護保険相談第1号保険者・第2号保険者 県北薩福祉事務所へ進達事務</p> <p>(対象者) 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯</p> <p>(実施時期) 随時</p>	<p>合併時に、川内市の例により調整する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		23-13 生活保護事業								
調整方針		生活保護事業は、国の制度であり、合併までに川内市の例により調整し、新市において実施する。								
区分		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
被保護世帯(世帯)		296	54	46	17	25	7	13	39	22
被保護人員(人)		403	69	59	18	31	7	18	54	27
保護率(%) (月平均の被保護人数÷月平均人口×1000)		5.5	8.5	9.3	3.1	6.8	5.1	9.5	19.4	32.3
生活扶助	人員(人)	4,162	672	585	177	268	73	162	480	286
	扶助額(千円)	206,390	31,542	26,112	8,551	14,879	3,344	8,697	23,133	15,114
住宅扶助	人員(人)	2,990	382	294	46	75	24	36	51	165
	扶助額(千円)	34,359	4,090	1,829	312	597	138	366	214	1,125
教育扶助	人員(人)	390	2	12		4		12	30	12
	扶助額(千円)	3,022	10	83		64		62	229	103
介護扶助	人員(人)	480	106	217	37	45	47	13	53	76
	扶助額(千円)	5,100	5,262	2,318	431	903	638	185	383	681
医療扶助	人員(人)	3,800	722	618	192	319	77	197	582	320
	扶助額(千円)	446,912	63,874	60,684	27,285	57,505	8,042	29,481	70,543	20,455
生業扶助	人員(人)	1								
	扶助額(千円)	31								
葬祭扶助	人員(人)	8	1	1						
	扶助額(千円)	1,117	118	237						
被保護世帯計	人員(人)	4,840	825	707	221	370	89	221	648	329
	扶助額(千円)	696,931	104,898	91,265	36,579	73,947	12,162	38,792	94,502	37,478

その他の福祉事業について

合併協定項目23-14号「その他の福祉事業」について、次のとおり提案する。

平成15年12月11日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

その他の福祉事業について

- 1 民生委員・児童委員協議会事務局は、今後の事務局のあり方等について調整を要するため、新市に移行後、速やかに調整する。
- 2 日本赤十字社関係は、社会福祉協議会や婦人会が実施しており、廃止の方向で調整する。
- 3 社会福祉協議会委託は、委託業務等の内容が異なっており、合併時に、新たな制度等を制定する。
- 4 民生委員推薦会は、推薦委員の選出方法等が異なっており、合併時に、新たな制度等を制定する。
- 5 樋脇町民生委員記念林造成管理計画は、廃止の方向で調整する。
- 6 災害弔慰金・災害障害見舞金支給は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 7 災害援護資金貸付は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 8 災害見舞金支給は、支給額や支給要件に差異があることから、合併時に、新たな制度等を制定する。
- 9 被災者生活再建支援金支給は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 10 戦没者追悼式は、主催者や開催時期が異なっており、新市に移行後、速やかに調整する。
- 11 行旅困窮者の法外援助は、現行のまま新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日 確認

その他の福祉事業について

1 協定項目の要旨・留意点

国等の制度に基づいて実施している事業は、現行のとおり実施する。
地域格差が生じないように統合又は再編し、充実に努める。
関連資料については、別紙のとおり。

2 提案の理由

その他の福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、充実に努めることが適当である。

独自制度による事業は、従来の実績を尊重し、区域内全体の均衡の保たれた調整が必要である。

3 協定（協議）先進事例

<p>広島県高田郡6町合併協議会（平成16年3月1日目標 新設合併） その他の福祉事業については、各町でのこれまでの取り組みを踏まえ、新市全域へサービスの拡大を図るよう調整する。</p>
<p>東京都西東京市(平成13年1月21日 新設合併) その他の福祉事業については、社会経済状況の変化、少子高齢化の進展などに伴い、量から質への転換になっていることを踏まえ、今後の福祉施策の方向性を総合的に勘案しながら調整するものとする。</p>
<p>岩手県北上市（平成3年4月1日 新設合併） 3市町村のうち2以上の市町村で行っている事業については、原則として最も水準の高い制度に統一する。 独自に行っている事業については、これまでの実績を尊重しつつ、新市全域の均衡に配慮して調整する。</p>

4 参考法令

民生委員法（昭和23年法律198号）

第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ）の意見をきいて、これを定める。

災害救助法（昭和22年法律118号）

第1条 この法律、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-14 その他の福祉事業									
調整方針	・民生委員・児童委員協議会事務局は、今後の事務局のあり方等について調整を要するため、新市に移行後、速やかに調整する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
<p>民生委員・児童委員協議会事務局</p>	<p>(概要) 川内市内の単位民生委員児童委員協議会11団体から組織されている連合会事務局である。</p> <p>(役員) 会長・副会長・監事2名・事務局職員</p> <p>(分掌事務) 各種文書の受理・報告・回答 民児協会長連絡会議の開催 地区民児協連絡会議の会場確保・資料作成 川内市民生委員児童委員協議会連合会大会の開催 会員研修会の開催 各種研修会等への参加及び連絡調整 補助金・交付金等の申請事務 連合会の一般会計及び特別会計の予算執行事務</p>	<p>(概要) 民生委員・児童委員の活動を円滑に推進し、地域福祉の増進に寄与するため、定例会及び研修会等を実施する。</p> <p>(役員) 会長・副会長・監事</p> <p>(分掌事務) 各種文書の受理・報告・回答 民児協会長連絡会議の開催 地区民児協連絡会議の会場確保・資料作成 樋脇町民生委員児童委員協議会の開催 会員研修会の開催 各種研修会等への参加及び連絡調整 補助金・交付金等の申請事務 連合会の一般会計及び特別会計の予算執行事務</p>	<p>(概要) 民生委員・児童委員の活動を円滑に推進し、地域福祉の増進に寄与するため、定例会及び研修会等を実施する。</p> <p>(役員) 会長・副会長・監事</p> <p>(分掌事務) 各種文書の受理・報告・回答 入来町民生委員児童委員協議会の開催 校区民児協協議の会場確保・資料作成 会員研修会の開催 各種研修会等への参加及び連絡調整 補助金・交付金等の申請事務 協議会の一般会計及び特別会計の予算執行事務</p>	<p>(概要) 民生委員・児童委員の活動を円滑に推進し、地域福祉の増進に寄与するため、定例会及び研修会等を実施する。</p> <p>(役員) 会長・副会長・監事</p> <p>(分掌事務) 各種文書の受理・報告・回答 民児協会長連絡会議の開催 地区民児協連絡会議の会場確保・資料作成 東郷町民生委員児童委員協議会の開催 会員研修会の開催 各種研修会等への参加及び連絡調整 補助金・交付金等の申請事務 連合会の一般会計及び特別会計の予算執行事務</p>	<p>(概要) 民生委員・児童委員の活動を円滑に推進し、地域福祉の増進に寄与するため、定例会及び研修会等を実施する。</p> <p>(役員) 会長・副会長・監事</p> <p>(分掌事務) 各種文書の受理・報告・回答 民児協会長連絡会議の開催 地区民児協連絡会議の会場確保・資料作成 祁答院町民生委員児童委員協議会の開催 会員研修会の開催 各種研修会等への参加及び連絡調整 補助金・交付金等の申請事務 連合会の一般会計及び特別会計の予算執行事務</p>	<p>(概要) 民生委員及び児童委員活動を円滑に推進し、地域福祉の増進に寄与するため、定例会及び研修会等を実施する。</p> <p>(役員) 会長・副会長・監事</p> <p>(分掌事務) 各種文書の受理・報告・回答 民児協会長連絡会議の開催 地区民児協連絡会議の会場確保・資料作成 里村民生委員児童委員協議会の開催 会員研修会の開催 各種研修会等への参加及び連絡調整 補助金・交付金等の申請事務 連合会の一般会計及び特別会計の予算執行事務</p>	<p>(概要) 民生委員及び児童委員活動を円滑に推進し、地域福祉の増進に寄与するため、定例会及び研修会等を実施する。</p> <p>(役員) 会長・副会長・監事</p> <p>(分掌事務) 各種文書の受理・報告・回答 民児協会長連絡会議の開催 地区民児協連絡会議の会場確保・資料作成 上甌村民生委員児童委員協議会の開催 会員研修会の開催 各種研修会等への参加及び連絡調整 補助金・交付金等の申請事務 連合会の一般会計及び特別会計の予算執行事務</p>	<p>(概要) 民生委員及び児童委員活動を円滑に推進し、地域福祉の増進に寄与するため、定例会及び研修会等を実施する。</p> <p>(役員) 会長・副会長・監事</p> <p>(分掌事務) 各種文書の受理・報告・回答 民児協会長連絡会議の開催 地区民児協連絡会議の会場確保・資料作成 下甌村民生委員児童委員協議会の開催 会員研修会の開催 各種研修会等への参加及び連絡調整 補助金・交付金等の申請事務 連合会の一般会計及び特別会計の予算執行事務</p>	<p>(概要) 民生委員及び児童委員活動を円滑に推進し、地域福祉の増進に寄与するため、定例会及び研修会等を実施する。</p> <p>(役員) 会長・副会長・監事</p> <p>(分掌事務) 各種文書の受理・報告・回答 民児協会長連絡会議の開催 地区民児協連絡会議の会場確保・資料作成 鹿島村民生委員児童委員協議会の開催 会員研修会の開催 各種研修会等への参加及び連絡調整 補助金・交付金等の申請事務 連合会の一般会計及び特別会計の予算執行事務</p>	<p>今後の事務局のあり方等について調整を要するため、新市に移行後、速やかに調整する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-14 その他の福祉事業									
調整方針	・日本赤十字社関係は、社会福祉協議会や婦人会が実施しているため、廃止の方向で調整する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里 村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
日本赤十字社関係		樋脇町社会福祉協議会が実施する日本赤十字社関係事業の広報啓発を行う。		東郷町社会福祉協議会が実施する日本赤十字社関係事業の広報啓発を行う。			<p>(目的) 人々の苦痛の軽減、疾病の予防、健康の増進及び社会福祉の増進のため、赤十字奉仕団をはじめボランティアの支援を得ながら、支部及び施設、地区・分区が一体となって、積極的に事業の推進を図り、赤十字の使命達成に努める。</p> <p>(事業内容) 国際活動 災害救助 救急法・家庭看護 法等の講習 赤十字奉仕団 赤十字防災ボランティア 青少年赤十字 福祉事業 援護事業 赤十字大会と思想普及事業 社員増強運動 医療事業 血液事業 社会福祉事業</p> <p>(奉仕団構成) 上甌村地域婦人連絡協議会の組織の中で構成されている。 委員長・副委員長・書記・会計</p>		<p>(目的) 赤十字の理想とする人道的責務を達成する。</p> <p>(事務内容) 災害義援金の受けつけ 赤十字の救援物資の配分 共同募金</p>	社会福祉協議会や婦人会が実施しているため、廃止の方向で調整する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23 - 14 その他の福祉事業									
調整方針	・社会福祉協議会委託は、委託業務等の内容が異なっており、合併時に、新たな制度等を制定する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
社会福祉協議会委託	<p>(目的) 市で実施する事業等について、福祉関係の中核となっている社会福祉協議会へ委託することで、より市民へ密着した活動を行うことにより福祉の充実を図る。</p> <p>(委託業務内容) ○障害福祉関係 川内勤労身体障害者教養文化施設管理運営業務委託 川内市アーチェリー場管理運営委託 川内市身体障害者リフト付福祉バス運行業務委託 川内市身体障害者スポーツ教室開催事業委託 川内市身体障害者機能回復訓練指導事業委託 川内市中心身障害児通園事業委託(つくし園) ○児童福祉関係 川内市児童クラブ館管理運営業務委託 川内市児童館管理運営業務委託 ○高齢者福祉関係 川内市老人バス管理運行業務委託 川内市屋内ゲートボール場施設管理運営業務委託</p> <p>(委託先) 川内市社会福祉協議会</p>	<p>(目的) 生活支援型、身体障害者のホームヘルプサービス等の事業を行う。</p> <p>(委託業務内容) 生活支援型ホームヘルプサービス業務 身体障害者ホームヘルプサービス業務 在宅福祉アドバイザー業務</p> <p>(委託先) 樋脇町社会福祉協議会</p>	<p>(目的) 町で実施する事業等について、福祉関係の中核となっている社会福祉協議会へ委託することで、より町民へ密着した活動を行うことにより福祉の充実を図る。</p> <p>(委託業務内容) 在宅福祉アドバイザー事業委託 在宅ねたきり老人等寝具洗濯サービス事業委託 福祉給食サービス事業委託 LSA(生活援助員)派遣事業委託 ホームヘルプ派遣事業委託 生活支援型ホームヘルプサービス事業委託 生活支援型ホームヘルプサービス事業委託 入来町高齢者福祉センター管理運営委託 ミニデイサービス事業委託</p> <p>(委託先) 入来町社会福祉協議会</p>	<p>(目的) 町で実施している各種の事業を町内の福祉関係の中心施設である社会福祉協議会を通じて行うことで、より地域に密着した事業として活用頂くことで、地域の福祉の充実を図る。</p> <p>(委託業務内容) 生活支援ホームヘルプサービス事業 給食サービス事業 まごころ郵便事業 知的障害者デイサービス事業 居宅介護等事業(精神関係) (委託先) 東郷町社会福祉協議会</p>	<p>(目的) 町で実施している各種の事業を町内の福祉関係の中心施設である社会福祉協議会を通じて行うことで、より地域に密着した事業として活用頂くことで、地域の福祉の充実を図る。</p> <p>(委託業務内容) 軽度生活支援事業 ホームヘルプサービス事業 在宅福祉アドバイザー事業 地域福祉活動事業 高齢者地域支援体制整備・評価事業</p> <p>(委託先) 祁答院町社会福祉協議会</p>	<p>(目的) 村で実施している各種の事業を村内の福祉関係の中心施設である社会福祉協議会を通じて行うことで、より地域に密着した事業として活用頂くことで、地域の福祉の充実を図ることを目的とする。</p> <p>(委託業務内容) 在宅介護支援センター運営委託事業 生活支援ハウス運営 生きがい対応型デイサービス事業 「食」の自立支援事業運営 へき地保育所「友愛園」管理運営委託事業</p> <p>(委託先) 里村社会福祉協議会</p>	<p>(目的) 村で実施している各種の事業を村内の福祉関係の中心施設である社会福祉協議会を通じて行うことで、より地域に密着した事業として活用頂くことで、地域の福祉の充実を図ることを目的とする。</p> <p>(委託業務内容) 身体障害者ホームヘルプサービス事業 在宅介護支援センター運営委託事業 高齢者訪問給食サービス事業 高齢者地域支援体制整備・評価事業</p> <p>(委託先) 上甌村社会福祉協議会</p>	<p>(目的) 村で実施している各種の福祉関係の中心施設である社会福祉協議会を通じて行うことで、より地域に密着した事業として活用頂くことで、地域の福祉の充実を図ることを目的とする。</p> <p>(委託業務内容) 敬老年金支給事業 ねたきり老人等介護手当て事業 ねたきり老人等紙おむつ支給事業 生きがい対応型デイサービス事業 生活支援型ホームヘルプサービス事業 高齢者訪問給食サービス事業 高齢者生活福祉センター運営事業 生活支援移送サービス事業</p> <p>(委託先) 下甌村社会福祉協議会</p>	<p>(目的) 村で実施している各種の福祉関係の中心施設である社会福祉協議会を通じて行うことで、より地域に密着した事業として活用頂くことで、地域の福祉の充実を図ることを目的とする。</p> <p>(委託業務内容) 敬老年金支給事業 ねたきり老人等介護手当て事業 ねたきり老人等紙おむつ支給事業 生きがい対応型デイサービス事業 生活支援型ホームヘルプサービス事業 在宅介護支援センター運営事業 福祉センター生活援助員事業 ごみ処理管理事業 し尿処理管理運営事業 葬祭場管理事業</p> <p>(委託先) 鹿島村社会福祉協議会</p>	<p>委託業務等の内容が異なっており、合併時に、新たな制度等を制定する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23 - 14 その他の福祉事業									
調整方針	・民生委員推薦会は、推薦委員の選出法等が異なっており、合併時に、新たな制度等を制定する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
<p>民生委員推薦会</p> <p>(目的) 民生委員推薦会は、地方自治法により市の付属機関として設置しなければならない。</p> <p>推薦会は、民生委員児童委員の候補者を県知事に推薦するために選出区分から選出された候補者の適否について審議し適任者を選出しなければならない。</p> <p>(組織) 川内市民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、市長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数14名</p> <p>(内訳) ・1号委員議員2名 ・2号委員民生委員2名 ・3号委員社会福祉事業関係者2名 ・4号委員社会福祉団体の代表者2名 ・5号委員教育関係者2名 ・6号委員行政機関の関係者2名 ・7号委員学識経験者2名</p> <p>(民生委員児童委員候補者の選任方法) 民生委員児童委員及び主任児童委員選任に関する規程により選任する。</p>	<p>(目的) 民生委員推薦会は、地方自治法により町の付属機関として設置しなければならない。</p> <p>推薦会は、民生委員児童委員の候補者を県知事に推薦するために選出区分から選出された候補者の適否について審議し適任者を選出しなければならない。</p> <p>(組織) 樋脇町民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、町長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数14名</p> <p>(内訳) ・1号委員議員2名 ・2号委員民生委員2名 ・3号委員社会福祉事業関係者2名 ・4号委員社会福祉関係団体の代表者2名 ・5号委員教育関係者2名 ・6号委員行政機関の関係者2名 ・7号委員学識経験者2名</p> <p>(民生委員児童委員候補者の選任方法) 町が推薦し、推薦委員会で協議し、選任する。</p>	<p>(目的) 民生・児童委員に欠員が生じた場合や、改選の時期に町内の各種団体から選ばれた委員を通じて、各地域の方々からあらかじめ分けてある地域から委員となる方を推薦して頂き、その方々について資格の審査等を行う。</p> <p>(組織) 入来町民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、町長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数14名</p> <p>(内訳) ・1号委員議員2名 ・2号委員民生委員2名 ・3号委員社会福祉事業の実施に関係する者2名 ・4号委員社会福祉関係団体の代表者2名 ・5号委員教育関係者2名 ・6号委員関係行政機関の職員2名 ・7号委員学識経験のある者2名</p>	<p>(目的) 民生・児童委員に欠員が生じた場合や、改選の時期に町内の各種団体から選ばれた委員を通じて、各地域の方々からあらかじめ分けてある地域から委員となる方を推薦して頂き、その方々について資格の審査等を行う。</p> <p>(組織) 東郷町民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、町長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数14名</p> <p>(内訳) ・1号委員議員2名 ・2号委員民生委員2名 ・3号委員社会福祉事業の実施に関係する者2名 ・4号委員社会福祉関係団体の代表者2名 ・5号委員教育関係者2名 ・6号委員関係行政機関の職員2名 ・7号委員学識経験のある者2名</p>	<p>(目的) 民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選時に、地域の公民館長5名に内申依頼をし、地区公民館長さんから出てきた内申に基づき、民生委員の推薦を行うための民生委員推薦会を開催を行う。</p> <p>(組織) 祁答院町民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、町長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数14名</p> <p>(内訳) ・1号委員議員2名 ・2号委員民生委員2名 ・3号委員社会福祉事業の実施に関係する者2名 ・4号委員社会福祉関係団体の代表者2名 ・5号委員教育関係者2名 ・6号委員関係行政機関の職員2名 ・7号委員学識経験のある者2名</p>	<p>(目的) 一斉改選時に、自治会長に内申依頼をし、自治会長から出てきた内申に基づき、民生委員の推薦を行うための民生委員推薦会を開催を行う。</p> <p>(組織) 里村民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、村長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数7名</p> <p>(内訳) ・1号委員議員1名 ・2号委員民生委員1名 ・3号委員社会福祉事業の実施に関係する者1名 ・4号委員社会福祉関係団体の代表者1名 ・5号委員教育関係者1名 ・6号委員関係行政機関の職員1名 ・7号委員学識経験のある者1名</p>	<p>(目的) 一斉改選時に、公民館長に内申依頼をし、公民館長から出てきた内申に基づき、民生委員の推薦を行うための民生委員推薦会を開催する。</p> <p>(組織) 上甌村民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、村長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数7名</p> <p>(内訳) ・1号委員議員1名 ・2号委員民生委員1名 ・3号委員社会福祉事業の実施に関係する者1名 ・4号委員社会福祉関係団体の代表者1名 ・5号委員教育関係者1名 ・6号委員関係行政機関の職員1名 ・7号委員学識経験のある者1名</p>	<p>(目的) 民生委員法により民生委員の推薦を行うための民生委員推薦会を開催する。</p> <p>(組織) 下甌村民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、村長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数7名</p> <p>(内訳) ・1号委員議員1名 ・2号委員民生委員1名 ・3号委員社会福祉事業の実施に関係する者1名 ・4号委員社会福祉関係団体の代表者1名 ・5号委員教育関係者1名 ・6号委員関係行政機関の職員1名 ・7号委員学識経験のある者1名</p>	<p>(目的) 一斉改選時に、民生委員の推薦を行うための民生委員推薦会を開催する。</p> <p>(組織) 鹿島村民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、村長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数7名</p> <p>(内訳) ・1号委員議員1名 ・2号委員民生委員1名 ・3号委員社会福祉事業の実施に関係する者1名 ・4号委員社会福祉関係団体の代表者1名 ・5号委員教育関係者1名 ・6号委員関係行政機関の職員1名 ・7号委員学識経験のある者1名</p>	<p>(目的) 一斉改選時に、民生委員の推薦を行うための民生委員推薦会を開催する。</p> <p>(組織) 鹿島村民生委員推薦会</p> <p>(推薦会委員) ・委員は、村長が委嘱する。 ・任期3年間 ・委員数7名</p> <p>(内訳) ・1号委員議員1名 ・2号委員民生委員1名 ・3号委員社会福祉事業の実施に関係する者1名 ・4号委員社会福祉関係団体の代表者1名 ・5号委員教育関係者1名 ・6号委員関係行政機関の職員1名 ・7号委員学識経験のある者1名</p>	<p>推薦委員の選出法等が異なっており、合併時に、新たな制度等を制定する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-14 その他の福祉事業									
調整方針	・樋脇町民生委員記念林造成管理計画は、廃止の方向で調整する。 ・災害弔慰金・災害障害見舞金支給は、現行のまま新市に引き継ぐ。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
樋脇町民生委員記念林造成管理計画	(目的) 民生委員制度40周年の記念事業として民生委員記念林を設定し、将来これから生ずる利益を樋脇町社会福祉事業運営の資金に充てる。 (事業内容) 火災の予防及び消防盗伐、誤伐、侵墾その他の加害行為の予防及び防止 病害虫の駆除 境界標その他標識の設置保存 看守人の設置 その他造林地保存のため、町において必要と認める事業 (活動) 民生委員による下草払いを実施し、林地管理を実施している。									
災害弔慰金・災害障害見舞金支給	(目的) 暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対し、弔慰金を支給を行い、自然災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行う。 (負担割合) 国1/2県1/4市1/4 (目的) 暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対し、弔慰金を支給を行い、自然災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行う。 (概要) 災害により死亡された住民の遺族に弔慰金を支給する。 ・生計維持者の死亡500万円 ・その他の者の死亡250万円 災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。 ・生計維持者が障害を受けた場合250万円 ・その他の者の障害を受けた場合125万円 (手順) 町が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給を決定する。 (負担割合) 国1/2県1/4町1/4 (目的) 暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対し、弔慰金を支給を行い、自然災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行う。 (概要) 災害により死亡された住民の遺族に弔慰金を支給する。 ・生計維持者の死亡500万円 ・その他の者の死亡250万円 災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。 ・生計維持者が障害を受けた場合250万円 ・その他の者の障害を受けた場合125万円 (手順) 町が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給を決定する。 (負担割合) 国1/2県1/4町1/4 (目的) 暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対し、弔慰金を支給を行い、自然災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行う。 (概要) 災害により死亡された住民の遺族に弔慰金を支給する。 ・生計維持者の死亡500万円 ・その他の者の死亡250万円 災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。 ・生計維持者が障害を受けた場合250万円 ・その他の者の障害を受けた場合125万円 (手順) 町が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給を決定する。 (負担割合) 国1/2県1/4町1/4 (目的) 暴風豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対し、弔慰金を支給を行い、自然災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行う。 (概要) 災害により死亡された住民の遺族に弔慰金を支給する。 ・生計維持者の死亡500万円 ・その他の者の死亡250万円 災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。 ・生計維持者が障害を受けた場合250万円 ・その他の者の障害を受けた場合125万円 (手順) 村が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給を決定する。 (負担割合) 国1/2県1/4村1/4 (目的) 暴風豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対し、弔慰金を支給を行い、自然災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行う。 (概要) 災害により死亡された住民の遺族に弔慰金を支給する。 ・生計維持者の死亡500万円 ・その他の者の死亡250万円 災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。 ・生計維持者が障害を受けた場合250万円 ・その他の者の障害を受けた場合125万円 (手順) 村が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給を決定する。 (負担割合) 国1/2県1/4村1/4 (目的) 暴風豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対し、弔慰金を支給を行い、自然災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行う。 (概要) 災害により死亡された住民の遺族に弔慰金を支給する。 ・生計維持者の死亡500万円 ・その他の者の死亡250万円 災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。 ・生計維持者が障害を受けた場合250万円 ・その他の者の障害を受けた場合125万円 (手順) 村が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給を決定する。 (負担割合) 国1/2県1/4村1/4 (目的) 暴風豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対し、弔慰金を支給を行い、自然災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行う。 (概要) 災害により死亡された住民の遺族に弔慰金を支給する。 ・生計維持者の死亡500万円 ・その他の者の死亡250万円 災害により精神又は身体的に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。 ・生計維持者が障害を受けた場合250万円 ・その他の者の障害を受けた場合125万円 (手順) 村が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給を決定する。 (負担割合) 国1/2県1/4村1/4									
現行のまま新市に引き継ぐ。										

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-14 その他の福祉事業									
調整方針	・災害援護資金貸付は、現行のまま新市に引き継ぐ。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
災害援護資金貸付	<p>災害救助法が適応された災害</p> <p>都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害</p> <p>所得制限あり</p> <p>災害の程度により350万円まで</p> <p>補助率 国2/3 県1/3</p>	<p>(目的) 自然災害により被害を受けた世帯の町民である世帯主に対して、その生活の立て直しに資するために災害援助金の貸付を行う。</p> <p>(内容) 世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷の場合 イ家財又は住居の被害金とその価値の1/3以上の場合150万円 ロ家財の被害があり、かつ、住居の損害がない場合250万円 ハ住居が半壊した場合270万円 ニ住居が全壊した場合350万円</p> <p>世帯主の負傷がない場合 イ家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合150万円 ロ住居が半壊した場合170万円 ハ住居が全壊した場合(二の場合を除く)250万円 ニ住居の全体が滅失若しくは流失した場合350万円</p> <p>利率年3% 償還期間10年(内据置3年)</p> <p>(貸付方法) 借り入れの申し込みを受けたときは、その内容を検討のうえ、被害の状況・所得等の調査を行い貸し付ける。</p>	<p>(目的) 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。</p> <p>(対象者) 町内に住所を有し災害により住宅・宅地等の被害を受けた町民</p> <p>(貸付額) 1世帯につき10万円以上50万円以内で無利子とする。</p> <p>(償還期間) 3年以内(但し、貸付けを受けた日から11月を据置期間とする。)</p> <p>(貸付方法) 被災の翌月から6月以内に罹災証明と納税証明を添付して申込む。70歳以上の者は連帯借受人を加える。</p>	<p>災害弔慰金に関する法律及び同法施行令の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害援護資金の貸付を行う。</p> <p>(内容) 世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷の場合 イ家財又は住居の被害金とその価値の1/3以上の場合150万円 ロ家財の被害があり、かつ、住居の損害がない場合250万円 ハ住居が半壊した場合270万円 ニ住居が全壊した場合350万円</p> <p>世帯主の負傷がない場合 イ家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合150万円 ロ住居が半壊した場合170万円 ハ住居が全壊した場合(二の場合を除く)250万円 ニ住居の全体が滅失若しくは流失した場合350万円</p> <p>利率年3% 償還期間10年(内据置3年)</p> <p>(貸付方法) 借り入れの申し込みを受けたときは、その内容を検討のうえ、被害の状況・所得等の調査を行い貸し付ける。</p>	<p>(目的) 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。</p> <p>(内容) 世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷の場合 イ家財又は住居の被害金とその価値の1/3以上の場合150万円 ロ家財の被害があり、かつ、住居の損害がない場合250万円 ハ住居が半壊した場合270万円 ニ住居が全壊した場合350万円</p> <p>世帯主の負傷がない場合 イ家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合150万円 ロ住居が半壊した場合170万円 ハ住居が全壊した場合(二の場合を除く)250万円 ニ住居の全体が滅失若しくは流失した場合350万円</p> <p>利率年3% 償還期間10年(内据置3年)</p> <p>(貸付方法) 借り入れの申し込みを受けたときは、その内容を検討のうえ、被害の状況・所得等の調査を行い貸し付ける。</p>	<p>(目的) 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。</p> <p>(内容) 世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷の場合 イ家財又は住居の被害金とその価値の1/3以上の場合150万円 ロ家財の被害があり、かつ、住居の損害がない場合250万円 ハ住居が半壊した場合270万円 ニ住居が全壊した場合350万円</p> <p>世帯主の負傷がない場合 イ家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合150万円 ロ住居が半壊した場合170万円 ハ住居が全壊した場合(二の場合を除く)250万円 ニ住居の全体が滅失若しくは流失した場合350万円</p> <p>利率年3% 償還期間10年(内据置3年)</p> <p>(貸付方法) 借り入れの申し込みを受けたときは、その内容を検討のうえ、被害の状況・所得等の調査を行い貸し付ける。</p>	<p>(目的) 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。</p> <p>(内容) 世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷の場合 イ家財又は住居の被害金とその価値の1/3以上の場合150万円 ロ家財の被害があり、かつ、住居の損害がない場合250万円 ハ住居が半壊した場合270万円 ニ住居が全壊した場合350万円</p> <p>世帯主の負傷がない場合 イ家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合150万円 ロ住居が半壊した場合170万円 ハ住居が全壊した場合(二の場合を除く)250万円 ニ住居の全体が滅失若しくは流失した場合350万円</p> <p>利率年3% 償還期間10年(内据置3年)</p> <p>(貸付方法) 借り入れの申し込みを受けたときは、その内容を検討のうえ、被害の状況・所得等の調査を行い貸し付ける。</p>	<p>(目的) 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。</p> <p>(内容) 世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷の場合 イ家財又は住居の被害金とその価値の1/3以下の場合150万円 ロ家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合250万円 ハ住居が半壊した場合270万円 ニ住居が全壊した場合350万円</p> <p>世帯主の負傷がない場合 イ家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合150万円 ロ住居が半壊した場合170万円 ハ住居が全壊した場合(二の場合を除く)250万円 ニ住居の全体が滅失若しくは流失した場合350万円</p> <p>利率年3% 償還期間10年(内据置3年)</p> <p>(貸付方法) 借り入れの申し込みを受けたときは、その内容を検討のうえ、被害の状況・所得等の調査を行い貸し付ける。</p>		<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-14 その他の福祉事業									
調整方針	・災害見舞金支給は、支給額や支給要件に差異があることから、合併時に、新たに制度等を制定する。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
<p>災害見舞金支給</p> <p>(目的) 自然災害</p> <p>(対象災害) 災害救助法による救助が行われた災害</p> <p>(見舞金)</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡 自然災害 ・生計の主100万円 ・その他20万円 火災 ・生計の主20万円 ・その他10万円 <p>負傷</p> <ul style="list-style-type: none"> ・14日以上30日未満1万円 ・30日以上3万円 <p>住家の全壊又は全焼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持家1棟につき10万円 ・非持家2万円 <p>住家の半壊及び半壊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持家1棟につき5万円 ・非持家世帯員1当り1万円 	<p>(目的) 災害見舞金等に関する法律の適用を受けたい災害による被災者に対し見舞金を支給し、再起意識の助長と福祉の向上に寄与する。</p> <p>(内容)</p> <p>町内に住所を有する災害見舞金等に関する法律の適用を受けたい災害による被災者</p> <p>災害が原因で災害発生後3月以内死亡した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 1人につき5万円 <p>災害が原因で負傷し、7日以上入院した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 1人につき5千円 <p>災害による住家の全壊 基本額5万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯1人増す毎に5千円 <p>災害による住家の半壊 基本額2万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯1人増す毎に2千円 <p>災害による住家の床上浸水 基本額1万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯1人増す毎に2千円 <p>受託の裏山が崩壊し、住家に損害を与えた場合において機械処理による復旧で除去処理1件当り10万円を越えたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> 1件当り3万円 	<p>災害見舞金として当初予算に5万円計上ただし、条例・規則無し</p>			<p>(目的) 非常災害に際し、その罹災者に対し必要な援護を行う。</p> <p>(内容)</p> <p>町内に住所を有する災害見舞金等に関する法律の適用を受けたい災害による被災者。</p> <p>(見舞金)</p> <p>災害が原因で死亡した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 1人につき5万円 住居が火災により全焼または土砂完全埋没、完全流出した場合 1世帯につき5万円 住居が風水害等により全壊した場合 1世帯につき3万円 住居が半壊又は半壊した場合 1世帯につき2万円 住居が風水害等により床上浸水した場合 1世帯につき1万円 <p>罹災により著しい負傷者があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 1人につき5千円以内 <p>その他町長が特に必要と認めたもの</p>	<p>(目的) 村民が災害により負傷し、又は疾病にかり、治ったときに對し災害見舞金を支給する。</p> <p>(見舞金)</p> <p>当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその世帯主の生計を主として維持していた場合250万円</p> <ul style="list-style-type: none"> その他の場合125万円 	<p>(目的) 村民が災害により負傷し、又は疾病にかり、直ったときに對し災害見舞金を支給する。</p> <p>(見舞金)</p> <p>当該傷害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその世帯の生計を主として維持していた場合250万円</p> <ul style="list-style-type: none"> その他の場合125万円 	<p>(目的) 村民が災害により負傷し、又は疾病にかり、直ったときに對し災害見舞金を支給する。</p> <p>(見舞金)</p> <p>当該傷害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその世帯の生計を主として維持していた場合250万円</p> <ul style="list-style-type: none"> その他の場合125万円 	<p>(目的) 暴風、豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害見舞金の支給を行う、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に災害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害見舞金の貸付を行い、もって村民の福祉及び生活の安定に資する。</p> <p>(見舞金)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般見舞金10万円 特別見舞金200万円 身体障害者になった場合 2万円～100万円 	<p>支給額や支給要件に差異があることから、合併時に、新たに制度等を制定する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-14 その他の福祉事業										
調整方針	・被災者生活再建支援金支給は、現行のまま新市に引き継ぐ。 ・戦没者追悼式等は、主催者や開催時期が異なっており、新市に移行後、速やかに調整する。										
項目	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)		
被災者生活再建支援金支給	(目的) 自然災害 (災害対象) 災害救助法に定める適用基準(1号及び2号適用)に該当する災害外2対象 (支給額) 100万円 (負担割合) 被災者生活再建支援基金1/2 国1/2		(根拠法) 被災者生活再建支援法 (目的) 自然災害(災害対象) 災害救助法に定める適用基準(1号及び2号適用)に該当する災害外2対象 (支給額) 100万円～50万円 (負担割合) 被災者生活再建支援基金1/2 国1/2			(目的) 支援法が適用される区域については、国より自立した生活の再建を支援する。 (内容) 県内に支援法が適用される市町村が1以上ある自然災害において、支援法が適用されない区域に係る自然災害により、災害を受けた被災者に対しては、県より自立した生活の再建を支援する。 村の単独支援制度はないが、国・県制度への進達業務を行う。	(目的) 支援法が適用される区域については、国より自立した生活の再建を支援する。 (内容) 県内に支援法が適用される市町村が1以上ある自然災害において、支援法が適用されない区域に係る自然災害により、災害を受けた被災者に対しては、県より自立した生活の再建を支援する。 村の単独支援制度はないが、国・県制度への進達業務を行う。	(目的) 支援法が適用される区域については、国より自立した生活の再建を支援する。 (内容) 県内に支援法が適用される市町村が1以上ある自然災害において、支援法が適用されない区域に係る自然災害により、災害を受けた被災者に対しては、県より自立した生活の再建を支援する。 村の単独支援制度はないが、国・県制度への進達業務を行う。		現行のまま新市に引き継ぐ。	
戦没者追悼式等	(目的) 戦没者に対し追悼の意を表し、式典を催す。 (会場) 市民会館ホール (実績) 平成14年度約220人	(目的) 県戦没者慰霊祭等の慰霊行事に町遺族会が参加する際、遺族会と連絡調整を図る。	(内容) 県で行われる戦没者追悼式等に遺族会の方々と連絡を取り職員も一緒に随行し、参列する。 町主催の追悼式等は行っていない。	(内容) 県で行われる戦没者追悼式等に遺族会の方々と連絡を取り職員も一緒に随行し、参列する。 町主催の追悼式等は行っていない。	(目的) 戦没者に追悼の意を表すとともに、恒久平和の確立に努力する決意を表す。 (名称) 祁答院町戦没者追悼式 (内容) ・毎年11月中旬に、祁答院町慰霊塔広場で開催 ・無宗教、献花方式、お菓子約200個 ・参加者約200人 ・町遺族会より会員に感謝状、記念品贈呈毎年5人程度 (負担割合) 町10/10	(目的) 明治以降、戊辰の役、台湾の役、十年の役、日清・日露戦争、済南事変、支那事変、大東亜戦争で197柱の里村出身者の追悼式を4月1日慰霊塔前で行う。 (内容) 戦没者合同慰霊の式 ・黙祷 ・慰霊のことば ・追悼のことば ・読経 ・献花並びに焼香 ・村長あいさつ	(目的) 先の大戦で亡くなられた、もとの軍人、軍属の方に思いをいたし、戦没者の慰霊に追悼の誠を捧げ心からご冥福を祈る。 (内容) ・黙祷 ・慰霊のことば ・追悼のことば ・読経 ・献花並びに焼香 ・村長あいさつ	(目的) 戦没者に追悼の意を表すとともに、恒久平和の確立に努力する決意を表す。 (名称) 下甌村戦没者追悼式 (概要) 毎年10月下旬に実施 仏式 献花方式 参列者遺族約100人・職員3人 (事業の負担割合) 村10/10 社会福祉協議会へ委託 (公共的団体) 下甌村社会福祉協議会	(目的) 戦没戦災死亡者に対して追悼の意を表すため、遺族及び関係者が一同に会し、式典を行う。実施は、村社会福祉協議会が自主財源で実施する。	主催者や開催時期が異なっており、新市に移行後、速やかに調整する。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-14 その他の福祉事業									
調整方針	・行路困難者の法外援助は、現行のまま新市に引き継ぐ。									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
行路困難者の法外援助	<p>(目的)行旅人・行旅病人・行旅死亡人の取扱い事務 (事務手順) 行旅人 ○社会福祉協議会の助け合い資金より、旅費・軽食の費用として700円を支給している。 ○行旅病人(歩行することができない行旅中の病人で療養する方法がなく、救護者もない者) ○被救護者の身元確認に必要な本籍地、住所又は居所、扶養義務者・病人の容貌・特徴・所有物を記録する。 ○被救護者の扶養義務者・同居の親族等に対し被救護者に対し被救護者の引取りを行うべき旨を速やかに通知する。 ○扶養義務者又は同居の親族がいないとき等は、県に対し被救護者の引取りを行うべき旨を通知する。 ○取扱い費用の徴収(所有金品、有価証券、扶養義務者、県等) ○行旅死亡人(旅行中死亡し、かつ引取り者がいない者) ○死亡時の状況、身元の確認のために必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件を記録したうえで死体を火葬し、県に報告する。 ○身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務官庁の掲示板に告示するとともに、官報、新聞紙に広告する。 ○身元判明の場合は、その相続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ○取扱い費用の徴収(遺留金品、有価証券、相続人、扶養義務者、県等)</p>	<p>(目的)行旅病人・行旅死亡人の取扱い事務 (事務手順) 行旅病人 ○事情、生活状況、経路を調査し困窮している状況であると判断された場合、隣町までの交通費500円を支給している。 ○死亡時の状況、身元確認に必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件等を記録したうえで死体を火葬する。 ○身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に公告する。 ○身元判明の場合は、その存続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ○取扱い費用の徴収(遺留金品、有価証券、相続人、扶養義務者、県等)</p>	<p>(目的)行旅病人・行旅死亡人の取扱い事務 (事務手順) 行旅病人 ○事情、生活状況、経路を調査し困窮している状況であると判断された場合、隣町までの交通費を支給している。 ○死亡時の状況、身元確認に必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件等を記録したうえで死体を火葬する。 ○身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に公告する。 ○身元判明の場合は、その存続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ○取扱い費用の徴収(遺留金品、有価証券、相続人、扶養義務者、県等)</p>	<p>(目的)行旅病人・行旅死亡人の取扱い事務 (事務手順) 行旅病人 ○事情、生活状況、経路を調査し困窮している状況であると判断された場合、隣町までの交通費を支給している。 ○死亡時の状況、身元確認に必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件等を記録したうえで死体を火葬する。 ○身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に広告する。 ○身元判明の場合は、その存続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ○取扱い費用の徴収(遺留金品、有価証券、相続人、扶養義務者、県等)</p>	<p>(目的)行旅病人・行旅死亡人の取扱い事務 (事務手順) 行旅病人 ○事情、生活状況、経路を調査し困窮している状況であると判断された場合、隣町までの交通費を支給している。 ○死亡時の状況、身元確認に必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件等を記録したうえで死体を火葬する。 ○身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に広告する。 ○身元判明の場合は、その存続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ○取扱い費用の徴収(遺留金品、有価証券、相続人、扶養義務者、県等)</p>	<p>(目的)行旅病人・行旅死亡人の取扱い事務 (事務手順) 行旅病人 ○事情、生活状況、経路を調査し困窮している状況であると判断された場合、隣町までの交通費を支給している。 ○死亡時の状況、身元確認に必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件等を記録したうえで死体を火葬する。 ○身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に広告する。 ○身元判明の場合は、その存続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ○取扱い費用の徴収(遺留金品、有価証券、相続人、扶養義務者、県等)</p>	<p>(目的)行旅病人・行旅死亡人の取扱い事務 (事務手順) 行旅病人 ○事情、生活状況、経路を調査し困窮している状況であると判断された場合、隣町までの交通費を支給している。 ○死亡時の状況、身元確認に必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件等を記録したうえで死体を火葬する。 ○身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示板に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に広告する。 ○身元判明の場合は、その存続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ○取扱い費用の徴収(遺留金品、有価証券、相続人、扶養義務者、県等)</p>	<p>(目的)行旅死亡人の取扱い事務 (事務手順) 行旅死亡人 ○死亡時の状況、死亡確認に必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件等を記録したうえで死体を火葬する。 ○身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示場に30日以上告示するとともに、官報等に公告する。 ○身元判明の場合は、その存続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ○取扱い費用の徴収(遺留金品、有価証券、相続人、扶養義務者、県等)</p>	<p>(目的)行旅死亡人の取扱い事務 (事務手順) 行旅死亡人 ○死亡時の状況、死亡確認に必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件等を記録したうえで死体を火葬する。 ○身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示場に30日以上告示するとともに、官報等に公告する。 ○身元判明の場合は、その存続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ○取扱い費用の徴収(遺留金品、有価証券、相続人、扶養義務者、県等)</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

議案第56号

「その他事業（選挙事務関係）」について

合併協定項目23-23(1)号「その他事業（選挙事務関係）」について、次のとおり提案する。

平成15年12月11日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

その他事業（選挙事務関係）について

- (1) 投票区については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。
- (2) 開票区、投票時間、不在者投票（期日前投票）事務並びに不在者投票（期日前投票）時間については、合併時に調整することとし、不在者投票（期日前投票）所については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) ポスター掲示場については、設置場所の検討を行い、新市に移行後速やかに調整する。

平成 年 月 日 確認

協定項目 23 - 23 (1) 号 資料

その他事業（選挙事務関係）について

1 . 協議項目の要旨・留意点

新市発足後、50 日以内に市長等の選挙を行う必要がある。

新市域での選挙がスムーズに行われるよう調整する必要がある。

平成 15 年 12 月 1 日に現不在者投票の一部が期日前投票となるなど、公職選挙法の改正が行われた。

関連資料については、別紙のとおりである。

2 . 提案の理由

新市において、スムーズな選挙並びに選挙事務が実施できるように調整し、提案する。

3 . 協定（協議）先進事例

島根県安来市・広瀬町・伯太町合併協議会（平成 16 年 10 月 1 日目標 新設合併）

選挙関係事務については、以下のとおりとする。

- （1）投票区については、現行のとおりとし、新生市において調整する。
- （2）開票所については、新生市において選定する。
- （3）公法等については、新生市において調整する。
- （4）選挙公営については、安来市の例による。

鳥取県天神川流域合併協議会（平成 16 年 10 月 1 日目標 新設合併）

（1）投票区については、当面、現行のとおりとする。

（2）選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する取り扱いについては、公職選挙法に基づき、倉吉市の例による。

（3）選挙公報は、発行する。

広島県尾道市・御調町・向島町合併協議会（平成 17 年 2 月 1 日目標 編入合併）

選挙関係事務については、次のとおりとする。

（1）投票区の設定については、現行のとおりとする。

（2）不在者投票については、新市の本庁舎、御調支所及び向島支所に不在者投票所を設ける。

4. 参考法令等（条文等抜粋）

地方自治法施行令（抜粋）

第4条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の互選により定めた者をもつてこれに充てるものとする。

公職選挙法一部改正（平成15年12月1日施行）概要

期日前投票制度

- ・選挙期日前であっても、選挙期日と同じように直接投票用紙を投票箱に投票することができる。
- ・従来の不在者投票のうち、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で行う投票が対象となる。
- ・投票対象者は、選挙期日に仕事や用務があるなどの現行の不在者投票事由に該当すると見込まれる者である。投票の際には、一定の事由に該当すると見込まれる旨の宣誓書の提出が必要である。
- ・投票期間は、選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までである。
- ・投票場所は各市町村に設けられる「期日前投票所」である。
- ・投票時間は、午前8時30分から午後8時までである。
- ・投票手続きは、選挙期日の投票所における投票と同じく確定投票となるため、基本的な手続きは選挙期日の投票所における投票と同じである。
- ・選挙権の有無は、期日前投票を行う日に認定される。

期日前投票制度のメリット

- ・今までの不在者投票で行っていた、投票用紙を内封筒及び外封筒に入れ、外封筒に署名するという手続きが不要となり、投票しやすくなった。
- ・期日前投票制度に係る不在者投票の受理不受理の決定、外封筒及び内封筒の開封などの事務作業が少なくなることから、事務負担が軽減される。
- ・期日前投票の投票に電磁的記録式投票機（電子投票）によって行うことができる。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 23 (1) その他事業 (選挙事務関係)		【投票区等】	総務部会 文書法制・選挙・庁舎管理分科会	
調整方針 (案)	<ul style="list-style-type: none"> 投票区については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。 開票区については、選挙区との調整が必要であり、合併時に調整する。 投票時間については、甕島4村の取扱いに考慮し、合併時に調整する。 不在者投票 (期日前投票) 事務並びに不在者投票 (期日前投票) 時間については、合併時に調整する。なお、不在者投票 (期日前投票) 所については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。 ポスター掲示場については、設置場所の検討を行い、新市に移行後速やかに調整するものとする。 				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
投票区	投票区 37区 指定投票区 第2投票区 指定関係投票区 第1投票区 第3投票区 ~ 第37投票区	投票区 8区	投票区 9区	投票区 10区	投票区 8区
開票区	開票所 1ヵ所	開票所 1ヵ所	開票所 1ヵ所	開票所 1ヵ所	開票所 1ヵ所
不在者投票	<p>【事務執行の場所】 川内市役所別館1階選挙管理委員会事務局</p> <p>【事務執行体制】 選挙管理委員会事務職員3人 臨時職員6人~10人 (選挙の種類により異なる) 受付場所: 選挙管理委員会事務局 受付時間: 午前8時30分~午後6時 体制: 職員及び臨時職員3名以上で対応</p> <p>【不在者投票管理システム】 業社名 行政システム鹿児島株式会社 (平成12年度から運用開始)</p>	<p>【事務執行の場所】 各選挙において不在者投票を行う場所は1階の選挙管理委員会室で行っている。</p> <p>【事務執行体制】 総務課職員のみで対応し、常時職員2人以上体制である。臨時職員1名 受付 総務課窓口 (選挙管理委員会) 体制 平日、休日、祝日 (午前8時30分~午後6時) 総務課 職員3名以上体制で対応。</p> <p>・不在者投票管理システムは導入していない。</p>	<p>【事務執行の場所】 各選挙において不在者投票を行う場所は庁舎隣の入来町保健センターで行っている。</p> <p>【事務執行体制】 総務課職員のみで対応し、常時2人以上体制である。 受付 保健センター窓口 (選挙管理委員会) 体制 平日、休日、祝日 (午前8時30分~午後6時) 総務課 職員3名以上体制で対応。</p> <p>【事務改善事業】 不在者投票管理システムは導入していない。</p>	<p>【事務執行の場所】 東郷町役場庁舎1階選挙管理委員会事務局</p> <p>【事務執行体制】 選挙管理委員会書記長及び書記2名 受付場所: 選挙管理委員会事務局 受付時間: 午前8時30分~午後6時 体制: 選挙管理委員会書記及び総務課職員で対応</p> <p>・不在者投票管理システムは導入していない。</p>	<p>【事務執行の場所】 各選挙において不在者投票を行う場所は1階の休憩室で行っている。</p> <p>【事務体制】 総務課職員のみで対応し、常時2人以上体制である。 受付 総務課窓口 (選挙管理委員会) 体制 平日、休日、祝日 (午前8時30分~午後5時) 総務課 職員2名以上体制で対応。</p> <p>・不在者投票管理システムは導入していない。</p>
投票時間	<p>【選挙当日投票時間】 (37投票所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 午前7時から午後5時まで 土川集会所 午前7時から午後6時まで 楠元農業就業改善センター 滄浪小学校屋内運動場 寄田校区公民館 白浜公民館 別府原広報研修館 吉川集会所 午前7時から午後7時まで 上記以外の投票所 	<p>【選挙当日投票時間】 午前7時~午後7時 (1時間繰上)</p>	<p>【選挙当日投票時間】 午前7時~午後7時 (1時間繰上)</p>	<p>【選挙当日投票時間】 午前7時~午後7時 (1時間繰上)</p>	<p>【選挙当日投票時間】 (8投票所) 午前7時から午後7時 (1時間繰上)</p>
ポスター・掲示場設置に関する事務	<p>【公営ポスター掲示場数】 法定設置基準数 283箇所</p> <p>川内市長選挙及び国、県の選挙 205箇所 川内市議会議員選挙 170箇所</p>	<p>【公営ポスター掲示場数】 公職選挙法第144条による 政令による設置数、実際の設置数ともに 59箇所</p>	<p>【公営ポスター掲示場数】 公職選挙法第144条による 政令による設置数 (減少2ヵ所) 63箇所</p>	<p>【公営ポスター掲示場数】 法定設置基準数 73箇所</p> <p>実際の設置数 55箇所</p>	<p>【公営ポスター掲示場数】 法定設置基準数 61箇所</p> <p>実際の設置数 61箇所</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 23 (1) その他事業 (選挙事務関係)		[投票区等]	総務部会 文書法制・選挙・庁舎管理分科会	
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
投票区	投票区 2区	投票区 7区	投票区 10区	投票区 2区	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、合併後3年以内程度を目処に調整する。 ・繰上げ投票の検討
開票区	開票所 1カ所	開票所 1カ所	開票所 1カ所	開票所 1カ所	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・選挙区との調整が必要
不在者投票	<p>【事務執行の場所】 里村役場1階玄関横</p> <p>【事務執行体制】 選挙管理委員会事務職員2人(総務課職員) 受付場所:総務課窓口(選挙管理委員会事務局) 受付時間:午前8時30分～午後6時 体制:総務課職員2名以上体制で対応</p> <p>・不在者投票管理システムは導入していない。</p>	<p>【事務執行の場所】 上甌村役場総務課内</p> <p>【事務執行体制】 選挙管理委員会事務職員1人 総務課職員2人(選挙の種類により異なる) 受付場所:上甌村役場総務課内 受付時間:午前8時30分～午後6時 体制:職員3名以上で対応</p> <p>・不在者投票管理システムは導入していない。</p>	<p>【事務執行の場所】 各選挙において不在者投票を行う場所は役場1階ホールで行っている。</p> <p>【事務執行体制】 選挙管理委員会書記のみで対応している。 受付 総務課窓口(選挙管理委員会) 体制 村長、村議会議員選挙 (午前8時30分～午後8時) その他の選挙 (午前8時30分～午後6時) 選挙管理委員会書記で対応。</p> <p>・不在者投票管理システムは導入していない。</p>	<p>【事務執行の場所】 鹿島村選挙管理委員会事務局</p> <p>【事務執行体制】 選挙管理委員会事務職員2人 職員2人 受付場所:選挙管理委員会事務局 受付時間:午前8時30分～午後6時 体制:職員4名で対応</p> <p>・不在者投票管理システムは導入していない。</p>	<p>不在者投票事務・投票時間については合併時に、新たな制度等を制定する。 ・名簿照合等のオンライン化を図る。 ・不在者投票システムとの調整(オンライン化)</p> <p>不在者投票所については現行のまま新市に引き継ぐ。 ・選挙区との調整が必要</p> <p>* H15.12.1公選法の改正がある予定。</p>
投票時間	【選挙当日投票時間】(2投票所) 午前7時から午後6時まで	【選挙当日投票時間】(7投票所) 午前7時から午後6時まで(2時間繰上)	【選挙当日投票時間】 午前7時～午後6時(2時間繰上) 7ヶ所 午前7時～午後5時(3時間繰上) 3ヶ所	【選挙当日投票時間】(2投票所) 午前7時から午後6時まで	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・選挙区との調整が必要である。 ・甌島 4村の取扱い
ポスタ - 掲示場設置に関する事務	村内 10カ所	【公営ポスター掲示場数】 法定設置基準数 45箇所 議会の議員及び長の選挙 13箇所 国、県議員等の選挙 32箇所	【公営ポスター掲示場数】 村内に 53箇所	【公営ポスター掲示場数】 法定設置基準数 10箇所 実際の設置数 10箇所	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・設置場所については、議員特例により調整の必要がある。

議案第 57 号

「その他事業（個人情報保護制度）」について

合併協定項目 23 - 23 (2) 号「その他事業（個人情報保護制度）」について、次のとおり提案する。

平成 15 年 12 月 11 日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

その他事業（個人情報保護制度）について

電子計算組織に係る個人情報保護条例については、未制定の団体もあるため、合併時に川内市の制度を基本に制定する。

また、マニュアル処理まで含む包括的個人情報保護条例については、未制定のため、新市において調整する。

平成 年 月 日 確認

協定項目 23 - 23 (2) 号 資料

その他事業（個人情報保護制度）について

1 . 協議項目の要旨・留意点

行政が保有する個人情報の保護と自己の情報の開示等を請求する権利の保障が求められ、個人の権利利益の保護が求められている。
関連資料については、別紙のとおり。

2 . 提案の理由

新市において個人情報保護制度を確立する方向で提案する。

3 . 協定（協議）先進事例

京都府 宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会（未定 新設合併）

個人情報保護について

新市が保有する個人情報の保護について、適正な取扱いに関する基本的な事項を定め、併せて自己の個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図るため、宮津町の例により、個人情報保護条例を合併時に制定します。

兵庫県津名郡 5 町合併協議会（平成 17 年 3 月 31 日まで 新設合併）

個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利を明らかにし、個人の権利利益の保護を図るとともに、行政の適正な運営に資するよう、東浦町の例を参考に合併時に調整をし、個人情報保護条例を制定する。

兵庫県洲本市・五色町合併協議会（平成 17 年 3 月 31 日まで 新設合併）

個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利を明らかにし、個人の権利利益の保護を図るとともに、行政の適正な運営に資するよう、洲本市の例により新市発足まで個人情報保護条例を整備する。

4．参考法令等（条文等抜粋）

個人情報保護に関する法律

（目的）

第1条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本原則及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（地方公共団体の責務）

第10条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（保有する個人情報の保護）

第16条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	2 3 - 2 3 (2) その他事業 (個人情報保護制度)		〔電子計算組織に係る個人情報保護条例〕	総務部会 文書法制・選挙・庁舎管理分科会	
調整方針 (案)	電子計算組織に係る個人情報保護については、未制定の団体もあるため、合併時に新たな制度を制定する。 また、マニュアル処理まで含む包括的個人情報保護条例については、未制定のため、新市において調整する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
条例等	川内市電子計算組織に係る個人情報保護条例 川内市電子計算組織に係る個人情報保護条例施行規則	樋脇町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例 樋脇町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する規則	入来町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例 入来町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する規則	東郷町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例 東郷町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例規則	電子計算機処理に係る個人情報保護に関する条例 電子計算機処理に係る個人情報保護に関する条例施行規則
目的	電子計算組織により処理する個人情報の保護に関し、必要な事項を定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	電子計算組織により処理する個人に関する情報の保護について必要な事項を定め、もって町民の基本的な権利を擁護するとともに福祉の向上を図り、公正で民主的な町政の発展に資することを目的とする。	電子計算組織に係る個人情報の保護及び事務の適正な運用について必要な事項を定め、もって町民の基本的な権利を擁護するとともに福祉の向上に資することを目的とする。	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ
実施機関	市長(水道事業管理者の職務を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会				
開示の請求 (情報の開示)	1. 自己を本人とする処理情報の開示を書面により請求することができる。 2. 相続人等は、規則の定めるところにより、当該死者の処理情報の開示を書面により請求することができる。 3. 法定代理人等は、本人又は相続人等に代わって前2項の規定による開示請求をすることができる。	個人に関する情報が記載されている者から、自己に関する記録の内容について請求があったときは、当該請求に係る個人の情報を開示しなければならない。	電子計算組織に個人情報記録されている者から、自己に関する個人情報の記録内容について開示の請求があったときは、法令に定めがある場合を除き当該請求に係る記録内容を開示しなければならない。	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ
開示の決定等	1. 当該開示請求のあった日から15日以内に当該開示請求に係る処理情報の全部若しくは一部の開示又は不開示を決定し、その旨を当該開示請求をした者に速やかに書面により通知しなければならない。 2. 事務処理上困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。				
情報公開審査会	川内市情報公開・個人情報保護審査会 〔委員〕 5名以内(うち委員長1名) 2名が鹿児島市、3名は川内市 〔任期〕 3年 〔報酬〕 日額報酬 委員長 11,500円 委員 弁護士及び大学教授 10,300円 弁護士及び大学教授を除く者 7,100円		入来町個人情報保護審査会 〔委員〕 10名(会長…助役、副会長…総務課長) 助役、総務課長、町民課長、 税務課長又はこれらに相当する者 〔任期〕 2年		個人情報保護審査会 〔委員〕 15名(会長) 学識経験者2名、議会議員3名、関係課長から町 長が委嘱する。 〔任期〕 2年
費用負担	開示に係る手数料…無料 コピー、郵送等は実費負担				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 23 (2) その他事業 (個人情報保護制度)		〔電子計算組織に係る個人情報保護条例〕	総務部会 文書法制・選挙・庁舎管理分科会	
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
条例等	未制定 (現状は里村電子計算組織の管理運営に関する規則のみ制定)	上甌村電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例 上甌村電子計算組織に係る個人情報の保護に関する規則	該当なし	鹿島村電子計算組織に係る個人情報保護に関する条例 鹿島村電子計算組織に係る個人情報保護に関する条例施行規則	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・個人情報保護条例が整備されていない。 ・国、県の条例に添った整備を行う。
目的		桶脇町に同じ ただし、町を村に置き換える。		電子計算組織処理に係る個人情報の取扱いについて必要な事項を定めることにより、行政の円滑な運営を図りつつ、村民の権利利益を保護することを目的とする。	
実施機関					
開示の請求 (情報の開示)		桶脇町に同じ ただし、町を村に置き換える。		何人も、村長に対し、自己の処理情報について、書面により、開示を請求することができる。	
開示の決定等					
情報公開審査会					
費用負担					

議案第 58 号

「その他事業（地籍調査事業）」について

合併協定項目 23 - 23 (3) 号「その他事業（地籍調査事業）」について、次のとおり提案する。

平成 15 年 12 月 11 日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

その他事業（地籍調査事業）について

地籍調査事業については、新市で引き続き実施することとし、地籍調査完了に伴う成果等については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日 確認

その他事業（地籍調査事業）について

1 . 協議項目の要旨・留意点

国土調査法に基づき土地の所在・権利・利用関係を明らかにする。
地籍調査事業の完了地区は、その成果を引き継ぎ、実施地区については新市でも引き続き実施することとする。
関連資料については、別紙のとおり。

2 . 提案の理由

新市においても継続して事業推進を図る内容で提案する。

3 . 協定（協議）先進事例

広島県三次市・双三郡・甲奴町合併協議会（平成 16 年 4 月 1 日 新設合併）

地籍調査事業については、新市に引き継ぐ。

広島県世羅郡三町合併協議会（平成 16 年 10 月 1 日 新設合併）

地籍調査事業については、引き続き新町において実施する。

愛媛県かみうけな合併協議会（平成 16 年 8 月 1 日 新設合併）

地籍調査に係る成果等については、現行のまま新町に引き継ぐこととする。

兵庫県津名郡 5 町合併協議会（平成 17 年 3 月 31 日 新設合併）

地籍調査事業については、新市において全般的に実施する方向で検討する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 23 (3) その他事業 (地籍調査事業)				総務部会 税務分科会																																																																													
調整方針 (案)	地籍調査事業については、新市で引き続き実施することとし、地籍調査完了に伴う成果等については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。																																																																																	
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町																																																																													
地籍調査事業	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土調査法に基づき、土地の物理的状況について土地所有者の協力を得て現地調査を実施し、その結果に基づき既存の地籍・地目等を修正し登記する。 ・補助の概要 (事業費ベース) <ul style="list-style-type: none"> 国庫補助金 50%・県補助金 25%・市負担金 25% <p>【内容】</p> <p>計画期間：昭和52年度～平成18年度完了予定 平成14年度までの進捗率は98.35%で、全体面積244.91Km²に対して調査済面積は240.87Km²</p> <p>【平成15年度地籍調査事業】 進捗率 1.23Km² 2.21%</p> <ul style="list-style-type: none"> 一筆地調査 (E工程) 0.87Km² 地籍図根三角点測量 (D工程) 1.23Km² 地籍細部測量 (F工程) 1.23Km² 面積測定 (G工程) 1.35Km² 地籍図複図作成 (H工程) 1.35Km² 82枚 <p>【平成16年度地籍調査事業】 進捗率 0.87Km² 99.21%</p> <ul style="list-style-type: none"> 一筆地調査 (E工程) 0.98Km² 地籍図根三角点測量 (C工程) 0.87Km² 地籍図根多角点測量 (D工程) 0.87Km² 地籍細部測量 (F工程) 0.87Km² 面積測定 (G工程) 1.23Km² 地籍図複図作成 (H工程) 1.23Km² 165枚 <p>【事業計画】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>面積</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>0.87Km²</td> <td>35,100千円</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>0.98Km²</td> <td>38,400千円</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>0.61Km²</td> <td>27,200千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.46Km²</td> <td>100,700千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	面積	事業費	H16	0.87Km ²	35,100千円	H17	0.98Km ²	38,400千円	H18	0.61Km ²	27,200千円	計	2.46Km ²	100,700千円	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土調査法に基づき、土地の物理的状況について土地所有者の協力を得て現地調査を実施し、その結果に基づき既存の地籍・地目等を修正し登記する。 ・補助の概要 (事業費ベース) <ul style="list-style-type: none"> 国庫補助金 50%・県補助金 25%・町負担金 25% <p>【内容】</p> <p>計画期間：昭和62年度～平成20年度完了予定 平成14年度までの進捗率は60.40%で、全体面積59.62Km²に対して調査済面積は36.01Km²</p> <p>【平成15年度地籍調査事業】 進捗率 64.21%</p> <ul style="list-style-type: none"> 一筆地調査 (E工程) 2.27Km² 地籍図根三角点測量 (C工程) 2.27Km² 地籍図根多角点測量 (D工程) 2.27Km² 地籍細部測量 (F工程) 2.27Km² 面積測定 (G工程) 2.54Km² 地籍図複図作成 (H工程) 2.54Km² 53枚 <p>【平成16年度地籍調査事業】 進捗率 68.73%</p> <ul style="list-style-type: none"> 一筆地調査 (E工程) 2.70Km² 地籍図根三角点測量 (C工程) 2.70Km² 地籍図根多角点測量 (D工程) 2.70Km² 地籍細部測量 (F工程) 2.70Km² 面積測定 (G工程) 2.27Km² 地籍図複図作成 (H工程) 2.27Km² 52枚 <p>【事業計画】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>面積</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>2.70Km²</td> <td>47,720千円</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>6.52Km²</td> <td>90,000千円</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>3.10Km²</td> <td>46,000千円</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>3.27Km²</td> <td>46,000千円</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>3.07Km²</td> <td>44,000千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>18.66Km²</td> <td>273,720千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	面積	事業費	H16	2.70Km ²	47,720千円	H17	6.52Km ²	90,000千円	H18	3.10Km ²	46,000千円	H19	3.27Km ²	46,000千円	H20	3.07Km ²	44,000千円	計	18.66Km ²	273,720千円	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土調査法に基づき、各筆の所在・地番・地目・所有者を調査し境界及び面積の確定測量登記を行い、高度成長した社会に適合しない旧土地台帳や旧字図を今後、土木事業・土地開発事業等様々な事業計画立案に役立てることが出来るものへとしていく。また、災害等の境界復旧時にも活用できるような一筆座標等の数値化を推進していく。 ・補助の概要 (事業費ベース) <ul style="list-style-type: none"> 国庫補助金 50%・県補助金 25%・町負担金 25% <p>【内容】</p> <p>計画期間：平成元年度～平成19年度完了予定 (平成19年度は認証・登記事務)</p> <p>平成14年度までの進捗率は77.55%で、全調査対象面積79.17Km²に対して調査済面積は61.40Km²</p> <p>【平成15年度地籍調査事業】 進捗率 85.10%</p> <ul style="list-style-type: none"> 一筆地調査 (E工程) 5.97Km² 地籍図根三角点測量 (C工程) 5.97Km² 地籍図根多角点測量 (D工程) 5.97Km² 地籍細部測量 (F工程) 5.97Km² 面積測定 (G工程) 3.25Km² 地籍図複図作成 (H工程) 3.25Km² 61枚 <p>【平成16年度地籍調査事業】 進捗率 92.32%</p> <ul style="list-style-type: none"> 一筆地調査 (E工程) 5.72Km² 地籍図根三角点測量 (C工程) 5.72Km² 地籍図根多角点測量 (D工程) 5.72Km² 地籍細部測量 (F工程) 5.72Km² 面積測定 (G工程) 5.97Km² 地籍図複図作成 (H工程) 5.97Km² 107枚 <p>【事業計画】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>面積</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>5.72Km²</td> <td>91,940千円</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>3.18Km²</td> <td>45,000千円</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>0.79Km²</td> <td>12,000千円</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>認証事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9.69Km²</td> <td>148,940千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	面積	事業費	H16	5.72Km ²	91,940千円	H17	3.18Km ²	45,000千円	H18	0.79Km ²	12,000千円	H19	認証事務		計	9.69Km ²	148,940千円	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土調査法に基づき、土地の物理的状況について土地所有者の協力を得て現地調査を実施し、その結果に基づき既存の地籍・地目等を修正し登記する。 ・補助の概要 (事業費ベース) <ul style="list-style-type: none"> 国庫補助金 50%・県補助金 25%・町負担金 25% <p>【内容】</p> <p>計画期間：昭和62年度～平成23年度完了予定 平成14年度までの進捗率は49.63%で、全体面積68.98Km²に対して調査済面積は34.24Km²</p> <p>【平成15年度地籍調査事業】 進捗率 55.25%</p> <ul style="list-style-type: none"> 一筆地調査 (E工程) 3.87Km² 地籍図根三角点測量 (C工程) 3.87Km² 地籍図根多角点測量 (D工程) 3.87Km² 地籍細部測量 (F工程) 3.87Km² 面積測定 (G工程) 2.2Km² 地籍図複図作成 (H工程) 2.2Km² 116枚 <p>【平成16年度地籍調査事業】 進捗率 61.10%</p> <ul style="list-style-type: none"> 一筆地調査 (E工程) 4.04Km² 地籍図根三角点測量 (C工程) 4.04Km² 地籍図根多角点測量 (D工程) 4.04Km² 地籍細部測量 (F工程) 4.04Km² 面積測定 (G工程) 3.87Km² 地籍図複図作成 (H工程) 3.87Km² <p>【事業計画】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>面積</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>4.04Km²</td> <td>51,700千円</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>5.30Km²</td> <td>67,000千円</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>5.30Km²</td> <td>67,000千円</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>5.30Km²</td> <td>67,000千円</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>5.30Km²</td> <td>67,000千円</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>5.63Km²</td> <td>72,000千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>30.87Km²</td> <td>391,700千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	面積	事業費	H16	4.04Km ²	51,700千円	H17	5.30Km ²	67,000千円	H18	5.30Km ²	67,000千円	H19	5.30Km ²	67,000千円	H20	5.30Km ²	67,000千円	H21	5.63Km ²	72,000千円	計	30.87Km ²	391,700千円
	年度	面積	事業費																																																																															
H16	0.87Km ²	35,100千円																																																																																
H17	0.98Km ²	38,400千円																																																																																
H18	0.61Km ²	27,200千円																																																																																
計	2.46Km ²	100,700千円																																																																																
年度	面積	事業費																																																																																
H16	2.70Km ²	47,720千円																																																																																
H17	6.52Km ²	90,000千円																																																																																
H18	3.10Km ²	46,000千円																																																																																
H19	3.27Km ²	46,000千円																																																																																
H20	3.07Km ²	44,000千円																																																																																
計	18.66Km ²	273,720千円																																																																																
年度	面積	事業費																																																																																
H16	5.72Km ²	91,940千円																																																																																
H17	3.18Km ²	45,000千円																																																																																
H18	0.79Km ²	12,000千円																																																																																
H19	認証事務																																																																																	
計	9.69Km ²	148,940千円																																																																																
年度	面積	事業費																																																																																
H16	4.04Km ²	51,700千円																																																																																
H17	5.30Km ²	67,000千円																																																																																
H18	5.30Km ²	67,000千円																																																																																
H19	5.30Km ²	67,000千円																																																																																
H20	5.30Km ²	67,000千円																																																																																
H21	5.63Km ²	72,000千円																																																																																
計	30.87Km ²	391,700千円																																																																																

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 23 (3) その他事業 (地籍調査事業)				総務部会 税務分科会															
調整方針 (案)																				
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案															
地籍調査事業	昭和36年開始～昭和53年完了	昭和55年開始～平成5年完了	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土調査法に基づき、土地の物理的状況について土地所有者の協力を得て現地調査を実施し、その結果に基づき既存の地籍・地目等を修正し登記する。 ・補助の概要 (事業費ベース) ・国庫補助金 50%・県補助金 25%・町負担金 25% <p>【内容】</p> <p>計画期間：昭和58年度～平成18年度完了予定 平成14年度までの進捗率は74.71%で、全体面積57.61Km²に対して調査済面積は43.04Km²</p> <p>【平成15年度地籍調査事業】 進捗率 81.18%</p> <ul style="list-style-type: none"> 一筆地調査 (E工程) 3.73Km² 地籍図根三角点測量 (C工程) 5.21Km² 地籍図根多角点測量 (D工程) 3.73Km² 地籍細部測量 (F工程) 3.73Km² 面積測定 (G工程) 4.86Km² 地籍図複図作成 (H工程) 4.86Km² <p style="text-align: right;">66枚×2=132枚</p> <p>【平成16年度地籍調査事業】 進捗率 90.42%</p> <ul style="list-style-type: none"> 一筆地調査 (E工程) 5.32Km² 地籍図根三角点測量 (C工程) 2.07Km² 地籍図根多角点測量 (D工程) 5.32Km² 地籍細部測量 (F工程) 5.32Km² 面積測定 (G工程) 3.73Km² 地籍図複図作成 (H工程) 3.73Km² <p style="text-align: right;">60枚×2=120枚</p> <p>【事業計画】</p> <table border="1" data-bbox="996 1045 1310 1125"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>面積</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>5.32 Km²</td> <td>67,200千円</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>3.50 Km²</td> <td>60,000千円</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>1.80 Km²</td> <td>40,000千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10.62 Km²</td> <td>167,200千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	面積	事業費	H16	5.32 Km ²	67,200千円	H17	3.50 Km ²	60,000千円	H18	1.80 Km ²	40,000千円	計	10.62 Km ²	167,200千円	昭和61年開始～平成8年度完了	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県との調整 ・調査完了のところと調査中のところがある。 ・地図のデータ化を行うとすると早く完了させる必要がある。 ・新市になっても、調査中の市町村は継続する。 ・地籍調査の業務は本庁と支所のどちらで行うか調整が必要である。
年度	面積	事業費																		
H16	5.32 Km ²	67,200千円																		
H17	3.50 Km ²	60,000千円																		
H18	1.80 Km ²	40,000千円																		
計	10.62 Km ²	167,200千円																		

議案第59号

「その他事業(会計事務関係)」について

合併協定項目23-23(4)号「その他事業(会計事務関係)」について、次のとおり提案する。

平成15年12月11日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針(案) 】

その他事業(会計事務関係)について

指定金融機関等については、9市町村の指定金融機関等の中から合併までに定める。

平成 年 月 日 確認

協定項目 23 - 23 (4) 号資料

その他事業（会計事務関係）について

1 協定項目の要旨・留意点

新市の公金出納事務の効率化を図るため、地方自治法の規定により金融機関を指定し、公金の出納事務の一部を取り扱わせるものである。

関連資料については、別紙のとおり。

2 提案の理由

地方自治法施行令第168条第2項の規定により「指定金融機関は市町村に1つの指定」となっているが、現在9市町村内に指定金融機関が4金融機関ある（別紙）ため、これを1つとする必要がある。

3 協定（協議）先進事例

香川県東かがわ市（平成15年4月1日 新設合併）

東かがわ市の指定金融機関は、(株)百十一銀行とする。

東かがわ市の指定代理金融機関は、香川県農業協同組合及び(株)香川銀行とするよう調整を図る。

収納代理金融機関は、現在、引田町、白鳥町及び大内町が指定している金融機関とできるよう調整を図る。

岐阜県益田郡合併協議会（平成16年3月1日目標 新設合併）

5町村及び益田広域連合の指定金融機関等の中から5町村長が協議して定める。

兵庫県養父郡合併協議会（平成16年4月1日目標 新設合併）

指定金融機関等については、合併時に統一する。

4 参考法令（条文等抜粋）

地方自治法

（指定金融機関）

第235条 省略

2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

地方自治法施行令

（指定金融機関等）

第168条 省略

2 市町村は、地方自治法第235条第2項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせることができる。（指定金融機関）

3 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をしてその取り扱う収納及び支払いの事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

（指定代理金融機関）

4 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。（収納代理金融機関）

議案第60号

「その他事業(契約事務関係)」について

合併協定項目23-23(5)号「その他事業(契約事務関係)」について、次のとおり提案する。

平成15年12月11日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針(案) 】

その他事業(契約事務関係)について

工事等入札指名事務及び入札事務は、川内市の例を基本に調整する。
ただし、入札参加資格の取り扱いについては、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、
随時調整する。

平成15年11月26日 一部変更

平成 年 月 日 確認

協定項目 23 - 23 (5) 号資料

その他事業（契約事務関係）について

1 協定項目の要旨・留意点

契約に関する事務に関し必要な事項を調整するものとする。

- (1) 工事等入札指名事務について
指名基準、指名業者数等について調整する。
- (2) 入札事務については
入札方法、入札保証金、最低制限価格等について調整する。
予定価格の事前公表制度については、合併時まで調整する。
電子入札の実施については、新市発足後研究することとする。
- (3) 関連資料については、別紙のとおり。

2 提案の理由

工事等入札指名事務及び入札事務について、事務の効率化や透明性等の向上を図る観点から調整し、提案する。

3 協定（協議）先進事例

愛媛県重信町川内町合併協議会（平成16年4月1日目標 新設合併）

入札制度の取扱いに関すること

- (1) 新市においては、入札に関する窓口を統合し事務の専門化・効率化を図る。
- (2) 入札に関する情報については、透明性等の向上を図る観点から、積極的に公開する。

4 参考法令等（条文等抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（契約の締結）

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3～6 略

協定項目	23-23(5)その他事業(契約事務関係)について	専門部会名 企画財政部会
------	---------------------------	--------------

調整方針案	工事等入札指名事務及び入札事務は、川内市の例を基本に調整する。ただし、入札参加資格の取り扱いについては、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。	
-------	---	--

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
----	-----	-----	-----	-----

<p>工事入札指名事務及び入札事務</p>	<p>【指名委員会】 (所掌事務) (1) 指名競争入札に参加する者の資格の審査及び等級の格付けに関し意見を述べること。 (2) 次に掲げる指名競争入札に参加する者を選考すること。 ア 設計価格500万円以上の建設工事 イ 設計価格300万円以上の測量設計等委託事業 ウ 見積価格100万円以上の物品の調達又は修繕 2 前項第2号に掲げる価格未満の建設工事、測量設計等委託事業又は物品の調達若しくは修繕で、当該主管の課所長が必要と認めた場合は委員会に付議することができる。</p> <p>【委員会の構成】 (1) 建設工事 技術助役、総務部長、建設部長、水道局長及び当該工事の主管課所長(教育委員会にあっては、教育部長を含む。) (2) 測量、設計その他土木建設に関する委託 技術助役、総務部長、当該事業の主管部長及び主管課所長</p> <p>【指名基準】 入札参加資格格付審査基準 第1 工事種別等の格付は次に掲げる区分による。 1 土木工事については1等級から4等級まで 2 舗装工事については1等級から3等級まで 3 造園工事については1等級から2等級まで 4 建築工事については1等級から4等級まで 5 電気工事については1等級から2等級まで 6 管工事については1等級から3等級まで 7 水道施設工事については1等級から3等級まで 8 建築・土木・測量コンサルタントについては1等級から2等級まで 9 補償コンサルタントについては1等級 10 製造の請負、物品の購入及び役務の給付については1等級から3等級まで</p> <p>【指名業者数】 工事種別・等級毎に指名。ただし、同一等級に16行社以上ある場合には分割指名し、最大15業者。</p> <p>【指名停止基準】 (資格の停止) ・ 事故等に基づく処置基準 ・ 措置要件(虚偽記載)(過失による租雑工事)(契約違反)(公衆損害事故)(工事関係者事故) ・ 期間 1月以上2月以内 ・ 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 ・ 措置要件(贈賄)(独占禁止法違反行為)(談合) (営業の停止)(故意による租雑工事等)(妨害行為)(契約不履行等)(不正又は不誠実な行為) ・ 期間 1月以上24月以内</p> <p>【談合対応】 (措置) 代表役員等、一般役員等、使用人が談合容疑で逮捕、告訴提訴されたとき。 指名停止 ・ 逮捕、告訴を知った日から3月以上24月以内</p>	<p>【指名推せん委員会】 1 指名推せん委員会は、建設工事等を発注しようとする主管課長から内申を受けて、樋脇町契約規則第21条及び第24条第1項に基づき、建設工事ならびに物品の調達(修繕を含む)に係る指名競争入札の資格者及び随意契約に係る見積者の指名のための資格者の推せんを行う。 (推せん委員会対象金額) 設計金額が30万円以上の随意契約(物品購入含む) 設計金額が50万円以上の工事請負 設計金額が30万円以上の業務委託</p> <p>【委員会の構成】 1 委員会の委員は、助役、総務課長、企画課長、経済課長及び建設課長のほか、当該工事等の主管課長並びに委員長が適当と認められたもの。</p> <p>【指名推せん基準】 1 指名推せん委員会は、建設工事等入札参加資格者能力格付(2年に1回)をもって、格付区分に属する業者の中から指名推せんの決定を行う。 2 コンサルティング業務(業務委託)の業者の選定については、資格者の中から当該業務内容等を考慮して指名推せんの決定を行う。</p> <p>【指名業者数】 1 契約担当者は、指名競争入札に参加せようとする者の指名をするときは、なるべく5人以上の者に イ 請負に付する額が5千万円未満の工事 5人以上10人を目標 ロ 請負に付する額が5千万円以上3億円未満 12人を目標 ハ 請負に付する額が3億円以上 15人を目標 2 契約担当者は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴するものとする。</p> <p>【指名停止基準】 抜粋 1 町長は、有資格者が別表第1、第2及び第3、第4に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところに期間を定め、当該資格者について指名停止を行うものとする。 (別表1) 事故等に基づく措置基準 抜粋 ・ 過失による租雑工事(町発注工事) 当該認定した日から1ヶ月以上6ヶ月以内 ・ 契約違反(町発注工事) 当該認定した日から2週間以上4ヶ月以内 ・ 公衆損害事故(町発注工事) 当該認定した日から1ヶ月以上6ヶ月以内 ・ 工事事故(町発注工事) 当該認定した日から2週間以上4ヶ月以内 (別表2) 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 抜粋 ・ 贈賄 有資格者(個人、役員、使用人)が町職員に対する贈賄の容疑により逮捕されたとき 逮捕を知った日から公訴の提起又は、公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで ・ 不正又は不誠実な行為 当該認定した日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>【談合対応】 1 談合情報が寄せられた場合は、指名推せん委員会において情報の確認及び指名業者等の事情聴取を行い、談合の事実が確認された場合は、入札執行の延期又は入札執行の取り止めを決定し、公正取引委員会へ通知する。 2 不正行為に対する必要な措置を行う。</p> <p>【指名願いの受付】 ・ 毎年2月～3月末まで総務課で受付(紙ファイル綴じて提出依頼)後、建設課で審査確認後保管 ・ 全ての業種を随時受付</p>	<p>【指名委員会】 1 委員会は、請負工事等を発注しようとする主管課長から内申を受けた請負工事等について、入来町建設工事等入札参加資格審査要綱に基づき請負工事等入札指名資格者名簿(以下「指名業者名簿」という。)に登録された者のうちから、厳正かつ公平に選定し指名するものとする。 2 委員会は、入来町工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき、業者の指名停止等の審査を行うものとする。 3 委員会は、その他入札参加者の選定等に必要事項について、協議、審査を行うものとする。</p> <p>【委員会の構成】 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。 2 委員長は助役、副委員長は総務課長とし、委員は企画課長、経済課長、建設課長をもってあてるとし、委員長が必要であると認めるときは関係課長、関係課長補佐、その他委員長が適当と認められた者として認めることができる。</p> <p>【指名基準】 1 指名委員会は、次の事項を考慮して指名業者を決定するものとする。 (1) 契約しようとする請負工事等の技術的適性及び工事経歴 (2) 契約しようとする請負工事等の実施場所及び地理的条件 (3) 業者の手持ち工事の状況及び技術者数 (4) 請負工事の施工に際しての不誠実な行為の有無 (5) その他安全管理、労働福祉の状況等指名委員会が必要と認める事項 2 請負工事等入札指名格付については、規格付けを準用し前項に掲げる事項を考慮して指名の決定を行うものとする。 3 コンサルティング業務(以下「業務委託」という。)の業者選定については、第1項に掲げる事項及び専門技術部門における専門資格者(建築士、技術士、)等の設置状況を考慮して指名の決定を行うものとする。</p> <p>【指名業者数】 1 指名委員会において指名する業者数は、なるべく5人以上とする。</p> <p>【指名願いの受け付け】 ・ 2年に一度受け付け、次回は平成15年12月から平成16年2月末日まで ・ 随時受け付けあり ・ 建設課にて受け付け、紙ファイル綴じて提出依頼 ・ 業者管理システム導入なし</p> <p>【指名停止基準】 1 事故等に基づく措置基準(抜粋) ・ 過失による租雑工事 当該認定をした日から1ヶ月以上6ヶ月以内 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(抜粋) ・ 贈賄 逮捕を知った日から控訴の提起又は控訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで 3 暴力団及び関係者に基づく基準(抜粋) ・ 有資格業者の役員が関係者及び経営に事実上参加 当該認定した日から6ヶ月以上12ヶ月以内 ただし、期間内に改善が認められればその日まで 4 その他の措置基準(抜粋) ・ 契約の履行に当たり、故意に工事等を租雑にし、又は物品等の納入に不正の行為をした者 当該認定をした日から3ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>【指名停止基準】 (資格の停止) 事故等に基づく措置基準 1 過失による租雑行為(町と締結した工事) 当該認定日から1月以上6ヶ月以内 2 過失による租雑行為(町以外締結した工事) 当該認定日から1月以上3ヶ月以内 3 契約違反 当該認定日から2週間以上4ヶ月以内 4 公衆損害事故(町発注の工事) 当該認定日から1月以上6ヶ月以内 5 公衆損害事故(一般工事) 当該認定日から1月以上3ヶ月以内 6 工事関係者事故(町発注の工事) 当該認定日から2週間以上4ヶ月以内 7 工事関係者事故(一般工事) 当該認定日から2週間以上2ヶ月以内 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 贈賄 1 有資格業者個人、有資格業者役員又はその使用人が、町の職員に対し行った贈賄の容疑に逮捕されたとき 逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで 八 使用人 1月以上6ヶ月以内 3 代表役員又は一般職員等が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき 逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで 4 次のイロハにあげるものが県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴されたとき イ 代表役員等 2月以上3ヶ月以内 ロ 一般職員等 1月以上4ヶ月以内 5 代表役員又は一般職員等が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき 逮捕又は公訴を知った日から2月以上5ヶ月以内 不正又は不誠実な行為 6 前各号におけるほか業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約相手として不適当であると認められる場合 当該認定日から1月以上9ヶ月以内 7 前各号におけるほか代表役員等が禁固以上の刑に当たる容疑にて公訴され、禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約相手として不適当と認められる場合 当該認定日から1月以上9ヶ月以内 暴力団及び関係者に基づく基準 1 有資格業者が又は法人である有資格業者役員等が、暴力団関係者の場合、または暴力団関係者がある有資格業者の経営に事実上参加していると認められる場合 当該認定日から6月以上12月以内ただし改善されない場合は改善されたと認められる日まで 2 有資格業者が、業務に関し不正に暴力団関係者を利用、使用したと認められるとき 当該認定日から2月以上6ヶ月以内 3 有資格業者が、不正に暴力団関係者に対し財産上の利益を与えたと認められる場合 当該認定日から6月以上12月以内 その他 1月以上12月以内</p>	<p>【指名委員会】 1 委員会は、請負工事等を発注しようとする主管課長から内申を受けた請負工事等について、入来町建設工事等入札参加資格審査要綱に基づき請負工事等入札指名資格者名簿(以下「指名業者名簿」という。)に登録された者のうちから、厳正かつ公平に選定し指名するものとする。 2 委員会は、入来町工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき、業者の指名停止等の審査を行うものとする。 3 委員会は、その他入札参加者の選定等に必要事項について、協議、審査を行うものとする。</p> <p>【委員会の構成】 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。 2 委員長は助役、副委員長は総務課長とし、委員は企画課長、経済課長、建設課長とし、委員長が必要であると認めるときは関係課長、関係課長補佐、その他委員長が適当と認められた者として認めることができる。</p> <p>【指名基準】 1 指名委員会は、次の事項を考慮して指名業者を決定するものとする。 (1) 契約しようとする請負工事等の技術的適性及び工事経歴 (2) 契約しようとする請負工事等の実施場所及び地理的条件 (3) 業者の手持ち工事の状況及び技術者数 (4) 請負工事の施工に際しての業者の不在、不誠実な行為の有無 (5) その他業者の経営及び信用の状況、安全管理、労働福祉の状況等指名審査が必要と認める事項</p> <p>【指名業者数】 指名委員会においては、なるべく5者以上を指名する</p> <p>【指名願いの受け付け】 ・ 2年に一度受け付け、次回は平成16年1月から3月末まで ・ 随時受け付けあり ・ 企画開発課にて受け付け、紙ファイル綴じて提出依頼 ・ 業者管理システム導入なし</p> <p>【指名停止基準】 町長は、事業主(法人にあっては役員)又はその使用人が、次の各号の1に該当すると認められた場合は、当該各号に定めるところの範囲内において一定期間を定め、その期間中当該業者の指名を停止するものとする。 (1) 入札参加資格申請書の虚偽記載 [1ヶ月以上6ヶ月以内] (2) 過失による租雑工事 [1ヶ月以上6ヶ月以内] (3) 安全管理が不適切で死傷者、損害を与えたとき 公衆の場合 [1ヶ月以上6ヶ月以内] 工事関係者の場合 [2週間以上2ヶ月以内]</p> <p>(4) 贈賄の容疑で逮捕又は公訴されたとき 代表役員等 [2ヶ月以上12ヶ月以内] 一般役員等 [2ヶ月以上9ヶ月以内] 使用人等 [1ヶ月以上3ヶ月以内] (5) 独占禁止法違反行為 [2ヶ月以上9ヶ月以内] (6) 談合の容疑で逮捕又は公訴されたとき [2ヶ月以上12ヶ月以内] (7) 代表役員等が犯罪の容疑で控訴され、または禁固刑、罰金刑を宣告されたとき [1ヶ月以上9ヶ月以内] (8) 契約不履行 [3ヶ月以上12ヶ月以内] (9) 入札、契約、検査の妨害 [3ヶ月以上12ヶ月以内]</p>
------------------------------	--	---	---	--

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-23(5)その他事業(契約事務関係)について				専門部会	企画財政部会
調整方針	<p>工事等入札指名事務及び入札事務は、川内市の例を基本に調整する。 ただし、入札参加資格の取り扱いについては、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>					
項目	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
<p>工事入札指名事務及び入札事務</p>	<p>【指名委員会】 委員会は、請負工事等を発注しようとする主管課長から内申を受けた請負工事等について、祁答院町建設工事指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱に基づき、厳正かつ公平に選定し指名するものとする。 【委員会組織】 第1条 祁答院町契約規則(平成10年規則第7号)第21条の規定に基づいて建設工事入札者指名のための資格者の推薦をするため、建設工事の入札者指名のための資格者推薦委員会(以下「委員会」という。)を置く。 第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 助役、総務課長、建設課長、経済課長、企画開発課長、土木管理係長、耕地係長、林政係長 2 委員会に委員長を置き、委員長は助役をもって充てる。 第3条 委員会は、委員長が必要に応じて召集する。 2 委員会の議事の決定は、委員長が出席した委員の意見を尊重して行う。 3 委員会をひらくとまがけないとき、又はやむを得ない理由があるときは、前2項に規定する手続を省略することができる。 【指名基準】 町が発注する建設工事の指名競争入札に参加させようとする建設業者を指名する場合は、次に掲げるとおりとする。 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項の規定により指名競争入札に参加させないこととされた者でないこと。 (2) 指名に当たっては、次に掲げる事項を助案すること。 ア 建設工事場所の地域性 イ 建設業者に関する次に掲げる事項 (ア)経営状況 (イ)信用度 (ウ)手持工事量 (エ)施工についての技術的適性 (オ)安全管理の状況 (カ)労働福祉の状況 (キ)指名回数等の機会均等 ウ 指名する建設業者数 【指名業者数】 (1) 祁答院町契約規則(平成10年規則第7号)第21条の規定により、なるべく5人以上とすること。 (2) 祁答院町契約規則第24条の2の規定により見積書を徴する場合は、なるべく2人以上の者から徴するものとすること。 (3) 建設業者をできる限り多く指名することは差し支えないものであること。 【指名願いの受付】 指名願いは随時受け付けており、総務課で受付・保管。 【指名停止基準】 事故等に基づく措置基準 町長は、事業主又はその使用者が次の各号に該当すると認められた場合は、一定期間を定め、その期間中当該業者の指名を停止するものとする。 1 町工事等の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格の審査申請書及び入札参加資格の確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、町工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 2 町工事等の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑に行ったと認められるとき。(かしが軽微であると認められるときを除く) 3 町内を施行場所とする一般工事等の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑に行った場合において、それによるかしが重大であると認められるとき。 4 第2号に掲げる場合の外、町工事等の施工に当たり契約に違反し、町工事等の相手方として不適当であると認められるとき。 5 町工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったことにより、次のアからウまでのいずれかに該当したとき。 ア 公衆に死者若しくは多数の負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき イ 公衆に負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。 ウ 当該町工事等の工事関係者に志望者又は負傷者を生じさせたとき。 6 町内を施行場所とする一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったことにより、次のアからウまでのいずれかに該当したとき。 ア 公衆の死者若しくは多数の負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき イ 公衆に負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。 ウ 当該一般工事等の工事関係者に死者又は負傷者を生じさせたとき。 7 不渡手形を発行し、銀行が取引を停止したとき。 【指名停止基準】 (資格の停止) 事故等に基づく処置基準 ・措置要件 虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反、公衆損害事故、工事関係者事故 ・期間 1月以上12月以内 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 ・措置要件 贈賄、独占禁止法違反行為、談合、営業の停止、故意による粗雑工事等、妨害違反、契約不履行等、不正又は不誠実な行為 ・期間 1月以上24月以内</p>	<p>【指名推薦委員会】 1 指名推せん委員会、建設工事等を発注しようとする主管課長から内申を受けて、里村建設工事入札者指名のための資格者推薦委員会設置規程に基づき、建設工事ならびに物品の調達(修繕を含む)に係る指名競争入札の入札者及び随意契約に係る見積者の指名のための資格者の推せんを行う。 【委員会の構成】 ・助役、総務課長、住民課長、税務課長、建設課長、保健福祉課長 ・委員長は助役をもって充てる。委員長に事故あるとき又は欠けるときは、総務課長がその職務を代理する。 【指名推せん基準】 1 指名推せん委員会は、建設工事等入札参加資格能力格付(2年に1回)をもって、格付区分に属する者及びその上位又は直近以下に属する者の中から指名推せんの決定を行う。 2 コンサルティング業務(業務委託)の業者の選定については、資格者の中から当該業務内容等を考慮して指名推せんの決定を行う。 【指名業者数】 1 契約担当者は、指名競争入札に参加させようとする者の指名をするときは、なるべく5人以上の者についてするものとする。 イ 請負に付する額が5百万円未満の工事 3人以上を目標 ロ 請負に付する額が5百万円以上3千万円未満 5人を目標 ハ 請負に付する額が3千万円以上1億円未満 7人を目標 ニ 請負に付する額が1億円以上 10人を目標 2 契約担当者は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴するものとする。 【指名停止基準】 ・過失により工事を粗雑したと認められるとき ・契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であるとみとめられるとき ・安全管理の措置が不適切であったため、公衆並びに工事関係者に損害を与えたと認められるとき ・有資格業者である個人、有資格者の役員又は、その使用者が村や他の公共機関の職員に対して行った贈賄の疑念により逮捕されたとき ・競争入札等において、その公正な執行を妨げたもの又は、公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者</p>	<p>【指名委員会】 建設工事の指名競争入札に指名する者を適正に選定する 入札の必要に応じ助役が召集し委員会を開く 【委員会の構成】 助役、総務課長、建設課長、企画課長、及び主管課長 【指名基準】 ・要綱に基づき当該年度の建設業者経営事項等審査結果を準用し、工事施工能力が下記に定められた本工事費 に対応するもの及びその上位又は直近下位の等級に属する建設業者のうちから選定。 ・建設業者の同時施行の総工事最高施工能力を、経営規模、経営比較、信用度、手持工事の質及び量等で考慮し能力限度以上のものを選定。 ・施行地域に本店又は営業所を有する建設業者を、優先的に選定を考慮する場合においても施工能力と工事箇所との地理的条件を充分勘定のうえ選定。 ・緊急を要する工事、特殊な技術経験、機械等を要する工事、軽微な工事、その他特別な場合はこのかぎりでない。 建設工事の種類 建設工事の標準金額 参加資格の区分 土木工事一式 A級 38,000千円以上 B 17,000千円以上38,000千円未満 C 7,000千円以上17,000千円未満 D 7,000千円未満 建築一式工事 A 70,000千円以上 B 30,000千円以上70,000千円未満 C 10,000千円以上30,000千円未満 D 10,000千円未満 舗装工事 A 30,000千円以上 B 30,000千円未満 C 15,000千円未満 D 5,000千円未満 造園工事 A 8,000千円以上 B 8,000千円未満 管工事 A 10,000千円以上 B 5,000千円以上10,000千円未満 C 5,000千円未満 電気工事 A 10,000千円以上 B 5,000千円以上10,000千円未満 C 5,000千円未満 【指名業者数】 工事入札参加資格申請書をもって審査、受理を行い、その中から事業規模に応じて事業執行課で推薦者数を設定、推薦し指名委員会へ付託する。 500万円以下 3業者 500万円以上1000万円未満 3~5業者 1000万円以上3000万円未満 3~8業者 3000万円以上 5~10業者 【指名停止基準】 なし</p>	<p>【指名推薦委員会】 1 委員会は、請負工事等を発注しようとする主管課長から内申を受けた請負工事等について、下甌村建設工事指名競争入札参加者指名要綱に基づき、下甌村契約規則(平成9年下甌村規則第11号)第22条の規定により作成された請負工事等入札指名資格者名簿(以下「指名業者名簿」という。)に登録された者のうちから、厳正かつ公平に選定し指名するものとする。 2 委員会は、下甌村請負工事等指名停止等措置要領に基づき、業者の指名停止等の審査を行うものとする。 【委員会組織】 第2条 委員会は、助役、総務課長、建設課長及び経済課長で構成する。 2 委員長は助役。 3 助役が欠ける場合は総務課長が職務を代理する。 【指名基準】 1 指名推薦委員会は、次の事項を考慮して指名業者を決定するものとする。 (1) 契約しようとする請負工事等の技術的適性及び工事経歴 (2) 契約しようとする請負工事等の実施場所及び地理的条件 (3) 業者の手持ち工事の状況及び技術者数 (4) 請負工事等の施行に際しての業者の不在、不誠実な行為の有無 (5) その他安全管理、労働福祉の状況等指名審査会が必要と認める事項 【指名願いの受付】 H14・1・4~H14・3・31まで有効 (経営審査評表の提出要) 建設課で受付(郵送可) 【指名停止基準】 (資格の停止) なし。</p>	<p>【指名推薦委員会】 1 委員会は、請負工事等を発注しようとする主管課長から内申を受けた請負工事等について、鹿児島建設工事指名競争入札参加資格審査要綱に基づき、鹿島村契約規則(昭和52年3月1日)により作成された請負工事等入札指名資格者名簿(以下「指名業者名簿」という。)に登録された者のうちから、厳正かつ公平に選定し指名するものとする。 2 推薦委員会は、その他入札参加者の選定等に必要事項について、協議、審査を行うものとする。 【委員会組織】 第2条 委員会は委員長及び委員をもって構成する。 2 委員長は助役とし、委員は総務課長、住民課長、経済土木課長、企画課長をもって構成する。ただし、必要がある場合には、関係職員の出席を求め説明又は意見を聞くことができる。 3 委員長が欠けたときは、総務課長がその職務を代理する。 【指名基準】 1 指名推薦委員会は、次の事項を考慮して指名業者を決定するものとする。 (1) 契約しようとする請負工事等の技術的適性及び工事経歴 (2) 契約しようとする請負工事等の実施場所及び地理的条件 (3) 業者の手持ち工事の状況及び技術者数 (4) 請負工事等の施行に際しての業者の不在、不誠実な行為の有無 (5) その他安全管理、労働福祉の状況等指名推薦委員会が必要と認める事項 【指名】 指名推薦委員会において指名する業者数は、なるべく5人以上の者についてするものとする。ただし、指名推薦委員会において必要があると認めるときは、必要に応じて増減することができる。</p>	

議案第 6 1 号

「その他事業(企画事務関係)」について

合併協定項目 2 3 - 2 3 (6) 号「その他事業(企画事務関係)」について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 2 月 1 1 日 提出

川薩地区法定合併協議会
会 長 森 卓 朗

【 調整方針 (案) 】

その他事業 (企画事務関係) について

1 総合計画策定について

- (1) 総合計画「基本構想」については、旧市町村の総合計画を考慮した新市まちづくり計画における「まちづくりの基本方針」の承継を図り、新市に移行後、速やかに策定する。
- (2) 総合計画「基本計画」については、新市まちづくり計画に基づき策定する。この策定までの間は、新市まちづくり計画基本計画により行政運営を行う。なお、「基本計画」策定に当たり、各地区コミュニティ協議会の地区振興計画を参考にする。
- (3) 総合計画「実施計画」(3 ヶ年計画) については、新市まちづくり計画を基に暫定的な計画を新市に移行後、速やかに策定する。

2 定住促進に関することについて

新市に移行後、速やかに調整する。

平成 年 月 日 確認

その他事業（企画事務関係）について

1 協定項目の要旨・留意点

新市のあるべき姿を示すものとして、旧市町村の総合計画を考慮し、新市まちづくり計画に基づいた総合計画を策定する必要がある。

新市の均衡ある発展を図るための定住促進対策を図る必要がある。

関連資料については、別紙のとおり。

2 提案の理由

新市の均衡ある発展を図ることを目的とした総合計画策定や定住促進対策について、構成市町村と協議調整が必要なことを考慮し提案する。

3 協定（協議）先進事例

総合計画策定について

長野県千曲市（平成15年9月1日 新設合併）

現行の各市町村の総合計画及び新市将来構想・新市建設計画との整合を図り、新市において新たに策定する。

愛知県田原市（平成15年8月20日 新設合併）

新市において新計画を策定する。

なお、新計画が策定されるまでの間は、現行計画を新市に引き続き運用する。

若者定住促進対策について

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

合併後3年間、現行のとおりとする。

香川県東かがわ市（平成15年4月1日 新設合併）

新市において速やかに制度化する。

4 参考法令（条文等抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（地方公共団体の法人格とその事務）

第2条 地方公共団体は、法人とする。

・ …略…

4 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これを即して行なうようにしなければならない。

5 参考資料

一般的な総合計画の構成

総合計画		基本構想 (第1層)	長期的視点からの市の将来目標と構想など、行政運営の基本的な方針を示すもの。地方自治法第2条第4項により市議会の議決を要する。新市で策定される各分野別計画（離島振興計画・都市計画マスタープラン等）の根幹的なものとなる。
		基本計画 (第2層)	基本構想の提示する将来像を実現するための施策体系を明らかにするとともに、中・長期的な行政課題の解決に向けての主要事業計画と計画目標を示す。
		実施計画 (第3層)	基本計画の各施策の実現手段として行う具体的事務・事業を示すもの。通常、向こう3ヶ年の計画とされ、毎年度見直される。事務・事業の進行管理指標として、また、後年度を含む予算編成指標としての役割がある。

総合計画策定手順の考え方

計画階層	策定手順の考え方
基本構想	通常、基本計画と併せて策定するが、法定事項であることと基本計画及び地区振興計画の策定スケジュールを勘案しながら、新市に移行後、速やかに策定する。
基本計画	地区振興計画の策定状況を踏まえながら策定作業を行う。それまでの間は、暫定措置として新市まちづくり計画で行政運営を行う。
実施計画	基本計画に併せて策定する。それまでの間は、新市まちづくり計画を基に暫定計画を策定し、予算編成の指標とする。

新市まちづくり計画（原案）の構成

計画階層	策定手順の考え方
基本方針	新市における速やかな一体化や地域の発展と市民福祉の向上を図るためのまちづくりについて、基本的な方針（政策）を示したもの。
基本計画	「基本方針」を基に、合併後のまちづくりの具体的施策を示したもの。
まちづくり事業計画	「基本計画」を基本にして実施する主な事業を示したものです。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協 定 項 目	23-23(6) その他事業（企画関係事務）について					専門部会名 企画財政部会
調 整 方 針 案	(1) 総合計画「基本構想」については、旧市町村の総合計画を考慮した新市まちづくり計画における「まちづくりの基本方針」の承継を図り、新市に移行後、速やかに調整する。 (2) 総合計画「基本計画」については、新市まちづくり計画に基づき策定する。この策定までの間は、新市まちづくり計画基本計画により行政運営を行う。なお、「基本計画」策定に当たり、各地区コミュニティ協議会の地区振興計画を参考にする。 (3) 総合計画「実施計画」（3ヶ年計画）については、新市まちづくり計画を基に暫定的な計画を新市に移行後、速やかに策定する。					
項 目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
総合計画策定	第4次川内市総合計画 【策定年月】 平成13年9月 【目的】 ・行政の総合的・計画的な運営指針となる総合計画の策定 ・市政全般の総合開発及び調整等に関する審議機関としての総合開発審議会の開催 【内容】 ・第4次川内市総合計画 将来都市像：人・まち輝く「水景文化都市」川内 基本構想：10年間（H13～H22） 基本計画：上期5年間（H13～H17） 実施計画：3年間（毎年ローリング） 【策定の経緯】 平成11年度 ・総合計画策定委員会及び策定専門部会発足 ・市民アンケート ・総合開発審議会（2回） 平成12年度 ・アンケート結果の公表、意見・提言の募集 ・基本構想骨子案の公表と意見募集	樋脇町第3次総合振興計画 【策定年月】 平成9年3月 【目的】 ・行政の総合的・計画的な運営指針となる総合計画の策定 ・町政全般の総合開発及び調整等に関する審議機関としての総合振興計画審議会の開催 【内容】 ・第3次川内市総合計画 将来都市像：住みよい町 住みたい町 基本構想：10年間（H9～H18） 基本計画：後期5年間（H14～H18） 実施計画：3年間（毎年ローリング） 【策定の経緯】 平成8年 総合振興計画策定プロジェクト委員会発足（各課職員15名）（平成9年3月までに計3回開催） 町民意識調査の実施、分析 町長及び各課のヒアリングを実施 振興計画審議会開催（平成9年3月までに計2回開催） 調査報告書作成 平成9年 3月町議会議決 平成14年3月 後期基本計画の策定（議会報告） 【策定業務委託】 なし	第4次入来町総合振興計画 【策定年月】 平成13年3月 【計画期間】 平成13年度～平成26年度 【テーマ】 地域を見つめなおすことから始まるまちづくり 【策定の経緯】 平成10年 まちづくりの絵画・提言募集 まちづくり町民アンケート調査（全戸） 平成11年 まちづくり町民ボランティア会議（いきりきワクワク未来塾 33名） 12.11.28まで延べ45回 まちづくりワーキンググループ会議（役場若手職員13名） 12.11.16まで延べ38回 平成12年 総合計画策定委員会発足（課長級）（平成12年12月までに計3回開催） 総合計画策定調整会議（補佐・係長級）（平成12年12月までに計3回開催）	東郷町総合振興計画 【策定年月】 平成8年3月 【計画期間】 平成8年度～平成17年度 【策定の目的】 全ての町民と行政が一体となって進める21世紀へ向けた まちづくりの指標 【テーマ】 人と自然がつくりだす心温まる快適空間 とうごう 【策定の経緯】 各課のヒアリングを行い、町長協議し、平成8年3月議会で議決 【基本計画の見直し】 後期の13～17年度までの基本計画を見直し、13年6月議会において議決	第4次祁答院町総合振興計画 【策定年月】 平成14年4月 【計画期間】 平成14年度～平成23年度 【テーマ】 活力にあふれ 心豊かに 夢ふくらむ 住みよいまちづくり 【策定の経緯】 平成12年 総合計画策定企画会議発足（各課職員15名）（平成14年2月までに計13回開催） 町民意識調査の実施、分析 町長及び各課のヒアリングを実施 平成13年 祁答院町まちづくり委員会（40名）（平成14年2月までに計3回開催） 平成14年 3月町議会議決 【印刷業務】 (株)スタジオアドス 14年度 1,050,000円 200部 【附属機関】 祁答院町長期計画策定審議会	
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案	
	里村第4次総合計画 【策定年月】 平成12年3月 【計画期間】 平成12年度～平成22年度 【基本理念】 多様な人々が生き生きと行き交う誇り高い村づくり 【策定の経緯】 平成11年 里総合計画振興計画策定委員会（各課職員12名）（平成12年2月までに計2回開催） 町民意識調査の実施、分析 村長及び各課のヒアリングを実施 平成12年2月 3月村議会議決 【策定業務委託】 (株)ランドサーベイ 11年度 6,300,000円 【附属機関】 里村振興計画審議会 【事業の目的】 村長の諮問に応じ、里村総合計画の策定に必要な調査及び審議を行なう。 【概要】 委員 12名で組織 内訳 議会の議員 3人 農業委員会の委員 1人 教育委員会の委員 1人 公共的団体の役員及び職員 5人 学識経験者 2人 会長1名・副会長1名 委員報酬1日5,800円 審議会開催 不定期	上甌村第4次総合計画 【策定年月】 平成12年6月 【計画期間】 平成14年度～平成23年度 【基本理念】 資源と知恵の融合で挑戦し、共生のこころ豊かな、やすらぎある「上甌」づくり 【策定の経緯】 平成12年10月 上甌村村民意識調査-むらづくりアンケート調査 総合計画策定委員会発足（各課職員12名）（平成14年3月までに計5回開催） 町民意識調査の実施、分析 村長及び各課のヒアリングを実施 平成14年2月 村総合振興計画審議会諮問 平成14年 3月村議会議決 【策定業務委託】 (株)鹿児島総合研究所 14年度 4,620,000円 【印刷業務】 (有)イースト朝日 14年度 252,000円 200部	下甌村総合振興計画 【策定年月】 平成14年3月 【計画期間】 平成14年度～平成23年度 【キャッチフレーズ】 しもこしき 新・竜宮の里 【策定の経緯】 平成12年 地域づくり座談会の実施 庁内策定組織発足（平成13年11月までに計12回開催） 地域・経済団体の聞き取り調査の実施 アンケート調査の実施（村民、出郷者） 現状計画の現況調査、評価 平成13年 各地区での村づくり懇話会の開催 総合計画審議会開催（平成13年11月までに計2回開催） 基本構想の策定 基本計画・戦略プロジェクトの策定 最終計画案の作成 平成14年 3月村議会議決 【策定業務委託】 (株)鹿児島総合研究所 12年度 4,252,500円 13年度 4,462,500円 【印刷業務】 洲上印刷(株) 14年度 1,785,000円 500部（計画書） 661,500円 3,000部（概要版）	鹿島村 第3次総合計画 【策定年月】 平成8年3月 【計画期間】 平成8年度～平成17年度 【テーマ】 やすらぎを求め生き生きと人が輝く海洋生産基地かしまの創造 【策定の経緯】 平成7年 村長及び各課のヒアリングを実施 平成8年・ 3月村議会議決 【策定業務委託】 (株)日建クリエート 鹿島村総合計画案 シミュレーション作成 7年度 978,500円 【印刷業務】(株)朝日印刷 7年度 957,900円 500部 【附属機関】鹿島村振興計画審議会 【事業の目的】村長の諮問に応じ、鹿島村総合計画の策定に必要な調査及び審議を行なう。 【概要】委員 14名で組織 内訳 議会の議員 教育委員会の委員 村の職員 公共的団体の役員 学識経験者 任期 2年 会長1名・副会長1名 委員報酬 1日 5,800円 審議会開催 不定期	(1) 総合計画「基本構想」については、旧市町村の総合計画を考慮した新市まちづくり計画における「まちづくりの基本方針」の承継を図り、新市に移行後、速やかに調整する。 (2) 総合計画「基本計画」については、新市まちづくり計画に基づき策定する。この策定までの間は、新市まちづくり計画基本計画により行政運営を行う。なお、「基本計画」策定に当たり、各地区コミュニティ協議会の地区振興計画を参考にする。 (3) 総合計画「実施計画」（3ヶ年計画）については、新市まちづくり計画を基に暫定的な計画を新市に移行後、速やかに策定する。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協 定 項 目	23-23(6) その他事業（企画関係事務）について				専門部会名 企画財政部会
調 整 方 針 案	新市に移行後、速やかに調整する。				
項 目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
定住促進に関する事	<p>【目的】 本市における定住促進の推進を図る</p> <p>【内容】 ・ 定住促進施策の検討 ・ 定住促進施策に係る情報収集</p>	<p>(樋脇町地域づくり定住促進助成事業)</p> <p>【目的】 樋脇町における地域づくりや定住促進を図るため、助成金制度を確立し、人口の増加と活力に満ちた伸びゆく町を創造する。</p> <p>【条例の期間】 平成8年度から平成22年度まで</p> <p>【助成金交付対象期間】 平成8年度から平成17年度まで</p> <p>【手続き】 (1)交付対象要件該当者（転入・転居・婚姻） (2)交付申請（要件発生から1年以内） 申請書類：申請書・住民票・建物登記簿謄本等 (3)審議会で審議 (4)交付決定 (5)交付 【交付金の返還】 交付後、5年以内に町外へ転出された場合は、助成金の返還を求めている。毎年数件実績あり</p> <p>合併後の考え方： 定住団地として契約後4年以内に新築定住される方に田代ニュータウンを分譲しており、分譲者に対して同制度があることを広報している。このため制度の存続を求める。但し、結婚及び児童の交付要件については再考できるのでは (定住促進団地整備分譲)平成14年1月1日現在</p> <p>【宮元定住促進団地】 事業主体 樋脇町 整備年度 平成9年度 分譲区画数 17区画 分譲済区画 全区画（平成14年度に2区画の買戻しを行い再分譲） 新築定住区画 15区画 分譲要件 契約後3年以内に新築定住すること</p> <p>【田代定住促進団地（田代ニュータウン）】 事業主体 樋脇町 整備年度 平成12～13年度 分譲区画数 94区画 分譲済区画 25区画 新築定住区画 11区画 分譲要件 契約後4年以内に新築定住すること</p> <p>補助金制度 田代ニュータウン定住促進支援補助金 新築定住・児童の転入及び結婚後の定住者に対して助成金を交付 結婚関連；町内に居住する人が引き続き婚姻後定住される場合に、1組当たり15万円を交付（個別調査票B-1、39に条例詳細明記）</p>	<p>【事業】 過疎地域集落再編整備事業（定住促進団地）</p> <p>【目的】 児童増対策として温泉を生かした宅地造成を行い、定住を促進しようとするものである。</p> <p>あさひ団地 区画数 35区画 売却区画数 16区画 建築戸数 8戸</p>	<p>(東郷町ふるさとづくり促進事業)</p> <p>【目的】 東郷町における地域づくりや定住促進を図るため、助成金制度を確立し、人口の増加と活力に満ちた伸びゆく町を創造する。</p> <p>【条例の期間】 平成5年度から平成19年度まで</p> <p>【助成金交付対象期間】 平成5年度から平成19年度まで</p> <p>【手続き】 (1)交付対象要件該当者（転入・転居・婚姻・空家改修） (2)交付申請（要件発生から1年以内） 申請書類：申請書・住民票・建物登記簿謄本等 (3)審議会での審議 (4)交付決定 (5)交付 【交付金の返還】 交付後、5年以内に町外へ転出された場合は、助成金の返還を求めている。毎年数件実績あり</p> <p>【助成対象事業】 義務教育以下の子どもを有する家族の転入で世帯責任者が65歳以下の者・・・10万円 町内に土地を購入し、住宅を新築して定住する世帯責任者が転入の日において65歳以下の者・・・50万円 町内に土地を保有しており、住宅を新築して定住する世帯責任者が転入の日において65歳以下の者・・・40万円 町内の借家又は親元に居住しており、新たに住宅を新築して転居し引き続き定住する世帯責任者が転居の日において65歳以下の者・・・40万円 建築年数10年以内の建て売り又は中古住宅を購入して転入し定住する世帯責任者が転入の日において65歳以下の者・・・築4年未満40万円・築4～10年未満30万円 町内に居住し、建築年数10年以内の建て売り又は中古住宅を購入して転居し引き続き定住する世帯責任者が転居の日において65歳以下の者・・・築4年未満以内20万円・築4～10年以内10万円 上記～までの斧淵校区以外へ定住するものは20万円の加算 義務教育以下の児童を有する世帯責任者が転入又は斧淵校区から他の校区へ転居し引き続き定住する者・・・児童1名につき10万円</p>	<p>【事業目的】 祁答院町の人口の増加を図るため、定住促進のための諸施策を講ずることにより、活力に満ちた祁答院町を創造し、もって町民の豊かなくらしと福祉の増進に寄与する。</p> <p>【条件】 ・ 生活の本拠を本町に5年以上居住する。</p> <p>【概要】 ・ 転入奨励金 65歳未満の者で1人転入の場合10万円 町内で就労した場合5万円加算、町内の居住地から片道20km以上通勤する場合5万円加算 65歳未満の者で1人転入の場合20万円 町内で就労した場合1人につき5万円加算、ただし10万円を限度とする。 町内の居住地から片道20km以上通勤する場合5万円加算 ・ 留町奨励金 新規卒業者であって、かつ定住の意志をもって引き続き本町に居住する場合10万円 町内に就労した場合5万円加算、町内の居住地から片道20km以上通勤する場合5万円加算 ・ 結婚祝金 結婚した場合に、その夫又は妻のいずれかが本町の町民であって、かつ、結婚後も新世帯において定住の意志がある場合10万円、夫又は妻のいずれかが産後継者である場合5万円加算 ・ 住宅取得奨励金 65歳未満の者で転入者又は借家等に居住し、持家を有しない者、居住目的で町内に延べ床面積66㎡以上の住宅を取得する者ですべて上記の要件を満たす者が定住の意志をもって新築住宅を取得した場合30万円、中古住宅を取得した場合15万円（ただし公共工事に伴う移転補償によるもの及びけげ地近接危険住宅移転によるものを除く。） 住宅取得に伴って宅地を取得した場合10万円加算、町内業者が新築住宅の工事を施工した場合10万円加算</p> <p>【事務手順】 適要申請 審査 交付決定 交付</p> <p>【予算】 12,200,000円</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協 定 項 目	23-23 (6) その他事業 (企画関係事務) について				専門部会名 企画財政部会
調 整 方 針 案					
項 目	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・検討事項
<p>定住促進に関すること</p>	<p>【事業の目的】 本村における定住促進を図るため、結婚、出産及び就学に対して祝い金を支給することで若者が定住し、出産をそくし人口の減少を防止するとともに、本村の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>【概要】 ・結婚祝金 一組当たり20万円 結婚するに至った双方若しくは一方が、年齢45歳未満であり、かつ本村に永住の意志表示をしている者に支給する。 ・就学祝金 1人当たり10万円 本村の小学校に入学する児童の保護者に支給する。</p> <p>【事務手順】 適用申請 審査 交付決定 交付</p>	<p>Uターン、Iターンの推進及び支援</p>	<p>【事業】 下甌村漁業従事Iターン者用住宅</p> <p>【対象者】 以下に該当する者 下甌村が実施する漁業体験教室に参加したIターン者で下甌村に定住する者 漁業に従事するためにIターンし、下甌村に定住する者</p> <p>【内容】 公営住宅に以下の月額家賃(1戸当り)で入居が可能 単身者用 6,000円 養育者用 8,000円</p>	<p>鹿島村奨学資金条例・同施行規則</p> <p>【目的】 ・高等学校、大学、短期大学及び専門学校へ進学しようとする者の経済上の負担軽減を図るため奨学資金を貸与し、有能な人材を育成することを目的とする。</p> <p>【内容】 ・鹿島村奨学資金貸付基金100,000,000円を設置する。 ・基金の年度毎の貸与総額は15,000,000円以内とする。 ・奨学資金の貸与額は、高等学校が月額30,000円 大学、短期大学及び専門学校が月額50,000円とする。</p> <p>【申請手続】 ・鹿島村奨学資金貸与申請書 ・在学証明書 ・村長の発行する納税証明書</p> <p>【奨学生推薦会】 ・村長が毎年委嘱する5人以内の委員で組織し、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。</p> <p>【奨学資金の返還】 ・学校等を卒業した日から6月を経過した日の属する月の翌月から毎月5,000円以上を20年以内で返還しなければならない。 ・奨学生が奨学資金の貸与を辞退し、または停止されたときは、前項に準じて返還しなければならない。 ・奨学資金には、利息を付さない。</p> <p>【返還の猶予】 ・高等学校の奨学生であった者が大学、短期大学及び専門学校に進学したとき。 ・疾病その他正当な事由によって返還が困難となったとき。</p> <p>【返還免除】 ・本人が死亡したとき。 ・奨学生が卒業後一定期間鹿島村に継続して居住したとき。 ・5年以上10年未満返還の半額免除 ・10年を超える期間は、全部の返還を免除する。</p>	<p>新市に移行後、速やかに調整する。</p>

議案第 6 2 号

新市地域情報化計画案について

新市地域情報化計画案について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 2 月 1 1 日 提出

川薩地区法定合併協議会

会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

新市地域情報化計画案について
別紙のとおり

平成 年 月 日 確認

1. 提案の理由

新市の住民サービスの向上、事務の効率化のための情報化を総合的、計画的に示す新市地域情報化計画を策定するにつき提案する。

2. 計画策定の経過

平成15年7月14日	総合計画書等市町村関係資料の提供依頼
7月17日	新市地域情報化計画策定懇話会委員推薦依頼
7月30日	地域情報化調整会議¹
8月12日	地域情報化作業部会
8月20日	地域情報化作業部会
8月下旬	住民等アンケート調査実施（～9月中旬）
9月1日	地域情報化作業部会
9月2日	地域情報化調整会議²
9月5日	第1回新市地域情報化計画策定懇話会
9月11日	分科会意向調査依頼（～9月末）
9月中旬	住民等アンケート調査集約
9月19日	地域情報化作業部会
9月26日	地域情報化作業部会
10月6・7日	地域情報化作業部会
10月10日	地域情報化調整会議³
10月14日	地域情報化作業部会
10月14日	第2回新市地域情報化計画策定懇話会
10月17日	各専門部会意見照会（～10月末）
10月20・21日	地域情報化作業部会
10月27日	地域情報化調整会議⁴
10月28日	第3回新市地域情報化計画策定懇話会
11月4日	地域情報化調整会議⁵
	地域情報化作業部会
11月7日	第4回新市地域情報化計画策定懇話会
11月10日	地域情報化調整会議⁶
	地域情報化作業部会
11月28日	地域情報化調整会議⁷

(2) 報告事項

合併協定項目 H群(一部)の一次協議について

【提案日：11月13日(第9回)】・【承認予定日：12月24日(第12回)】

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

ア．提案された「調整方針(案)」のうち1と2について、変更を要望する。

- 1 合併特例法の在任特例を適用し、合併後6ヶ月間、新市の議会の議員として在任。
なお、特例適用後の一般選挙からは選挙区は設置しない。
- 2 議員報酬の額は、市町村の持ち寄り額とし、特例適用後は、川内市の例により調整する。
(理由)議員の責任として、合併後の予算に地域の課題等が反映されているかどうかについて見届ける必要がある。(下甕村)

イ．議長会では、5市町村が在任特例を支持されていた。

また、在任特例の報酬持ち寄り案が定数特例の場合より、8千数百万円経費節減にもつながると理解している。再度在任特例の案で協議をお願いしたい。(祁答院町)

ウ．新市の議員定数34人は了承。

合併後最初の選挙で定数特例を採用することは了承。

選挙区を設置することについては、2選挙区とされたい。

この定数特例44人場合は、本土選挙区(1市4町)41人、甕選挙区(4村)3人。

上記の場合、定数特例44人をできるだけ減じる努力をされたい。

(川内市)

原案のとおりとする。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

特になし

一部事務組合の取扱い(その2)について

(薩摩郡東部衛生処理組合・串木野樋脇清掃組合・川薩地区介護保険組合 関連)

特になし

環境衛生事業(その2)について

特になし

各市町村住民説明会日程（予定）について

市町村別

番号	市町村名	年月日	曜日	時間	地区名	場所	備考
1	川内市	平成16年2月 2日	月	19:00～21:00	西方校区	町公民館(西方町)	
2	川内市	平成16年2月 2日	月	19:00～21:00	湯田校区	湯田集会所	
3	川内市	平成16年2月 2日	月	19:00～21:00	陽成校区	陽成校区公民館	
4	川内市	平成16年2月 2日	月	19:00～21:00	吉川校区	吉川集会所	
5	川内市	平成16年2月 3日	火	19:00～21:00	城上校区	城上集会所	
6	川内市	平成16年2月 3日	火	19:00～21:00	高来校区	高来校区公民館	
7	川内市	平成16年2月 3日	火	19:00～21:00	育英校区	育英集会所	
8	川内市	平成16年2月 4日	水	19:00～21:00	滄浪校区	滄浪校区公民館	
9	川内市	平成16年2月 4日	水	19:00～21:00	寄田校区	寄田校区公民館	
10	川内市	平成16年2月 4日	水	19:00～21:00	峰山校区	峰山校区公民館	
11	川内市	平成16年2月 4日	水	19:00～21:00	永利校区	永利集会所	
12	川内市	平成16年2月 5日	木	19:00～21:00	水引校区	水引集会所	
13	川内市	平成16年2月 5日	木	19:00～21:00	平佐東校区	平佐東集会所	
14	川内市	平成16年2月 5日	木	19:00～21:00	平佐西校区	国際交流センター	
15	川内市	平成16年2月 5日	木	19:00～21:00	隈之城校区	セントピア	
16	川内市	平成16年2月 6日	金	19:00～21:00	川内校区	すこやかふれあいプラザ	
17	川内市	平成16年2月 6日	金	19:00～21:00	可愛校区	中央公民館	
18	川内市	平成16年2月 6日	金	19:00～21:00	亀山校区	亀山集会所	
19	川内市	平成16年2月 6日	金	19:00～21:00	八幡校区	八幡校区公民館	
20	川内市	平成16年2月 7日	土	13:30～15:30	全域	国際交流センター	
21	川内市	平成16年2月 7日	土	19:00～21:00	全域	中央公民館	
22	樋脇町	平成16年1月26日	月	19:00～	倉野校区	倉野青少年集会所	
23	樋脇町	平成16年1月27日	火	19:00～	野下校区	野下営農研修館	
24	樋脇町	平成16年1月28日	水	19:00～	藤本校区	藤本青少年集会所	
25	樋脇町	平成16年1月30日	金	19:00～	市比野校区	総合休養会館	
26	樋脇町	平成16年1月31日	土	19:00～	塔之原校区	中央公民館ホール	
27	入来町	平成16年1月20日	火	19:00～	八重地区	八重分館	
28	入来町	平成16年1月21日	水	19:00～	大馬越校区	大馬越研修館	
29	入来町	平成16年1月22日	木	19:00～	朝陽校区	ふるさと会館	
30	入来町	平成16年1月27日	火	19:00～	副田校区	高齢者福祉センター	
31	入来町	平成16年1月28日	水	19:00～	入来校区	J A 入来支所	
32	入来町	平成16年2月 1日	日	13:30～	全域	入来町教育委員会	
33	東郷町	平成16年1月28日	水	19:00～	藤川校区	藤川コミュニティセンター	
34	東郷町	平成16年1月29日	木	19:00～	鳥丸校区	鳥丸コミュニティセンター	
35	東郷町	平成16年1月30日	金	19:00～	斧淵校区	斧淵コミュニティセンター	
36	東郷町	平成16年2月 2日	月	19:00～	山田校区	山田コミュニティセンター	
37	東郷町	平成16年2月 3日	火	19:00～	南瀬校区	南瀬コミュニティセンター	
38	祁答院町	平成16年1月19日	月	19:00～21:00	木場・矢立・浦	黒木 浦公民館	自治公民館3
39	祁答院町	平成16年1月20日	火	19:00～21:00	中・宮脇・本町	黒木公民館	自治公民館3
40	祁答院町	平成16年1月21日	水	19:00～21:00	宇都・南・小牧	〃	自治公民館3
41	祁答院町	平成16年1月23日	金	19:00～21:00	秋上・上門・浦下	浦下公民館	自治公民館3
42	祁答院町	平成16年1月26日	月	19:00～21:00	中福良・早馬・上手町	早馬公民館	自治公民館3
43	祁答院町	平成16年1月27日	火	19:00～21:00	楠原・滝間・中武	滝間農事集会所	自治公民館3
44	祁答院町	平成16年1月28日	水	19:00～21:00	川東・城北	祁答院共同福祉施設	自治公民館2
45	祁答院町	平成16年1月30日	金	19:00～21:00	川西・大村町・馬頃尾	〃	自治公民館3
46	祁答院町	平成16年2月 2日	月	19:00～21:00	下手中・菊地田	轟農村研修センター	自治公民館2
47	祁答院町	平成16年2月 3日	火	19:00～21:00	麓西・麓東	麓公民館	自治公民館2
48	祁答院町	平成16年2月 4日	水	19:00～21:00	中原・原・大坪	蘭牟田研修センター	自治公民館3
49	祁答院町	平成16年2月 6日	金	19:00～21:00	砂石・湯之元	ふれあい館	自治公民館2
50	里村	平成16年2月 3日	火	10:00～12:00	全域	里村中央公民館大ホール	
51	里村	平成16年2月 3日	火	19:00～21:00	全域	里村中央公民館大ホール	
52	上甌村	平成16年2月 4日	水	19:30～21:30	平良地区	平良生活館	
53	上甌村	平成16年2月 5日	木	13:30～15:30	中甌地区	上甌村老人福祉センター	
54	上甌村	平成16年2月 5日	木	19:30～21:30	浦内地区	瀬上集会所	
55	上甌村	平成16年1月24日	土	14:00～	長浜地区	長浜振興センター	
56	下甌村	平成16年1月24日	土	19:00～	片野浦地区	高齢者コミュニティセンター	
57	下甌村	平成16年1月25日	日	14:00～	手打地区	中央公民館	
58	下甌村	平成16年1月25日	日	19:00～	青瀬地区	青瀬児童館	
59	下甌村	平成16年1月26日	月	19:00～	瀬々野浦地区	高齢者保健福祉館	
60	下甌村	平成16年1月27日	火	19:00～	内川内地区	内川内集会所	
61	鹿島村	平成16年1月31日	土	14:00～15:30	全域	鹿島村公民館	
62	鹿島村	平成16年1月31日	土	19:00～20:30	全域	鹿島村公民館	

各市町村住民説明会日程（予定）について

開催日順

番号	市町村名	年月日	曜日	時間	地区名	場所	備考
1	祁答院町	平成16年1月19日	月	19:00～21:00	木場・矢立・浦	黒木 浦公民館	自治公民館3
2	入来町	平成16年1月20日	火	19:00～	八重地区	八重分館	
3	祁答院町	平成16年1月20日	火	19:00～21:00	中・宮脇・本町	黒木公民館	自治公民館3
4	祁答院町	平成16年1月21日	水	19:00～21:00	宇都・南・小牧	〃	自治公民館3
5	入来町	平成16年1月21日	水	19:00～	大馬越校区	大馬越研修館	
6	入来町	平成16年1月22日	木	19:00～	朝陽校区	ふるさと会館	
7	祁答院町	平成16年1月23日	金	19:00～21:00	秋上・上門・浦下	浦下公民館	自治公民館3
8	下甌村	平成16年1月24日	土	14:00～	長浜地区	長浜振興センター	
9	下甌村	平成16年1月24日	土	19:00～	片野浦地区	高齢者コミュニティセンター	
10	下甌村	平成16年1月25日	日	14:00～	手打地区	中央公民館	
11	下甌村	平成16年1月25日	日	19:00～	青瀬地区	青瀬児童館	
12	下甌村	平成16年1月26日	月	19:00～	瀬々野浦地区	高齢者保健福祉館	
13	樋脇町	平成16年1月26日	月	19:00～	倉野校区	倉野青少年集会所	
14	祁答院町	平成16年1月26日	月	19:00～21:00	中福良・早馬・上手町	早馬公民館	自治公民館3
15	下甌村	平成16年1月27日	火	19:00～	内川内地区	内川内集会所	
16	樋脇町	平成16年1月27日	火	19:00～	野下校区	野下営農研修館	
17	祁答院町	平成16年1月27日	火	19:00～21:00	楠原・滝間・中武	滝間農事集会所	自治公民館3
18	入来町	平成16年1月27日	火	19:00～	副田校区	高齢者福祉センター	
19	樋脇町	平成16年1月28日	水	19:00～	藤本校区	藤本青少年集会所	
20	祁答院町	平成16年1月28日	水	19:00～21:00	川東・城北	祁答院共同福祉施設	自治公民館2
21	東郷町	平成16年1月28日	水	19:00～	藤川校区	藤川コミュニティセンター	
22	入来町	平成16年1月28日	水	19:00～	入来校区	J A 入来支所	
23	東郷町	平成16年1月29日	木	19:00～	鳥丸校区	鳥丸コミュニティセンター	
24	樋脇町	平成16年1月30日	金	19:00～	市比野校区	総合休養会館	
25	東郷町	平成16年1月30日	金	19:00～	斧淵校区	斧淵コミュニティセンター	
26	祁答院町	平成16年1月30日	金	19:00～21:00	川西・大村町・馬埴尾	〃	自治公民館3
27	鹿島村	平成16年1月31日	土	14:00～15:30	全域	鹿島村公民館	
28	樋脇町	平成16年1月31日	土	19:00～	塔之原校区	中央公民館ホール	
29	鹿島村	平成16年1月31日	土	19:00～20:30	全域	鹿島村公民館	
30	入来町	平成16年2月 1日	日	13:30～	全域	入来町教育委員会	
31	祁答院町	平成16年2月 2日	月	19:00～21:00	下手中・菊地田	轟農村研修センター	自治公民館2
32	川内市	平成16年2月 2日	月	19:00～21:00	西方校区	町公民館(西方町)	
33	川内市	平成16年2月 2日	月	19:00～21:00	湯田校区	湯田集会所	
34	川内市	平成16年2月 2日	月	19:00～21:00	陽成校区	陽成校区公民館	
35	川内市	平成16年2月 2日	月	19:00～21:00	吉川校区	吉川集会所	
36	東郷町	平成16年2月 2日	月	19:00～	山田校区	山田コミュニティセンター	
37	里村	平成16年2月 3日	火	10:00～12:00	全域	里村中央公民館大ホール	
38	里村	平成16年2月 3日	火	19:00～21:00	全域	里村中央公民館大ホール	
39	祁答院町	平成16年2月 3日	火	19:00～21:00	麓西・麓東	麓公民館	自治公民館2
40	川内市	平成16年2月 3日	火	19:00～21:00	城上校区	城上集会所	
41	川内市	平成16年2月 3日	火	19:00～21:00	高来校区	高来校区公民館	
42	川内市	平成16年2月 3日	火	19:00～21:00	育英校区	育英集会所	
43	東郷町	平成16年2月 3日	火	19:00～	南瀬校区	南瀬コミュニティセンター	
44	祁答院町	平成16年2月 4日	水	19:00～21:00	中原・原・大坪	蘭牟田研修センター	自治公民館3
45	川内市	平成16年2月 4日	水	19:00～21:00	滄浪校区	滄浪校区公民館	
46	川内市	平成16年2月 4日	水	19:00～21:00	寄田校区	寄田校区公民館	
47	川内市	平成16年2月 4日	水	19:00～21:00	峰山校区	峰山校区公民館	
48	川内市	平成16年2月 4日	水	19:00～21:00	永利校区	永利集会所	
49	上甌村	平成16年2月 4日	水	19:30～21:30	平良地区	平良生活館	
50	川内市	平成16年2月 5日	木	19:00～21:00	水引校区	水引集会所	
51	川内市	平成16年2月 5日	木	19:00～21:00	平佐東校区	平佐東集会所	
52	川内市	平成16年2月 5日	木	19:00～21:00	平佐西校区	国際交流センター	
53	川内市	平成16年2月 5日	木	19:00～21:00	隈之城校区	セントピア	
54	上甌村	平成16年2月 5日	木	13:30～15:30	中甌地区	上甌村老人福祉センター	
55	上甌村	平成16年2月 5日	木	19:30～21:30	浦内地区	瀬上集会所	
56	祁答院町	平成16年2月 6日	金	19:00～21:00	砂石・湯之元	ふれあい館	自治公民館2
57	川内市	平成16年2月 6日	金	19:00～21:00	川内校区	すこやかふれあいプラザ	
58	川内市	平成16年2月 6日	金	19:00～21:00	可愛校区	中央公民館	
59	川内市	平成16年2月 6日	金	19:00～21:00	亀山校区	亀山集会所	
60	川内市	平成16年2月 6日	金	19:00～21:00	八幡校区	八幡校区公民館	
61	川内市	平成16年2月 7日	土	13:30～15:30	全域	国際交流センター	
62	川内市	平成16年2月 7日	土	19:00～21:00	全域	中央公民館	

事務の進捗状況について

項 目	進 捗 状 況
協議会だより	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月13日：第6号発送予定（第10・第11回協議会） ・ 1月10日までに、特別号（住民説明会用資料）を発送予定 ・ 第7号は1月末発送予定
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成15年7月10日：ホームページ開設 平成15年12月1日現在 アクセス件数12,596件 ホームページアドレス http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp
議事録作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第10回議事録 12月中旬：調製・関係市町村発送予定 ・ 第11回議事録は1月上旬発送予定
新市名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 募集期間：平成15年8月25日～9月25日 応募件数9,490件 ・ 11月26日 第10回協議会に5点を報告
新市まちづくり計画 (計画班)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11月26日 第10回協議会において計画案決定 ・ 11月27日 計画案について県知事協議を開始 <p>[今後の予定]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12月 日 計画案について県知事からの回答 ・ 12月24日 第12回協議会において県知事協議結果報告及び計画決定 ・ 12月25日～まちづくり計画書を総務大臣及び県知事へ送付
事務事業一元化関係 (調整班)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各専門部会、分科会開催状況（11月15日～11月30日） <ul style="list-style-type: none"> 専門部会 延べ 11回 分科会 延べ 54回 ・ 調整会議開催状況 <ul style="list-style-type: none"> 地域情報化調整会議（作業部会） 1回 <p>[今後の作業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各専門部会、分科会で事務事業細部調整作業（12月末） ・ 例規原案作成作業（7月～H16.3月） ・ 事務処理マニュアル作成作業（7月～H16.3月） ・ 地域情報化計画策定作業（7月～12月）

9 専門部会の進捗状況について（平成 15 年 7 月 10 日～平成 15 年 11 月 30 日）

部 会 名	進 捗 状 況
総務部会	<p>これまでに専門部会 4 回、分科会（5 分科会）を延べ 5 2 回開催し、事務事業の再調整及び協定項目の議案調整を行うとともに、事務組織機構調整会議を 6 回、助役会議を 1 回（2 日）開催し、新市の組織機構について協議した。なお、消防団の取扱いについて消防団長会議を開催した。現在、職員定数や事務分掌等の調整を進めている。</p> <p>今後、各協定項目議案の調整と各分科会による事務事業の詳細なすり合わせ協議と併せて文書法制・選挙・庁舎管理分科会に設置した例規作業部会を中心に各専門部会の協力を得ながら、例規一元化作業を進める。</p>
企画財政部会	<p>これまでに専門部会を 1 0 回、分科会（9 分科会）を延べ 5 3 回開催し、事務事業の再調整及び協定項目の議案調整を行った。</p> <p>また、地区コミュニティ調整会議（作業部会合同）を 3 回、作業部会 1 回開催し、新市の地区コミュニティ制度について事業内容等を検討した。</p> <p>今後の予定としては、各協定項目議案の調整と各分科会による事務事業の詳細なすり合わせ協議を行いながら、例規一元化作業も同時に進めることとしている。</p>
産業経済部会	<p>これまでに専門部会を 5 回、分科会（8 分科会）を延べ 6 9 回開催し、事務事業の再調整、詳細な事務事業のすり合わせ協議に向けてのスケジュール調整、例規一覧表の確認及び議案調整を行った。</p> <p>今後は、引き続き各分科会による事務事業の詳細なすり合わせ及び例規一元化作業を進めることとしている。</p>
住民健康福祉部会	<p>これまでに専門部会 7 回、分科会（5 分科会）を延べ 6 4 回開催し、事務事業の再調整及び協定項目の議案調整を行った。</p> <p>今後も、各協定項目に係る事務事業の詳細なすり合わせ継続して協議することとしている。</p> <p>社会福祉協議会においては、各専門部会を毎週開催し、事業・財産・債務等の取扱いについて、詳細協議が進められており、今後さらに社協と市町村を含め合同会議を開催し、各事務事業の協議を進めることとしている。</p>
建設部会	<p>これまでに専門部会 7 回、分科会（5 分科会）を延べ 3 2 回開催し、事務事業の再調整・詳細なすり合わせ協議に向けてのスケジュール調整、例規一覧表の確認及び協定項目議案調整を行った。</p> <p>現在、各分科会で事務事業の詳細なすり合わせ及び例規一元化作業の協議中である。</p>
上下水道部会	<p>これまでに専門部会 3 回、各分科会（4 分科会）を延べ 2 9 回開催し、例規一覧表の確認及び事務事業の詳細なすり合わせ協議に向けてのスケジュール等について協議した。</p> <p>現在、各分科会で事務事業の詳細なすり合わせ及び例規一元化作業の協議中である。</p>
教育部会	<p>これまでに専門部会 7 回、各分科会（6 分科会）を延べ 5 6 回開催し、事務事業の再調整、各協定項目議案、例規一覧表の確認及び事務事業の詳細なすり合わせ協議に向けてのスケジュール等について協議した。また、第 2 回教育長会を開催し、新市の組織機構等について協議した。</p> <p>現在、各分科会で事務事業の詳細なすり合わせ及び例規一元化作業の協議中である。</p>
電算情報部会	<p>これまでに専門部会 5 回、分科会を 6 回開催し、事務事業の調整、システム統合作業、ネットワークの考え方などについて協議し、また、地域情報化調整会議を 7 回、同作業部会を 10 回開催し、地域情報化計画策定作業を行った。</p> <p>今後は、システム統合作業や新市のネットワークの詳細協議などに重点を置き、作業を進めていくこととしている。</p>
議会・監査部会	<p>これまでに議会・監査専門部会を 7 回開催し、事務事業の再調整及び協定項目の議案調整を行うとともに、議長会を 8 回開催し、「議会議員の定数及び任期の取扱い」について協議し、議長会の方針をもとに専門部会の調整方針案を整理した。</p> <p>これからの予定としては、協定項目に係る事務事業の詳細なすり合わせ協議及び例規一元化作業の協議中である。</p>

一部事務組合について

(参考：川西薩地区での協議経過)

月 日	会議名	協議事項	確認事項
平成 15 年 4 月 25 日	3 地区法定協 議会事務局意 見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・全体スケジュール ・一部事務組合の現状 ・一部事務組合調整の考え方 ・調整スケジュール 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係一部事務組合会議の開催 ・スケジュールの一番早い日置に合わせて協議を進める。 ・構成市町村、組合、法定協間での協議が必要 ・県へ県内法定協事務局長会議の開催要請
5 月 28 日	3 法定協共催 一部事務組合 等意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・法定協概要及びスケジュール等 確認 ・業務別会議 各組合の現状、組合の方針、今 後の協議の進め方 	<ul style="list-style-type: none"> ・まず組合構成市町村で協議を進める。 ・6 月中を目処に協議を進める。 ・構成市町村、組合、法定協間での協議が必要
6 月 23 日	川西薩地区・薩 摩東部地区事 務局長協議	<ul style="list-style-type: none"> ・解散の考え方について ・一部事務組合調整の考え方 ・今後の協議について 	<ul style="list-style-type: none"> ・10 月 11 日は、解散ではなく 2 町（入来町、祁 答院町）の脱退である。 ・脱退、財産処分等については構成町すべての議 会の可決が必要である。 ・法的な手続きや法解釈の不明確な部分（解散、 消滅）財産処分や一部事務組合職員の取扱い等 について、県に照会し、今後調査していく。 ・お互いに知識、資料の交換を行う。 ・今後、助役会議及び法定協幹事長会議、法定協 会長協議、管理者協議を進めていく。
6 月 30 日	入来町・祁答院 町・川西薩地区 法定合併協議 会事務局意見 交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経過について ・2 町の方針について ・今後の協議について 	<ul style="list-style-type: none"> ・東部衛生処理組合を脱退、解散する場合の法的 問題点を整理し、協議していく。 ・一部事務組合は、すべて同列で協議するのでは なく、業務ごとに状況が異なるので、それぞれで 協議していく。 ・今後、助役会議及び法定協幹事長会議、法定協 会長協議、管理者協議を進めていく。
7 月 4 日	川薩地区介護 保険組合担当 課長会	<ul style="list-style-type: none"> ・組合の概要及び現状等の説明 ・解散するとした場合の問題点 財産について （財政調整基金・公用車） 合併期日の時期のズレによる対処 	<ul style="list-style-type: none"> ・次回、課題問題点について、持ちより、協議す る。

協議経過 [川薩地区]

月 日	会議名	協議事項	確認事項
7月11日	禰答院地区消防組合議会全員協議会	[薩摩東部地区合併協議会] 禰答院地区消防組合の調整方針について	[禰答院地区消防組合での調整方針案] 「 禰答院町は、川薩地区新市施行の前日（平成 16 年 10 月 11 日）に禰答院地区消防組合を脱退し、新市において業務を行う。 財産処分、職員の処遇については、今後協議する。」 という管理者の方針が示された。 * 禰答院町分を抜粋
7月14日	薩摩東部地区法定協事務局と打合せ	禰答院地区消防組合の調整方針について 今後のスケジュールについて	・ 禰答院地区消防組合の調整方針について、川薩地区でも確認、協議していく。 ・ 他組合の調整についても、9 月提案を目処に共通のスケジュールにより作業を進める。 ・ 財産処分や職員の処遇については、複数案を提示し協議していく。（薩摩東部地区で資料は作成する。）
7月16日	薩摩郡東部衛生処理組合関係 5 町助役会議	これまでの協議経過 組合の基本方針について 協議スケジュールについて 協議事項について	・ 解散の考え方は、平成 16 年 10 月入来町・禰答院町の脱退、平成 17 年 1 月解散（消滅） ・ 一部事務組合の調整については、各町とも住民、議会へ説明が必要であり、その判断材料となる資料作成が必要である。 ・ 合併の伴う問題については、幹事会及び担当係長で問題の整理を行い、今後の判断材料にしていく。 ・ 判断材料となる資料については、両地区で共有する。
7月23日	一部事務組合等協議スケジュール説明会 各一部事務組合事務局長 業務担当課長	これまでの協議経過 今後の協議のスケジュール 協議の進め方 調査事項等	・ 最終議案調整を 8 月 25 日とし、それまでに調整方針案を協議し、決定する。 ・ 業務別会議を開催する。 ・ 組合構成市町村の助役、首長協議、関係組合の管理者協議を行う。 ・ 考えられるパターンの試算等を行い、関係市町村へ示す。
8月6日	薩摩東部地区法定協事務局と打合せ	これまでの協議経過 スケジュールの確認	・ 協議検討に必要な資料の作成依頼 ・ 関係市町村等協議の設定を依頼
8月6日	西薩衛生処理組合構成市町担当課長会議（1市2町）	組合の調整方針（案） 今後のスケジュール	・ 組合を構成する 1 市 2 町は、合併関係市町にすべて含まれるため、組合は解散することとなる。 ・ 新市での体制を想定し、協議を進める。
8月18日	業務別（ごみ処理）打合せ 川内市・樋脇町・入来町・禰答院町	現状報告 意見交換	・ ごみ処理業務の現状把握と課題・問題点の把握
8月19日	県副知事、総務部長等と協議	一部事務組合の取扱い調整 依頼	一部事務組合の枠組みは、地域の協議課題であるが、再編に伴う起債償還・財産処分等に係る法的な課題の整理について、全県統一的な調整を県に依頼した。

月 日	会議名	協議事項	確認事項
8月25日	樋脇町・串木野樋脇清掃組合と打合せ	現状報告 組合の取扱い	・今後の協議について
8月27日	薩摩東部地区法定協事務局と打合せ	これまでの協議経過 スケジュールの確認	・5町助役、担当課長会議の開催 ・両法定協幹事長会議の設定要請
9月9日	薩摩郡東部衛生処理組合関係5町助役会議	組合基本方針の協議	・組合基本方針に対する合併協議会事務局及び構成市町村長協議の開催
9月12日	薩摩東部地区法定協事務局と打合せ	これまでの協議経過 スケジュールの確認	・両法定協幹事長会議の開催(9月中)
9月17日	県協議	協議状況の報告 起債償還、財産処分等の在り方について協議	
9月19日	鹿児島県町村会打合せ	町村会関係各組合等の調整方針報告 今後の協議について	・各組合の体制について ・今後の協議について
9月26日	薩摩東部地区・川薩地区両法定協正副幹事長・事務局長等協議	一部事務組合の取扱い これまでの協議経過 スケジュールの確認	・1市7町、市町長会議を開催する。
10月1日	1市7町市町長意見交換会	薩摩東部地区関係一部事務組合調整方針(案) 今後の進め方	・祁答院地区消防組合・祁答院地方卸売市場組合・祁答院地区土地開発公社祁答院町支社・祁答院地区視聴覚教育協議会の基本方針については合意。 ・薩摩郡東部衛生処理組合・川薩地区介護保険組合については、10月中旬までに基本方針の確認を行う。 ・財産処分及び職員の取り扱いについては、今後協議する。
10月20日	薩摩東部地区・川薩地区両幹事長・事務局長協議	薩摩郡東部衛生処理組合川薩地区介護保険組合の調整方針(案) 今後の進め方	・両一部事務組合については、今後も継続して調整方針の協議を進める。
10月29日	串木野市・樋脇町協議	串木野樋脇清掃組合の調整方針協議 今後の進め方	・今後も継続して調整方針の協議を進める。
11月11日	県出納長、市町村合併推進課長協議	協議状況の報告 一部事務組合の取扱い調整依頼	一部事務組合の再編に伴う起債償還・財産処分等に係る法的な課題の整理について、全県統一的な調整を依頼した。
11月26日	市町村長調整会	調整方針協議	衛生処理関係組合の調整方針について確認
12月8日	串木野市・樋脇町協議	串木野樋脇清掃組合の調整方針協議 今後の進め方	・今後も継続して調整方針の協議を進める。

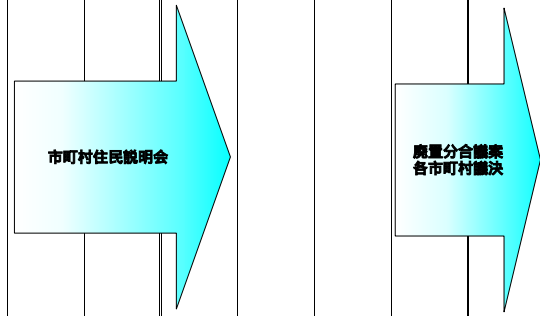
(3) その他

次回協議会の開催等について

会議名	日程	会場	協議内容
第12回幹事会	12月18日(木) 午後1時30分~	入来町文化ホール別館 (入来町)	協議内容 ・第12回協議会資料案について ・新市まちづくり計画知事協議報告 ・新市まちづくり計画決定 ・新市の名称について ・合併協定項目 H群審議 -議会議員の定数及び任期 -農業委員会委員の定数及び任期 -一部事務組合等の取扱い(その2) -環境衛生事業(その2)
第12回協議会	12月24日(水) 午後2時00分~	ホテル太陽パレス (川内市)	協議内容 ・新市まちづくり計画知事協議報告 ・新市まちづくり計画決定 ・新市の名称について ・合併協定項目 H群審議 -議会議員の定数及び任期 -農業委員会委員の定数及び任期 -一部事務組合等の取扱い(その2) -環境衛生事業(その2)
第8回小委員会	12月24日(水) 午後4時30分~	ホテル太陽パレス (川内市)	・新市名称応募者の中から 優秀賞の選考(抽選)

合併協定項目 市町村協議スケジュール(全体)

協議会		第1回 7月10日	第2回 7月24日	第3回 8月12日	第4回 8月28日	第5回 9月11日	第6回 9月25日	第7回 10月7日	第8回 10月24日	第9回 11月13日	第10回 11月26日	第11回 12月11日	第12回 12月24日	第13回 1月8日	第14回 1月22日	第15回 2月5日	第16回 2月19日	第17回 3月5日		
幹事会		第2回 8月7日	第3回 8月22日	第4回 9月4日	第5回 9月18日	第6回 10月2日	第7回 10月16日	第8回 10月30日	第9回 11月6日	第10回 11月20日	任意設定 11月25日	第11回 12月6日	第12回 12月18日	第13回 1月1日	第14回 1月15日	第15回 1月29日	第16回 2月12日	第17回 2月26日	第18回 3月11日	
1	1 合併の方式	基 第8号提案・決定																		
2	2 合併の期日	基 第9号提案・決定																		
3	4 事務所的位置	基 第10号提案・決定																		
4	11 条例・規則等の取扱い	S 第3号提案	第14号承認																	
5	23 -3 電算システム	第4号提案	第15号承認																	
6	14 使用料・手数料の取扱い	第5号提案																		
7	15 公共的団体等の取扱い	A 第6号提案																		
8	23 -18 上・下水道事業	第7号提案																		
9	8 地方税の取扱い			第9号提案																
10	16 補助金・交付金等の取扱い			第10号提案																
11	23 -10 障害者福祉事業			第11号提案																
12	23 -11 高齢者福祉事業			第12号提案																
13	5 財産の取扱い			幹事会協議																
14	12 事務組織及び機構の取扱い			幹事会協議																
15	19 国民健康保険事業の取扱い			幹事会協議																
16	20 介護保険事業の取扱い			幹事会協議																
17	23 -12 児童福祉事業			幹事会協議																
18	17 町名・字名の取扱い																			
19	22 自治会・行政連絡機構の取扱い			幹事会協議																
20	23 -7 窓口業務			幹事会協議																
21	23 -8 保健衛生事業			幹事会協議																
22	23 -9 環境衛生事業(その1)			幹事会協議																
23	18 慣行の取扱い																			
24	23 -1 男女共同参画事業																			
25	23 -4 広報広聴事業																			
26	23 -22 情報公開制度																			
27	13 一部事務組合等の取扱い(その1)																			
28	21 消防団の取扱い																			
29	23 -2 友好都市・国際交流事業																			
30	23 -5 消防防災関係事業																			
31	23 -15 農林水産関係事業																			
34	23 -6 交通関係事業																			
35	23 -16 商工・観光関係事業																			
36	23 -17 建設関係事業																			
37	23 -19 学校教育事業																			
38	23 -20 コミュニティ施策																			
39	23 -21 社会教育事業																			
40	9 一般職の職員の身分の取扱い																			
41	10 特別職の職員の身分の取扱い																			
42	23 -13 生活保護事業																			
43	23 -14 その他福祉事業																			
44	23 -23 その他事業																			
45	6 議会議員の定数及び任期																			
46	7 農業委員会委員の定数及び任期																			
47	13 一部事務組合等の取扱い(その2)																			
48	23 -9 環境衛生事業(その2)																			
49	3 新市の名称	基 (要綱)	(継続協議)	(審議)	8/25-9/25 名称募集															
50	24 新市まちづくり計画(新市建設計画)	B		第8号原案提案			一次集約	原案審議	原案審議											



合併協定項目（46項目）の協議状況

合併協定項目		提案時期	確認時期	協議状況
1	1 合併の方式	第1回協議会(H15.7.10)	第1回協議会(H15.7.10)	確認済
2	2 合併の期日	第1回協議会(H15.7.10)	第1回協議会(H15.7.10)	確認済
3	3 新市の名称	11/26 第10回協議会に5点を提案		
4	4 新市の事務所の位置	第1回協議会(H15.7.10)	第1回協議会(H15.7.10)	確認済
5	5 財産の取扱い	第4回協議会(H15.8.28)	第8回協議会(H15.10.24)	確認済
6	6 議会議員の定数及び任期の取扱い	第9回協議会(H15.11.13)		持ち帰り協議中
7	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	第9回協議会(H15.11.13)		持ち帰り協議中
8	8 地方税の取扱い	第3回協議会(H15.8.12)	第6回協議会(H15.9.25)	確認済
9	9 一般職の職員の身分の取扱い	第9回協議会(H15.11.13)		持ち帰り協議中
10	10 特別職の身分の取扱い	第9回協議会(H15.11.13)		持ち帰り協議中
11	11 条例、規則等の取扱い	第1回協議会(H15.7.10)	第2回協議会(H15.7.24)	確認済
12	12 事務組織及び機構の取扱い	第4回協議会(H15.8.28)	第8回協議会(H15.10.24)	確認済
13	13 一部事務組合等の取扱い(その1)	第7回協議会(H15.10.7)	第10回協議会(H15.11.26)	確認済
14	一部事務組合等の取扱い(その2)	第9回協議会(H15.11.13)		持ち帰り協議中
15	14 使用料、手数料等の取扱い	第2回協議会(H15.7.24)	第6回協議会(H15.9.25)	確認済
16	15 公共的団体等の取扱い	第2回協議会(H15.7.24)	第6回協議会(H15.9.25)	確認済
17	16 補助金、交付金等の取扱い	第3回協議会(H15.8.12)	第6回協議会(H15.9.25)	確認済
18	17 町名・字名の取扱い	第5回協議会(H15.9.11)	第8回協議会(H15.10.24)	確認済
19	18 慣行の取扱い	第6回協議会(H15.9.25)	第10回協議会(H15.11.26)	確認済
20	19 国民健康保険事業の取扱い	第4回協議会(H15.8.28)	第8回協議会(H15.10.24)	確認済
21	20 介護保険事業の取扱い	第4回協議会(H15.8.28)	第8回協議会(H15.10.24)	確認済
22	21 消防団の取扱い	第7回協議会(H15.10.7)	第10回協議会(H15.11.26)	確認済
23	22 自治会・行政連絡機構の取扱い	第5回協議会(H15.9.11)	第8回協議会(H15.10.24)	確認済
24	23-1 男女共同参画事業	第6回協議会(H15.9.25)	第10回協議会(H15.11.26)	確認済
25	23-2 友好都市・国際交流事業	第7回協議会(H15.10.7)	第10回協議会(H15.11.26)	確認済
26	23-3 電算システム事業	第1回協議会(H15.7.10)	第2回協議会(H15.7.24)	確認済
27	23-4 広報広聴関係事業	第6回協議会(H15.9.25)	第10回協議会(H15.11.26)	確認済
28	23-5 消防防災関係事業	第7回協議会(H15.10.7)	第10回協議会(H15.11.26)	確認済
29	23-6 交通関係事業	第8回協議会(H15.10.24)		持ち帰り協議中
30	23-7 窓口業務	第5回協議会(H15.9.11)	第8回協議会(H15.10.24)	確認済
31	23-8 保健衛生事業	第5回協議会(H15.9.11)	第8回協議会(H15.10.24)	確認済
32	23-9 環境衛生事業(その1)	第5回協議会(H15.9.11)	第8回協議会(H15.10.24)	確認済
33	環境衛生事業(その2)	第9回協議会(H15.11.13)		持ち帰り協議中
34	23-10 障害者福祉事業	第3回協議会(H15.8.12)	第6回協議会(H15.9.25)	確認済
35	23-11 高齢者福祉事業	第3回協議会(H15.8.12)	第6回協議会(H15.9.25)	確認済
36	23-12 児童福祉事業	第4回協議会(H15.8.28)	第8回協議会(H15.10.24)	確認済
37	23-13 生活保護事業	第9回協議会(H15.11.13)		持ち帰り協議中
38	23-14 その他の福祉事業	第9回協議会(H15.11.13)		持ち帰り協議中
39	23-15 農林水産関係事業	第7回協議会(H15.10.7)	第10回協議会(H15.11.26)	確認済
40	23-16 商工・観光関係事業	第8回協議会(H15.10.24)		持ち帰り協議中
41	23-17 建設関係事業	第8回協議会(H15.10.24)		持ち帰り協議中
42	23-18 上・下水道事業	第2回協議会(H15.7.24)	第6回協議会(H15.9.25)	確認済
43	23-19 学校教育事業	第8回協議会(H15.10.24)		持ち帰り協議中
44	23-20 コミュニティ施策	第8回協議会(H15.10.24)		持ち帰り協議中
45	23-21 社会教育事業	第8回協議会(H15.10.24)		持ち帰り協議中
46	23-22 情報公開制度	第6回協議会(H15.9.25)	第10回協議会(H15.11.26)	確認済
47	23-23 その他事業	第9回協議会(H15.11.13)		持ち帰り協議中
48	24 新市まちづくり計画	第3回協議会(H15.8.12)		協議中

平成15年度 川薩地区法定合併協議会 協議日程(予定)について

月	日	曜日	時間	会議名	協議内容	合併協定協議項目	会場
7	3	木	13:30			・合併協定項目 S 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	10	木	13:30	設置会議 第1回協議会 第1回小委員会	・新市まちづくり計画策定方針 ・新市名称募集要項等提案	・基本3項目提案・決定 ・合併協定項目 S 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	17	木	13:30	第1回幹事会		・合併協定項目 A, B 群提案	川内市 サンアリーナ せんだい
	24	木	13:30	第2回協議会 第2回小委員会	・新市名称募集要項等承認 ・町名・字名について	・合併協定項目 S 群決定 ・合併協定項目 A 群提案	祁答院町 いこいの村 いむた池
	31	木	13:30	協議会 予備			ホテル太陽パ レス
8	7	木	13:30	第2回幹事会		・合併協定項目 C 群提案	入来町 文化ホール 別館
	12	火	13:30	第3回協議会 第3回小委員会	・新市まちづくり計画原案提案 ・町名・字名について	・合併協定項目 B 群提案	榑脇町 ホテル グリーンヒル
	22	金	13:30	第3回幹事会		・合併協定項目 D 群提案	東郷町 アミティプラザ 東郷
	28	木	13:30	第4回協議会		・合併協定項目 C 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
9	4	木	13:30	第4回幹事会		・合併協定項目 E 群提案	川内市 おおとり荘
	11	木	13:30	第5回協議会 第4回小委員会		・合併協定項目 D 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	18	木	13:30	第5回幹事会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 F 群提案	川内市 サンアリーナ せんだい
	25	木	13:30	第6回協議会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 A B 群決定 ・合併協定項目 E 群提案	祁答院町 いこいの村 いむた池
10	2	木	13:30	第6回幹事会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 G 群提案	川内市 サンアリーナ せんだい
	7	火	13:30	第7回協議会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 F 群提案	榑脇町 ホテル グリーンヒル
	14	火	13:30	第5回小委員会	・新市名称20点程度に絞込み		川内市 川内ホテル
	16	木	13:30	第7回幹事会		・合併協定項目 H 群提案	里村 中央公民館
	24	金	13:30	第8回協議会	・新市名称小委員会中間報告 (20点程度)	・合併協定項目 C D 群決定 ・合併協定項目 G 群提案	祁答院町 いこいの村 いむた池
	30	木	13:30	第8回幹事会			川内市 (ホテル太陽 パレス)

月	日	曜日	時間	会議名	協議内容	合併協定協議項目	会場
11	4	火	13:30	第6回小委員会	・新市名称5点程度に絞込み		川内市 安藤旅館
	6	木	14:00	第9回幹事会	・新市まちづくり計画修正原案提案		川内市 おおとり荘
	13	木	13:30	第9回協議会	・新市まちづくり計画修正原案提案	・合併協定項目 H群提案	榑臨町ホテル グリーンヒル
	17	月	15:00	第7回小委員会	・新市名称5点程度に絞込み		川内市 川内ホテル
	20	木	13:30	第10回幹事会	・新市まちづくり計画案決定	・住民説明会の日程協議	川内市 サンアリーナ せんだい
	26	水	14:00	第10回協議会	・新市まちづくり計画案決定	・合併協定項目 E, F群決定 ・新市の名称について提案(5点程度)	川内市ホテル 太陽パレス
12	6	土	13:30	第11回幹事会			川内市役所 6階大会議室
	11	木	14:00	第11回協議会		・合併協定項目 G, H群決定	川内市ホテル 太陽パレス
	18	木	13:30	第12回幹事会	・新市まちづくり計画知事協議報告 ・新市まちづくり計画決定		入来町文化ホ ール別館
	24	水	14:00	第12回協議会 第8回小委員会	・新市まちづくり計画知事協議報告 ・新市まちづくり計画決定 ・優秀賞の決定(小委員会)	・合併協定項目 H群決定 ・新市の名称について決定 (候補1点)	川内市 ホテル太陽 パレス
1	8	木	13:30	第13回幹事会			東郷町アミテ ィプラザ東郷
	15	木	14:00	第13回協議会	・合併協定書(案)提案	・住民説明会	榑臨町ホテル グリーンヒル
	22	木	13:30	第14回幹事会			川内市 サンアリーナ せんだい
	29	木	14:00	第14回協議会	・合併協定書(案)審議		各市町村 住民説明会
2	5	木	13:30	第15回幹事会			川内市 おおとり荘
	12	木	13:30	第16回幹事会			川内市 (ホテル太陽 パレス)
	19	木	14:00	第15回協議会	・合併協定書(案)決定 【合併協定書 調印式】		川内市ホテル 太陽パレス
	26	木	13:30	第16回協議会			祁答院町 いこいの村 いむた池
3	4	木	13:30	幹事会予備			(未定)
	11	木	13:30	協議会予備			(未定)
	18	木	13:30	第17回幹事会			川内市 市民会館第1 会議室
	25	木	13:30	第17回協議会	・各市町村 議決		川内市ホテル 太陽パレス
4	1	木	13:30	第18回幹事会			川内市 市民会館第1 会議室
	8	木	13:30	第18回協議会			榑臨町ホテル グリーンヒル
	15	木	13:30	第19回幹事会			川内市役所 6階大会議室
	22	木	13:30	第19回協議会			川内市ホテル 太陽パレス